CZ-4-3
1200404246564

第五十五回
第五十六回

国会制定法

第五十五回国会会期（昭和四十二年 二 月 十 五 日から 昭和四十二年 七 月二十一日まで）
第五十六回国会会期（昭和四十二年 七 月二十七日から 昭和四十二年 八 月 十 八 日まで）

参議院法制局

第五十五回国会制定法

会期（昭和四十二年二月十五日から
昭和四十二年七月二十一日まで）

参議院法制局

凡例

一、本書は、第五十五回国会（特別会）（昭和四十二年二月十五日から　昭和四十二年七月二十一日まで）を通過成立した法律百三十七件（閣法百三十一件　衆法六件）―昭和四二年法律第三号から同第一三九号まで―を収録したものである。

二、収録した法律は、その公布番号の順序に従つて、配列した。

三、目次（法律の公布番号順）、件名索引（五十音順）及び部門別索引を掲載した。

右の目次、索引及び本文の題名の下に「（衆法）」と表示してあるのは、議員提出の法律案中衆議院議員提出のものであることを示し、その他は、すべて内閣提出のものである。

附記

第五十四回国会（常会）―昭和四十一年十二月二十七日召集、即日衆議院解散―においては、通過成立した法律はなかつた。

~~320.91 Sa594k~~
CZ
4
3

国立国会図書館
42.12.-6

744847

目次

法律第三号　国会議員の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十二年三月三十一日公布）（衆法）……一
法律第四号　総理府設置法の一部を改正する法律（昭和四十二年三月三十一日公布）……一
法律第五号　文部省設置法の一部を改正する法律（昭和四十二年三月三十一日公布）……二
法律第六号　昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律（昭和四十二年三月三十一日公布）……二
法律第七号　期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律（昭和四十二年三月三十一日公布）……三〇
法律第八号　昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律（昭和四十二年三月三十一日公布）……三一
法律第九号　中小企業信用保険臨時措置法の一部を改正する法律（昭和四十二年三月三十一日公布）……三三
法律第十号　プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律（昭和四十二年三月三十一日公布）……三三
法律第十一号　関税定率法等の一部を改正する法律（昭和四十二年五月二十七日公布）……三三
法律第十二号　石炭対策特別会計法（昭和四十二年五月二十七日公布）……五七
法律第十三号　炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律（昭和四十二年五月二十七日公布）……六一
法律第十四号　税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律（昭和四十二年五月三十日公布）……六二
法律第十五号　住宅融資保険法の一部を改正する法律（昭和四十二年五月三十日公布）……六九
法律第十六号　外務省設置法の一部を改正する法律（昭和四十二年五月三十一日公布）……六九
法律第十七号　文部省設置法の一部を改正する法律（昭和四十二年五月三十一日公布）……七〇
法律第十八号　国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律（昭和四十二年五月三十一日公布）……七一
法律第十九号　通商産業省設置法の一部を改正する法律（昭和四十二年五月三十一日公布）……七四
法律第二十号　所得税法の一部を改正する法律（昭和四十二年五月三十一日公布）……七四
法律第二十一号　法人税法の一部を改正する法律（昭和四十二年五月三十一日公布）……一五二
法律第二十二号　相続税法の一部を改正する法律（昭和四十二年五月三十一日公布）……一五六
法律第二十三号　印紙税法（昭和四十二年五月三十一日公布）……一五七
法律第二十四号　租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十二年五月三十一日公布）……一七九
法律第二十五号　地方税法等の一部を改正する法律（昭和四十二年五月三十一日公布）……二二一
法律第二十六号　裁判所職員定員法の一部を改正する法律（昭和四十二年五月三十一日公布）……二四八
法律第二十七号　中小企業近代化促進法の一部を改正する法律（昭和四十二年五月三十一日公布）……二四九

法律第二十八号　国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十二年六月一日公布）……二四九
法律第二十九号　臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律（昭和四十二年六月一日公布）……二五〇
法律第三十号　国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十二年六月二日公布）……二五二
法律第三十一号　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十二年六月二日公布）……二五四
法律第三十二号　在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十二年六月五日公布）……二五四
法律第三十三号　理化学研究所法の一部を改正する法律（昭和四十二年六月五日公布）……二五七
法律第三十四号　科学技術庁設置法の一部を改正する法律（昭和四十二年六月十日公布）……二五七
法律第三十五号　登録免許税法（昭和四十二年六月十二日公布）……二五九
法律第三十六号　登録免許税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律（昭和四十二年六月十二日公布）……二九六
法律第三十七号　沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法（昭和四十二年六月十三日公布）……三〇五
法律第三十八号　日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律（昭和四十二年六月十九日公布）……三一〇
法律第三十九号　厚生省設置法の一部を改正する法律（昭和四十二年六月二十日公布）……三一〇
法律第四十号　下水道法の一部を改正する法律（昭和四十二年六月二十一日公布）……三一一
法律第四十一号　下水道整備緊急措置法（昭和四十二年六月二十一日公布）……三一二
法律第四十二号　農業共済基金法の一部を改正する法律（昭和四十二年六月二十六日公布）……三一三
法律第四十三号　中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭和四十二年六月二十六日公布）……三一四
法律第四十四号　宮内庁法の一部を改正する法律（昭和四十二年六月三十日公布）……三一八
法律第四十五号　地方交付税法の一部を改正する法律（昭和四十二年六月三十日公布）……三一九
法律第四十六号　昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律（昭和四十二年六月三十日公布）……三二四
法律第四十七号　船舶整備公団法の一部を改正する法律（昭和四十二年六月三十日公布）……三二八
法律第四十八号　交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律（昭和四十二年六月三十日公布）……三二八
法律第四十九号　石炭鉱業再建整備臨時措置法（昭和四十二年七月五日公布）……三二九
法律第五十号　法務省設置法の一部を改正する法律（昭和四十二年七月六日公布）……三三三
法律第五十一号　宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律（昭和四十二年七月六日公布）……三三四
法律第五十二号　道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律（昭和四十二年七月六日公布）……三三五
法律第五十三号　運輸省設置法の一部を改正する法律（昭和四十二年七月十日公布）……三三六
法律第五十四号　日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律（昭和四十二年七月十日公布）……三三八
法律第五十五号　石油ガス税法の一部を改正する法律（昭和四十二年七月十一日公布）……三三九

法律第五十六号　中小企業振興事業団法（昭和四十二年七月十三日公布）……三三九
法律第五十七号　戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年七月十四日公布）……三五二
法律第五十八号　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十二年七月十四日公布）……三五六
法律第五十九号　中小漁業振興特別措置法（昭和四十二年七月十四日公布）……三六二
法律第六十号　外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年七月十四日公布）……三六四
法律第六十一号　船員災害防止協会等に関する法律（昭和四十二年七月十五日公布）……三六六
法律第六十二号　日本専売公社法の一部を改正する法律（昭和四十二年七月十七日公布）……三七五
法律第六十三号　航空機工業振興法等の一部を改正する法律（昭和四十二年七月十七日公布）……三七六
法律第六十四号　旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律（昭和四十二年七月十七日公布）……三七六
法律第六十五号　下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十二年七月十八日公布）……三七七
法律第六十六号　司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（昭和四十二年七月十八日公布）……三八〇
法律第六十七号　公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十二年七月十八日公布）……三八二
法律第六十八号　建設省設置法の一部を改正する法律（昭和四十二年七月二十日公布）……三八八
法律第六十九号　簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和四十二年七月二十日公布）……三八八
法律第七十号　昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法（昭和四十二年七月二十日公布）……三八九
法律第七十一号　駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律（昭和四十二年七月二十日公布）……三九二
法律第七十二号　原子力基本法の一部を改正する法律（昭和四十二年七月二十日公布）……三九三
法律第七十三号　動力炉・核燃料開発事業団法（昭和四十二年七月二十日公布）……三九三
法律第七十四号　土地収用法の一部を改正する法律（昭和四十二年七月二十一日公布）……四〇四
法律第七十五号　土地収用法の一部を改正する法律施行法（昭和四十二年七月二十一日公布）……四一九
法律第七十六号　離島振興法の一部を改正する法律（昭和四十二年七月二十二日公布）（衆法）……四二九
法律第七十七号　石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭和四十二年七月二十二日公布）……四三一
法律第七十八号　漁業協同組合合併助成法（昭和四十二年七月二十四日公布）……四三三
法律第七十九号　大蔵省設置法の一部を改正する法律（昭和四十二年七月二十五日公布）……四三五
法律第八十号　消防法及び消防組織法の一部を改正する法律（昭和四十二年七月二十五日公布）……四三五
法律第八十一号　住民基本台帳法（昭和四十二年七月二十五日公布）……四三七
法律第八十二号　特定繊維工業構造改善臨時措置法（昭和四十二年七月二十五日公布）……四四六
法律第八十三号　恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十二年七月二十七日公布）……四五九
法律第八十四号　資産再評価法の一部を改正する法律（昭和四十二年七月二十七日公布）……四七五

法律第八十五号　オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律（昭和四十二年七月二十七日公布）……四七七
法律第八十六号　札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律（昭和四十二年七月二十七日公布）……四七八
法律第八十七号　著作権法の一部を改正する法律（昭和四十二年七月二十七日公布）……四七九
法律第八十八号　会社更生法等の一部を改正する法律（昭和四十二年七月二十七日公布）……四七九
法律第八十九号　防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律（昭和四十二年七月二十八日公布）……四九二
法律第九十号　防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和四十二年七月二十八日公布）……四九二
法律第九十一号　小規模企業共済法の一部を改正する法律（昭和四十二年七月二十八日公布）……四九三
法律第九十二号　炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年七月二十八日公布）……五〇九
法律第九十三号　果樹保険臨時措置法（昭和四十二年七月二十八日公布）……五一二
法律第九十四号　放送法の一部を改正する法律（昭和四十二年七月二十八日公布）……五一七
法律第九十五号　児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭和四十二年七月二十九日公布）……五一八
法律第九十六号　国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十二年七月二十九日公布）……五一九
法律第九十七号　商品取引所法の一部を改正する法律（昭和四十二年七月二十九日公布）……五二二
法律第九十八号　中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十二年七月二十九日公布）……五三三
法律第九十九号　石油開発公団法（昭和四十二年七月二十九日公布）……五四二
法律第百号　雇用促進事業団法の一部を改正する法律（昭和四十二年七月三十一日公布）……五四九
法律第百一号　森林病害虫等防除法の一部を改正する法律（昭和四十二年七月三十一日公布）……五五〇
法律第百二号　中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和四十二年七月三十一日公布）……五五二
法律第百三号　近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年七月三十一日公布）……五五四
法律第百四号　昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年七月三十一日公布）……五六一
法律第百五号　昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律（昭和四十二年七月三十一日公布）……五七五
法律第百六号　昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年七月三十一日公布）……五八七
法律第百七号　通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法（昭和四十二年七月三十一日公布）（衆法）……五九六
法律第百八号　労働省設置法の一部を改正する法律（昭和四十二年八月一日公布）……六〇五
法律第百九号　自治省設置法の一部を改正する法律（昭和四十二年八月一日公布）……六〇六
法律第百十号　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年八月一日公布）……六〇七
法律第百十一号　児童福祉法の一部を改正する法律（昭和四十二年八月一日公布）……六一〇

法律第百十二号　社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律（昭和四十二年八月一日公布）……六一三
法律第百十三号　身体障害者福祉法の一部を改正する法律（昭和四十二年八月一日公布）……六一四
法律第百十四号　引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年八月一日公布）……六一六
法律第百十五号　宅地建物取引業法の一部を改正する法律（昭和四十二年八月一日公布）……六二一
法律第百十六号　証券投資信託法の一部を改正する法律（昭和四十二年八月一日公布）……六二四
法律第百十七号　加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律（昭和四十二年八月一日公布）……六二九
法律第百十八号　船舶積量測度法の一部を改正する法律（昭和四十二年八月一日公布）……六三〇
法律第百十九号　農林省設置法の一部を改正する法律（昭和四十二年八月一日公布）……六三〇
法律第百二十号　許可、認可等の整理に関する法律（昭和四十二年八月一日公布）……六三一
法律第百二十一号　地方公務員災害補償法（昭和四十二年八月一日公布）……六三六
法律第百二十二号　通関業法（昭和四十二年八月一日公布）……六五九
法律第百二十三号　日本学術振興会法（昭和四十二年八月一日公布）……六六九
法律第百二十四号　漁業災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十二年八月一日公布）……六七四
法律第百二十五号　外貿埠頭公団法（昭和四十二年八月一日公布）……六八二
法律第百二十六号　道路交通法の一部を改正する法律（昭和四十二年八月一日公布）……六九一
法律第百二十七号　船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律（昭和四十二年八月一日公布）……七〇一
法律第百二十八号　所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆国との間の条約の実施に伴う所得税法及び法人税法の特例等に関する法律（昭和四十二年八月二日公布）……七一一
法律第百二十九号　所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とノールウェー王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十二年八月二日公布）……七一三
法律第百三十号　計理士の名称の使用に関する法律（昭和四十二年八月二日公布）（衆法）……七一六
法律第百三十一号　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年八月二日公布）（衆法）……七一六
法律第百三十二号　公害対策基本法（昭和四十二年八月三日公布）……七二一
法律第百三十三号　住居表示に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十二年八月十日公布）（衆法）……七二五
法律第百三十四号　貿易研修センター法（昭和四十二年八月十五日公布）……七二七
法律第百三十五号　石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年八月十六日公布）……七三一
法律第百三十六号　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十二年八月十七日公布）……七四〇
法律第百三十七号　旅券法の特例に関する法律（昭和四十二年八月十七日公布）……七四二

目次

法律第百三十八号　環境衛生金融公庫法（昭和四十二年八月十九日公布）……七四三
法律第百三十九号　精神薄弱者福祉法の一部を改正する法律（昭和四十二年八月十九日公布）……七五一

件名索引（五十音順）

（注）○印は、第五十五回国会を通過成立した法律を示す。

△印は、右法律によつて改廃された法令を示す。

例えば、

△印紙税法（昭四二—法二三）の一部改正（昭四二—法五六）とあるのは、昭和四十二年法律第五十六号（中小企業振興事業団法）によつて、印紙税法（昭四二—法二三）が一部改正されたことを示す。

（い）

○印紙税法（昭四二・五・三一・法二三）……一五七
△印紙税法（明三二—法五四）全部改正（昭四二—法二三）……一五七
△印紙税法（昭四二—法二三）の一部改正（昭四二—法五六）……三五〇
△印紙税法（昭四二—法二三）の一部改正（昭四二—法七三）……四〇三
△印紙税法（昭四二—法二三）の一部改正（昭四二—法八二）……四五八
△印紙税法（昭四二—法二三）の一部改正（昭四二—法九九）……五四八
△印紙税法（昭四二—法二三）の一部改正（昭四二—法一一六）……六二八
△印紙税法（昭四二—法二三）の一部改正（昭四二—法一二一）……六五四
△印紙税法（昭四二—法二三）の一部改正（昭四二—法一二三）……六七四
△印紙税法（昭四二—法二三）の一部改正（昭四二—法一二五）……六九〇
△印紙税法（昭四二—法二三）の一部改正（昭四二—法一三八）……七五〇
△印紙等模造取締法（昭二二—法一八九）の一部改正（昭四二—法二三）……一六七

（う）

○運輸省設置法の一部を改正する法律（昭四二・七・一〇・法五三）……三三六
△運輸省設置法（昭二四—法一五七）の一部改正（昭四二—法六一）……三七三
△運輸省設置法（昭二四—法一五七）の一部改正（昭四二—法九八）……五四〇
△運輸省設置法（昭二四—法一五七）の一部改正（昭四二—法一二五）……六九一
△運輸省設置法（昭二四—法一五七）の一部改正（昭四二—法一二七）……七一〇
△運輸省設置法（昭二四—法一五七）の一部改正（昭四二—法一三一）……七三一

（え）

△塩業組合法（昭二八—法一〇七）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇四

（お）

○沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法（昭四二・六・一三・法三七）……三〇五
○大蔵省設置法の一部を改正する法律（昭四二・七・二五・法七九）……四三五
△大蔵省設置法（昭二四—法一四四）の一部改正（昭四二—法一六）……七〇
△大蔵省設置法（昭二四—法一四四）の一部改正（昭四二—法一二二）……六六八
△大蔵省設置法（昭二四—法一四四）の一部改正（昭四二—法一三八）……七五〇
○恩給法等の一部を改正する法律（昭四二・七・二七・法八三）……四五九
△恩給法の一部を改正する法律（昭二八—法一五五）の一部改正（昭四二—法八三）……四六〇

△恩給法等の一部を改正する法律（昭四一—法一二一）の一部改正（昭四二—法八三）……四六二
○オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律（昭四二・七・二七・法八五）……四七七
△沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令（昭二三—政三〇六）の一部改正（昭四二—法八一）……四四三
△奥地等産業開発道路整備臨時措置法（昭三九—法一一五）の一部改正（昭四二—法五二）……三三五

（か）

○関税定率法等の一部を改正する法律（昭四二・五・二七・法一一）……三三
○外務省設置法の一部を改正する法律（昭四二・五・三一・法一六）……六九
○科学技術庁設置法の一部を改正する法律（昭四二・六・一〇・法三四）……二五七
△科学技術庁設置法（昭三一—法四九）の一部改正（昭四二—法七三）……四〇二
○外国人漁業の規制に関する法律（昭四二・七・一四・法六〇）……三六四
○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭四二・七・一八・法六五）……三七七
○簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭四二・七・二〇・法六九）……三八八
○会社更生法等の一部を改正する法律（昭四二・七・二七・法八八）……四七九
△会社更生法（昭二七—法一七二）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇三
○果樹保険臨時措置法（昭四二・七・二八・法九三）……五一二
○加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律（昭四二・八・一・法一一七）……六二九
○外貿埠頭公団法（昭四二・八・一・法一二五）……六八二
○環境衛生金融公庫法（昭四二・八・一九・法一三八）……七四三
△学校教育法（昭二二—法二六）の一部改正（昭四二—法一二〇）……六三三
△海事代理士法（昭二六—法三二）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇一
△株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律（昭二六—法一四三）の一部改正（昭四二—法八四）……四七六
△関税法（昭二九—法六一）の一部改正（昭四二—法一一）……三八
△関税法（昭二九—法六一）の一部改正（昭四二—法二三）……一六八
△関税法（昭二九—法六一）の一部改正（昭四二—法一二二）……六六八
△核原料物質開発促進臨時措置法（昭三一—法九三）の一部改正（昭四二—法七三）……四〇二
△核原料物質開発促進臨時措置法（昭三一—法九三）の一部改正（昭四二—法七五）……四二四
△核原料物質開発促進臨時措置法（昭三一—法九三）の一部改正（昭四二—法一二〇）……六三三
△海岸法（昭三一—法一〇一）の一部改正（昭四二—法七三）……四〇三
△核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭三二—法一六六）の一部改正（昭四二—法七三）……四〇二
△核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭三二—法一六六）の一部改正（昭四二—法一二〇）……六三三
△関税暫定措置法（昭三五—法三六）の一部改正（昭四二—法七）……三〇
△関税暫定措置法（昭三五—法三六）の一部改正（昭四二—法一一）……四三
△海運業の再建整備に関する臨時措置法（昭三八—法一一八）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇五
△官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭四一—法九七）の

一部改正（昭四二—法九八）……五四二

（き）

○期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律（昭四二・三・三一・法七）……三〇
○旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律（昭四二・七・一八・法六四）……三七六
○漁業協同組合合併助成法（昭四二・七・二四・法七八）……四三三
○近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭四二・七・三一・法一〇三）……五五四
○許可、認可等の整理に関する法律（昭四二・八・一・法一二〇）……六三一
○漁業災害補償法の一部を改正する法律（昭四二・八・一・法一二四）……六七四
△寄生虫病予防法（昭六—法五九）の一部改正（昭四二—法一二〇）……六三三
△漁船再保険特別会計法（昭一二—法二四）の一部改正（昭四二—法一二四）……六八〇
　改題—「漁船再保険及漁業共済保険特別会計法」
△行政管理庁設置法（昭二三—法七七）の一部改正（昭四二—法五六）……三五一
△行政管理庁設置法（昭二三—法七七）の一部改正（昭四二—法七三）……四〇二
△行政管理庁設置法（昭二三—法七七）の一部改正（昭四二—法九九）……五四九
△行政管理庁設置法（昭二三—法七七）の一部改正（昭四二—法一二五）……六九一
△漁港法（昭二五—法一三七）の一部改正（昭四二—法一二〇）……六三四
△漁船法（昭二五—法一七八）の一部改正（昭四二—法一二〇）……六三五
△狂犬病予防法（昭二五—法二四七）の一部改正（昭四二—法一二〇）……六三四
△旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭二五—法二五六）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇三
△旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭二五—法二五六）の一部改正（昭四二—法一〇四）……五六七
△漁船損害補償法（昭二七—法二八）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇三
△漁船損害補償法（昭二七—法二八）の一部改正（昭四二—法一二四）……六八一
△漁船乗組員給与保険法（昭二七—法二一二）の一部改正（昭四二—法一二四）……六八一
△義務教育費国庫負担法（昭二七—法三〇三）の一部改正（昭四二—法一一一）……六四九
△企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭二九—法一四二）廃止（昭四二—法八四）……四七六
△機械工業振興臨時措置法（昭三一—法一五四）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇五
△旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭三一—法一七七）の一部改正（昭四二—法八三）……四六二
△揮発油税法（昭三二—法五五）の一部改正（昭四二—法一四）……六五
△技術士法（昭三二—法一二四）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇一
△企業担保法（昭三三—法一〇六）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇五
△近畿圏整備法（昭三八—法一二九）の一部改正（昭四二—法一〇三）……五六一
△近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭三九—法一四五）の一部改正（昭四二—法七五）……四二八

（く）

○宮内庁法の一部を改正する法律（昭四二・六・三〇・法四四）……三一八
△国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭二四—法一七六）の一部改正（昭四二—法七三）……四〇三
△国等の債権債務等の金額の端数計算に

関する法律(昭二五—法六一)の一部改正(昭四二—法七三)……四〇三
△国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭二五—法六一)の一部改正(昭四二—法一三八)……七五〇

（け）

○下水道法の一部を改正する法律(昭四二・六・二一・法四〇)……三一一
○下水道整備緊急措置法(昭四二・六・二一・法四一)……三一三
○建設省設置法の一部を改正する法律(昭四二・七・二〇・法六八)……三八八
△建設省設置法(昭二三—法一一三)の一部改正(昭四二—法四〇)……三一三
△建設省設置法(昭二三—法一一三)の一部改正(昭四二—法七三)……四〇二
△建設省設置法(昭二三—法一一三)の一部改正(昭四二—法一〇三)……五六〇
○原子力基本法の一部を改正する法律(昭四二・七・二〇・法七二)……三九三
○計理士の名称の使用に関する法律(昭四二・八・二・法一三〇)(衆法)……七一六

△健康保険法(大一一—法七〇)の一部改正(昭四二—法三六)……三〇一
△建設業法(昭二四—法一〇〇)の一部改正(昭四二—法三六)……三〇〇
△建築士法(昭二五—法二〇二)の一部改正(昭四二—法三六)……三〇〇
△計量法(昭二六—法二〇七)の一部改正(昭四二—法一二〇)……六三五
△警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭二七—法二四五)の一部改正(昭四二—法二三)……一六八
△警察法(昭二九—法一六二)の一部改正(昭四二—法一六)……七〇
△警察法(昭二九—法一六二)の一部改正(昭四二—法一二一)……六五〇
△原子燃料公社法(昭三一—法九四)廃止(昭四二—法七三)……四〇一
△原子力損害の賠償に関する法律(昭三六—法一四七)の一部改正(昭四二—法七三)……四〇二
△激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭三七—法一五〇)の一部改正(昭四二—法四三)……三一七
△激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭三七—法一五〇)の一部改正(昭四二—法五六)……三四九
△激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭三七—法一五〇)の一部改正(昭四二—法九八)……五四一

（こ）

○国会議員の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律(昭四二・三・三一・法三)(衆法)……一
△国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律(昭三九—法一七八)の一部改正(昭四二—法三)……一
○国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律(昭四二・五・三一・法一八)……七一
△国立養護教諭養成所設置法(昭四〇—法一一六)の一部改正(昭四二—法一八)……七三
○国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭四二・六・一・法二八)……二四九
△国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭三一—法八二)の一部改正(昭四二—法二五)……二四七
○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律(昭四二・六・二・法三〇)……二五二
○厚生省設置法の一部を改正する法律(昭四二・六・二〇・法三九)……三一〇
△厚生省設置法(昭二四—法一五一)の一部改正(昭四二—法四〇)……三一三
△厚生省設置法(昭二四—法一五一)の一

部改正(昭四二—法五七)……三五五
△厚生省設置法(昭二四—法一五一)の一部改正(昭四二—法六一)……三七三
△厚生省設置法(昭二四—法一五一)の一部改正(昭四二—法一一三)……六一五
△厚生省設置法(昭二四—法一五一)の一部改正(昭四二—法一二〇)……六三五
△厚生省設置法(昭二四—法一五一)の一部改正(昭四二—法一三二)……七二五
△厚生省設置法(昭二四—法一五一)の一部改正(昭四二—法一三五)……七三八
△厚生省設置法(昭二四—法一五一)の一部改正(昭四二—法一三八)……七五〇
○交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律(昭四二・六・三〇・法四八)……三二八
○航空機工業振興法等の一部を改正する法律(昭四二・七・一七・法六三)……三七六
△航空機工業振興法の一部を改正する法律(昭三四—法四五)の一部改正(昭四二—法六三)……三七六
○公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律(昭四二・七・一八・法六七)……三八二
○国民年金法の一部を改正する法律(昭四二・七・二九・法九六)……五一九
△国民年金法(昭三四—法一四一)の一部改正(昭四二—法八一)……四四五
△国民年金法(昭三四—法一四一)の一部改正(昭四二—法八三)……四六二
△国民年金法(昭三四—法一四一)の一部改正(昭四二—法一二一)……六五三
△国民年金法(昭三四—法一四一)の一部改正(昭四二—法一三六)……七四〇
○雇用促進事業団法の一部を改正する法律(昭四二・七・三一・法一〇〇)……六四九
○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭四二・八・一・法一一〇)……六〇七
○公害対策基本法(昭四二・八・三・法一三二)……七二一
○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律(昭四二・八・一七・法一三六)……七四〇
△公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭三二—法一四三)の一部改正(昭四二—法二三)……一六八

△行旅病人及行旅死亡人取扱法(明三二—法九三)の一部改正(昭四二—法一二〇)……六三四
△国税犯則取締法(明三三—法六七)の一部改正(昭四二—法二三)……一六七
△公益質屋法(昭二二—法三五)の一部改正(昭四二—法一二〇)……六三四
△厚生保険特別会計法(昭一九—法一〇)の一部改正(昭四二—法一〇五)……五八四
△国家公務員法(昭二二—法一二〇)の一部改正(昭四二—法六一)……三七三
△公認会計士法(昭二三—法一〇三)の一部改正(昭四二—法一二〇)……六三三
△国民金融公庫法(昭二四—法四九)の一部改正(昭四二—法三六)……三〇二
△国民金融公庫法(昭二四—法四九)の一部改正(昭四二—法一三八)……七五〇
△鉱山保安法(昭二四—法七〇)の一部改正(昭四二—法一〇八)……六〇六
△公職選挙法(昭二五—法一〇〇)の一部改正(昭四二—法七三)……四〇三
△公職選挙法(昭二五—法一〇〇)の一部改正(昭四二—法八一)……四四四
△公職選挙法(昭二五—法一〇〇)の一部改正(昭四二—法九九)……五四九
△公職選挙法(昭二五—法一〇〇)の一部改正(昭四二—法一二五)……六八九
△公職選挙法(昭二五—法一〇〇)の一部改正(昭四二—法一三八)……七五一
△港湾法(昭二五—法二一八)の一部改正(昭四二—法七三)……四〇三
△港湾法(昭二五—法二一八)の一部改正(昭四二—法一二七)……七一〇
△鉱業法(昭二五—法二八九)の一部改正(昭四二—法三六)……三〇四

△鉱業法(昭二五—法二八九)の一部改正(昭四二—法七五)……四二一
△公庫の予算及び決算に関する法律(昭二六—法九九)の一部改正(昭四二—法一三八)……七五一
△航空法(昭二七—法二三一)の一部改正(昭四二—法五三)……三三八
△国家公務員等退職手当法(昭二八—法一八二)の一部改正(昭四二—法三七)……三〇九
△国税収納金整理資金に関する法律(昭二九—法三六)の一部改正(昭四二—法一二)……六〇
△厚生年金保険法(昭二九—法一一五)の一部改正(昭四二—法二三)……一六八
△厚生年金保険法(昭二九—法一一五)の一部改正(昭四二—法一二一)……六五三
△厚生年金保険法(昭二九—法一一五)の一部改正(昭四二—法一三六)……七四〇
△公共企業体職員等共済組合法(昭三一—法一三四)の一部改正(昭四二—法一〇六)……五九二
△公立養護学校整備特別措置法(昭三一—法一五二)の一部改正(昭四二—法一二一)……六四九
△公営企業金融公庫法(昭三二—法八三)の一部改正(昭四二—法四五)……三三三
△国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭三三—法一二九)の一部改正(昭四二—法一〇四)……五六八
△国民健康保険法(昭三三—法一九二)の一部改正(昭四二—法八一)……四四五
△国民健康保険法(昭三三—法一九二)の一部改正(昭四二—法一二一)……六五三
△国税徴収法(昭三四—法一四七)の一部改正(昭四二—法一四)……六三
△国税徴収法(昭三四—法一四七)の一部改正(昭四二—法二三)……一六七
△国税徴収法(昭三四—法一四七)の一部改正(昭四二—法三六)……二九六
△港湾整備緊急措置法(昭三六—法二四)の一部改正(昭四二—法一二五)……六八九
△公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律(昭三六—法一〇九)の一部改正(昭四二—法七五)……四二五
△後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭三六—法一一二)の一部改正(昭四二—法四五)……三三三
△公共用地の取得に関する特別措置法(昭三六—法一五〇)の一部改正(昭四二—法七五)……四二六
△国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭三六—法一五二)の一部改正(昭四二—法一〇四)……五六八
△国税通則法(昭三七—法六六)の一部改正(昭四二—法一四)……六三
△国税通則法(昭三七—法六六)の一部改正(昭四二—法二三)……一六六
△国税通則法(昭三七—法六六)の一部改正(昭四二—法三六)……二九六
△港湾労働法(昭四〇—法一二〇)の一部改正(昭四二—法三七)……三〇九

（さ）

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律(昭四二・五・三一・法二六)……二四八
○在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭四二・六・五・法三二)……二五四
△在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭二七—法九三)の一部改正(昭四二—法三二)……二五五
○札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律(昭四二・七・二七・法八六)……四七八
△災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭二二—法一七五)の一部改正(昭四二—法二〇)……一三〇
△採石法(昭二五—法二九一)の一部改正(昭四二—法七五)……四二三
△砂糖消費税法(昭三〇—法三八)の一部改正(昭四二—法一四)……六四
△産炭地域振興臨時措置法(昭三六—法二一九)の一部改正(昭四二—法二九)……二五一
△産炭地域振興臨時措置法(昭三六—法二一九)の一部改正(昭四二—法四六)……三三七
△産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭三八—法一六六)の一部改正(昭四二—法四三)……三一八

（し）

○昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律(昭四二・三・三一・法六)……二
○昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律(昭四二・三・三一・法八)……三一
△昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律(昭四二—法八)の一部改正(昭四二—法二二五)……二四二
△昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律(昭四二—法八)の一部改正(昭四二—法二二五)……二四八
○住宅融資保険法の一部を改正する法律(昭四二・五・三〇・法一五)……六九
○所得税法の一部を改正する法律(昭四二・五・三一・法二〇)……七四
△所得税法(昭四〇—法三三)の一部改正(昭四二—法一四)……六八
△所得税法(昭四〇—法三三)の一部改正(昭四二—法二三)……一六六
△所得税法(昭四〇—法三三)の一部改正(昭四二—法五六)……三五〇
△所得税法(昭四〇—法三三)の一部改正(昭四二—法六一)……三七四
△所得税法(昭四〇—法三三)の一部改正(昭四二—法七三)……四〇二
△所得税法(昭四〇—法三三)の一部改正(昭四二—法八二)……四五八
△所得税法(昭四〇—法三三)の一部改正(昭四二—法九九)……五四八
△所得税法(昭四〇—法三三)の一部改正(昭四二—法一一六)……六二八
△所得税法(昭四〇—法三三)の一部改正(昭四二—法一二一)……六五四
△所得税法(昭四〇—法三三)の一部改正(昭四二—法一二三)……六七三
△所得税法(昭四〇—法三三)の一部改正(昭四二—法一二五)……六八九
△所得税法(昭四〇—法三三)の一部改正(昭四二—法一三四)……七三一
△所得税法(昭四〇—法三三)の一部改正(昭四二—法一三五)……七三九
△所得税法(昭四〇—法三三)の一部改正(昭四二—法一三八)……七五〇
△所得税法の一部を改正する法律(昭四一—法三一)の一部改正(昭四二—法二〇)……一三一
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(昭四二・六・二・法三一)……二五四
○昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律(昭四二・六・三〇・法四六)……三三四
○司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律(昭四二・七・一八・法六六)……三八〇
○昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法(昭四二・七・二〇・法七〇)……三八九
○消防法及び消防組織法の一部を改正する法律(昭四二・七・二五・法八〇)……四三五
△消防組織法(昭二二—法二二六)の一部改正(昭四二—法八〇)……四三六
○住民基本台帳法(昭四二・七・二五・法八一)……四三七
○資産再評価法の一部を改正する法律(昭四二・七・二七・法八四)……四七五
○小規模企業共済法の一部を改正する法律(昭四二・七・二八・法九一)……四九三
△小規模企業共済法(昭四〇—法一〇二)の一部改正(昭四二—法九八)……五四一

○児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭四二・七・二九・法九五）……五一八
△児童扶養手当法（昭三六―法二三八）の一部改正（昭四二―法一一一）……六五四
△児童扶養手当法（昭三六―法二三八）の一部改正（昭四二―法一三六）……七四〇
○商品取引所法の一部を改正する法律（昭四二・七・二九・法九七）……五三三
△商品取引所法（昭二五―法二三九）の一部改正（昭四二―法三六）……三〇〇
○森林病害虫等防除法の一部を改正する法律（昭四二・七・三一・法一〇一）……五五〇
○昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭四二・七・三一・法一〇四）……五六一
○昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律（昭四二・七・三一・法一〇五）……五七五
○昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭四二・七・三一・法一〇六）……五八七
○自治省設置法の一部を改正する法律（昭四二・八・一・法一〇九）……六〇六
△自治省設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭四二―法八一）……四四四
△自治省設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭四二―法一二一）……六五五
△自治省設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭四二―法一二六）……七〇〇
○児童福祉法の一部を改正する法律（昭四二・八・一・法一一一）……六一〇
△児童福祉法（昭二二―法一六四）の一部改正（昭四二―法一一三）……六一五
△児童福祉法（昭二二―法一六四）の一部改正（昭四二―法一三九）……七五二
○社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律（昭四二・八・一・法一一二）……六一三
○身体障害者福祉法の一部を改正する法律（昭四二・八・一・法一一三）……六一四
○証券投資信託法の一部を改正する法律（昭四二・八・一・法一一六）……六二四
○所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆国との間の条約の実施に伴う所得税法及び法人税法の特例等に関する法律（昭四二・八・二・法一二八）……七一一
○所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とノールウェー王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭四二・八・二・法一二九）……七一三
△所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三四―法一五三）全部改正（昭四二―法一二九）……七一三
○住居表示に関する法律の一部を改正する法律（昭四二・八・一〇・法（一三三）（衆法））……七三五
△住居表示に関する法律（昭三七―法一一九）の一部改正（昭四二―法八一）……四四五
△商工組合中央金庫法（昭一一―法一四）の一部改正（昭四二―法九八）……五四〇
△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭二二―法一三八）の一部改正（昭四二―法六一）……三七三
△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭二二―法一三八）の一部改正（昭四二―法一三五）……七三八
△失業保険特別会計法（昭二二―法一五七）の一部改正（昭四二―法三七）……三〇八
△社会保険診療報酬支払基金法（昭二三―法一二九）の一部改正（昭四二―法三六）……三〇二
△市町村立学校職員給与負担法（昭二三―法一三五）の一部改正（昭四二―法一一一）……六四九
△歯科衛生士法（昭二三―法二〇四）の一部改正（昭四二―法一二〇）……六三四
△社会教育法（昭二四―法二〇七）の一部改正（昭四二―法一二〇）……六三三
△社会福祉事業法（昭二六―法四五）の一部改正（昭四二―法一一一）……六一三
△社会福祉事業法（昭二六―法四五）の一部改正（昭四二―法一一三）……六一六
△社会福祉事業法（昭二六―法四五）の一部改正（昭四二―法一三九）……七五二
△住民登録法（昭二六―法二一八）廃止（昭四二―法八一）……四四二
△森林法（昭二六―法二四九）の一部改正（昭四二―法七五）……四二三
△住民登録法施行法（昭二七―法一〇六）廃止（昭四二―法八一）……四四二
△酒税法（昭二八―法六）の一部改正（昭四二―法一四）……六三
△社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭二八―法二〇六）の一部改正（昭四二―法一三五）……七三八
△自衛隊法（昭二九―法一六五）の一部改正（昭四二―法五三）……三三八
△自衛隊法（昭二九―法一六五）の一部改正（昭四二―法六一）……三七四
△自衛隊法（昭二九―法一六五）の一部改正（昭四二―法八九）……四九二
△自衛隊法（昭二九―法一六五）の一部改正（昭四二―法一三一）……七二一
△自動車損害賠償保障法（昭三〇―法九七）の一部改正（昭四二―法七三）……四〇三
△歯科技工法（昭三〇―法一六八）の一部改正（昭四二―法一二〇）……六三四
△消防団員等公務災害補償等共済基金法（昭三一―法一〇七）の一部改正（昭四二―法三六）……三〇四
△消防団員等公務災害補償等共済基金法（昭三一―法一〇七）の一部改正（昭四二―法八〇）……四三七
△首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭三三―法九八）の一部改正（昭四二―法七五）……四二四
△証人等の被害についての給付に関する法律（昭三三―法一〇九）の一部改正（昭四二―法二三）……一六八
△じん肺法（昭三五―法三〇）の一部改正（昭四二―法一〇八）……六〇六
△住宅地区改良法（昭三五―法八四）の一部改正（昭四二―法七五）……四二五
△新技術開発事業団法（昭三六―法八二）の一部改正（昭四二―法一二〇）……六三一
△社会福祉施設職員退職手当共済法（昭三六―法一五五）の一部改正（昭四二―法一一一）……六一三
△自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭三七―法一四五）の一部改正（昭四二―法一一三）……六一六
△商業登記法（昭三八―法一二五）の一部改正（昭四二―法一二六）……七〇〇
△商業登記法（昭三八―法一二五）の一部改正（昭四二―法八八）……四九一
△新住宅市街地開発法（昭三八―法一三四）の一部改正（昭四二―法七五）……四二八
△新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭四〇―法七三）の一部改正（昭四二―法四六）……三三七
△新東京国際空港公団法（昭四〇―法一一五）の一部改正（昭四二―法一二〇）……六一〇
△昭和四十年度における財政処理の特別措置に関する法律（昭四一―法四）の一部改正（昭四二―法四八）……三三八
△首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭四一―法一一四）の一部改正（昭四二―法四六）……三三七

（す）

△水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律（昭二三―法二四三）の一部改正（昭四二―法三六）……三〇二

（せ）

○石炭対策特別会計法（昭四二・五・二七・法一二）……五七
○税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律（昭四二・五・

三〇・法一四)……六二
○船舶整備公団法の一部を改正する法律(昭四二・六・三〇・法四七)……三三八
△船舶整備公団法(昭三四―法四六)の一部改正(昭四二―法一二七)……七二一
○石炭鉱業再建整備臨時措置法(昭四二・七・五・法四九)……三三九
○石油ガス税法の一部を改正する法律(昭四二・七・一一・法五五)……三三九
△石油ガス税法(昭四〇―法一五六)の一部改正(昭四二―法一四)……六六
○戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭四二・七・一四・法五七)……三五二
○戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭四二・七・一四・法五八)……三五六
△戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭四一―法一〇八)の一部改正(昭四二―法五八)……三五九
○船員災害防止協会等に関する法律(昭四二・七・一五・法六一)……三六六
○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律(昭四二・七・二一・法七七)……四三一
△石炭鉱業合理化臨時措置法(昭三〇―法一五六)の一部改正(昭四二―法四九)……三三三
○石油開発公団法(昭四二・七・二九・法九九)……五四二
○船舶積量測度法の一部を改正する法律(昭四二・八・一・法一一八)……六三〇
○船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律(昭四二・八・一・法一二七)……七〇一
○石炭鉱業年金基金法(昭四二・八・一・法一三五)……七三五
○精神薄弱者福祉法の一部を改正する法律(昭四二・八・一九・法一三九)……七五一
△税関貨物取扱人法(明三四―法二八)全部改正(昭四二―法一二二)……六五九
△船員保険法(昭一四―法七三)の一部改正(昭四二―法二三)……一六八
△船員保険法(昭一四―法七三)の一部改正(昭四二―法一二一)……六五三
△船員保険法(昭一四―法七三)の一部改正(昭四二―法一三六)……七四〇
△船員保険特別会計法(昭二二―法二三六)の一部改正(昭四二―法三七)……三〇九
△政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭二四―法二五六)の一部改正(昭四二―法七三)……四〇三
△石油資源開発株式会社法(昭三〇―法一五二)廃止(昭四二―法九九)……五四八
△積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭三一―法七二)の一部改正(昭四二―法五二)……三三五
△接収不動産に関する借地借家臨時処理法(昭三一―法一三八)の一部改正(昭四二―法三六)……三〇四
△税理士法の一部を改正する法律(昭三一―法一六五)の一部改正(昭四二―法三六)……三〇五
△石炭鉱業経理規制臨時措置法(昭三八―法一四五)の一部改正(昭四二―法四九)……三三三
△戦傷病者特別援護法(昭三八―法一六八)の一部改正(昭四二―法五八)……三五九
△繊維工業設備等臨時措置法(昭三九―法一〇三)の一部改正(昭四二―法八二)……四五七
△戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭四一―法一〇九)の一部改正(昭四二―法五八)……三五九

(そ)

○総理府設置法の一部を改正する法律(昭四二・三・三一・法四)……一
△総理府設置法(昭二四―法一二七)の一部改正(昭四二―法五九)……三六四
△総理府設置法(昭二四―法一二七)の一部改正(昭四二―法一〇七)……六〇四
△総理府設置法(昭二四―法一二七)の一部改正(昭四二―法一一四)……六二一
△総理府設置法(昭二四―法一二七)の一部改正(昭四二―法一三二)……七三五
△総理府設置法(昭二四―法一二七)の一部改正(昭四二―法一三七)……七四三
○相続税法の一部を改正する法律(昭四二・五・三一・法二二)……一五六
△相続税法(昭二五―法七三)の一部改正(昭四二―法二三)……一六六
△相続税法(昭二五―法七三)の一部改正(昭四二―法三六)……三〇〇
△相続税法(昭二五―法七三)の一部改正(昭四二―法一一六)……六二八
○租税特別措置法の一部を改正する法律(昭四二・五・三一・法二四)……一七九
△租税特別措置法(昭三二―法二六)の一部改正(昭四二―法七)……三〇
△租税特別措置法(昭三二―法二六)の一部改正(昭四二―法一四)……六七
△租税特別措置法(昭三二―法二六)の一部改正(昭四二―法二三)……一六六
△租税特別措置法(昭三二―法二六)の一部改正(昭四二―法三六)……二九六
△租税特別措置法(昭三二―法二六)の一部改正(昭四二―法五六)……三四九
△租税特別措置法(昭三二―法二六)の一部改正(昭四二―法八四)……四七七
△租税特別措置法(昭三二―法二六)の一部改正(昭四二―法九七)……五三三
△租税特別措置法(昭三二―法二六)の一部改正(昭四二―法九九)……五四八
△租税特別措置法の一部を改正する法律(昭三六―法四〇)の一部改正(昭四二―法三六)……三〇〇
△租税特別措置法の一部を改正する法律(昭四一―法三五)の一部改正(昭四二―法二四)……三三一
△測量法(昭二四―法一八八)の一部改正(昭四二―法三六)……三〇〇
△測量法(昭二四―法一八八)の一部改正(昭四二―法七五)……四三一

(た)

○炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律(昭四二・五・二七・法一三)……六一
△炭鉱離職者臨時措置法(昭三四―法一九九)の一部改正(昭四二―法三七)……三〇九
○炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭四二・七・二八・法九二)……五〇九
○宅地建物取引業法の一部を改正する法律(昭四二・八・一・法一一五)……六二一
△宅地建物取引業法(昭二七―法一七六)の一部改正(昭四二―法三六)……三〇一
△たばこ専売法(昭二四―法一一一)の一部改正(昭四二―法二五)……二四七
△退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭二五―法六二)の一部改正(昭四二―法一二四)……六八一
△たばこ耕作組合法(昭三三―法一三五)の一部改正(昭四二―法三六)……三〇四

(ち)

○中小企業信用保険臨時措置法の一部を改正する法律(昭四二・三・三一・法九)……三三
○地方税法等の一部を改正する法律(昭四二・五・三一・法二五)……三三一
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭四二―法二五)……三三八
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭四二―法五六)……三五〇
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭四二―法六一)……三七四
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭四二―法七三)……四〇二
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭四二―法八一)……四四四
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭四二―法八二)……四五七
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭四二―法八八)……四九〇

△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭四二―法九八)……五四一

△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭四二―法九九)……五四九

△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭四二―法一一六)……六二八

△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭四二―法一二一)……六五四

△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭四二―法一二三)……六七三

△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭四二―法一二五)……六九〇

△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭四二―法一二七)……七一〇

△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭四二―法一三四)……七三〇

△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭四二―法一三五)……七三八

△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭四二―法一三八)……七五〇

○中小企業近代化促進法の一部を改正する法律(昭四二・五・三一・法二七)……二四九

△中小企業近代化促進法(昭三八―法六四)の一部改正(昭四二―法三六)……三〇五

△中小企業近代化促進法(昭三八―法六四)の一部改正(昭四二―法九八)……五四一

○中小企業信用保険法の一部を改正する法律(昭四二・六・二六・法四三)……三一四

△中小企業信用保険法(昭二五―法二六四)の一部改正(昭四二―法五六)……三四八

△中小企業信用保険法(昭二五―法二六四)の一部改正(昭四二―法九八)……五四一

△中小企業信用保険法(昭二五―法二六四)の一部改正(昭四二―法一三八)……七五一

○地方交付税法の一部を改正する法律(昭四二・六・三〇・法四五)……三一九

○中小企業振興事業団法(昭四二・七・一三・法五六)……三三九

○中小漁業振興特別措置法(昭四二・七・一四・法五九)……三六三

○駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律(昭四二・七・二〇・法七一)……三九二

○著作権法の一部を改正する法律(昭四二・七・二七・法八七)……四七九

○中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律(昭四二・七・二九・法九八)……五三三

○中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律(昭四二・七・三一・法一〇二)……五五二

○地方公務員災害補償法(昭四二・八・一・法一二一)……六三六

△地方鉄道法(大八―法五二)の一部改正(昭四二―法一二〇)……六三五

△地方自治法(昭二二―法六七)の一部改正(昭四二―法五三)……三三八

△地方自治法(昭二二―法六七)の一部改正(昭四二―法八一)……四四三

△中小企業庁設置法(昭二三―法一八三)の一部改正(昭四二―法五六)……三五三

△畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移転を受ける場合における課税の特例に関する法律(昭二三―法二二四)の一部改正(昭四二―法三六)……三〇三

△中小企業等協同組合法(昭二四―法一八一)の一部改正(昭四二―法九八)……五四一

△中小企業等協同組合法施行法(昭二四―法一八二)の一部改正(昭四二―法三六)……三〇三

△地方公務員法(昭二五―法二六一)の一部改正(昭四二―法六一)……三七四

△地方公務員法(昭二五―法二六一)の一部改正(昭四二―法一二一)……六四八

△地方公営企業法(昭二七―法二九二)の一部改正(昭四二―法一二一)……六四九

△中小企業金融公庫法(昭二八―法一三八)の一部改正(昭四二―法九八)……五四一

△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭四二―法五六)……三五一

△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭四二―法七三)……四〇三

△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭四二―法九九)……五四九

△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭四二―法一二三)……六七三

△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭四二―法一二五)……六八九

△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭四二―法一三八)……七五一

△中小企業近代化資金等助成法(昭三一―法一一五)の一部改正(昭四二―法五六)……三四六

△中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律(昭三八―法七一)の一部改正(昭四二―法五六)……三四八

△中小企業の資産再評価の特例に関する法律(昭三二―法一三八)廃止(昭四二―法八四)……四七六

△治水特別会計法(昭三五―法四〇)の一部改正(昭四二―法一二)……六〇

△地方公務員等共済組合法(昭三七―法一五二)の一部改正(昭四二―法一〇五)……五七八

△地方公務員等共済組合法(昭三七―法一五二)の一部改正(昭四二―法一二一)……六五〇

△地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭三七―法一五三)の一部改正(昭四二―法一〇五)……五七八

△中小企業高度化資金融通特別会計法(昭三八―法七二)廃止(昭四二―法五六)……三四五

△中小企業指導法(昭三八―法一四七)の一部改正(昭四二―法五六)……三四八

△地方住宅供給公社法(昭四〇―法一二四)の一部改正(昭四二―法三六)……三〇五

△中部圏開発整備法(昭四一―法一〇二)の一部改正(昭四二―法一〇二)……五五四

（つ）

○通商産業省設置法の一部を改正する法律(昭四二・五・三一・法一九)……七四

△通商産業省設置法(昭二七―法二七五)の一部改正(昭四二―法一二)……六〇

△通商産業省設置法(昭二七―法二七五)の一部改正(昭四二―法九七)……五三三

○通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法(昭四二・七・三一・法一〇七)(衆法)……五九六

○通関業法(昭四二・八・一・法一二二)……六五九

△通算年金通則法(昭和三六―法一八一)の一部改正(昭四二―法一〇五)……五八四

△通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭三六―法一八二)の一部改正(昭四二―法一〇四)……五七一

△通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭三六―法一八二)の一部改正(昭四二―法一〇六)……五九二

（て）

△電波法(昭二五―法一三二)の一部改正(昭四二―法三六)……三〇〇

△電気事業法(昭三九―法一七〇)の一部改正(昭四二―法三六)……三〇四

（と）

○登録免許税法(昭四二・六・一二・法三五)……二五九

△登録税法(明二九―法二七)全部改正(昭四二―法三五)……二五九

△登録免許税法(昭四二―法三五)の一部改正(昭四二―法五六)……三五〇

△登録免許税法(昭四二―法三五)の一部改正(昭四二―法七三)……四〇三

△登録免許税法(昭四二―法三五)の一部

改正（昭四二—法九七）……五三二
△登録免許税法（昭四二—法三五）の一部改正（昭四二—法一一一）……六五四
△登録免許税法（昭四二—法三五）の一部改正（昭四二—法一一二）……六六八
△登録免許税法（昭四二—法三五）の一部改正（昭四二—法一二五）……六九〇
△登録免許税法（昭四二—法三五）の一部改正（昭四二—法一三四）……七三一
△登録免許税法（昭四二—法三五）の一部改正（昭四二—法一三五）……七三九
△登録免許税法（昭四二—法三五）の一部改正（昭四二—法一三八）……七五〇
○登録免許税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律（昭四二・六・一二・法三六）……二九六
○道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律（昭四二・七・六・法五二）……三三五
○動力炉・核燃料開発事業団法（昭四二・七・二〇・法七三）……三九三
○土地収用法の一部を改正する法律（昭四二・七・二一・法七四）……四〇四
△土地収用法（昭二六—法二一九）の一部改正（昭四二—法七三）……四〇三
○土地収用法の一部を改正する法律施行法（昭四二・七・二一・法七五）……四一九
○特定繊維工業構造改善臨時措置法（昭四二・七・二五・法八二）……四四六
○道路交通法の一部を改正する法律（昭四二・八・一・法一二六）……六九一
△道路交通法（昭三五—法一〇五）の一部改正（昭四二—法一二六）……六九六
△道路交通法（昭三五—法一〇五）の一部改正（昭四二—法一二六）……六九九
○土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭四二・八・二・法一三一）（衆法）……七一六

△「トラホーム」予防法（大八—法二七）の一部改正（昭四二—法一二〇）……六三三
△都市計画法（大八—法三六）の一部改正（昭四二—法七五）……四三〇
△都市計画法（大八—法三六）の一部改正（昭四二—法一〇三）……五六〇
△図書館法（昭二五—法一一八）の一部改正（昭四二—法一二〇）……六三三
△土地家屋調査士法（昭二五—法二二八）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇〇
△土地家屋調査士法（昭二五—法二二八）の一部改正（昭四二—法六六）……三八一
△土地調整委員会設置法（昭二五—法二九二）の一部改正（昭四二—法一〇三）……五六〇
△土地区画整理法（昭二九—法一一九）の一部改正（昭四二—法七五）……四二四
△都市公園法（昭三一—法七九）の一部改正（昭四二—法七三）……四〇三
△トランプ類税法（昭三二—法一七三）の一部改正（昭四二—法一四）……六六
△道路整備特別会計法（昭三三—法三五）の一部改正（昭四二—法五二）……三三五
△特別児童扶養手当法（昭三九—法一三四）の一部改正（昭四二—法九五）……五一八
△特別児童扶養手当法（昭三九—法一三四）の一部改正（昭四二—法一二一）……六五四
△特別児童扶養手当法（昭三九—法一三四）の一部改正（昭四二—法一三六）……七四〇

（に）

○日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律（昭四二・六・一九・法三八）……三一〇
○日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律（昭四二・七・一〇・法五四）……三三八
○日本専売公社法の一部を改正する法律（昭四二・七・一七・法六二）……三七五
○日本学術振興会法（昭四二・八・一・法一二三）……六六九

△日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭二七—法一一一）の一部改正（昭四二—法二三）……一六七
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭二七—法一一二）の一部改正（昭四二—法一一）……五五
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭二七—法一四〇）の一部改正（昭四二—法七五）……四二三
△日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭二八—法二四六）の一部改正（昭四二—法一一〇）……六〇九
△日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭二九—法一四九）の一部改正（昭四二—法二三）……一六七
△日本原子力研究所法（昭三一—法九二）の一部改正（昭四二—法一二〇）……六三三
△日本科学技術情報センター法（昭三二—法八四）の一部改正（昭四二—法一二〇）……六三一
△日本原子力船開発事業団法（昭三八—法一〇〇）の一部改正（昭四二—法一二〇）……六三三
△日本勤労者住宅協会法（昭四一—法一三三）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇四

（の）

○農業共済基金法の一部を改正する法律（昭四二・六・二六・法四二）……三一三
○農林省設置法の一部を改正する法律（昭四二・八・一・法一一九）……六三〇
△農林省設置法（昭二四—法一五三）の一部改正（昭四二—法九七）……五三三
△農林省設置法（昭二四—法一五三）の一部改正（昭四二—法一二四）……六八一

△農林中央金庫法（大一二—法四二）の一部改正（昭四二—法二三）……一六七
△農林中央金庫法（大一二—法四二）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇一
△農村負債整理組合法（昭八—法二一）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇一
△農業共済再保険特別会計法（昭一九—法一一）の一部改正（昭四二—法九三）……五一七
△農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律（昭二二—法一三三）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇三
△農業災害補償法（昭二二—法一八五）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇二
△農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律（昭二四—法二〇二）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇三
△農地法施行法（昭二七—法二三〇）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇三
△農林漁業金融公庫法（昭二七—法三五五）の一部改正（昭四二—法五九）……三六三

（は）

△破産法（大一一—法七一）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇四
△破産法（大一一—法七一）の一部改正（昭四二—法八八）……四九〇

（ひ）

○引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭四二・八・一・法一一四）……六一六

△日雇労働者健康保険法（昭二八—法二〇七）の一部改正（昭四二—法二三）……一六八

（ふ）

○プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律（昭四二・三・三一・法一〇）……三三
△不動産登記法（明三二—法二四）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇四
△不動産登記法（明三二—法二四）の一部改正（昭四二—法七五）……四二〇
△物品税法（昭三七—法四八）の一部改正（昭四二—法一四）……六四

（へ）

△閉鎖機関令（昭二二—勅七四）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇五
△へい獣処理場等に関する法律（昭二三—法一四〇）の一部改正（昭四二—法一二〇）……六三四

（ほ）

○法人税法の一部を改正する法律（昭四二・五・三一・法二一）……一五三
△法人税法（昭四〇—法三四）の一部改正（昭四二—法一四）……六八
△法人税法（昭四〇—法三四）の一部改正（昭四二—法二三）……一六六
△法人税法（昭四〇—法三四）の一部改正（昭四二—法五六）……三五〇
△法人税法（昭四〇—法三四）の一部改正（昭四二—法六一）……三七四
△法人税法（昭四〇—法三四）の一部改正（昭四二—法七三）……四〇三
△法人税法（昭四〇—法三四）の一部改正（昭四二—法八二）……四五八
△法人税法（昭四〇—法三四）の一部改正（昭四二—法八四）……四七七
△法人税法（昭四〇—法三四）の一部改正（昭四二—法九九）……五四八
△法人税法（昭四〇—法三四）の一部改正（昭四二—法一一六）……六二八
△法人税法（昭四〇—法三四）の一部改正（昭四二—法一二一）……六五四
△法人税法（昭四〇—法三四）の一部改正（昭四二—法一二三）……六七四
△法人税法（昭四〇—法三四）の一部改正（昭四二—法一二五）……六八九
△法人税法（昭四〇—法三四）の一部改正（昭四二—法一三四）……七三一
△法人税法（昭四〇—法三四）の一部改正（昭四二—法一三五）……七三九
△法人税法（昭四〇—法三四）の一部改正（昭四二—法一三八）……七五〇
○法務省設置法の一部を改正する法律（昭四二・七・六・法五〇）……三三三
△法務省設置法（昭二二—法一九三）の一部改正（昭四二—法八一）……四四三
○防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律（昭四二・七・二八・法八九）……四九二
○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭四二・七・二八・法九〇）……四九二
○放送法の一部を改正する法律（昭四二・七・二八・法九四）……五一七
○貿易研修センター法（昭四二・八・一五・法一三四）……七二七

△保管金規則（明二三—法一）の一部改正（昭四二—法二三）……一六七
△保険業法（昭一四—法四一）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇一
△保健婦助産婦看護婦法（昭二三—法二〇三）の一部改正（昭四二—法一二〇）……六三四
△防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭四一—法一三五）の一部改正（昭四二—法一一〇）……六一〇

（み）

○宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律（昭四二・七・六・法五一）……三三四

△未帰還者留守家族等援護法（昭二八—法一六一）の一部改正（昭四二—法五八）……三五八

（も）

○文部省設置法の一部を改正する法律（昭四二・三・三一・法五）……二
○文部省設置法の一部を改正する法律（昭四二・五・三一・法一七）……七〇
△文部省設置法（昭二四—法一四六）の一部改正（昭四二—法一二〇）……六三五

△元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭二八—法一五六）の一部改正（昭四二—法八三）……四六一

（ゆ）

△郵便振替法（昭二三—法六〇）の一部改正（昭四二—法一三八）……七五〇
△優生保護法（昭二三—法一五六）の一部改正（昭四二—法一二〇）……六三三
△輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭三〇—法三七）の一部改正（昭四二—法一一）……五五

（よ）

△予約出版法（明四三—法五五）廃止（昭四二—法一二〇）……六三三
△予算執行職員等の責任に関する法律（昭二五—法一七二）の一部改正（昭四二—法七三）……四〇三
△予算執行職員等の責任に関する法律（昭二五—法一七二）の一部改正（昭四二—法一三八）……七五一

（り）

○臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律（昭四二・六・一・法二九）……二五〇
○理化学研究所法の一部を改正する法律（昭四二・六・五・法三三）……二五七
△理化学研究所法（昭三三—法八〇）の一部改正（昭四二—法一二〇）……六三一
○離島振興法の一部を改正する法律（昭四二・七・二二・法七六）（衆法）……四二九
○旅券法の特例に関する法律（昭四二・八・一七・法一三七）……七四三

△陸上交通事業調整法（昭一三—法七一）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇一
△罹災都市借地借家臨時処理法（昭二一—法一三）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇二
△旅券法（昭二六—法二六七）の一部改正（昭四二—法一三七）……七四三
△旅行あつ旋業法（昭二七—法二三九）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇一
△流通業務市街地の整備に関する法律（昭四一—法一一〇）の一部改正（昭四二—法一〇二）……五五四

（れ）

△連合国財産の返還等に関する政令（昭二六—政六）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇五
△連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律（昭二七—法三〇二）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇三

（ろ）

○労働省設置法の一部を改正する法律（昭四二・八・一・法一〇八）……六〇五
△労働省設置法（昭二四—法一六二）の一部改正（昭四二—法一二）……六〇
△労働省設置法（昭二四—法一六二）の一部改正（昭四二—法三七）……三〇九
△労働省設置法（昭二四—法一六二）の一部改正（昭四二—法九二）……五一一

△労働基準法（昭二二—法四九）の一部改正（昭四二—法一〇八）……六〇五
△労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭三一—法一二六）の一部改正（昭四二—法三七）……三〇九
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭四〇—法一三〇）の一部改正（昭四二—法九五）……五一九

（わ）

△和議法（大一一—法七二）の一部改正（昭四二—法八八）……四九〇

部門別索引

（注）一、第五十五回国会を通過成立した法律を、第一憲法、第二国会、第三行政一般、第四地方制度、第五司法・法務、第六民事法、第七刑事法、第八警察・消防、第九教育・文化、第一〇厚生、第一一労働、第一二財政、第一三租税・専売、第一四金融、第一五産業一般、第一六農林・水産、第一七商工、第一八運輸、第一九郵政、第二〇電気通信、第二一建設、第二二外事及び第二三国防の二三部門に分類して掲載した。

二、○印は、同国会を通過成立した法律を示す。

△印は、右法律によつて改廃された法令を示す。

例えば、

△公職選挙法（昭二五—法一〇〇）の一部改正（昭四二—法七三）とあるのは、昭和四十二年法律第七十三号（動力炉・核燃料開発事業団法）によつて、公職選挙法（昭二五—法一〇〇）が一部改正されたことを示す。

第一　憲　法

○宮内庁法の一部を改正する法律（昭四二・六・三〇・法四四）……三一八

△公職選挙法（昭二五—法一〇〇）の一部改正（昭四二—法七三）……四〇三

△公職選挙法（昭二五—法一〇〇）の一部改正（昭四二—法八一）……四四四

△公職選挙法（昭二五—法一〇〇）の一部改正（昭四二—法九九）……五四九

△公職選挙法（昭二五—法一〇〇）の一部改正（昭四二—法一二五）……六八九

△公職選挙法（昭二五—法一〇〇）の一部改正（昭四二—法一三八）……七五一

第二　国　会

○国会議員の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律（昭四二・三・三一・法三）（衆法）……一

△国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭三九—法一七八）の一部改正（昭四二—法三）……一

第三　行政一般

○総理府設置法の一部を改正する法律（昭四二・三・三一・法四）……一

△総理府設置法（昭二四—法一二七）の一部改正（昭四二—法五九）……三六四

△総理府設置法（昭二四—法一二七）の一部改正（昭四二—法一〇七）……六〇四

△総理府設置法（昭二四—法一二七）の一部改正（昭四二—法一一四）……六二一

△総理府設置法（昭二四—法一二七）の一部改正（昭四二—法一三二）……七二五

△総理府設置法（昭二四—法一二七）の一部改正（昭四二—法一三七）……七四三

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（昭四二・六・二・法三〇）……二五三

○科学技術庁設置法の一部を改正する法律（昭四二・六・一〇・法三四）……二五七

△科学技術庁設置法（昭三一—法四九）の一部改正（昭四二—法七三）……四〇三

○恩給法等の一部を改正する法律（昭四二・七・二七・法八三）……四五九

△恩給法の一部を改正する法律（昭二八—法一五五）の一部改正（昭四二—法八三）……四六〇

△恩給法等の一部を改正する法律（昭四一—法一二一）の一部改正（昭四二—法八三）……四六三

○昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭四二・七・三一・法一〇四）……五六一

○昭和四十二年度における公共企業体職員

等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭四二・七・三一・法一〇六）……五八七
〇許可、認可等の整理に関する法律（昭四二・八・一・法一二〇）……六三一
△国家公務員法（昭二二—法一二〇）の一部改正（昭四二—法六一）……三七三
△行政管理庁設置法（昭二三—法七七）の一部改正（昭四二—法五六）……三五一
△行政管理庁設置法（昭二三—法七七）の一部改正（昭四二—法七三）……四〇二
△行政管理庁設置法（昭二三—法七七）の一部改正（昭四二—法九九）……五四九
△行政管理庁設置法（昭二三—法七七）の一部改正（昭四二—法一二五）……六九一
△旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭二五—法二五六）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇三
△旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭二五—法二五六）の一部改正（昭四二—法一〇四）……五六七
△土地調整委員会設置法（昭二五—法二九二）の一部改正（昭四二—法一〇三）……五六〇
△在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭二七—法九三）の一部改正（昭四二—法三二）……二五五
△元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭二八—法一五六）の一部改正（昭四二—法八三）……四六一
△国家公務員等退職手当法（昭二八—法一八二）の一部改正（昭四二—法三七）……三〇九
△公共企業体職員等共済組合法（昭三一—法一三四）の一部改正（昭四二—法一〇六）……五九二
△旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭三一—法一七七）の一部改正（昭四二—法八三）……四六二
△国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭三三—法一二九）の一部改正（昭四二—法一〇四）……五六八
△国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭三六—法一五二）の一部改正（昭四二—法一〇四）……五六八

第四　地方制度

〇昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律（昭四二・三・三一・法八）……二一一
△昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律（昭四二—法八）の一部改正（昭四二—法二五）……二四三
△昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律（昭四二—法八）の一部改正（昭四二—法二五）……二四八
〇地方税法等の一部を改正する法律（昭四二・五・三一・法二五）……二二一
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四二—法二五）……二三八
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四二—法五六）……三五〇
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四二—法六一）……三七五
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四二—法七三）……四〇二
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四二—法八一）……四四四
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四二—法八二）……四五七
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四二—法八八）……四九〇
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四二—法九八）……五四一
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四二—法九九）……五四九
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四二—法一一六）……六二八
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四二—法一二一）……六五四
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四二—法一二三）……六七三
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四二—法一二五）……六九〇

△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四二—法一二七）……七一〇
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四二—法一三四）……七三〇
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四二—法一三五）……七三八
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭四二—法一三八）……七五〇
〇国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭四二・六・一・法二八）……二四九
△国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭三一—法八二）の一部改正（昭四二—法二五）……二四七
〇地方交付税法の一部を改正する法律（昭四二・六・三〇・法四五）……三一九
〇昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律（昭四二・六・三〇・法四六）……三二四
〇昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律（昭四二・七・三一・法一〇五）……五七五
〇自治省設置法の一部を改正する法律（昭四二・八・一・法一〇九）……六〇六
△自治省設置法（昭二七—法二六一）の一部改正（昭四二—法八一）……四四四
△自治省設置法（昭二七—法二六一）の一部改正（昭四二—法一二一）……六五五
△自治省設置法（昭二七—法二六一）の一部改正（昭四二—法一二六）……七〇〇
〇地方公務員災害補償法（昭四二・八・一・法一二一）……六三六
〇住居表示に関する法律の一部を改正する法律（昭四二・八・一〇・法一三三）（衆法）……七二五
△住居表示に関する法律（昭三七—法一一九）の一部改正（昭四二—法八一）……四四五
△地方自治法（昭二二—法六七）の一部改正（昭四二—法五三）……三三八
△地方自治法（昭二二—法六七）の一部改正（昭四二—法八一）……四四三
△地方公務員法（昭二五—法二六一）の一部改正（昭四二—法六一）……三七四
△地方公務員法（昭二五—法二六一）の一部改正（昭四二—法一二二）……六四八
△地方公営企業法（昭二七—法二九二）の一部改正（昭四二—法一二二）……六四九
△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇—法一九五）の一部改正（昭四二—法五六）……三五一
△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇—法一九五）の一部改正（昭四二—法七三）……四〇三
△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇—法一九五）の一部改正（昭四二—法九九）……五四九
△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇—法一九五）の一部改正（昭四二—法一二三）……六七三
△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇—法一九五）の一部改正（昭四二—法一二五）……六八九
△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇—法一九五）の一部改正（昭四二—法一三八）……七五一
△後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭三六—法一一二）の一部改正（昭四二—法四五）……三三三
△地方公務員等共済組合法（昭三七—法一五二）の一部改正（昭四二—法一〇五）……五七八
△地方公務員等共済組合法（昭三七—法一五二）の一部改正（昭四二—法一二二）……六五〇
△地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭三七—法一五三）の一部改正（昭四二—法一〇五）……五七八
△新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭四〇—法七三）の一部改正（昭四二—法四六）……三三七
△首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭四一—法一一四）の一部

改正（昭四二―法四六）……三三七

第五　司法・法務

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（昭四二・五・三一・法二六）……二四八
○法務省設置法の一部を改正する法律（昭四二・七・六・法五〇）……三三三
△法務省設置法（昭二二―法一九三）の一部改正（昭四二―法八一）……四四三
○旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律（昭四二・七・一八・法六四）……三七六
○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭四二・七・一八・法六五）……三七七
○司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（昭四二・七・一八・法六六）……三八〇

第六　民事法

○住民基本台帳法（昭四二・七・二五・法八一）……四三七
○会社更生法等の一部を改正する法律（昭四二・七・二七・法八八）……四七九
△会社更生法（昭二七―法一七二）の一部改正（昭四二―法三六）……三〇三

△不動産登記法（明三二―法二四）の一部改正（昭四二―法三六）……三〇四
△不動産登記法（明三二―法二四）の一部改正（昭四二―法七五）……四二〇
△破産法（大一一―法七一）の一部改正（昭四二―法三六）……三〇四
△破産法（大一一―法七一）の一部改正（昭四二―法八八）……四九〇
△和議法（大一一―法七二）の一部改正（昭四二―法八八）……四九〇
△罹災都市借地借家臨時処理法（昭二一―法一三）の一部改正（昭四二―法三六）……三〇二
△沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令（昭二三―政三〇六）の一部改正（昭四二―法八一）……四四三
△土地家屋調査士法（昭二五―法二二八）の一部改正（昭四二―法三六）……三〇〇
△土地家屋調査士法（昭二五―法二二八）の一部改正（昭四二―法六六）……三八一
△住民登録法（昭二六―法二一八）廃止（昭四二―法八一）……四四二
△住民登録法施行法（昭二七―法一〇六）廃止（昭四二―法八一）……四四二
△日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭二八―法二四六）の一部改正（昭四二―法一一〇）……六〇九
△接収不動産に関する借地借家臨時処理法（昭三一―法一三八）の一部改正（昭四二―法三六）……三〇四
△企業担保法（昭三三―法一〇六）の一部改正（昭四二―法三六）……三〇五
△商業登記法（昭三八―法一二五）の一部改正（昭四二―法三六）……三〇四
△商業登記法（昭三八―法一二五）の一部改正（昭四二―法八八）……四九一

第七　刑事法

△証人等の災害についての給付に関する法律（昭三三―法一〇九）の一部改正（昭四二―法一二三）……一六八

第八　警察・消防

○消防法及び消防組織法の一部を改正する法律（昭四二・七・二五・法八〇）……四三五
△消防組織法（昭二二―法二二六）の一部改正（昭四二―法八〇）……四三六
○道路交通法の一部を改正する法律（昭四二・八・一・法一二六）……六九一
△道路交通法（昭三五―法一〇五）の一部改正（昭四二―法一二六）……六九六
△道路交通法（昭三五―法一〇五）の一部改正（昭四二―法一二六）……六九九

△警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭二七―法二四五）の一部改正（昭四二―法二三）……一六八
△警察法（昭二九―法一六二）の一部改正（昭四二―法一六）……七〇
△警察法（昭二九―法一六二）の一部改正（昭四二―法一二一）……六五〇
△消防団員等公務災害補償等共済基金法（昭三一―法一〇七）の一部改正（昭四二―法三六）……三〇四
△消防団員等公務災害補償等共済基金法（昭三一―法一〇七）の一部改正（昭四二―法八〇）……四三七
△自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭三七―法一四五）の一部改正（昭四二―法一二六）……七〇〇

第九　教育・文化

○文部省設置法の一部を改正する法律（昭四二・三・三一・法五）……二
○文部省設置法の一部を改正する法律（昭四二・五・三一・法一七）……七〇
△文部省設置法（昭二四―法一四六）の一部改正（昭四二―法一二〇）……六三五
○国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律（昭四二・五・三一・法一八）……七一
△国立養護教諭養成所設置法（昭四〇―法一六）の一部改正（昭四二―法一一八）……七三
○公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律（昭四二・七・一八・法六七）……三八二
○オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律（昭四二・七・二七・法八五）……四七七
○札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律（昭四二・七・二七・法八六）……四七八
○著作権法の一部を改正する法律（昭四二・七・二七・法八七）……四七九
○日本学術振興会法（昭四二・八・一・法一二三）……六六九
○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律（昭四二・八・一七・法一三六）……七四〇
△公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭三二―法一四三）の一部改正（昭四二―法二三）……一六八

△予約出版法（明四三―法五五）廃止（昭四二―法一二〇）……六三三
△学校教育法（昭二二―法二六）の一部改正（昭四二―法一二〇）……六三三
△市町村立学校職員給与負担法（昭二三―法一三五）の一部改正（昭四二―法一二一）……六四九
△社会教育法（昭二四―法二〇七）の一部改正（昭四二―法一二〇）……六三三
△図書館法（昭二五―法一一八）の一部改正（昭四二―法一二〇）……六三三
△連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律（昭二七―法三〇二）の一部改正（昭四二―法三六）……三〇三
△義務教育費国庫負担法（昭二七―法三〇三）の一部改正（昭四二―法一二一）……六四九
△公立養護学校整備特別措置法（昭三一―法一五二）の一部改正（昭四二―法一二一）……六四九

第一〇　厚生

○厚生省設置法の一部を改正する法律（昭四二・六・二〇・法三九）……三一〇
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭四二―法四〇）……三一三
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭四二―法五七）……三五五
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭四二―法六一）……三七三
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭四二―法一一三）……六一五
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭四二―法一二〇）……六三五
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭四二―法一三二）……七二五
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭四二―法一三五）……七三八
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭四二―法一三八）……七五〇
○戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭四二・七・一四・法五七）……三五二
○戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭四二・七・一四・法五八）……三五六

△戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭四一—法一〇八)の一部改正(昭四二—法五八)……三五九
○児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律(昭四二・七・二九・法九五)……五一八
△児童扶養手当法(昭三六—法二三八)の一部改正(昭四二—法一二一)……六五四
△児童扶養手当法(昭三六—法二三八)の一部改正(昭四二—法一三六)……七四〇
△特別児童扶養手当法(昭三九—法一三四)の一部改正(昭四二—法九五)……五一八
△特別児童扶養手当法(昭三九—法一三四)の一部改正(昭四二—法一二一)……六五四
△特別児童扶養手当法(昭三九—法一三四)の一部改正(昭四二—法一三六)……七四〇
○国民年金法の一部を改正する法律(昭四二・七・二九・法九六)……五一九
△国民年金法(昭三四—法一四一)の一部改正(昭四二—法八一)……四四五
△国民年金法(昭三四—法一四一)の一部改正(昭四二—法八三)……四六二
△国民年金法(昭三四—法一四一)の一部改正(昭四二—法一二一)……六五三
△国民年金法(昭三四—法一四一)の一部改正(昭四二—法一三六)……七四〇
○児童福祉法の一部を改正する法律(昭四二・八・一・法一一一)……六一〇
△児童福祉法(昭二二—法一六四)の一部改正(昭四二—法一一三)……六一五
△児童福祉法(昭二二—法一六四)の一部改正(昭四二—法一三九)……七五二
○社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律(昭四二・八・一・法一一二)……六一三
○身体障害者福祉法の一部を改正する法律(昭四二・八・一・法一一三)……六一四
○引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭四二・八・一・法一一四)……六一六
○公害対策基本法(昭四二・八・三・法一三二)……七二一
○石炭鉱業年金基金法(昭四二・八・一六・法一三五)……七三五
○環境衛生金融公庫法(昭四二・八・一九・法一三八)……七四三
○精神薄弱者福祉法の一部を改正する法律(昭四二・八・一九・法一三九)……七五一

△行旅病人及行旅死亡人取扱法(明三二—法九三)の一部改正(昭四二—法一二〇)……六三四
△「トラホーム」予防法(大八—法二七)の一部改正(昭四二—法一二〇)……六三三
△健康保険法(大一一—法七〇)の一部改正(昭四二—法三六)……三〇一
△公益質屋法(昭二二—法三五)の一部改正(昭四二—法一二〇)……六三四
△寄生虫病予防法(昭六—法五九)の一部改正(昭四二—法一二〇)……六三三
△厚生保険特別会計法(昭一九—法一〇)の一部改正(昭四二—法一〇五)……五八四
△社会保険診療報酬支払基金法(昭二三—法一二九)の一部改正(昭四二—法三六)……三〇二
△へい獣処理場等に関する法律(昭二三—法一四〇)の一部改正(昭四二—法一二〇)……六三四
△優生保護法(昭二三—法一五六)の一部改正(昭四二—法一二〇)……六三三
△保健婦助産婦看護婦法(昭二三—法二〇三)の一部改正(昭四二—法一二〇)……六三四
△歯科衛生士法(昭二三—法二〇四)の一部改正(昭四二—法一二〇)……六三四
△狂犬病予防法(昭二五—法二四七)の一部改正(昭四二—法一二〇)……六三四
△社会福祉事業法(昭二六—法四五)の一部改正(昭四二—法一一一)……六一二
△社会福祉事業法(昭二六—法四五)の一部改正(昭四二—法一一三)……六一六
△社会福祉事業法(昭二六—法四五)の一部改正(昭四二—法一三九)……七五二
△未帰還者留守家族等援護法(昭二八—法一六一)の一部改正(昭四二—法五八)……三五八
△社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭二八—法二〇六)の一部改正(昭四二—法一三五)……七三八

△日雇労働者健康保険法(昭二八—法二〇七)の一部改正(昭四二—法二三)……一六八
△厚生年金保険法(昭二九—法一一五)の一部改正(昭四二—法二三)……一六八
△厚生年金保険法(昭二九—法一一五)の一部改正(昭四二—法一二一)……六五三
△厚生年金保険法(昭二九—法一一五)の一部改正(昭四二—法一三六)……七四〇
△歯科技工法(昭三〇—法一六八)の一部改正(昭四二—法一二〇)……六三四
△国民健康保険法(昭三三—法一九二)の一部改正(昭四二—法八一)……四四五
△国民健康保険法(昭三三—法一九二)の一部改正(昭四二—法一二一)……六五三
△社会福祉施設職員退職手当共済法(昭三六—法一五五)の一部改正(昭四二—法一一一)……六一二
△社会福祉施設職員退職手当共済法(昭三六—法一五五)の一部改正(昭四二—法一一三)……六一六
△通算年金通則法(昭三六—法一八一)の一部改正(昭四二—法一〇五)……五八四
△通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭三六—法一八二)の一部改正(昭四二—法一〇四)……五七一
△通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭三六—法一八二)の一部改正(昭四二—法一〇六)……五九二
△戦傷病者特別援護法(昭三八—法一六八)の一部改正(昭四二—法五八)……三五九
△戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭四一—法一〇九)の一部改正(昭四二—法五八)……三五九

第一一 労働

○炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律(昭四二・五・二七・法一三)……六一
△炭鉱離職者臨時措置法(昭三四—法一九九)の一部改正(昭四二—法三七)……三〇九
○沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法(昭四二・六・二三・法三七)……三〇五
○駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律(昭四二・七・二〇・法七一)……三九二
○炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭四二・七・二八・法九二)……五〇九
○雇用促進事業団法の一部を改正する法律(昭四二・七・三一・法一〇〇)……五四九
○労働省設置法の一部を改正する法律(昭四二・八・一・法一〇八)……六〇五
△労働省設置法(昭二四—法一六二)の一部改正(昭四二—法一二)……六〇
△労働省設置法(昭二四—法一六二)の一部改正(昭四二—法三七)……三〇九
△労働省設置法(昭二四—法一六二)の一部改正(昭四二—法九二)……五一一

△労働基準法(昭二二—法四九)の一部改正(昭四二—法一〇八)……六〇五
△失業保険特別会計法(昭二二—法一五七)の一部改正(昭四二—法三七)……三〇八
△労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭三一—法一二六)の一部改正(昭四二—法三七)……三〇九
△じん肺法(昭三五—法三〇)の一部改正(昭四二—法一〇八)……六〇六
△港湾労働法(昭四〇—法一二〇)の一部改正(昭四二—法三七)……三〇九
△労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭四〇—法一三〇)の一部改正(昭四二—法九五)……五一九

第一二 財政

○交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律(昭四二・六・三〇・法四八)……三二八
○宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律(昭四二・七・六・法五一)……三三四
○大蔵省設置法の一部を改正する法律(昭四二・七・二五・法七九)……四三五
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭四二—法一六)……七〇
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一

部改正(昭四二—法一二二)……六六八
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭四二—法一三八)……七五〇
△保管金規則(明二三—法一)の一部改正(昭四二—法二三)……一六七
△国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律(昭二四—法一七六)の一部改正(昭四二—法七三)……四〇三
△政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭二四—法二五六)の一部改正(昭四二—法七三)……四〇三
△国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭二五—法六一)の一部改正(昭四二—法七三)……四〇三
△国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭二五—法六一)の一部改正(昭四二—法一三八)……七五〇
△退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭二五—法六二)の一部改正(昭四二—法一二四)……六八一
△予算執行職員等の責任に関する法律(昭二五—法一七二)の一部改正(昭四二—法七三)……四〇三
△予算執行職員等の責任に関する法律(昭二五—法一七二)の一部改正(昭四二—法一三八)……七五一
△公庫の予算及び決算に関する法律(昭二六—法九九)の一部改正(昭四二—法一三八)……七五一
△国税収納金整理資金に関する法律(昭二九—法三六)の一部改正(昭四二—法一二)……六〇
△昭和四十年度における財政処理の特別措置に関する法律(昭四一—法四)の一部改正(昭四二—法四八)……三三八

第一三　租税・専売

○昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律(昭四二・三・三一・法六)……二
○期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律(昭四二・三・三一・法七)……三〇
○関税定率法等の一部を改正する法律(昭四二・五・二七・法一一)……三三
○税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律(昭四二・五・三〇・法一四)……六二
○所得税法の一部を改正する法律(昭四二・五・三一・法二〇)……七四
△所得税法(昭四〇—法三三)の一部改正(昭四二—法一四)……六八
△所得税法(昭四〇—法三三)の一部改正(昭四二—法二三)……一六六
△所得税法(昭四〇—法三三)の一部改正(昭四二—法五六)……三五〇
△所得税法(昭四〇—法三三)の一部改正(昭四二—法六一)……三七四
△所得税法(昭四〇—法三三)の一部改正(昭四二—法七三)……四〇二
△所得税法(昭四〇—法三三)の一部改正(昭四二—法八二)……四五八
△所得税法(昭四〇—法三三)の一部改正(昭四二—法九九)……五四八
△所得税法(昭四〇—法三三)の一部改正(昭四二—法一一六)……六二八
△所得税法(昭四〇—法三三)の一部改正(昭四二—法一二一)……六五四
△所得税法(昭四〇—法三三)の一部改正(昭四二—法一二三)……六七三
△所得税法(昭四〇—法三三)の一部改正(昭四二—法一二五)……六八九
△所得税法(昭四〇—法三三)の一部改正(昭四二—法一三四)……七三一
△所得税法(昭四〇—法三三)の一部改正(昭四二—法一三五)……七三九
△所得税法の一部を改正する法律(昭四一—法三一)の一部改正(昭四二—法一三八)……七五〇
△所得税法の一部を改正する法律(昭四一—法三一)の一部改正(昭四二—法二〇)……一三一
○法人税法の一部を改正する法律(昭四二・五・三一・法二一)……一五二

△法人税法(昭四〇—法三四)の一部改正(昭四二—法一四)……六八
△法人税法(昭四〇—法三四)の一部改正(昭四二—法二三)……一六六
△法人税法(昭四〇—法三四)の一部改正(昭四二—法五六)……三五〇
△法人税法(昭四〇—法三四)の一部改正(昭四二—法六一)……三七四
△法人税法(昭四〇—法三四)の一部改正(昭四二—法七三)……四〇二
△法人税法(昭四〇—法三四)の一部改正(昭四二—法八二)……四五八
△法人税法(昭四〇—法三四)の一部改正(昭四二—法八四)……四七七
△法人税法(昭四〇—法三四)の一部改正(昭四二—法九九)……五四八
△法人税法(昭四〇—法三四)の一部改正(昭四二—法一一六)……六二八
△法人税法(昭四〇—法三四)の一部改正(昭四二—法一二一)……六五四
△法人税法(昭四〇—法三四)の一部改正(昭四二—法一二三)……六七四
△法人税法(昭四〇—法三四)の一部改正(昭四二—法一二五)……六八九
△法人税法(昭四〇—法三四)の一部改正(昭四二—法一三四)……七三一
△法人税法(昭四〇—法三四)の一部改正(昭四二—法一三五)……七三九
△法人税法(昭四〇—法三四)の一部改正(昭四二—法一三八)……七五〇
○相続税法の一部を改正する法律(昭四二・五・三一・法二二)……一五六
△相続税法(昭二五—法七三)の一部改正(昭四二—法二三)……一六六
△相続税法(昭二五—法七三)の一部改正(昭四二—法三六)……三〇〇
△相続税法(昭二五—法七三)の一部改正(昭四二—法一一六)……六二八
○印紙税法(昭四二・五・三一・法二三)……一五七
△印紙税法(明三二—法五四)全部改正(昭四二—法二三)……一五七
△印紙税法(昭四二—法二三)の一部改正(昭四二—法五六)……三五〇
△印紙税法(昭四二—法二三)の一部改正(昭四二—法七三)……四〇二
△印紙税法(昭四二—法二三)の一部改正(昭四二—法八二)……四五八
△印紙税法(昭四二—法二三)の一部改正(昭四二—法九九)……五四八
△印紙税法(昭四二—法二三)の一部改正(昭四二—法一一六)……六二八
△印紙税法(昭四二—法二三)の一部改正(昭四二—法一二一)……六五四
△印紙税法(昭四二—法二三)の一部改正(昭四二—法一二三)……六七四
△印紙税法(昭四二—法二三)の一部改正(昭四二—法一二五)……六九〇
△印紙税法(昭四二—法二三)の一部改正(昭四二—法一三八)……七五〇
○租税特別措置法の一部を改正する法律(昭四二・五・三一・法二四)……一七九
△租税特別措置法(昭三二—法二六)の一部改正(昭四二—法七)……三〇
△租税特別措置法(昭三二—法二六)の一部改正(昭四二—法一四)……六七
△租税特別措置法(昭三二—法二六)の一部改正(昭四二—法二三)……一六六
△租税特別措置法(昭三二—法二六)の一部改正(昭四二—法三六)……二九六
△租税特別措置法(昭三二—法二六)の一部改正(昭四二—法五六)……三四九
△租税特別措置法(昭三二—法二六)の一部改正(昭四二—法八四)……四七七
△租税特別措置法(昭三二—法二六)の一部改正(昭四二—法九七)……五三二
△租税特別措置法(昭三二—法二六)の一部改正(昭四二—法九九)……五四八
△租税特別措置法の一部を改正する法律(昭三六—法四〇)の一部改正(昭四二—法三六)……三〇〇
△租税特別措置法の一部を改正する法律(昭四一—法三五)の一部改正(昭四二—法二四)……二三一
○登録免許税法(昭四二・六・一二・法三五)……二五九
△登録税法(明二九—法二七)全部改正(昭四二—法三五)……二五九

△登録免許税法(昭四二—法三五)の一部改正(昭四二—法五六)……三五〇
△登録免許税法(昭四二—法三五)の一部改正(昭四二—法七三)……四〇三
△登録免許税法(昭四二—法三五)の一部改正(昭四二—法九七)……五三三
△登録免許税法(昭四二—法三五)の一部改正(昭四二—法一二一)……六五四
△登録免許税法(昭四二—法三五)の一部改正(昭四二—法一二二)……六六八
△登録免許税法(昭四二—法三五)の一部改正(昭四二—法一二五)……六九〇
△登録免許税法(昭四二—法三五)の一部改正(昭四二—法一三四)……七三一
△登録免許税法(昭四二—法三五)の一部改正(昭四二—法一三五)……七三九
△登録免許税法(昭四二—法三五)の一部改正(昭四二—法一三八)……七五〇
○登録免許税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律(昭四二・六・一二・法三六)……二九六
○石油ガス税法の一部を改正する法律(昭四二・七・一一・法五五)……三三九
△石油ガス税法(昭四〇—法一五六)の一部改正(昭四二—法一四)……六六
○日本専売公社法の一部を改正する法律(昭四二・七・一七・法六二)……三七五
○資産再評価法の一部を改正する法律(昭四二・七・二七・法八四)……四七五
○通関業法(昭四二・八・一・法一二二)……六五九
○所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆国との間の条約の実施に伴う所得税法及び法人税法の特例等に関する法律(昭四二・八・二・法一二八)……七一一
○所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とノールウェー王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭四二・八・二・法一二九)……七一三
△所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭三四—法一五三)全部改正(昭四二—法一二九)……七一三

△国税犯則取締法(明三三—法六七)の一部改正(昭四二—法二三)……一六七
△税関貨物取扱人法(明三四—法二八)全部改正(昭四二—法一二二)……六五九
△災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭二二—法一七五)の一部改正(昭四二—法二〇)……一三〇
△印紙等模造取締法(昭二二—法一八九)の一部改正(昭四二—法二三)……一六七
△たばこ専売法(昭二四—法一一一)の一部改正(昭四二—法二五)……二四七
△株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律(昭二六—法一四三)の一部改正(昭四二—法八四)……四七六
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭二七—法一一一)の一部改正(昭四二—法二三)……一六七
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭二七—法一一二)の一部改正(昭四二—法一一)……五五
△酒税法(昭二八—法六)の一部改正(昭四二—法一四)……六三
△塩業組合法(昭二八—法一〇七)の一部改正(昭四二—法三六)……三〇四
△関税法(昭二九—法六一)の一部改正(昭四二—法一一)……三八
△関税法(昭二九—法六一)の一部改正(昭四二—法二三)……一六八
△関税法(昭二九—法六一)の一部改正(昭四二—法一二二)……六六八

△企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法(昭二九—法一四二)廃止(昭四二—法八四)……四七六
△日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭二九—法一四九)の一部改正(昭四二—法二三)……一六七
△輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭三〇—法三七)の一部改正(昭四二—法一一)……五五
△砂糖消費税法(昭三〇—法三八)の一部改正(昭四二—法一四)……六四
△税理士法の一部を改正する法律(昭三一—法一六五)の一部改正(昭四二—法三六)……三〇五
△揮発油税法(昭三二—法五五)の一部改正(昭四二—法一四)……六五
△トランプ類税法(昭三二—法一七三)の一部改正(昭四二—法一四)……六六
△中小企業の資産再評価の特例に関する法律(昭三二—法一三八)廃止(昭四二—法八四)……四七六
△たばこ耕作組合法(昭三三—法一三五)の一部改正(昭四二—法三六)……三〇四
△国税徴収法(昭三四—法一四七)の一部改正(昭四二—法一四)……六三
△国税徴収法(昭三四—法一四七)の一部改正(昭四二—法二三)……一六七
△国税徴収法(昭三四—法一四七)の一部改正(昭四二—法三六)……二九六
△関税暫定措置法(昭三五—法三六)の一部改正(昭四二—法七)……三〇
△関税暫定措置法(昭三五—法三六)の一部改正(昭四二—法一一)……四三
△物品税法(昭三七—法四八)の一部改正(昭四二—法一四)……六四
△国税通則法(昭三七—法六六)の一部改正(昭四二—法一四)……六三
△国税通則法(昭三七—法六六)の一部改正(昭四二—法二三)……一六六
△国税通則法(昭三七—法六六)の一部改正(昭四二—法三六)……二九六

第一四　金　融

○住宅融資保険法の一部を改正する法律(昭四二・五・三〇・法一五)……六九
○証券投資信託法の一部を改正する法律(昭四二・八・一・法一一六)……六二四

△保険業法(昭一四—法四一)の一部改正(昭四二—法三六)……三〇一
△国民金融公庫法(昭二四—法四九)の一部改正(昭四二—法三六)……三〇二
△国民金融公庫法(昭二四—法四九)の一部改正(昭四二—法一三八)……七五〇
△公営企業金融公庫法(昭三二—法八三)の一部改正(昭四二—法四五)……三三三

第一五　産業一般

○中小企業信用保険臨時措置法の一部を改正する法律(昭四二・三・三一・法九)……三三
○中小企業近代化促進法の一部を改正する法律(昭四二・五・三一・法二七)……二四九
△中小企業近代化促進法(昭三八—法六四)の一部改正(昭四二—法三六)……三〇五
△中小企業近代化促進法(昭三八—法六四)の一部改正(昭四二—法九八)……五四一
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(昭四二・六・二・法三一)……二五四
○中小企業信用保険法の一部を改正する法律(昭四二・六・二六・法四三)……三一四
△中小企業信用保険法(昭二五—法二六四)の一部改正(昭四二—法五六)……三四八
△中小企業信用保険法(昭二五—法二六四)の一部改正(昭四二—法九八)……五四一
△中小企業信用保険法(昭二五—法二六四)の一部改正(昭四二—法一三八)……七五一
○中小企業振興事業団法(昭四二・七・一三・法五六)……三三九
○原子力基本法の一部を改正する法律(昭四二・七・二〇・法七二)……三九三
○動力炉・核燃料開発事業団法(昭四二・七・二〇・法七三)……三九三
○離島振興法の一部を改正する法律(昭四二・七・二一・法七六)(衆法)……四二九

○小規模企業共済法の一部を正改する法律（昭四二・七・二八・法九一）……四九三

△小規模企業共済法（昭四〇—法一〇二）の一部改正（昭四二—法九八）……五四一

○中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律（昭四二・七・二九・法九八）……五三三

○計理士の名称の使用に関する法律（昭四二・八・二・法一三〇）（衆法）……七一六

△商工組合中央金庫法（昭一一—法一四）の一部改正（昭四二—法九八）……五四〇

△閉鎖機関令（昭二二—勅七四）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇五

△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭二二—法一三八）の一部改正（昭四二—法六一）……三七三

△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭二二—法一三八）の一部改正（昭四二—法一三五）……七三八

△公認会計士法（昭二三—法一〇三）の一部改正（昭四二—法一二〇）……六三三

△中小企業等協同組合法（昭二四—法一八一）の一部改正（昭四二—法九八）……五四一

△中小企業等協同組合法施行法（昭二四—法一八二）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇二

△計量法（昭二六—法二〇七）の一部改正（昭四二—法一二〇）……六三五

△中小企業金融公庫法（昭二八—法一三八）の一部改正（昭四二—法九八）……五四一

△日本原子力研究所法（昭三一—法九二）の一部改正（昭四二—法一二〇）……六三三

△核原料物質開発促進臨時措置法（昭三一—法九三）の一部改正（昭四二—法七三……四〇二

△核原料物質開発促進臨時措置法（昭三一—法九三）の一部改正（昭四二—法七五）……四二四

△核原料物質開発促進臨時措置法（昭三一—法九三）の一部改正（昭四二—法一二〇）

△原子燃料公社法（昭三一—法九四）廃止（昭四二—法七三）……四〇一

△中小企業近代化資金等助成法（昭三一—法一一五）の一部改正（昭四二—法五六）……三四六

△核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭三二—法一六六）の一部改正（昭四二—法七三）……四〇二

△核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭三二—法一六六）の一部改正（昭四二—法一二〇）……六三三

△原子力損害の賠償に関する法律（昭三六—法一四七）の一部改正（昭四二—法七三）……四〇二

△中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律（昭三八—法七二）の一部改正（昭四二—法五六）……三四八

△中小企業高度化資金融通特別会計法（昭三八—法七二）廃止（昭四二—法五六）……三四五

△日本原子力船開発事業団法（昭三八—法一〇〇）の一部改正（昭四二—法一二〇）……六三三

△中小企業指導法（昭三八—法一四七）の一部改正（昭四二—法五六）……三四八

△産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律（昭三八—法一六六）の一部改正（昭四二—法四三）……三一八

△官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭四一—法九七）の一部改正（昭四二—法九八）……五四二

第一六　農林・水産

○農業共済基金法の一部を改正する法律（昭四二・六・二六・法四二）……三一三

○日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律（昭四二・七・一〇・法五四）……三三八

○中小漁業振興特別措置法（昭四二・七・一四・法五九）……三六二

○外国人漁業の規制に関する法律（昭四二・七・一四・法六〇）……三六四

○漁業協同組合合併助成法（昭四二・七・二四・法七八）……四三三

○果樹保険臨時措置法（昭四二・七・二八・法九三）……五一二

○森林病害虫等防除法の一部を改正する法律（昭四二・七・三一・法一〇一）……五五〇

○加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律（昭四二・八・一・法一一七）……六二九

○農林省設置法の一部を改正する法律（昭四二・八・一・法一一九）……六三〇

△農林省設置法（昭二四—法一五三）の一部改正（昭四二—法九七）……五三二

△農林省設置法（昭二四—法一五三）の一部改正（昭四二—法一二四）……六八一

○漁業災害補償法の一部を改正する法律（昭四二・八・一・法一二四）……六七四

△農林中央金庫法（大一二—法四二）の一部改正（昭四二—法二三）……一六七

△農林中央金庫法（大一二—法四二）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇一

△農村負債整理組合法（昭八—法二一）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇一

△漁船再保険特別会計法（昭一二—法二四）の一部改正（昭四二—法一二四）……六八〇
改題—「漁船再保険及漁業共済保険特別会計法」

△農業共済再保険特別会計法（昭一九—法一一）の一部改正（昭四二—法九三）……五一七

△農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律（昭二二—法一三三）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇二

△農業災害補償法（昭二二—法一八五）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇二

△畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移転を受ける場合における課税の特例に関する法律（昭二三—法二二四）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇二

△水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律（昭二三—法二四三）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇二

△農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律（昭二四—法二〇二）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇三

△漁港法（昭二五—法一三七）の一部改正（昭四二—法一二〇）……六三四

△漁船法（昭二五—法一七八）の一部改正（昭四二—法一二〇）……六三五

△森林法（昭二六—法二四九）の一部改正（昭四二—法七五）……四二三

△漁船損害補償法（昭二七—法二八）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇三

△漁船損害補償法（昭二七—法二八）の一部改正（昭四二—法一二四）……六八一

△漁船乗組員給与保険法（昭二七—法二一二）の一部改正（昭四二—法一二四）……六八一

△農地法施行法（昭二七—法二三〇）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇三

△農林漁業金融公庫法（昭二七—法三五五）の一部改正（昭四二—法五九）……三六三

第一七　商　　工

○プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律（昭四二・三・三一・法一〇）……三

○石炭対策特別会計法（昭四二・五・二七・法一二）……五七

○通商産業省設置法の一部を改正する法律（昭四二・五・三一・法一九）……七四

△通商産業省設置法（昭二七—法二七五）の一部改正（昭四二—法一二）……六〇

△通商産業省設置法（昭二七—法二七五）の一部改正（昭四二—法九七）……五三二

○臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律（昭四二・六・一・法二九）……二五〇

○理化学研究所法の一部を改正する法律（昭四二・六・五・法三三）……二五七

△理化学研究所法（昭三三—法八〇）の一部改正（昭四二—法一二〇）……六三一

○石炭鉱業再建整備臨時措置法（昭四二・七・五・法四九）……三二九

○航空機工業振興法等の一部を改正する法

律（昭四二・七・一七・法六三）……三七六
△航空機工業振興法の一部を改正する法律（昭三四—法四五）の一部改正（昭四二—法六三）……三七六
○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭四二・七・二一・法七七）……四三一
△石炭鉱業合理化臨時措置法（昭三〇—法一五六）の一部改正（昭四二—法四九）……三三三
○特定繊維工業構造改善臨時措置法（昭四二・七・二五・法八二）……四四六
○商品取引所法の一部を改正する法律（昭四二・七・二九・法九七）……五三三
△商品取引所法（昭二五—法二三九）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇〇
○石油開発公団法（昭四二・七・二九・法九九）……五四二
○貿易研修センター法（昭四二・八・一五・法一三四）……七二七

△中小企業庁設置法（昭二三—法八三）の一部改正（昭四二—法五六）……三五二
△鉱山保安法（昭二四—法七〇）の一部改正（昭四二—法一〇八）……六〇六
△鉱業法（昭二五—法二八九）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇四
△鉱業法（昭二五—法二八九）の一部改正（昭四二—法七五）……四二一
△採石法（昭二五—法二九一）の一部改正（昭四二—法七五）……四二三
△石油資源開発株式会社法（昭三〇—法一五二）廃止（昭四二—法九九）……五四八
△機械工業振興臨時措置法（昭三一—法一五四）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇五
△日本科学技術情報センター法（昭三二—法八四）の一部改正（昭四二—法一二〇）……六三一
△技術士法（昭三二—法一二四）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇一
△新技術開発事業団法（昭三六—法八二）の一部改正（昭四二—法一二〇）……六三一
△産炭地域振興臨時措置法（昭三六—法二一九）の一部改正（昭四二—法二九）……二五一
△産炭地域振興臨時措置法（昭三六—法二一九）の一部改正（昭四二—法四六）……三三七
△石炭鉱業経理規制臨時措置法（昭三八—法一四五）の一部改正（昭四二—法四九）……三三三
△繊維工業設備等臨時措置法（昭三九—法一〇三）の一部改正（昭四二—法八二）……四五七

第一八　運輸

○日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律（昭四二・六・一九・法三八）……三一〇
○船舶整備公団法の一部を改正する法律（昭四二・六・三〇・法四七）……三二八
△船舶整備公団法（昭三四—法四六）の一部改正（昭四二—法一二七）……七二一
○運輸省設置法の一部を改正する法律（昭四二・七・一〇・法五三）……三三六
△運輸省設置法（昭二四—法一五七）の一部改正（昭四二—法六一）……三七三
△運輸省設置法（昭二四—法一五七）の一部改正（昭四二—法九八）……五四〇
△運輸省設置法（昭二四—法一五七）の一部改正（昭四二—法一二五）……六九一
△運輸省設置法（昭二四—法一五七）の一部改正（昭四二—法一二七）……七一〇
△運輸省設置法（昭二四—法一五七）の一部改正（昭四二—法一三一）……七二一
○船員災害防止協会等に関する法律（昭四二・七・一五・法六一）……三六六
○通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法（昭四二・七・二一・法一〇七）（衆法）……五九六
○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭四二・八・一・法一一〇）……六〇七
○船舶積量測度法の一部を改正する法律（昭四二・八・一・法一一八）……六三〇
○外貿埠頭公団法（昭四二・八・一・法一二五）……六八二
○船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律（昭四二・八・一・法一二七）……七〇一
○土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭四二・八・二・法一三一）（衆法）……七一六

△地方鉄道法（大八—法五二）の一部改正（昭四二—法一二〇）……六三五
△陸上交通事業調整法（昭一三—法七一）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇一
△船員保険法（昭一四—法七三）の一部改正（昭四二—法二三）……一六八
△船員保険法（昭一四—法七三）の一部改正（昭四二—法一二一）……六五三
△船員保険法（昭一四—法七三）の一部改正（昭四二—法一三六）……七四〇
△船員保険特別会計法（昭二二—法二三六）の一部改正（昭四二—法三七）……三〇九
△港湾法（昭二五—法二一八）の一部改正（昭四二—法七三）……四〇三
△港湾法（昭二五—法二一八）の一部改正（昭四二—法一二七）……七一〇
△海事代理士法（昭二六—法三二）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇一
△航空法（昭二七—法二三一）の一部改正（昭四二—法五三）……三三八
△旅行あっ旋業法（昭二七—法二三九）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇一
△自動車損害賠償保障法（昭三〇—法九七）の一部改正（昭四二—法七三）……四〇三
△港湾整備緊急措置法（昭三六—法二一四）の一部改正（昭四二—法一二五）……六八九
△海運業の再建整備に関する臨時措置法（昭三八—法一一八）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇五
△新東京国際空港公団法（昭四〇—法一一五）の一部改正（昭四二—法一一〇）……六一〇

第一九　郵政

○簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭四二・七・二〇・法六九）……三八八
○昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法（昭四二・七・二〇・法七〇）……三八九

△郵便振替法（昭二三—法六〇）の一部改正（昭四二—法一三八）……七五〇

第二〇　電気通信

○放送法の一部を改正する法律（昭四二・七・二八・法九四）……五一七

△電波法（昭二五—法一三一）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇〇
△電気事業法（昭三九—法一七〇）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇四

第二一　建設

○下水道法の一部を改正する法律（昭四二・六・二一・法四〇）……三一一
○下水道整備緊急措置法（昭四二・六・二一・法四一）……三一二
○道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律（昭四二・七・六・法五二）……三三五
○建設省設置法の一部を改正する法律（昭四二・七・二〇・法六八）……三八八
△建設省設置法（昭二三—法一一三）の一部改正（昭四二—法四〇）……三一二
△建設省設置法（昭二三—法一一三）の一部改正（昭四二—法七三）……四〇二
△建設省設置法（昭二三—法一一三）の一部改正（昭四二—法一〇三）……五六〇
○土地収用法の一部を改正する法律（昭四二・七・二一・法七四）……四〇四
△土地収用法（昭二六—法二一九）の一部改正（昭四二—法七三）……四〇三
○土地収用法の一部を改正する法律施行法（昭四二・七・二一・法七五）……四一九
○中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭四二・七・三一・法一〇二）……五五二
○近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭四二・七・三一・法一〇三）……五五四
○宅地建物取引業法の一部を改正する法律（昭四二・八・一・法一一五）……六二一
△宅地建物取引業法（昭二七—法一七六）の一部改正（昭四二—法三六）……三〇一

△都市計画法（大八―法三六）の一部改正（昭四二―法七五）……四二〇
△都市計画法（大八―法三六）の一部改正（昭四二―法一〇三）……五六〇
△建設業法（昭二四―法一〇〇）の一部改正（昭四二―法三六）……三〇〇
△測量法（昭二四―法一八八）の一部改正（昭四二―法三六）……三〇〇
△測量法（昭二四―法一八八）の一部改正（昭四二―法七五）……四二一
△建築士法（昭二五―法二〇二）の一部改正（昭四二―法三六）……三〇〇
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭二七―法一四〇）の一部改正（昭四二―法七五）……四二三
△土地区画整理法（昭二九―法一一九）の一部改正（昭四二―法七五）……四二四
△積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭三一―法七二）の一部改正（昭四二―法五二）……三三五
△都市公園法（昭三一―法七九）の一部改正（昭四二―法七三）……四〇三
△海岸法（昭三一―法一〇一）の一部改正（昭四二―法七三）……四〇三
△道路整備特別会計法（昭三三―法三五）の一部改正（昭四二―法五二）……三三五
△首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭三三―法九八）の一部改正（昭四二―法七五）……四二四
△治水特別会計法（昭三五―法四〇）の一部改正（昭四二―法一二）……六〇
△住宅地区改良法（昭三五―法八四）の一部改正（昭四二―法七五）……四二五
△公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律（昭三六―法一〇九）の一部改正（昭四二―法七五）……四二五
△公共用地の取得に関する特別措置法（昭三六―法一五〇）の一部改正（昭四二―法七五）……四二六
△激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭三七―法一五〇）の一部改正（昭四二―法四三）……三一七
△激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭三七―法一五〇）の一部改正（昭四二―法五六）……三四九
△激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭三七―法一五〇）の一部改正（昭四二―法九八）……五四一
△近畿圏整備法（昭三八―法一二九）の一部改正（昭四二―法一〇三）……五六一
△新住宅市街地開発法（昭三八―法一三四）の一部改正（昭四二―法七五）……四二八
△奥地等産業開発道路整備臨時措置法（昭三九―法一一五）の一部改正（昭四二―法五二）……三三五
△近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭三九―法一四五）の一部改正（昭四二―法七五）……四二八
△地方住宅供給公社法（昭四〇―法一二四）の一部改正（昭四二―法三六）……三〇五
△中部圏開発整備法（昭四一―法一〇二）の一部改正（昭四二―法一〇二）……五五四
△流通業務市街地の整備に関する法律（昭四一―法一一〇）の一部改正（昭四二―法一〇二）……五五四
△日本勤労者住宅協会法（昭四一―法一三三）の一部改正（昭四二―法三六）……三〇四

第二二　外　事

○外務省設置法の一部を改正する法律（昭四二・五・三一・法一六）……六九
○在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭四二・六・五・法三二）……二五四
○旅券法の特例に関する法律（昭四二・八・一七・法一三七）……七四二

△連合国財産の返還等に関する政令（昭二六―政六）の一部改正（昭四二―法三六）……三〇五

△旅券法（昭二六―法二六七）の一部改正（昭四二―法一三七）……七四三

第二三　国　防

○防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律（昭四二・七・二八・法八九）……四九二
△自衛隊法（昭二九―法一六五）の一部改正（昭四二―法五三）……三三八
△自衛隊法（昭二九―法一六五）の一部改正（昭四二―法六一）……三七四
△自衛隊法（昭二九―法一六五）の一部改正（昭四二―法八九）……四九二
△自衛隊法（昭二九―法一六五）の一部改正（昭四二―法一三一）……七二一
○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭四二・七・二八・法九〇）……四九二

△防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭四一―法一三五）の一部改正（昭四二―法一一〇）……六一〇

法律第三号（昭四二・三・三一）

◎国会議員の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律（衆法）

（国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部改正）

第一条　国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭和三十二年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「秘書官の三号俸」を「秘書官の五号俸」に、「七等級三号俸の俸給月額に相当する額に七百円を加えた額」を「六等級十一号俸の俸給月額に相当する額」に改める。

第二条を次のように改める。

第二条　削除

第二条の二を削る。

（国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「改正後の」を削り、「七等級三号俸」を「六等級十一号俸」に改める。

附　則

この法律は、昭和四十二年四月一日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第四号（昭四二・三・三一）

◎総理府設置法の一部を改正する法律

総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表建国記念日審議会の項を削る。

附則第四項中「建国記念日審議会は、昭和四十一年十二月十五日まで、家庭生活問題審議会は、昭和四十二年三月三十一日まで」を「家庭生活問題審議会」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第五号（昭四二・三・三一）

◎文部省設置法の一部を改正する法律

文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の表中「九七、五一七人」を「一〇〇、五五二人」に、「九五、一八三人」を「九八、二一八人」に、「九八、〇六三人」を「一〇一、〇九八人」に改める。

附　則

この法律は、昭和四十二年四月一日から施行する。

（文部・内閣総理大臣署名）

法律第六号（昭四二・三・三一）

◎昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、昭和四十二年四月一日から同年五月三十一日までの間に支払われる給与等及び退職手当等に係る所得税の源泉徴収について、昭和四十二年度の税制改正による減税の効果をすみやかに及ぼすため、所得税法（昭和四十年法律第三十三号。以下「法」という。）の特例を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　給与等　法第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等（法第二十九条（給与等とみなす年金）の規定により給与等とみなされる年金を含む。）をいう。

二　退職手当等　法第三十条第一項（退職所得）に規定する退職手当等（法第三十一条（退職手当等とみなす一時金）の規定により退職手当等とみなされる一時金を含む。）をいう。

三　源泉徴収　法第二条第一項第四十四号（定義）に規定する源泉徴収をいう。

四　居住者　法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。

（給与等に係る源泉徴収の特例）

第三条　昭和四十二年四月一日から同年五月三十一日までの間に支払うべき給与等に係る法第四編第二章第一節（給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同節の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第百八十五条第一項第一号イ（賞与以外の給与等に係る徴収税額）	別表第四の甲表	昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律（昭和四十二年法律第六号。以下「臨時特例法」という。）別表第一の甲表
	別表第四の乙表	臨時特例法別表第一の乙表
法第百八十五条第一項第一号ロからニまで	別表第四	臨時特例法別表第一
法第百八十五条第一項第一号ホ及びヘ並びに同項第三号	別表第五	臨時特例法別表第二
法第百八十六条第一項第一号（賞与に係る徴収税額）	別表第六	臨時特例法別表第三
	別表第四	臨時特例法別表第一
法第百八十六条第二項第一号	別表第四	臨時特例法別表第一
法第百八十八条（扶養控除額の特例の適用を受けない者に係る徴収税額）	第百八十五条	臨時特例法第三条（給与等に係る源泉徴収の特例）の規定により読み替えられた第百八十五条
	第百八十六条	臨時特例法第三条の規定により読み替えられた第百八十六条
	六千円	七千五百円
	二百円	二百五十円
	別表第四	臨時特例法別表第一
	別表第五	臨時特例法別表第二
	別表第六	臨時特例法別表第三
法第百八十九条（給与等から控除される社会保険料等がある場合の徴収税額の計算）	第百八十五条	臨時特例法第三条（給与等に係る源泉徴収の特例）の規定により読み替えられた第百八十五条

（年末調整の特例）

第四条　昭和四十二年四月一日から同年五月三十一日までの間における法第百九十条（年末調整）の規定の適用については、次に掲げる金額の合計額に相当する金額を同条第二号に掲げる税額とみなす。

一　昭和四十二年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等の金額（法第百九十条第二号イ及びロに掲げる金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の十二分の一に相当する金額（次号において「給与等の月割額」という。）を給与等の支給期が毎月と定められている給与等の金額とみなし、法第百八十五条第一項第一号イ（賞与以外の給与等に係る徴収税額）の規定（その居住者が法第七十八条第三項（扶養控除額の特例の適用を受けない者）の規定に該当する者である場合には、法第百八十八条第一号（扶養控除額の特例の適用を受けない者に係る徴収税額）の規定を含む。）により求めた税額に三を乗じて計算した金額

二　給与等の月割額を給与等の支給期が毎月と定められている給与等の金額とみなし、前条の規定により読み替えられた法第百八十五条第一項第一号イの規定（その居住者が法第七十八条第三項の規定に該当する者である場合には、前条の規定により読み替えられた法第百八十八条第一号の規定を含む。）により求めた税額に九を乗じて計算した金額

（退職手当等に係る源泉徴収の特例）

第五条　昭和四十二年中に支払うべき退職手当等で同年四月一日から同年五月三十一日までの間に支払うものに係る法第二百一条（退職所得に係る源泉徴収税額）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第二百一条第一項	別表第八	臨時特例法別表第四
法第二百一条第二項	状況により、第三十条第三項及び第四項（退職所得控除額）の規定に準じて計算したところによる	状況における第三十条第三項（退職所得控除額）に規定する勤続年数及び同条第四項第二号に掲げる場合に該当するかどうかに応ずる臨時特例法別表第四の附表に掲げる退職所得控除額による

附　則

この法律は、昭和四十二年四月一日から施行する。

別表第一　昭和42年4月及び5月の給与所得の源泉徴収税額表（月額表）

イ　甲　表

（一）

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上	未満	税額								
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
22,500	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22,500	23,000	30	0	0	0	0	0	0	0	0
23,000	23,500	70	0	0	0	0	0	0	0	0
23,500	24,000	110	0	0	0	0	0	0	0	0
24,000	24,500	140	0	0	0	0	0	0	0	0
24,500	25,000	180	0	0	0	0	0	0	0	0
25,000	25,500	210	0	0	0	0	0	0	0	0
25,500	26,000	250	0	0	0	0	0	0	0	0
26,000	26,500	290	0	0	0	0	0	0	0	0
26,500	27,000	320	0	0	0	0	0	0	0	0
27,000	27,500	360	0	0	0	0	0	0	0	0
27,500	28,000	390	0	0	0	0	0	0	0	0
28,000	28,500	430	0	0	0	0	0	0	0	0
28,500	29,000	470	0	0	0	0	0	0	0	0
29,000	29,500	500	0	0	0	0	0	0	0	0
29,500	30,000	540	0	0	0	0	0	0	0	0
30,000	30,500	570	0	0	0	0	0	0	0	0
30,500	31,000	610	0	0	0	0	0	0	0	0
31,000	31,500	650	0	0	0	0	0	0	0	0
31,500	32,000	680	0	0	0	0	0	0	0	0
32,000	32,500	720	0	0	0	0	0	0	0	0
32,500	33,000	750	0	0	0	0	0	0	0	0
33,000	33,500	790	0	0	0	0	0	0	0	0
33,500	34,000	830	0	0	0	0	0	0	0	0
34,000	34,500	870	0	0	0	0	0	0	0	0
34,500	35,000	910	0	0	0	0	0	0	0	0
35,000	35,500	950	0	0	0	0	0	0	0	0
35,500	36,000	990	0	0	0	0	0	0	0	0
36,000	36,500	1,030	0	0	0	0	0	0	0	0
36,500	37,000	1,070	0	0	0	0	0	0	0	0
37,000	37,500	1,110	0	0	0	0	0	0	0	0
37,500	38,000	1,150	0	0	0	0	0	0	0	0
38,000	38,500	1,190	20	0	0	0	0	0	0	0
38,500	39,000	1,230	60	0	0	0	0	0	0	0
39,000	39,500	1,270	100	0	0	0	0	0	0	0
39,500	40,000	1,310	130	0	0	0	0	0	0	0
40,000	40,500	1,350	170	0	0	0	0	0	0	0
40,500	41,000	1,390	200	0	0	0	0	0	0	0
41,000	41,500	1,430	240	0	0	0	0	0	0	0
41,500	42,000	1,470	280	0	0	0	0	0	0	0
42,000	42,500	1,510	310	0	0	0	0	0	0	0
42,500	43,000	1,550	350	0	0	0	0	0	0	0
43,000	43,500	1,590	380	0	0	0	0	0	0	0
43,500	44,000	1,630	420	0	0	0	0	0	0	0
44,000	44,500	1,670	460	0	0	0	0	0	0	0
44,500	45,000	1,710	490	0	0	0	0	0	0	0

イ 甲　表
（二）

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								
		扶養親族等の数								
		0　人	1　人	2　人	3　人	4　人	5　人	6　人	7　人	8　人
以　上	未　満	税				額				
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
45,000	45,500	1,750	530	0	0	0	0	0	0	0
45,500	46,000	1,790	560	40	0	0	0	0	0	0
46,000	46,500	1,830	600	70	0	0	0	0	0	0
46,500	47,000	1,870	640	110	0	0	0	0	0	0
47,000	47,500	1,910	670	150	0	0	0	0	0	0
47,500	48,000	1,950	710	180	0	0	0	0	0	0
48,000	49,000	2,010	760	240	0	0	0	0	0	0
49,000	50,000	2,090	840	310	0	0	0	0	0	0
50,000	51,000	2,170	920	380	0	0	0	0	0	0
51,000	52,000	2,250	1,000	450	0	0	0	0	0	0
52,000	53,000	2,330	1,080	520	0	0	0	0	0	0
53,000	54,000	2,410	1,160	600	70	0	0	0	0	0
54,000	55,000	2,530	1,240	670	140	0	0	0	0	0
55,000	56,000	2,650	1,320	740	220	0	0	0	0	0
56,000	57,000	2,770	1,400	820	290	0	0	0	0	0
57,000	58,000	2,900	1,490	910	370	0	0	0	0	0
58,000	59,000	3,040	1,580	1,000	450	0	0	0	0	0
59,000	60,000	3,170	1,670	1,090	530	0	0	0	0	0
60,000	61,000	3,310	1,760	1,180	610	90	0	0	0	0
61,000	62,000	3,440	1,850	1,270	690	170	0	0	0	0
62,000	63,000	3,580	1,940	1,360	780	250	0	0	0	0
63,000	64,000	3,710	2,030	1,450	870	330	0	0	0	0
64,000	65,000	3,850	2,120	1,540	960	410	0	0	0	0
65,000	66,000	3,980	2,210	1,630	1,050	490	0	0	0	0
66,000	67,000	4,120	2,300	1,720	1,140	570	50	0	0	0
67,000	68,000	4,250	2,390	1,810	1,230	650	130	0	0	0
68,000	69,000	4,390	2,510	1,900	1,320	730	210	0	0	0
69,000	70,000	4,520	2,650	1,990	1,410	820	290	0	0	0
70,000	71,000	4,660	2,780	2,080	1,500	910	370	0	0	0
71,000	72,000	4,790	2,920	2,170	1,590	1,000	450	0	0	0
72,000	73,000	4,930	3,050	2,260	1,680	1,090	530	10	0	0
73,000	74,000	5,070	3,190	2,350	1,770	1,180	610	90	0	0
74,000	75,000	5,220	3,340	2,470	1,870	1,280	700	180	0	0
75,000	76,000	5,370	3,490	2,620	1,970	1,380	800	270	0	0
76,000	77,000	5,520	3,640	2,770	2,070	1,480	900	360	0	0
77,000	78,000	5,670	3,790	2,920	2,170	1,580	1,000	450	0	0
78,000	79,000	5,820	3,940	3,070	2,270	1,680	1,100	540	10	0
79,000	80,000	5,970	4,090	3,220	2,370	1,780	1,200	630	100	0
80,000	81,000	6,120	4,240	3,370	2,490	1,880	1,300	720	190	0
81,000	82,000	6,300	4,390	3,520	2,640	1,980	1,400	820	280	0
82,000	83,000	6,500	4,540	3,670	2,790	2,080	1,500	920	370	0
83,000	84,000	6,700	4,690	3,820	2,940	2,180	1,600	1,020	460	0
84,000	85,000	6,900	4,840	3,970	3,090	2,280	1,700	1,120	550	30
85,000	86,000	7,100	4,990	4,120	3,240	2,380	1,800	1,220	640	120
86,000	87,000	7,300	5,140	4,270	3,390	2,520	1,900	1,320	730	210
87,000	88,000	7,500	5,290	4,420	3,540	2,670	2,000	1,420	830	300
88,000	89,000	7,700	5,440	4,570	3,690	2,820	2,100	1,520	930	390
89,000	90,000	7,900	5,590	4,720	3,840	2,970	2,200	1,620	1,030	480
90,000	91,000	8,100	5,740	4,870	3,990	3,120	2,300	1,720	1,130	570
91,000	92,000	8,300	5,890	5,020	4,140	3,270	2,400	1,820	1,230	660

イ 甲　表
（三）

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								
		扶養親族等の数								
		0　人	1　人	2　人	3　人	4　人	5　人	6　人	7　人	8　人
以　上	未　満	税				額				
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
92,000	93,000	8,500	6,040	5,170	4,290	3,420	2,540	1,920	1,330	750
93,000	94,000	8,700	6,200	5,320	4,440	3,570	2,690	2,020	1,430	850
94,000	95,000	8,900	6,400	5,470	4,590	3,720	2,840	2,120	1,530	950
95,000	96,000	9,100	6,600	5,620	4,740	3,870	2,990	2,220	1,630	1,050
96,000	97,000	9,300	6,800	5,770	4,890	4,020	3,140	2,320	1,730	1,150
97,000	98,000	9,500	7,000	5,920	5,040	4,170	3,290	2,420	1,830	1,250
98,000	100,000	9,800	7,300	6,140	5,270	4,390	3,520	2,640	1,980	1,400
100,000	102,000	10,200	7,700	6,530	5,570	4,690	3,820	2,940	2,180	1,600
102,000	104,000	10,600	8,100	6,930	5,870	4,990	4,120	3,240	2,380	1,800
104,000	106,000	11,000	8,500	7,330	6,170	5,290	4,420	3,540	2,670	2,000
106,000	108,000	11,400	8,900	7,730	6,570	5,590	4,720	3,840	2,970	2,200
108,000	110,000	11,800	9,300	8,130	6,970	5,890	5,020	4,140	3,270	2,400
110,000	112,000	12,200	9,700	8,530	7,370	6,200	5,320	4,440	3,570	2,690
112,000	114,000	12,600	10,100	8,930	7,770	6,600	5,620	4,740	3,870	2,990
114,000	116,000	13,040	10,500	9,330	8,170	7,000	5,920	5,040	4,170	3,290
116,000	118,000	13,540	10,900	9,730	8,570	7,400	6,230	5,340	4,470	3,590
118,000	120,000	14,040	11,300	10,130	8,970	7,800	6,630	5,640	4,770	3,890
120,000	122,000	14,540	11,700	10,530	9,370	8,200	7,030	5,940	5,070	4,190
122,000	124,000	15,040	12,100	10,930	9,770	8,600	7,430	6,270	5,370	4,490
124,000	126,000	15,540	12,500	11,330	10,170	9,000	7,830	6,670	5,670	4,790
126,000	128,000	16,040	12,920	11,730	10,570	9,400	8,230	7,070	5,970	5,090
128,000	130,000	16,540	13,420	12,130	10,970	9,800	8,630	7,470	6,300	5,390
130,000	132,000	17,040	13,920	12,530	11,370	10,200	9,030	7,870	6,700	5,690
132,000	134,000	17,540	14,420	12,960	11,770	10,600	9,430	8,270	7,100	5,990
134,000	136,000	18,040	14,920	13,460	12,170	11,000	9,830	8,670	7,500	6,330
136,000	138,000	18,540	15,420	13,960	12,570	11,400	10,230	9,070	7,900	6,730
138,000	140,000	19,040	15,920	14,460	13,000	11,800	10,630	9,470	8,300	7,130
140,000	142,000	19,540	16,420	14,960	13,500	12,200	11,030	9,870	8,700	7,530
142,000	144,000	20,040	16,920	15,460	14,000	12,600	11,430	10,270	9,100	7,930
144,000	146,000	20,540	17,420	15,960	14,500	13,040	11,830	10,670	9,500	8,330
146,000	148,000	21,040	17,920	16,460	15,000	13,540	12,230	11,070	9,900	8,730
148,000	150,000	21,540	18,420	16,960	15,500	14,040	12,630	11,470	10,300	9,130
150,000	152,000	22,040	18,920	17,460	16,000	14,540	13,080	11,870	10,700	9,530
152,000	154,000	22,540	19,420	17,960	16,500	15,040	13,580	12,270	11,100	9,930
154,000	156,000	23,040	19,920	18,460	17,000	15,540	14,080	12,670	11,500	10,330
156,000	158,000	23,600	20,420	18,960	17,500	16,040	14,580	13,120	11,900	10,730
158,000	160,000	24,200	20,920	19,460	18,000	16,540	15,080	13,620	12,300	11,130
160,000	162,000	24,800	21,420	19,960	18,500	17,040	15,580	14,120	12,700	11,530
162,000	164,000	25,400	21,920	20,460	19,000	17,540	16,080	14,620	13,170	11,930
164,000	166,000	26,000	22,420	20,960	19,500	18,040	16,580	15,120	13,670	12,330
166,000	168,000	26,600	22,920	21,460	20,000	18,540	17,080	15,620	14,170	12,730
168,000	170,000	27,200	23,450	21,960	20,500	19,040	17,580	16,120	14,670	13,210
170,000	172,000	27,800	24,050	22,460	21,000	19,540	18,080	16,620	15,170	13,710
172,000	174,000	28,400	24,650	22,960	21,500	20,040	18,580	17,120	15,670	14,210
174,000	176,000	29,000	25,250	23,500	22,000	20,540	19,080	17,620	16,170	14,710
176,000	178,000	29,600	25,850	24,100	22,500	21,040	19,580	18,120	16,670	15,210
178,000	180,000	30,200	26,450	24,700	23,000	21,540	20,080	18,620	17,170	15,710
180,000	182,000	30,800	27,050	25,300	23,550	22,040	20,580	19,120	17,670	16,210
182,000	184,000	31,400	27,650	25,900	24,150	22,540	21,080	19,620	18,170	16,710
184,000	186,000	32,000	28,250	26,500	24,750	23,040	21,580	20,120	18,670	17,210

イ 甲 表
（四）

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								
		扶養親族等の数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以上	未満	税						額		
円 186,000	円 188,000	円 32,600	円 28,850	円 27,100	円 25,350	円 23,600	円 22,080	円 20,620	円 19,170	円 17,710
188,000	190,000	33,200	29,450	27,700	25,950	24,200	22,580	21,120	19,670	18,210
190,000	192,000	33,800	30,050	28,300	26,550	24,800	23,080	21,620	20,170	18,710
192,000	194,000	34,400	30,650	28,900	27,150	25,400	23,650	22,120	20,670	19,210
194,000	196,000	35,000	31,250	29,500	27,750	26,000	24,250	22,620	21,170	19,710
196,000	198,000	35,600	31,850	30,100	28,350	26,600	24,850	23,120	21,670	20,210
198,000	200,000	36,200	32,450	30,700	28,950	27,200	25,450	23,700	22,170	20,710
200,000円		36,500	32,750	31,000	29,250	27,500	25,750	24,000	22,420	20,960
200,000円をこえ210,000円に満たない金額		200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち200,000円をこえる金額の30％に相当する金額を加算した金額								
210,000円		円 39,500	円 35,750	円 34,000	円 32,250	円 30,500	円 28,750	円 27,000	円 25,420	円 23,960
210,000円をこえ280,000円に満たない金額		210,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち210,000円をこえる金額の35％に相当する金額を加算した金額								
280,000円		円 64,000	円 60,250	円 58,500	円 56,750	円 55,000	円 53,250	円 51,500	円 49,920	円 48,460
280,000円をこえ360,000円に満たない金額		280,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち280,000円をこえる金額の40％に相当する金額を加算した金額								
360,000円		円 96,000	円 92,250	円 90,500	円 88,750	円 87,000	円 85,250	円 83,500	円 81,920	円 80,460
360,000円をこえ530,000円に満たない金額		360,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち360,000円をこえる金額の45％に相当する金額を加算した金額								
530,000円		円 172,500	円 168,750	円 167,000	円 165,250	円 163,500	円 161,750	円 160,000	円 158,420	円 156,960
530,000円をこえ860,000円に満たない金額		530,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち530,000円をこえる金額の50％に相当する金額を加算した金額								

イ 甲 表
（五）

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								
		扶養親族等の数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以上	未満	税						額		
860,000円		円 337,500	円 333,750	円 332,000	円 330,250	円 328,500	円 326,750	円 325,000	円 323,420	円 321,960
860,000円をこえ1,700,000円に満たない金額		860,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち860,000円をこえる金額の55％に相当する金額を加算した金額								
1,700,000円		円 799,500	円 795,750	円 794,000	円 792,250	円 790,500	円 788,750	円 787,000	円 785,420	円 783,960
1,700,000円をこえる金額		1,700,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,700,000円をこえる金額の60％に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が8人をこえる場合には、扶養親族等の数が8人の場合の税額から、その8人をこえる1人ごとに900円を控除した金額										
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに500円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき500円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額										

（注） この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠ 「控除対象配偶者」、「扶養親族」、「障害者」、「老年者」、「寡婦」又は「勤労学生」とは、それぞれ法第二条第一項第二十八号から第三十三号まで（定義）に規定する控除対象配偶者、扶養親族、障害者、老年者、寡婦又は勤労学生をいう。

㈡ 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

㈢ 「社会保険料」とは、法第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。

㈣ 「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、法第百九十四条第四項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。

（備考） 税額の求め方は、次のとおりである。

㈠ 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者（法第七十八条第三項（扶養控除額の特例の適用を受けない者）の規定に該当するもの及び乙表の適用を受けるものを除く。）については、

⑴ まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。

⑵ 当該申告書により申告された扶養親族等の数が8人以下である場合には、⑴により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

⑶ 当該申告書により申告された扶養親族等の数が8人をこえる場合には、⑴により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が8人であるものとして⑵により求めた税額から、扶養親族等の数が8人をこえる1人ごとに900円を控除した金額が、その求める税額である。

⑷ 当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合（当該勤労学生が法第二条第一項第三十三号ロに掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつた場合）には、これらの一に該当するごとに500円を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき500円をそれぞれ⑵又は⑶により求めた税額から控除した金額が、その求める税額である。

㈡ 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた法第七十八条第三項の規定に該当する居住者については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、当該申告書により申告された扶養親族の数に応じ、その扶養親族1人につき7,500円を控除した金額に応じ、扶養親族がないものとして㈠の⑵及び⑷により求めた金額が、その求める税額である。

ロ　乙　表
（一）

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数							
		1　人	2　人	3　人	4　人	5　人	6　人	7　人	8　人
以　上	未　満	税額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30,500円未満		0	0	0	0	0	0	0	0
30,500	31,000	10	0	0	0	0	0	0	0
31,000	31,500	50	0	0	0	0	0	0	0
31,500	32,000	80	0	0	0	0	0	0	0
32,000	32,500	120	0	0	0	0	0	0	0
32,500	33,000	150	0	0	0	0	0	0	0
33,000	33,500	190	0	0	0	0	0	0	0
33,500	34,000	230	0	0	0	0	0	0	0
34,000	34,500	260	0	0	0	0	0	0	0
34,500	35,000	300	0	0	0	0	0	0	0
35,000	35,500	330	0	0	0	0	0	0	0
35,500	36,000	370	0	0	0	0	0	0	0
36,000	36,500	410	0	0	0	0	0	0	0
36,500	37,000	440	0	0	0	0	0	0	0
37,000	37,500	480	0	0	0	0	0	0	0
37,500	38,000	510	0	0	0	0	0	0	0
38,000	38,500	550	20	0	0	0	0	0	0
38,500	39,000	590	60	0	0	0	0	0	0
39,000	39,500	620	100	0	0	0	0	0	0
39,500	40,000	660	130	0	0	0	0	0	0
40,000	40,500	690	170	0	0	0	0	0	0
40,500	41,000	730	200	0	0	0	0	0	0
41,000	41,500	770	240	0	0	0	0	0	0
41,500	42,000	810	280	0	0	0	0	0	0
42,000	42,500	850	310	0	0	0	0	0	0
42,500	43,000	890	350	0	0	0	0	0	0
43,000	43,500	930	380	0	0	0	0	0	0
43,500	44,000	970	420	0	0	0	0	0	0
44,000	44,500	1,010	460	0	0	0	0	0	0
44,500	45,000	1,050	490	0	0	0	0	0	0
45,000	45,500	1,090	530	0	0	0	0	0	0
45,500	46,000	1,130	560	40	0	0	0	0	0
46,000	46,500	1,170	600	70	0	0	0	0	0
46,500	47,000	1,210	640	110	0	0	0	0	0
47,000	47,500	1,250	670	150	0	0	0	0	0
47,500	48,000	1,290	710	180	0	0	0	0	0
48,000	49,000	1,350	760	240	0	0	0	0	0
49,000	50,000	1,430	840	310	0	0	0	0	0
50,000	51,000	1,510	920	380	0	0	0	0	0
51,000	52,000	1,590	1,000	450	0	0	0	0	0
52,000	53,000	1,670	1,080	520	0	0	0	0	0
53,000	54,000	1,750	1,160	600	70	0	0	0	0
54,000	55,000	1,830	1,240	670	140	0	0	0	0
55,000	56,000	1,910	1,320	740	220	0	0	0	0
56,000	57,000	1,990	1,400	820	290	0	0	0	0
57,000	58,000	2,080	1,490	910	370	0	0	0	0
58,000	59,000	2,170	1,580	1,000	450	0	0	0	0
59,000	60,000	2,260	1,670	1,090	530	0	0	0	0
60,000	61,000	2,350	1,760	1,180	610	90	0	0	0
61,000	62,000	2,440	1,850	1,270	690	170	0	0	0
62,000	63,000	2,580	1,940	1,360	780	250	0	0	0

ロ　乙　表
（二）

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数							
		1　人	2　人	3　人	4　人	5　人	6　人	7　人	8　人
以　上	未　満	税額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
63,000	64,000	2,710	2,030	1,450	870	330	0	0	0
64,000	65,000	2,850	2,120	1,540	960	410	0	0	0
65,000	66,000	2,980	2,210	1,630	1,050	490	0	0	0
66,000	67,000	3,120	2,300	1,720	1,140	570	50	0	0
67,000	68,000	3,250	2,390	1,810	1,230	650	130	0	0
68,000	69,000	3,390	2,510	1,900	1,320	730	210	0	0
69,000	70,000	3,520	2,650	1,990	1,410	820	290	0	0
70,000	71,000	3,660	2,780	2,080	1,500	910	370	0	0
71,000	72,000	3,790	2,920	2,170	1,590	1,000	450	0	0
72,000	73,000	3,930	3,050	2,260	1,680	1,090	530	10	0
73,000	74,000	4,070	3,190	2,350	1,770	1,180	610	90	0
74,000	75,000	4,220	3,340	2,470	1,870	1,280	700	180	0
75,000	76,000	4,370	3,490	2,620	1,970	1,380	800	270	0
76,000	77,000	4,520	3,640	2,770	2,070	1,480	900	360	0
77,000	78,000	4,670	3,790	2,920	2,170	1,580	1,000	450	0
78,000	79,000	4,820	3,940	3,070	2,270	1,680	1,100	540	10
79,000	80,000	4,970	4,090	3,220	2,370	1,780	1,200	630	100
80,000	81,000	5,120	4,240	3,370	2,490	1,880	1,300	720	190
81,000	82,000	5,270	4,390	3,520	2,640	1,980	1,400	820	280
82,000	83,000	5,420	4,540	3,670	2,790	2,080	1,500	920	370
83,000	84,000	5,570	4,690	3,820	2,940	2,180	1,600	1,020	460
84,000	85,000	5,720	4,840	3,970	3,090	2,280	1,700	1,120	550
85,000	86,000	5,870	4,990	4,120	3,240	2,380	1,800	1,220	640
86,000	87,000	6,020	5,140	4,270	3,390	2,520	1,900	1,320	730
87,000	88,000	6,170	5,290	4,420	3,540	2,670	2,000	1,420	830
88,000	89,000	6,370	5,440	4,570	3,690	2,820	2,100	1,520	930
89,000	90,000	6,570	5,590	4,720	3,840	2,970	2,200	1,620	1,030
90,000	91,000	6,770	5,740	4,870	3,990	3,120	2,300	1,720	1,130
91,000	92,000	6,970	5,890	5,020	4,140	3,270	2,400	1,820	1,230
92,000	93,000	7,170	6,040	5,170	4,290	3,420	2,540	1,920	1,330
93,000	94,000	7,370	6,200	5,320	4,440	3,570	2,690	2,020	1,430
94,000	95,000	7,570	6,400	5,470	4,590	3,720	2,840	2,120	1,530
95,000	96,000	7,770	6,600	5,620	4,740	3,870	2,990	2,220	1,630
96,000	97,000	7,970	6,800	5,770	4,890	4,020	3,140	2,320	1,730
97,000	98,000	8,170	7,000	5,920	5,040	4,170	3,290	2,420	1,830
98,000	100,000	8,470	7,300	6,140	5,270	4,390	3,520	2,640	1,980
100,000	102,000	8,870	7,700	6,530	5,570	4,690	3,820	2,940	2,180
102,000	104,000	9,270	8,100	6,930	5,870	4,990	4,120	3,240	2,380
104,000	106,000	9,670	8,500	7,330	6,170	5,290	4,420	3,540	2,670
106,000	108,000	10,070	8,900	7,730	6,570	5,590	4,720	3,840	2,970
108,000	110,000	10,470	9,300	8,130	6,970	5,890	5,020	4,140	3,270
110,000	112,000	10,870	9,700	8,530	7,370	6,200	5,320	4,440	3,570
112,000	114,000	11,270	10,100	8,930	7,770	6,600	5,620	4,740	3,870
114,000	116,000	11,670	10,500	9,330	8,170	7,000	5,920	5,040	4,170
116,000	118,000	12,070	10,900	9,730	8,570	7,400	6,230	5,340	4,470
118,000	120,000	12,470	11,300	10,130	8,970	7,800	6,630	5,640	4,770
120,000	122,000	12,870	11,700	10,530	9,370	8,200	7,030	5,940	5,070
122,000	124,000	13,370	12,100	10,930	9,770	8,600	7,430	6,270	5,370
124,000	126,000	13,870	12,500	11,330	10,170	9,000	7,830	6,670	5,670
126,000	128,000	14,370	12,920	11,730	10,570	9,400	8,230	7,070	5,970

ロ　乙　表
（三）

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数							
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上	未満	税額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
128,000	130,000	14,870	13,420	12,130	10,970	9,800	8,630	7,470	6,300
130,000	132,000	15,370	13,920	12,530	11,370	10,200	9,030	7,870	6,700
132,000	134,000	15,870	14,420	12,960	11,770	10,600	9,430	8,270	7,100
134,000	136,000	16,370	14,920	13,460	12,170	11,000	9,830	8,670	7,500
136,000	138,000	16,870	15,420	13,960	12,570	11,400	10,230	9,070	7,900
138,000	140,000	17,370	15,920	14,460	13,000	11,800	10,630	9,470	8,300
140,000	142,000	17,870	16,420	14,960	13,500	12,200	11,030	9,870	8,700
142,000	144,000	18,370	16,920	15,460	14,000	12,600	11,430	10,270	9,100
144,000	146,000	18,870	17,420	15,960	14,500	13,040	11,830	10,670	9,500
146,000	148,000	19,370	17,920	16,460	15,000	13,540	12,230	11,070	9,900
148,000	150,000	19,870	18,420	16,960	15,500	14,040	12,630	11,470	10,300
150,000	152,000	20,370	18,920	17,460	16,000	14,540	13,080	11,870	10,700
152,000	154,000	20,870	19,420	17,960	16,500	15,040	13,580	12,270	11,100
154,000	156,000	21,370	19,920	18,460	17,000	15,540	14,080	12,670	11,500
156,000	158,000	21,870	20,420	18,960	17,500	16,040	14,580	13,120	11,900
158,000	160,000	22,370	20,920	19,460	18,000	16,540	15,080	13,620	12,300
160,000	162,000	22,870	21,420	19,960	18,500	17,040	15,580	14,120	12,700
162,000	164,000	23,400	21,920	20,460	19,000	17,540	16,080	14,620	13,170
164,000	166,000	24,000	22,420	20,960	19,500	18,040	16,580	15,120	13,670
166,000	168,000	24,600	22,920	21,460	20,000	18,540	17,080	15,620	14,170
168,000	170,000	25,200	23,450	21,960	20,500	19,040	17,580	16,120	14,670
170,000	172,000	25,800	24,050	22,460	21,000	19,540	18,080	16,620	15,170
172,000	174,000	26,400	24,650	22,960	21,500	20,040	18,580	17,120	15,670
174,000	176,000	27,000	25,250	23,500	22,000	20,540	19,080	17,620	16,170
176,000	178,000	27,600	25,850	24,100	22,500	21,040	19,580	18,120	16,670
178,000	180,000	28,200	26,450	24,700	23,000	21,540	20,080	18,620	17,170
180,000	182,000	28,800	27,050	25,300	23,550	22,040	20,580	19,120	17,670
182,000	184,000	29,400	27,650	25,900	24,150	22,540	21,080	19,620	18,170
184,000	186,000	30,000	28,250	26,500	24,750	23,040	21,580	20,120	18,670
186,000	188,000	30,600	28,850	27,100	25,350	23,600	22,080	20,620	19,170
188,000	190,000	31,200	29,450	27,700	25,950	24,200	22,580	21,120	19,670
190,000	192,000	31,800	30,050	28,300	26,550	24,800	23,080	21,620	20,170
192,000	194,000	32,400	30,650	28,900	27,150	25,400	23,650	22,120	20,670
194,000	196,000	33,000	31,250	29,500	27,750	26,000	24,250	22,620	21,170
196,000	198,000	33,600	31,850	30,100	28,350	26,600	24,850	23,120	21,670
198,000	200,000	34,200	32,450	30,700	28,950	27,200	25,450	23,700	22,170
200,000円		34,500	32,750	31,000	29,250	27,500	25,750	24,000	22,420
200,000円をこえ210,000円に満たない金額		200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち200,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額							
210,000円		円 37,500	円 35,750	円 34,000	円 32,250	円 30,500	円 28,750	円 27,000	円 25,420
210,000円をこえ280,000円に満たない金額		210,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち210,000円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額							

ロ　乙　表
（四）

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数							
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上	未満	税額							
280,000円		円 62,000	円 60,250	円 58,500	円 56,750	円 55,000	円 53,250	円 51,500	円 49,920
280,000円をこえ360,000円に満たない金額		280,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち280,000円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額							
360,000円		円 94,000	円 92,250	円 90,500	円 88,750	円 87,000	円 85,250	円 83,500	円 81,920
360,000円をこえ530,000円に満たない金額		360,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち360,000円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額							
530,000円		円 170,500	円 168,750	円 167,000	円 165,250	円 163,500	円 161,750	円 160,000	円 158,420
530,000円をこえ860,000円に満たない金額		530,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち530,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額							
860,000円		円 335,500	円 333,750	円 332,000	円 330,250	円 328,500	円 326,750	円 325,000	円 323,420
860,000円をこえ1,700,000円に満たない金額		860,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち860,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額							
1,700,000円		円 797,500	円 795,750	円 794,000	円 792,250	円 790,500	円 788,750	円 787,000	円 785,420
1,700,000円をこえる金額		1,700,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,700,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額							
扶養親族の数が8人をこえる場合には、扶養親族の数が8人の場合の税額から、その8人をこえる1人ごとに900円を控除した金額									
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに500円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき500円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額									

（注）　この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち法第七十八条第二項（扶養控除額の特例）の規定に該当するものについて、甲表の甲欄に代えて適用する表であり、この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族」、「障害者」、「老年者」、「寡婦」又は「勤労学生」とは、それぞれ法第二条第一項第二十九号から

第三十三号まで(定義)に規定する扶養親族、障害者、老年者、寡婦又は勤労学生をいう。

㈡ 「社会保険料」とは、法第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。

㈢ 「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、法第百九十四条第四項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

⑴ まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。

⑵ 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人以下である場合には、⑴により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

⑶ 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人をこえる場合には、⑴により求めた金額に応じて、扶養親族の数が8人であるものとして⑵により求めた税額から、扶養親族の数が8人をこえる1人ごとに900円を控除した金額が、その求める税額である。

⑷ 当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合(当該勤労学生が法第二条第一項第三十三号ロに掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつた場合)には、これらの一に該当するごとに500円を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき500円をそれぞれ⑵又は⑶により求めた税額から控除した金額が、その求める税額である。

別表第二　昭和42年4月及び5月の給与所得の源泉徴収税額表(日額表)

イ　甲　　表

(一)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲									丙
		扶養親族等の数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	
以上	未満	税額									税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
780円未満		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
780	800	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
800	820	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
820	840	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
840	860	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
860	880	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
880	900	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
900	920	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
920	940	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
940	960	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
960	980	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
980	1,000	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,000	1,020	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,020	1,040	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,040	1,060	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,060	1,080	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,080	1,100	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,100	1,120	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,120	1,140	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,140	1,160	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,160	1,180	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,180	1,200	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,200	1,220	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,220	1,240	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,240	1,260	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,260	1,280	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,280	1,300	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,300	1,320	40	5	0	0	0	0	0	0	0	0
1,320	1,340	45	5	0	0	0	0	0	0	0	0
1,340	1,360	45	5	0	0	0	0	0	0	0	0
1,360	1,380	45	5	0	0	0	0	0	0	0	0
1,380	1,400	50	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,400	1,450	50	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,450	1,500	55	15	0	0	0	0	0	0	0	0
1,500	1,550	60	20	0	0	0	0	0	0	0	0
1,550	1,600	65	20	5	0	0	0	0	0	0	0
1,600	1,650	65	25	10	0	0	0	0	0	0	0
1,650	1,700	70	30	10	0	0	0	0	0	0	0
1,700	1,750	75	35	15	0	0	0	0	0	0	0
1,750	1,800	80	35	20	0	0	0	0	0	0	0
1,800	1,850	85	40	20	5	0	0	0	0	0	0
1,850	1,900	90	45	25	10	0	0	0	0	0	0
1,900	1,950	100	50	30	10	0	0	0	0	0	0
1,950	2,000	105	55	35	15	0	0	0	0	0	0
2,000	2,050	110	60	40	20	5	0	0	0	0	0
2,050	2,100	120	65	45	25	5	0	0	0	0	0

イ　甲　表
（二）

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲									丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	
以上	未満	税額									税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,100	2,150	125	70	50	30	10	0	0	0	0	0
2,150	2,200	130	70	55	35	15	0	0	0	0	0
2,200	2,250	140	75	55	40	20	0	0	0	0	0
2,250	2,300	145	85	60	40	25	5	0	0	0	0
2,300	2,350	150	90	65	45	25	10	0	0	0	0
2,350	2,400	160	95	70	50	30	15	0	0	0	0
2,400	2,450	165	105	75	55	35	20	0	0	0	0
2,450	2,500	170	110	80	60	40	20	5	0	0	4
2,500	2,550	180	115	90	65	45	25	10	0	0	7
2,550	2,600	185	125	95	70	50	30	15	0	0	11
2,600	2,650	195	130	105	75	55	35	20	0	0	15
2,650	2,700	200	140	110	80	60	40	20	5	0	19
2,700	2,750	210	145	120	90	65	45	25	10	0	23
2,750	2,800	220	155	125	95	70	50	30	15	0	27
2,800	2,850	230	160	135	105	75	55	35	20	0	31
2,850	2,900	240	170	140	110	80	60	40	25	5	35
2,900	2,950	250	175	150	120	90	65	45	25	10	40
2,950	3,000	260	185	155	125	95	70	50	30	15	44
3,000	3,050	270	190	165	135	105	75	55	35	20	49
3,050	3,100	280	200	170	140	110	85	60	40	25	53
3,100	3,200	295	210	180	155	125	95	70	50	30	58
3,200	3,300	315	230	195	170	140	110	80	60	40	67
3,300	3,400	335	250	215	185	155	125	95	70	50	76
3,400	3,500	355	270	235	200	170	140	110	80	60	85
3,500	3,600	375	290	255	215	185	155	125	95	70	95
3,600	3,700	395	310	275	235	200	170	140	110	80	105
3,700	3,800	415	330	295	255	215	185	155	125	95	118
3,800	3,900	440	350	315	275	235	200	170	140	110	133
3,900	4,000	465	370	335	295	255	215	185	155	125	148
4,000	4,100	490	390	355	315	275	235	200	170	140	163
4,100	4,200	515	410	375	335	295	255	215	185	155	178
4,200	4,300	540	435	395	355	315	275	235	200	170	193
4,300	4,400	565	460	415	375	335	295	255	220	185	208
4,400	4,500	590	485	435	395	355	315	275	240	200	223
4,500	4,600	615	510	460	415	375	335	295	260	220	238
4,600	4,700	640	535	485	435	395	355	315	280	240	253
4,700	4,800	665	560	510	460	415	375	335	300	260	268
4,800	4,900	690	585	535	485	435	395	355	320	280	285
4,900	5,000	715	610	560	510	460	415	375	340	300	305
5,000	5,100	740	635	585	535	485	440	395	360	320	325
5,100	5,200	765	660	610	560	510	465	415	380	340	345
5,200	5,300	790	685	635	585	535	490	440	400	360	365
5,300	5,400	820	710	660	610	560	515	465	420	380	385
5,400	5,500	850	735	685	635	585	540	490	440	400	405
5,500	5,600	880	760	710	660	610	565	515	465	420	425
5,600	5,700	910	785	735	685	635	590	540	490	440	445
5,700	5,800	940	815	760	710	660	615	565	515	465	465
5,800	5,900	970	845	785	735	685	640	590	540	490	485
5,900	6,000	1,000	875	815	760	710	665	615	565	515	505
6,000	6,100	1,030	905	845	790	735	690	640	590	540	525

イ　甲　表
（三）

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲									丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	
以上	未満	税額									税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,100	6,200	1,060	935	875	820	760	715	665	615	565	545
6,200	6,300	1,090	965	905	850	790	740	690	640	590	565
6,300	6,400	1,120	995	935	880	820	765	715	665	615	585
6,400	6,500	1,150	1,025	965	910	850	790	740	690	640	610
6,500円		1,165	1,040	980	925	865	805	750	705	655	635
6,500円をこえ7,000円に満たない金額		6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち6,500円をこえる金額の30％に相当する金額を加算した金額									635円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち6,500円をこえる金額の25％に相当する金額を加算した金額
7,000円		1,315円	1,190円	1,130円	1,075円	1,015円	955円	900円	855円	805円	
7,000円をこえ9,000円に満たない金額		7,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち7,000円をこえる金額の35％に相当する金額を加算した金額									
9,000円		2,015円	1,890円	1,830円	1,775円	1,715円	1,655円	1,600円	1,555円	1,505円	
9,000円をこえ12,000円に満たない金額		9,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち9,000円をこえる金額の40％に相当する金額を加算した金額									
12,000円		3,215円	3,090円	3,030円	2,975円	2,915円	2,855円	2,800円	2,755円	2,705円	
12,000円をこえ17,500円に満たない金額		12,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち12,000円をこえる金額の45％に相当する金額を加算した金額									
17,500円		5,690円	5,565円	5,505円	5,450円	5,390円	5,330円	5,275円	5,230円	5,180円	
17,500円をこえ28,500円に満たない金額		17,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち17,500円をこえる金額の50％に相当する金額を加算した金額									

イ　甲　　表
（四）

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲									丙
		扶養親族等の数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	
以上	未満	税								額	税額
28,500円		円 11,190	円 11,065	円 11,005	円 10,950	円 10,890	円 10,830	円 10,775	円 10,730	円 10,680	635円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち6,500円をこえる金額の25%に相当する金額を加算した金額
28,500円をこえ56,500円に満たない金額		28,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち28,500円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額									
56,500円		円 26,590	円 26,465	円 26,405	円 26,350	円 26,290	円 26,230	円 26,175	円 26,130	円 26,080	
56,500円をこえる金額		56,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち56,500円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額									
扶養親族等の数が8人をこえる場合には、扶養親族等の数が8人の場合の税額から、その8人をこえる1人ごとに30円を控除した金額											
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに17円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき17円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額											—

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「控除対象配偶者」、「扶養親族」、「障害者」、「老年者」、「寡婦」又は「勤労学生」とは、それぞれ法第二条第一項第二十八号から第三十三号まで（定義）に規定する控除対象配偶者、扶養親族、障害者、老年者、寡婦又は勤労学生をいう。

㈡　「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

㈢　「社会保険料」とは、法第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。

㈣　「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、法第百九十四条第四項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者（法第七十八条第三項（扶養控除額の特例の適用を受けない者）の規定に該当するもの及び乙表の適用を受けるものを除く。）については、

⑴　まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。

⑵　当該申告書により申告された扶養親族等の数が8人以下である場合には、⑴により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

⑶　当該申告書により申告された扶養親族等の数が8人をこえる場合には、⑴により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が8人であるものとして⑵により求めた税額から、扶養親族等の数が8人をこえる1人ごとに30円を控除した金額が、その求める税額である。

⑷　当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合（当該勤労学生が法第二条第一項第三十三号ロに掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつた場合）には、これらの一に該当するごとに17円を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき17円をそれぞれ⑵又は⑶により求めた税額から控除した金額が、その求める税額である。

㈡　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた法第七十八条第三項の規定に該当する居住者については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、当該申告書により申告された扶養親族の数に応じ、その扶養親族1人につき250円を控除した金額に応じ、扶養親族がないものとして㈠の⑵及び⑷により求めた金額が、その求める税額である。

㈢　日雇労務者の受ける給与等（法第百八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等をいう。）については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

ロ　乙　表
（一）

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数							
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上	未満	税額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,060円未満		0	0	0	0	0	0	0	0
1,060	1,080	5	0	0	0	0	0	0	0
1,080	1,100	5	0	0	0	0	0	0	0
1,100	1,120	5	0	0	0	0	0	0	0
1,120	1,140	5	0	0	0	0	0	0	0
1,140	1,160	10	0	0	0	0	0	0	0
1,160	1,180	10	0	0	0	0	0	0	0
1,180	1,200	10	0	0	0	0	0	0	0
1,200	1,220	15	0	0	0	0	0	0	0
1,220	1,240	15	0	0	0	0	0	0	0
1,240	1,260	15	0	0	0	0	0	0	0
1,260	1,280	15	0	0	0	0	0	0	0
1,280	1,300	20	0	0	0	0	0	0	0
1,300	1,320	20	5	0	0	0	0	0	0
1,320	1,340	20	5	0	0	0	0	0	0
1,340	1,360	25	5	0	0	0	0	0	0
1,360	1,380	25	5	0	0	0	0	0	0
1,380	1,400	25	10	0	0	0	0	0	0
1,400	1,450	30	10	0	0	0	0	0	0
1,450	1,500	35	15	0	0	0	0	0	0
1,500	1,550	35	20	0	0	0	0	0	0
1,550	1,600	40	20	5	0	0	0	0	0
1,600	1,650	45	25	10	0	0	0	0	0
1,650	1,700	50	30	10	0	0	0	0	0
1,700	1,750	55	35	15	0	0	0	0	0
1,750	1,800	55	35	20	0	0	0	0	0
1,800	1,850	60	40	20	5	0	0	0	0
1,850	1,900	65	45	25	10	0	0	0	0
1,900	1,950	70	50	30	10	0	0	0	0
1,950	2,000	75	55	35	15	0	0	0	0
2,000	2,050	80	60	40	20	5	0	0	0
2,050	2,100	85	65	45	25	5	0	0	0
2,100	2,150	90	70	50	30	10	0	0	0
2,150	2,200	100	70	55	35	15	0	0	0
2,200	2,250	105	75	55	40	20	0	0	0
2,250	2,300	110	80	60	40	25	5	0	0
2,300	2,350	120	90	65	45	25	10	0	0
2,350	2,400	125	95	70	50	30	15	0	0
2,400	2,450	130	105	75	55	35	20	0	0
2,450	2,500	140	110	80	60	40	20	5	0
2,500	2,550	145	115	90	65	45	25	10	0
2,550	2,600	155	125	95	70	50	30	15	0
2,600	2,650	160	130	105	75	55	35	20	0
2,650	2,700	170	140	110	80	60	40	20	5
2,700	2,750	175	145	120	90	65	45	25	10
2,750	2,800	185	155	125	95	70	50	30	15
2,800	2,850	190	160	135	105	75	55	35	20
2,850	2,900	200	170	140	110	80	60	40	25
2,900	2,950	205	175	150	120	90	65	45	25
2,950	3,000	215	185	155	125	95	70	50	30
3,000	3,050	225	190	165	135	105	75	55	35

ロ　乙　表
（二）

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数							
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上	未満	税額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,050	3,100	235	200	170	140	110	85	60	40
3,100	3,200	250	210	180	150	125	95	70	50
3,200	3,300	270	230	195	165	140	110	80	60
3,300	3,400	290	250	215	180	155	125	95	70
3,400	3,500	310	270	235	195	170	140	110	80
3,500	3,600	330	290	255	215	185	155	125	95
3,600	3,700	350	310	275	235	200	170	140	110
3,700	3,800	370	330	295	255	215	185	155	125
3,800	3,900	390	350	315	275	235	200	170	140
3,900	4,000	410	370	335	295	255	215	185	155
4,000	4,100	430	390	355	315	275	235	200	170
4,100	4,200	455	410	375	335	295	255	215	185
4,200	4,300	480	435	395	355	315	275	235	200
4,300	4,400	505	460	415	375	335	295	255	220
4,400	4,500	530	485	435	395	355	315	275	240
4,500	4,600	555	510	460	415	375	335	295	260
4,600	4,700	580	535	485	435	395	355	315	280
4,700	4,800	605	560	510	460	415	375	335	300
4,800	4,900	630	585	535	485	435	395	355	320
4,900	5,000	655	610	560	510	460	415	375	340
5,000	5,100	680	635	585	535	485	440	395	360
5,100	5,200	705	660	610	560	510	465	415	380
5,200	5,300	730	685	635	585	535	490	440	400
5,300	5,400	755	710	660	610	560	515	465	420
5,400	5,500	785	735	685	635	585	540	490	440
5,500	5,600	815	760	710	660	610	565	515	465
5,600	5,700	845	785	735	685	635	590	540	490
5,700	5,800	875	815	760	710	660	615	565	515
5,800	5,900	905	845	785	735	685	640	590	540
5,900	6,000	935	875	815	760	710	665	615	565
6,000	6,100	965	905	845	790	735	690	640	590
6,100	6,200	995	935	875	820	760	715	665	615
6,200	6,300	1,025	965	905	850	790	740	690	640
6,300	6,400	1,055	995	935	880	820	765	715	665
6,400	6,500	1,085	1,025	965	910	850	790	740	690
6,500円		1,100	1,040	980	925	865	805	750	705
6,500円をこえ7,000円に満たない金額		6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち6,500円をこえる金額の30％に相当する金額を加算した金額							
7,000円		円 1,250	円 1,190	円 1,130	円 1,075	円 1,015	円 955	円 900	円 855
7,000円をこえ9,000円に満たない金額		7,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち7,000円をこえる金額の35％に相当する金額を加算した金額							

ロ　乙　表
（三）

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数							
		1　人	2　人	3　人	4　人	5　人	6　人	7　人	8　人
以　上	未　満	税額							
9,000円		円 1,950	円 1,890	円 1,830	円 1,775	円 1,715	円 1,655	円 1,600	円 1,555
9,000円をこえ12,000円に満たない金額		9,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち9,000円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額							
12,000円		円 3,150	円 3,090	円 3,030	円 2,975	円 2,915	円 2,855	円 2,800	円 2,755
12,000円をこえ17,500円に満たない金額		12,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち12,000円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額							
17,500円		円 5,625	円 5,565	円 5,505	円 5,450	円 5,390	円 5,330	円 5,275	円 5,230
17,500円をこえ28,500円に満たない金額		17,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち17,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額							
28,500円		円 11,125	円 11,065	円 11,005	円 10,950	円 10,890	円 10,830	円 10,775	円 10,730
28,500円をこえ56,500円に満たない金額		28,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち28,500円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額							
56,500円		円 26,525	円 26,465	円 26,405	円 26,350	円 26,290	円 26,230	円 26,175	円 26,130
56,500円をこえる金額		56,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち56,500円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額							
扶養親族の数が8人をこえる場合には、扶養親族の数が8人の場合の税額から、その8人をこえる1人ごとに30円を控除した金額									
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに17円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき17円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額									

（注）　この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち法第七十八条第二項（扶養控除額の特例）の規定に該当するものについて、甲表の甲欄に代えて適用する表であり、この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族」、「障害者」、「老年者」、「寡婦」又は「勤労学生」とは、それぞれ法第二条第一項第二十九号から第三十三号まで（定義）に規定する扶養親族、障害者、老年者、寡婦又は勤労学生をいう。

㈡　「社会保険料」とは、法第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。

㈢　「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、法第百九十四条第四項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

⑴　まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。

⑵　当該申告書により申告された扶養親族の数が8人以下である場合には、⑴により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

⑶　当該申告書により申告された扶養親族の数が8人をこえる場合には、⑴により求めた金額に応じて、扶養親族の数が8人であるものとして⑵により求めた税額から、扶養親族の数が8人をこえる1人ごとに30円を控除した金額が、その求める税額である。

⑷　当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合（当該勤労学生が法第二条第一項第三十三号ロに掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつた場合）には、これらの一に該当するごとに17円を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき17円をそれぞれ⑵又は⑶により求めた税額から控除した金額が、その求める税額である。

別表第三　昭和42年4月及び5月の賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

賞与の金額に乗ずべき率	甲																	
	扶養親族等の数																	
	0人		1人		2人		3人		4人		5人		6人		7人		8人以上	
	前月の社会保険料控除後の給与等の金額																	
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
%	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
0	18,000円未満		30,600円未満		36,400円未満		42,300円未満		47,500円未満		52,700円未満		57,600円未満		62,200円未満		66,800円未満	
2	18,000	19,400	30,600	33,000	36,400	39,400	42,300	45,300	47,500	50,900	52,700	56,300	57,600	61,100	62,200	66,000	66,800	70,800
4	19,400	21,100	33,000	35,900	39,400	42,700	45,300	48,500	50,900	54,300	56,300	59,600	61,100	64,700	66,000	69,900	70,800	75,000
6	21,100	32,700	35,900	44,700	42,700	47,400	48,500	52,000	54,300	57,800	59,600	63,300	64,700	68,800	69,900	74,200	75,000	79,700
8	32,700	44,900	44,700	54,300	47,400	57,900	52,000	61,800	57,800	65,900	63,300	70,000	68,800	74,100	74,200	78,700	79,700	83,800
10	44,900	49,900	54,300	59,300	57,900	63,500	61,800	67,600	65,900	71,800	70,000	76,400	74,100	81,300	78,700	86,200	83,800	91,200
12	49,900	60,000	59,300	65,500	63,500	70,100	67,600	75,000	71,800	80,500	76,400	85,900	81,300	91,400	86,200	96,500	91,200	101,400
14	60,000	65,600	65,500	73,700	70,100	78,300	75,000	82,900	80,500	87,500	85,900	92,100	91,400	97,100	96,500	102,200	101,400	107,400
16	65,600	71,700	73,700	82,400	78,300	87,500	82,900	92,600	87,500	97,800	92,100	102,900	97,100	108,100	102,200	113,200	107,400	118,400
18	71,700	85,600	82,400	95,000	87,500	99,200	92,600	104,300	97,800	109,300	102,900	114,300	108,100	119,300	113,200	124,300	118,400	129,300
20	85,600	95,100	95,000	105,600	99,200	110,400	104,300	115,300	109,300	120,100	114,300	125,000	119,300	129,900	124,300	134,700	129,300	139,600
22	95,100	107,000	105,600	118,800	110,400	124,200	115,300	129,700	120,100	135,200	125,000	140,600	129,900	146,100	134,700	151,600	139,600	156,900
24	107,000	123,000	118,800	132,900	124,200	137,500	129,700	142,100	135,200	146,700	140,600	151,300	146,100	155,900	151,600	161,000	156,900	166,200
26	123,000	137,500	132,900	148,500	137,500	153,700	142,100	158,800	146,700	164,000	151,300	169,100	155,900	174,300	161,000	179,400	166,200	184,600
28	137,500	160,600	148,500	170,000	153,700	174,400	158,800	179,300	164,000	184,300	169,100	189,300	174,300	194,300	179,400	199,300	184,600	204,300
30	160,600	178,500	170,000	188,900	174,400	193,800	179,300	198,600	184,300	203,500	189,300	208,300	194,300	213,200	199,300	218,100	204,300	222,900
32	178,500	212,100	188,900	222,900	193,800	227,900	198,600	232,900	203,500	237,900	208,300	242,900	213,200	247,900	218,100	252,900	222,900	257,900
35	212,100	247,800	222,900	258,800	227,900	264,000	232,900	269,100	237,900	274,300	242,900	279,400	247,900	284,600	252,900	289,700	257,900	294,900
38	247,800	287,500	258,800	297,400	264,000	302,000	269,100	306,600	274,300	311,200	279,400	316,200	284,600	321,300	289,700	326,500	294,900	331,600
41	287,500	341,400	297,400	353,100	302,000	358,600	306,600	364,100	311,200	369,500	316,200	375,000	321,300	380,500	326,500	385,900	331,600	391,400
44	341,400	442,400	353,100	452,800	358,600	457,600	364,100	462,500	369,500	467,400	375,000	472,200	380,500	477,100	385,900	481,900	391,400	486,800
47	442,400	530,800	452,800	543,300	457,600	549,200	462,500	555,000	467,400	560,800	472,200	566,700	477,100	572,500	481,900	578,300	486,800	584,200
50	530,800	864,200	543,300	876,700	549,200	882,500	555,000	888,300	560,800	894,200	566,700	900,000	572,500	905,800	578,300	911,700	584,200	917,500
55	864,200	1,697,500	876,700	1,710,000	882,500	1,715,800	888,300	1,721,700	894,200	1,727,500	900,000	1,733,300	905,800	1,739,200	911,700	1,745,000	917,500	1,750,800
60	1,697,500	2,530,800	1,710,000	2,543,300	1,715,800	2,549,200	1,721,700	2,555,000	1,727,500	2,560,800	1,733,300	2,566,700	1,739,200	2,572,500	1,745,000	2,578,300	1,750,800	2,584,200
65	2,530,800円以上		2,543,300円以上		2,549,200円以上		2,555,000円以上		2,560,800円以上		2,566,700円以上		2,572,500円以上		2,578,300円以上		2,584,200円以上	

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族」とは、法第二条第一項第二十九号（定義）に規定する扶養親族をいう。

㈡　「扶養親族等」とは、法第二条第一項第二十八号に規定する控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

㈢　「社会保険料」とは、法第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。

㈣　「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、法第百九十四条第四項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。

（備考）　賞与の金額に乗ずべき率の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者（法第七十八条第三項（扶養控除額の特例の適用を受けない者）の規定に該当するものを除く。）については、㈢に該当する場合を除き、

⑴　まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金額を求める。

⑵　次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と⑴により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

⑶　⑵により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

㈡　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた法第七十八条第三項の規定に該当する居住者については、㈢に該当する場合を除き、前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、当該申告書により申告された扶養親族の数に応じてその扶養親族1人につき7,500円を控除した金額に応じ、扶養親族がないものとして甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

㈢　前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額をこえる場合には、この表によらず、第三条（給与等に係る源泉徴収の特例）の規定により読み替えられた法第百八十六条第一項第一号ロ又は第二項第一号（賞与に係る徴収税額）の規定により税額を計算する。

㈣　㈠から㈢までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められているときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第四　昭和42年4月及び5月の退職所得の源泉徴収税額表

（一）

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税　額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税　額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税　額
以　上	未　満		以　上	未　満		以　上	未　満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,000円未満		0	102,000	104,000	4,400	274,000	278,000	12,500
4,000	6,000	100	104,000	106,000	4,500	278,000	282,000	12,700
6,000	8,000	200	106,000	108,000	4,600	282,000	286,000	12,900
8,000	10,000	300	108,000	110,000	4,700	286,000	290,000	13,100
10,000	12,000	400	110,000	112,000	4,800	290,000	294,000	13,300
12,000	14,000	500	112,000	114,000	4,900	294,000	298,000	13,500
14,000	16,000	600	114,000	116,000	5,000	298,000	302,000	13,700
16,000	18,000	700	116,000	118,000	5,100	302,000	306,000	13,900
18,000	20,000	700	118,000	120,000	5,100	306,000	310,000	14,100
20,000	22,000	800	120,000	122,000	5,200	310,000	314,000	14,300
22,000	24,000	900	122,000	124,000	5,300	314,000	318,000	14,500
24,000	26,000	1,000	124,000	126,000	5,400	318,000	322,000	14,700
26,000	28,000	1,100	126,000	128,000	5,500	322,000	326,000	14,900
28,000	30,000	1,200	128,000	130,000	5,600	326,000	330,000	15,100
30,000	32,000	1,300	130,000	134,000	5,700	330,000	334,000	15,300
32,000	34,000	1,400	134,000	138,000	5,800	334,000	338,000	15,500
34,000	36,000	1,400	138,000	142,000	6,000	338,000	342,000	15,700
36,000	38,000	1,500	142,000	146,000	6,200	342,000	346,000	15,900
38,000	40,000	1,600	146,000	150,000	6,400	346,000	350,000	16,100
40,000	42,000	1,700	150,000	154,000	6,600	350,000	354,000	16,300
42,000	44,000	1,800	154,000	158,000	6,700	354,000	358,000	16,500
44,000	46,000	1,900	158,000	162,000	6,900	358,000	362,000	16,700
46,000	48,000	2,000	162,000	166,000	7,100	362,000	366,000	16,900
48,000	50,000	2,100	166,000	170,000	7,300	366,000	370,000	17,100
50,000	52,000	2,200	170,000	174,000	7,400	370,000	374,000	17,300
52,000	54,000	2,200	174,000	178,000	7,600	374,000	378,000	17,500
54,000	56,000	2,300	178,000	182,000	7,800	378,000	382,000	17,700
56,000	58,000	2,400	182,000	186,000	8,000	382,000	386,000	17,900
58,000	60,000	2,500	186,000	190,000	8,100	386,000	390,000	18,100
60,000	62,000	2,600	190,000	194,000	8,300	390,000	396,000	18,300
62,000	64,000	2,700	194,000	198,000	8,500	396,000	402,000	18,600
64,000	66,000	2,800	198,000	202,000	8,700	402,000	408,000	18,900
66,000	68,000	2,900	202,000	206,000	8,900	408,000	414,000	19,200
68,000	70,000	2,900	206,000	210,000	9,100	414,000	420,000	19,500
70,000	72,000	3,000	210,000	214,000	9,300	420,000	426,000	19,800
72,000	74,000	3,100	214,000	218,000	9,500	426,000	432,000	20,100
74,000	76,000	3,200	218,000	222,000	9,700	432,000	438,000	20,400
76,000	78,000	3,300	222,000	226,000	9,900	438,000	444,000	20,700
78,000	80,000	3,400	226,000	230,000	10,100	444,000	450,000	21,000
80,000	82,000	3,500	230,000	234,000	10,300	450,000	456,000	21,300
82,000	84,000	3,600	234,000	238,000	10,500	456,000	462,000	21,600
84,000	86,000	3,600	238,000	242,000	10,700	462,000	468,000	21,900
86,000	88,000	3,700	242,000	246,000	10,900	468,000	474,000	22,200
88,000	90,000	3,800	246,000	250,000	11,100	474,000	480,000	22,500
90,000	92,000	3,900	250,000	254,000	11,300	480,000	486,000	22,800
92,000	94,000	4,000	254,000	258,000	11,500	486,000	492,000	23,100
94,000	96,000	4,100	258,000	262,000	11,700	492,000	498,000	23,400
96,000	98,000	4,200	262,000	266,000	11,900	498,000	504,000	23,700
98,000	100,000	4,300	266,000	270,000	12,100	504,000	510,000	24,000
100,000	102,000	4,400	270,000	274,000	12,300	510,000	516,000	24,300

（二）

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税　額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税　額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税　額
以　上	未　満		以　上	未　満		以　上	未　満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
516,000	522,000	24,600	828,000	836,000	45,900	1,228,000	1,236,000	76,600
522,000	528,000	24,900	836,000	844,000	46,500	1,236,000	1,244,000	77,400
528,000	534,000	25,200	844,000	852,000	47,100	1,244,000	1,252,000	78,200
534,000	540,000	25,500	852,000	860,000	47,700	1,252,000	1,260,000	79,000
540,000	546,000	25,800	860,000	868,000	48,300	1,260,000	1,268,000	79,800
546,000	552,000	26,100	868,000	876,000	48,900	1,268,000	1,276,000	80,600
552,000	558,000	26,400	876,000	884,000	49,500	1,276,000	1,284,000	81,400
558,000	564,000	26,700	884,000	892,000	50,100	1,284,000	1,292,000	82,200
564,000	570,000	27,000	892,000	900,000	50,700	1,292,000	1,300,000	83,000
570,000	576,000	27,300	900,000	908,000	51,300	1,300,000	1,310,000	83,800
576,000	582,000	27,600	908,000	916,000	51,900	1,310,000	1,320,000	84,800
582,000	588,000	27,900	916,000	924,000	52,500	1,320,000	1,330,000	85,800
588,000	594,000	28,200	924,000	932,000	53,100	1,330,000	1,340,000	86,800
594,000	600,000	28,500	932,000	940,000	53,700	1,340,000	1,350,000	87,800
600,000	606,000	28,800	940,000	948,000	54,300	1,350,000	1,360,000	88,800
606,000	612,000	29,200	948,000	956,000	54,900	1,360,000	1,370,000	89,800
612,000	618,000	29,700	956,000	964,000	55,500	1,370,000	1,380,000	90,800
618,000	624,000	30,100	964,000	972,000	56,100	1,380,000	1,390,000	91,800
624,000	630,000	30,600	972,000	980,000	56,700	1,390,000	1,400,000	92,800
630,000	636,000	31,000	980,000	988,000	57,300	1,400,000	1,410,000	93,800
636,000	642,000	31,500	988,000	996,000	57,900	1,410,000	1,420,000	94,800
642,000	648,000	31,900	996,000	1,004,000	58,500	1,420,000	1,430,000	95,800
648,000	654,000	32,400	1,004,000	1,012,000	59,100	1,430,000	1,440,000	96,800
654,000	660,000	32,800	1,012,000	1,020,000	59,700	1,440,000	1,450,000	97,800
660,000	666,000	33,300	1,020,000	1,028,000	60,300	1,450,000	1,460,000	98,800
666,000	672,000	33,700	1,028,000	1,036,000	60,900	1,460,000	1,470,000	99,800
672,000	678,000	34,200	1,036,000	1,044,000	61,500	1,470,000	1,480,000	100,800
678,000	684,000	34,600	1,044,000	1,052,000	62,100	1,480,000	1,490,000	101,800
684,000	690,000	35,100	1,052,000	1,060,000	62,700	1,490,000	1,500,000	102,800
690,000	696,000	35,500	1,060,000	1,068,000	63,300	1,500,000	1,510,000	103,800
696,000	702,000	36,000	1,068,000	1,076,000	63,900	1,510,000	1,520,000	104,800
702,000	708,000	36,400	1,076,000	1,084,000	64,500	1,520,000	1,530,000	105,800
708,000	714,000	36,900	1,084,000	1,092,000	65,100	1,530,000	1,540,000	106,800
714,000	720,000	37,300	1,092,000	1,100,000	65,700	1,540,000	1,550,000	107,800
720,000	726,000	37,800	1,100,000	1,108,000	66,300	1,550,000	1,560,000	108,800
726,000	732,000	38,200	1,108,000	1,116,000	66,900	1,560,000	1,570,000	109,800
732,000	738,000	38,700	1,116,000	1,124,000	67,500	1,570,000	1,580,000	110,800
738,000	744,000	39,100	1,124,000	1,132,000	68,100	1,580,000	1,590,000	111,800
744,000	750,000	39,600	1,132,000	1,140,000	68,700	1,590,000	1,600,000	112,800
750,000	756,000	40,000	1,140,000	1,148,000	69,300	1,600,000	1,610,000	113,800
756,000	762,000	40,500	1,148,000	1,156,000	69,900	1,610,000	1,620,000	114,800
762,000	768,000	40,900	1,156,000	1,164,000	70,500	1,620,000	1,630,000	115,800
768,000	774,000	41,400	1,164,000	1,172,000	71,100	1,630,000	1,640,000	116,800
774,000	780,000	41,800	1,172,000	1,180,000	71,700	1,640,000	1,650,000	117,800
780,000	788,000	42,300	1,180,000	1,188,000	72,300	1,650,000	1,660,000	118,800
788,000	796,000	42,900	1,188,000	1,196,000	72,900	1,660,000	1,670,000	119,800
796,000	804,000	43,500	1,196,000	1,204,000	73,500	1,670,000	1,680,000	120,800
804,000	812,000	44,100	1,204,000	1,212,000	74,200	1,680,000	1,690,000	121,800
812,000	820,000	44,700	1,212,000	1,220,000	75,000	1,690,000	1,700,000	122,800
820,000	828,000	45,300	1,220,000	1,228,000	75,800	1,700,000	1,710,000	123,800

（三）

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税　　額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税　　額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税　　額
以　　上	未　　満		以　　上	未　　満		以　　上	未　　満	
円	円	円	円	円		円	円	
1,710,000	1,720,000	124,800	2,000,000	3,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に12.5%を乗じて算出した金額から96,200円を控除した金額	20,000,000	40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から 1,431,200円を控除した金額
1,720,000	1,730,000	125,800						
1,730,000	1,740,000	126,800						
1,740,000	1,750,000	127,800						
1,750,000	1,760,000	128,800						
1,760,000	1,770,000	129,800	3,000,000	4,400,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に15%を乗じて算出した金額から 171,200 円を控除した金額	40,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から 2,431,200円を控除した金額
1,770,000	1,780,000	130,800						
1,780,000	1,790,000	131,800						
1,790,000	1,800,000	132,800						
1,800,000	1,810,000	133,800						
1,810,000	1,820,000	134,800	4,400,000	6,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に17.5%を乗じて算出した金額から 281,200円を控除した金額	60,000,000	90,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から 3,931,200円を控除した金額
1,820,000	1,830,000	135,800						
1,830,000	1,840,000	136,800						
1,840,000	1,850,000	137,800						
1,850,000	1,860,000	138,800						
1,860,000	1,870,000	139,800	6,000,000	8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に20%を乗じて算出した金額から 431,200円を控除した金額	90,000,000	120,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から 6,181,200円を控除した金額
1,870,000	1,880,000	140,800						
1,880,000	1,890,000	141,800						
1,890,000	1,900,000	142,800						
1,900,000	1,910,000	143,800						
1,910,000	1,920,000	144,800	8,000,000	12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に22.5%を乗じて算出した金額から 631,200円を控除した金額	120,000,000 円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から 9,181,200円を控除した金額
1,920,000	1,930,000	145,800						
1,930,000	1,940,000	146,800						
1,940,000	1,950,000	147,800						
1,950,000	1,960,000	148,800						
1,960,000	1,970,000	149,800	12,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から 931,200円を控除した金額			
1,970,000	1,980,000	150,800						
1,980,000	1,990,000	151,800						
1,990,000	2,000,000	152,800						

（注）　この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から第五条（退職手当等に係る源泉徴収の特例）の規定により読み替えられた法第二百一条第二項（退職所得に係る徴収税額）に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

（備考）　税額を求めるには、まず、退職手当等の金額からこの表の附表により法第三十条第三項（退職所得控除額）に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第二号に掲げる場合に該当するかどうかに応じて求めた同表の退職所得控除額を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が 2,000,000 円以上の居住者の退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額の２分の１に相当する金額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数の金額に２を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第四の附表

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
	円	円		円	円
4年以下	200,000	700,000	23　年	2,100,000	2,600,000
			24　年	2,300,000	2,800,000
			25　年	2,500,000	3,000,000
5　年	250,000	750,000	26　年	2,700,000	3,200,000
6　年	300,000	800,000	27　年	2,900,000	3,400,000
7　年	350,000	850,000	28　年	3,100,000	3,600,000
8　年	400,000	900,000	29　年	3,300,000	3,800,000
9　年	450,000	950,000	30　年	3,500,000	4,000,000
10　年	500,000	1,000,000	31　年	3,800,000	4,300,000
11　年	600,000	1,100,000	32　年	4,100,000	4,600,000
12　年	700,000	1,200,000	33　年	4,400,000	4,900,000
13　年	800,000	1,300,000	34　年	4,700,000	5,200,000
14　年	900,000	1,400,000	35　年	5,000,000	5,500,000
15　年	1,000,000	1,500,000	36　年	5,300,000	5,800,000
16　年	1,100,000	1,600,000	37　年	5,600,000	6,100,000
17　年	1,200,000	1,700,000	38　年	5,900,000	6,400,000
18　年	1,300,000	1,800,000	39　年	6,200,000	6,700,000
19　年	1,400,000	1,900,000	40　年	6,500,000	7,000,000
20　年	1,500,000	2,000,000	41年以上	6,500,000円に、勤続年数が40年をこえる１年ごとに 300,000 円を加算した金額	7,000,000円に、勤続年数が40年をこえる１年ごとに 300,000 円を加算した金額
21　年	1,700,000	2,200,000			
22　年	1,900,000	2,400,000			

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「勤続年数」とは、第五条（退職手当等に係る源泉徴収の特例）の規定により読み替えられた法第二百一条第二項（退職所得に係る徴収税額）に規定する勤続年数に準ずる勤続年数をいう。

㈡　「障害退職の場合」とは、法第三十条第四項第二号（障害退職の控除額）に掲げる場合に該当する場合をいう。

㈢　「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいう。

（備考）　退職所得控除額を求めるには、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行を求めるものとし、一般退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、障害退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額である。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第七号（昭四二・三・三一）

◎期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律

（租税特別措置法の一部改正）

第一条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項から第四項まで、第七条の二、第八条の二第一項から第四項まで、第九条第一項、第十二条第一項、第十三条の三第一項、第十四条第二項、第十六条第一項、第二十四条第一項、第二十五条第一項、第四十一条の十二、第四十四条第一項、第四十六条の二第一項、第四十七条第二項、第四十九条第一項、第五十条第一項、第六十二条第一項、第六十八条の二、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条から第七十五条まで、第七十七条、第七十七条の二、第七十九条第一項、第八十条第二項、第八十条の二、第八十一条、第八十三条並びに第九十五条中「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十二年五月三十一日」に改める。

第八条の三第一項及び第二項中「昭和四十二年四月三十日」を「昭和四十二年五月三十一日」に改める。

第八条の四第一項中「昭和四十一年十二月三十一日」を「昭和四十二年五月三十一日」に、「及び昭和四十一年分」を「から昭和四十二年分まで」に改め、同条第三項中「及び昭和四十一年分」を「から昭和四十二年分まで」に改める。

第二十八条第一項中「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十二年五月三十一日」に、「同年三月三十一日」を「同年五月三十一日」に改める。

（関税暫定措置法の一部改正）

第二条 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条から第六条まで、第七条第一項及び第四項、第七条の三、第七条の四第一項、第七条の八第一項並びに第七条の九中「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十二年五月三十一日」に改める。

第七条の二第一項及び第二項中「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十二年五月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和四十二年三月三十一日までに」を「昭和四十二年五月三十一日までに」に、「昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで（以下「昭和四十一年度」という。）」を「同年四月一日から同年五月三十一日まで（以下「指定期間」という。）」に改める。

第七条の七第一項中「昭和四十一年度」及び「同年度」を「指定期間」に改める。

別表（第二九・一三号及び第三一・〇三号を除く。）の品名の欄中「当該年度」を「指定期間」に、「昭和四二年三月三一日までに輸入」を「昭和四二年五月三一日までに輸入」に改め、同表（第三一・〇三号を除く。）の適用期限の欄中「昭和四二年三月三一日」を「昭和四二年五月三一日」に改める。

附　則

1 この法律は、昭和四十二年四月一日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法第八条の四の規定は、昭和四十二年一月一日から適用する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

◆

法律第八号（昭四二・三・三一）

◎昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律

（退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税の特例）

第一条 昭和四十二年中に支払うべき退職手当等（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第二十三条第一項第六号及び第二百九十二条第一項第六号に掲げる退職手当等をいう。）で昭和四十二年四月一日から同年五月三十一日までの間に支払うものに係る法附則第九十三項の規定の適用については、同項中「状況により、所得税法第三十条第三項及び第四項の規定の例によつて計算した額とする」とあるのは、「状況における所得税法第三十条第三項に規定する勤続年数の計算の例によつて算定した勤続年数に応ずる昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律（昭和四十二年法律第八号）別表に掲げる控除額による」とする。

（土地の取得に対する不動産取得税の特例）

第二条 昭和四十二年四月一日から同年五月三十一日までの間における次に掲げる土地の取得に対する不動産取得税については、法附則第七項又は第九項の規定の例による。

一 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第六条第二項の規定に基づく農業委員会のあつせんにより開拓者（法附則第七項の開拓者をいう。以下この号において同じ。）が他の開拓者から耕作又は養畜の用に供する土地を取得した場合における当該土地の取得

二 前号のあつせんによる農地の交換分合による土地の取得

附　則

この法律は、昭和四十二年四月一日から施行する。

別表

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
4年以下	円 200,000	円 700,000	23　年	円 2,100,000	円 2,600,000
			24　年	2,300,000	2,800,000
			25　年	2,500,000	3,000,000
5　年	250,000	750,000	26　年	2,700,000	3,200,000
6　年	300,000	800,000	27　年	2,900,000	3,400,000
7　年	350,000	850,000	28　年	3,100,000	3,600,000
8　年	400,000	900,000	29　年	3,300,000	3,800,000
9　年	450,000	950,000	30　年	3,500,000	4,000,000
10　年	500,000	1,000,000	31　年	3,800,000	4,300,000
11　年	600,000	1,100,000	32　年	4,100,000	4,600,000
12　年	700,000	1,200,000	33　年	4,400,000	4,900,000
13　年	800,000	1,300,000	34　年	4,700,000	5,200,000
14　年	900,000	1,400,000	35　年	5,000,000	5,500,000
15　年	1,000,000	1,500,000	36　年	5,300,000	5,800,000
16　年	1,100,000	1,600,000	37　年	5,600,000	6,100,000
17　年	1,200,000	1,700,000	38　年	5,900,000	6,400,000
18　年	1,300,000	1,800,000	39　年	6,200,000	6,700,000
19　年	1,400,000	1,900,000	40　年	6,500,000	7,000,000
20　年	1,500,000	2,000,000	41年以上	6,500,000円に、勤続年数が40年をこえる1年ごとに300,000円を加算した金額	7,000,000円に、勤続年数が40年をこえる1年ごとに300,000円を加算した金額
21　年	1,700,000	2,200,000			
22　年	1,900,000	2,400,000			

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「勤続年数」とは、第一条の規定により読み替えられた法附則第九十三項に規定する勤続年数をいう。

㈡　「障害退職の場合」とは、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十条第四項第二号に掲げる場合に該当する場合をいう。

㈢　「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいう。

（備考）　退職所得控除額を求めるには、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行を求めるものとし、一般退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、障害退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額である。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

◆

法律第九号（昭四二・三・三一）

◎中小企業信用保険臨時措置法の一部を改正する法律

中小企業信用保険臨時措置法（昭和四十年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十二年六月三十日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

◆

法律第十号（昭四二・三・三一）

◎プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律

プラント類輸出促進臨時措置法（昭和三十四年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

◆

法律第十一号（昭四二・五・二七）

◎関税定率法等の一部を改正する法律

（関税定率法の一部改正）

第一条　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（入国者の携帯貨物に対する簡易税率）

第三条の二　前条の場合において、本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入する貨物に対する関税の率は、関税に関する他の法律の規定にかかわらず、輸入貨物に対して課される関税及び内国消費税（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二条第一号（定義）に規定する内国消費税をいう。）の率を総合したものを基礎として算出した別表の附表簡易税率表による。

2　前項の規定は、次に掲げる貨物には適用しない。

一　この法律その他関税に関する法律の規定により関税の率が無税とされている貨物及び関税が

免除される貨物

二　関税に関する条約の規定による税率により計算した関税の額（前項の 内国消費税が課される物品にあつては、当該関税の額と当該内国消費税の額との合計額）が、前項の簡易税率表の税率（第五号において「簡易税率」という。）により計算した関税の額に満たない貨物

三　関税法第十章（罰則）の犯罪に係る貨物

四　別表の第二二・〇三号から第二二・〇九号までに掲げるアルコール飲料等及び別表第二四類に掲げるたばこ

五　商業量に達する数量の貨物、高価な貨物その他本邦の産業に対する影響等を考慮して簡易税率を適用することを適当としない貨物として政令で定める貨物

第四条第二項中「書類」を「資料」に改め、同条第三項中「次の各号に掲げる場合」の下に「（当該政令で定める場合にあつては、第二号から第四号までに掲げる場合）」を加え、同項第三号中「前二号」を「前三号」に、「第一号」を「第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「前号に該当」を「前二号に該当」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「当該貨物の 輸入申告等」を「前号に 該当する場合を除き、当該貨物の輸入申告等」に改め、「前項」の下に「又は前号」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　当該貨物の仕入書等により計算される価格を基礎とし、第一項の規定に適合するように他の資料を参考として当該価格を補正することにより同項の規定による当該貨物の課税価格に相当する価格を計算することができる場合　当該補正により計算した価格

第六条中「並びに第十一条」を「、第十一条並びに第十四条第六号の三」に改める。

第十条第一項中「（課税価格の計算において、貨物の変質又は損傷による減価に相当する金額が控除される場合を除く。）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、輸入貨物が第四条第二項に規定する輸入申告等の時までに変質し、又は損傷した場合には、価格の低下率を基準とする関税の軽減については、この限りでない。

第十三条第七項中「場合においては」の 下に「、当該各号に該当することとなつた者から」 を加える。

第十四条第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三　政令で定める国際博覧会、国際見本市その他これらに類するもの（以下この号及び第十五条第一項第五号の二において「国際博覧会等」という。）への参加国（国際博覧会等に参加する外国の地方公共団体及び国際機関を含む。）が発行した当該国際博覧会等のための公式のカタログ、パンフレット、ポスターその他これらに類するもの

第十四条第六号を次のように改める。

六　注文の取集めのための見本。ただし、見本用にのみ適すると認められるもの又は著しく価額の低いものとして政令で定めるものに限る。

第十四条第六号の二の次に次の一号を加える。

六の三　本邦に居住する者に寄贈される物品のうちその者の個人的な使用に供されると認められるもので、当該物品の課税価格の合計額が五千円以下で政令で定める 額をこえないもの（本邦の産業に対する影響その他の事情を勘案してこの号の規定を適用することを適当としない物品として政令で定めるものを除く。）

第十四条第十号中 「その輸出の許可の日から五年（機械設備その他の 貨物で政令で 定めるものについては、五年をこえる期間で政令で定めるものとし、これらの期間をこえることがやむを得ないと認められる理由があり、政令で定めるところによりあらかじめ税関長の承認を受けた貨物については、これらの期間をこえ、税関長が指定する期間とする。）以内に輸入され、その許可」を「その輸出の許可」に、「及び第十九条の二」を「、第十九条の二第一項の規定により関税の免除を受けた場合における同項の外国に向けて送り出した製品及び同条第二項」に改め、同条第十四号中「及び第十九条の二」を「、第十九条の二第一項の規定により関税の免除を受けた場合における同項の外国に向けて送り出した製品及び同条第二項」に改める。

第十四条の二第二号中「その原材料につき」を「当該貨物の輸出により、」に、「第二項の規定により」を「第一項若しくは第二項の規定による」に、「払いもどしを受けた」を「払いもどしがあつた」に改める。

第十五条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　前三号に該当するものを除き、国際親善のため、国又は地方公共団体にその用に供するものとして寄贈される物品

第十五条第一項第五号の二を次のように改める。

五の二　国際博覧会等において使用するため国際博覧会等への参加者が輸入する次に掲げる物品。ただし、国際博覧会等の開催の期間及び規模、物品の種類及び価格その他の事情を勘案して相当と認められるものに限る。

イ　第十四条第三号の三に掲げるものを除き、国際博覧会等への参加者が、当該国際博覧会等の会場において観覧者に無償で提供するカタログ、パンフレット、ポスターその他これらに類するもの

ロ　国際博覧会等への参加者が、当該国際博覧会等の会場において観覧者に無償で提供する国際博覧会等の記念品及び展示物品の見本品

ハ　国際博覧会等（政令で定めるものに限る。）の施設の建設、維持若しくは撤去又はその運営のために国際博覧会等の会場において消費される物品のうち政令で定めるもの

第十五条第二項中「供された場合においては」を「供され、又は当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡された場合においては、当該用途以外の用途に供し、又は当該譲渡をした者から」に改める。

第十七条第一項第七号の二を次のように改める。

七の二　国際的な運動競技会、国際会議その他これらに類するものにおいて使用される物品

第十八条第三項及び第十九条第四項中 「該当する場合においては」の下に「、当該各号に該当することとなつた者から」を加える。

第十九条の二第一項中 「外国貨物でない原料品の数量」の下に 「（当該製品の製造工程において他の物品が同時に製造される場合には、当該原料品の数量のうち当該製品に対応するものとして政令で定める数量）」を加え、「（当該製品の製造工程において他の物品が同時に製造される場合には、当該関税のうち当該製品に対応するものとして政令で定める金額の関税）」を削る。

第二十条の二第三項中「譲渡したときは」の下に「、これらの場合に該当することとなつた者から」を加える。

別表第二三・〇五号を次のように改める。

二三・〇五	ぶどう酒かす及びアーゴル	無税

同表第二七・一〇号中

「

㈠ 揮発油	
A 同じ非環式炭化水素の異性体（立体異性体を除く。）の混合物	二〇%

」を

「

㈠ 揮発油	
A 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留出温度と減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの	二〇%

」に

改め、同表第三四・〇三号の税率の欄中「二五%」を「二〇%」に改める。

同表第四二・〇二号中

「

一 貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	四〇%
二 その他のもの	
㈠ ハンドバッグ及び化粧具入れ	二五%
㈡ その他のもの	
A 革製又はコンポジションレザー製のもの	二五%
B その他のもの	二〇%

」を

「

一 ハンドバッグ、さいふ及び化粧具入れ（貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円をこえるものに限る。）	四〇%
二 その他のもの	
㈠ 革製又はコンポジションレザー製のもの	二五%
㈡ その他のもの	二〇%

」に

改める。

同表第六一・〇二号及び第六一・〇六号中

「

二 ししゆうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたもの	三〇%
三 その他のもの	二五%

」を

「

二 その他のもの	
㈠ ししゆうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたもの	三〇%
㈡ その他のもの	二五%

」に

改める。

同表第六一・一一号中

「

二 ししゆうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたもの	三〇%
三 その他のもの	二〇%

」を

「

二 その他のもの	
㈠ ししゆうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたもの	三〇%
㈡ その他のもの	二〇%

」に

改める。

同表第七四・〇一号中

「

㈠ 銅（合金を除く。）のもの	
A 銅の含有量が全重量の九五%をこえるもの	
(a) 電解精製用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八%以下のものに限る。）	一〇%
(b) その他のもの	一キログラムにつき二七円
B その他のもの	一〇%
㈡ 黄銅又は青銅のもの	一キログラムにつき二七円
㈢ その他のもの	一キログラムにつき二七円

」を

「

㈠ 製錬用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八%以下のものに限る。）	一〇%
㈡ その他のもの	一キログラムにつき二七円

」に

改める。

同表第九五・〇二号を次のように改める。

九五・〇二	真珠光沢を有する貝殻の加工品及び製品	
	一 ボタンの製造に適する形状にしたもの	無税
	二 その他のもの	二〇%

別表関税率表に次の表を加える。

附表 簡易税率表

番号	品名	税率	第二欄の物品の関税率表の番号
一	砂糖		
	(1) 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するもの	一キログラムにつき八四円	第一七・〇一号の一、第一七・〇二号の四の㈠又は第一七・〇五号の一の㈠
	(2) その他のもの		
	A 糖度が九八度以下のもの（車糖、でん粉を加えた粉糖及びこれらに類する砂糖を除く。）	一キログラムにつき五七円五〇銭	第一七・〇一号の二の㈠、第一七・〇二号の四の㈡のA又は第一七・〇五号の一の㈠
	B その他のもの	一キログラムにつき六七円五〇銭	第一七・〇一号の二の㈡、第一七・〇二号の四の㈡のB又は第一七・〇五号の一の㈠
二	香水	六五%	第三三・〇六号の一
三	革製ハンドバッグ		
	(1) 貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円をこえるもの	六〇%	第四二・〇二号の一
	(2) その他のもののうち、一個の課税価格が物品税の課税最低限の金額を勘案して政令で定める額をこえるもの	四〇%	第四二・〇二号の二の㈠
四	貴金属、これを張つた金属、貴石、半貴石又は真珠を用いた身辺用細貨類、細工品その他の製品（理化学用又は工業用のものを除く。）及び貴金属をめつきした身辺用模造細貨類		第七一・一二号、第七一・一三号、第七一・一四号の二、第七一・一五号の二又は第七一・一六号の一
	(1) 一個又は一組の課税価格が物品税の課税最低限の金額を勘案して政令で定める額をこえるもの	六五%	
	(2) その他のもの	四〇%	
五	写真機及び撮影機（使用フィルムの幅が一六ミリメートル以上で長さが三〇メートルをこえるフィルムを使用するものを除く。）	四五%	第九〇・〇七号の一の㈢又は第九〇・〇八号の一の㈠
六	時計		
	(1) 腕時計、懐中時計その他の携帯時計（ストップウォッチを除く。以下この号において「腕時計等」という。）のうち、貴金属製、さんご製、ぞうげ製、べつこう製、こはく製若しくはしつぼう製の側を用いたもの又は貴石若しくは半貴石若しくは金若しくは白金を用いたもの（以下この号において「貴金属製等のもの」という。）で、一個の課税価格が六、〇〇〇円をこえるもの	九五%	第九一・〇一号の二

	(2) 腕時計等（貴金属製等のものを除くものとし、一個の課税価格が六、〇〇〇円をこえるものに限る。）及び腕時計等以外の時計で貴金属製等のもの	五〇%	第九一・〇一号の二、第九一・〇二号の一又は第九一・〇四号の三の㈠
	(3) (1)及び(2)に該当しない腕時計等で、一個の課税価格が物品税の課税最低限の金額を勘案して政令で定める額をこえるもの	四〇%	第九一・〇一号の一
七	猟銃及びゴルフ用具（ゴルフクラブ、ゴルフボール、ゴルフクラブのヘッド及びシャフト並びにゴルフクラブ用のバッグに限る。）	六五%	第四二・〇二号の二、第九三・〇四号の一又は第九七・〇六号の三
八	さんご、ぞうげ又はべつこうの加工品及び製品 (1) さんご、ぞうげ又はべつこうの製品で一個又は一組の課税価格が物品税の課税最低限の金額を勘案して政令で定める額をこえるもの	六五%	第九五・〇一号の一、第九五・〇三号の一又は第九五・〇五号の一
	(2) その他のもの	四〇%	
九	メカニカルライターその他これに類するライター（ケミカルライター及び電気式ライターを含むものとし、喫煙用のものに限る。） (1) 貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	六五%	第九八・一〇号の一
	(2) その他のもののうち、一個の課税価格が物品税の課税最低限の金額を勘案して政令で定める額をこえるもの	四〇%	第九八・一〇号の二
一〇	その他のもの	二〇%	

注　第二欄に掲げる物品は、第四欄の関税率表の番号に該当する物品に限るものとする。

（関税法の一部改正）

第二条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五節　保税工場（第五十六条―第六十二条）」を「第五節　保税工場（第五十六条―第六十二条）第六節　保税展示場（第六十二条の二―第六十二条の七）」に改める。

第四条第一号中「を除く。）で、第五十三条（外国貨物を置くことの承認の際の検査）の規定により税関の検査を受けたもの（第二号、第三号」を「、第三十四条（外国貨物の廃棄）の規定により税関に届け出て廃棄したもの並びに第二号から第三号の二まで」に改め、同条第三号中「（保税作業）」の下に「又は第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）」を加え、「場所に同項」を「場所にこれら」に改め、「前号」の下に「、第三号の二」を加え、「同項の規定により外国貨物又はその原料である外国貨物を保税工場から出すことが許可された時」を「これらの規定による許可がされた時」に改め、同号の次に次の二号を加える。

三の二　保税展示場に入れられた外国貨物（販売の目的をもたない展示品（保税展示場において外国貨物に加工し、又はこれを原料として製造して得た製品を除く。）、第三十四条の規定により税関に届け出て廃棄したもの並びに第二号、第七号及び第八号に掲げるものを除く。）第六十二条の三第一項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）の規定による承認がされた時

三の三　保税展示場に入れられた外国貨物で第六十二条の六第一項（許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての関税の徴収）の規定により関税を徴収されるもの（第二号、前号、第七号及び第八号に掲げるものを除く。）当該関税を徴収すべき事由が生じた時

第四条第四号中「若しくは保税工場」を「、保税工場若しくは保税展示場」に改め、「、第二号」の下に「、第三号の二」を加え、同条第五号中「第二号」の下に「、第三号の二」を加える。

第五条第一号中「第三号から」を「第三号及び第三号の三から」に、「第三号に掲げる貨物」を「第三号及び第三号の三に掲げる貨物」に改め、「同条第二号」の下に「及び第三号の二」を加え、「第一号及び第二号」を「第一号、第二号及び第三号の二」に改める。

第七条の四第四項に次のただし書を加える。

ただし、納税申告に係る貨物の輸入の許可前にする更正（当該貨物に係る関税の納付前にするもので税額等を減額するものに限る。）は、これらの手続に代えて、納税申告をした者に当該納税申告に係る書面に記載した税額等を是正させ、又はこれを是正してその旨を当該納税申告をした者に通知することによつてすることができる。

第十条第二項中「次条」の下に「及び第十二条第一項ただし書」を加える。

第十二条第一項中「国税通則法第三十七条（督促）に規定する督促状を発した日から起算して十日を経過した日」を「納期限（当該過大に払いもどし又は還付を受けた関税については、その納税告知に係る納期限）の翌日から一月を経過する日」に改め、同条第四項中「十円」を「百円」に改める。

第十三条第四項中「過誤納金の額が千円」を「過誤納金の額が二千円」に改め、同条第五項中「三百円」を「五百円」に、「十円」を「百円」に改める。

第十三条の四中「第九十条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第十五条第一項中「、船用品目録、旅客氏名表及び乗組員氏名表」を「及び船用品目録」に、「及び最近の仕出港の出港許可書又はこれらに代る書類」を「又はこれに代わる書類」に改め、同条第二項中「、旅客氏名表、乗組員氏名表」を削り、同条中第三項を第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3　前二項の場合において、税関長は、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、船長又は機長に対し、旅客氏名表又は乗組員氏名表の提出を求めることができる。

第二十九条中「及び保税工場の四種」を「、保税工場及び保税展示場の五種」に改める。

第三十一条第一項中「貨物を保税地域に入れ」を「貨物を保税地域（保税展示場を除く。以下この条において同じ。）に入れ」に改める。

第三十三条中「又は保税地域」の下に「（保税展示場を除く。）」を加える。

第三十四条中「及び第六十二条（保税工場）」を「、第六十二条（保税工場）及び第六十二条の七（保税展示場）」に改める。

第三十七条に次の一項を加える。

5　大蔵大臣は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定による指定又は取消しに係る権限の一部を税関長に委任することができる。

第五十二条第一項中「十五日」を「一月」に改める。

第五十六条第二項中「十五日」を「一月」に改め、同条に次の一項を加える。

3　保税工場の許可を受けた者は、当該保税工場の一部の場所につき第四十二条第一項の許可をあわせて受けることができる。

第五十八条中「承認を受けた場合」の下に「その他税関長が取締り上支障がないと認めてその旨を通知した場合」を加える。

第五十八条の二中「、税関」を「、税関長」に改める。

第六十条第一項中「その承認の日」を「これを保税作業に使用した日」に改める。

第六十一条の二第二項中「毎月」の下に「（季節的な保税作業の場合等で税関長が一月をこえる期間を指定したときは、当該期間内とする。）」を、「翌月十日」の下に「（税関長が特別の期間を指定したときは、当該期間終了の日から十日を経過する日）」を加える。

第六十二条中「十五日」を「一月」に改める。

第四章中第五節の次に次の一節を加える。

第六節　保税展示場

（保税展示場の許可）

第六十二条の二　保税展示場とは、政令で定める国際博覧会、国際見本市その他これらに類するもの（以下「国際博覧会等」という。）で、外国貨物を展示するものの会場に使用する場所として、政令で定めるところにより、税関長が許可したものをいう。

2　前項の許可の期間は、国際博覧会等の会期を勘案して税関長が必要と認める期間とする。

3　保税展示場においては、国際博覧会等の施設の建設、維持若しくは撤去又は国際博覧会等の運営のため、外国貨物で政令で定めるものにつき、その蔵置、展示、使用その他の行為で政令で定めるものをすることができる。

（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）

第六十二条の三　外国貨物を保税展示場に入れる者は、政令で定めるところにより、税関長に申告し、前条第三項の行為をすることにつき、その承認を受けなければならない。

2　税関長は、前項の承認をする場合には、税関職員に同項の外国貨物につき必要な検査をさせるものとする。

3　税関長は、第一項の申告があつた場合において、当該外国貨物が前条第三項の外国貨物に該当しないときは、第一項の承認をしないものとする。この場合においては、税関長は、当該申告をした者に対し当該承認ができない旨を通知するとともに、期間を定めて当該外国貨物の搬出その他の処置を求めるものとする。

4　保税展示場に入れられた外国貨物は、第一項の承認を受けるまでの間（前項の通知に係る貨物については、同項の期間が経過するまでの間）、保税展示場に蔵置することができる。

（販売用貨物等の蔵置場所の制限等）

第六十二条の四　税関長は、保税展示場に入れられた外国貨物及び輸入を許可された貨物のうち、販売され、使用され、若しくは消費される貨物又はこれらの見込みがある貨物につき、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、保税展示場内で当該貨物を蔵置する場所を制限し、又は保税展示場に入れられた外国貨物で性質若しくは形状に変更が加えられるものにつき、その使用状況の報告を求めることができる。

2　保税展示場に入れられた外国貨物が保税展示場内で販売される場合（政令で定める場合を除く。）には、その販売を輸入とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、税関長は、必要があると認めるときは、あらかじめ、当該貨物で販売される見込みがあるものにつき、その関税の額に相当する金額の範囲内で担保の提供を求めることができる。

（保税展示場外における使用の許可）

第六十二条の五　税関長は、保税展示場に入れられた外国貨物で、保税展示場以外の場所において使用する必要があるもの（第三十二条（見本の一時持出し）の規定に該当するものを除く。）につき、この法律の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、政令で定めるところにより、期間及び場所を指定し、保税展示場以外の場所で当該外国貨物を使用することを許可することができる。

（許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての関税の徴収）

第六十二条の六　税関長は、保税展示場に入れられた外国貨物で、当該保税展示場の許可の期間の満了その他当該許可の消滅の際、当該保税展示場にあるものについては、当該保税展示場の許可を受けた者に対し、期間を定めて当該外国貨物の搬出その他の処置を求めることができるものとし、当該期間内に当該処置がされないときは、その者から、直ちにその関税を徴収する。

2　前項の関税の徴収に係る規定は、同項の外国貨物の輸入が他の法令の規定によりできないことその他税関長がやむを得ない事情があると認める場合には、これらの事情が継続している期間、適用しない。

（保税上屋、保税倉庫及び保税工場についての規定の準用）

第六十二条の七　第四十二条第三項（保税上屋の公告）、第四十三条から第四十八条まで（許可の要件・貨物の収容能力の増減等・許可を受けた者の関税の納付義務・休業又は廃業の届出・許可の消滅・許可の取消し）、第五十四条（記帳義務）、第五十九条第一項（内国貨物の使用等）及び第六十一条第三項から第五項まで（保税工場外における保税作業）の規定は、保税展示場について準用する。

第六十八条第一項中「認める場合」の下に「又は輸出に係る仕入書についてこれを提出する必要がない場合として政令で定める場合」を加える。

第七十四条中「（政令で定めるものを除く。）」の下に「、第六十二条の六第一項（許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての関税の徴収）の規定により関税が徴収されたもの」を、「売却され、若しくは国庫に帰属したもの」の下に「その他これらに類するもので政令で定めるもの」を加える。

第七十六条第四項中「許可）の検査」の下に「その他輸出申告又は輸入申告に係る税関の審査」を、「第一項但書の検査」の下に「その他郵便物に係る税関の審査」を加える。

第七十九条第一項条一号中「十五日」を「一月」に改め、同条第四号中「及び第六十二条（保税工場）」を「、第六十二条（保税工場）及び第六十二条の七（保税展示場）」に、「若しくは保税工場」を「、保税工場若しくは保税展示場」に改める。

第八十四条第一項中「公売に付する」を「公売に付することができる」に改める。

第九十六条第三項第一号中「証明又は計表の交付」を「証明書類の交付及び統計の閲覧等」に改める。

第九十七条第三項中「第百十八条第四項」を「第百十八条第五項」に改める。

第百条第三号中「又は第五十六条（保税工場）」を「、第五十六条（保税工場）又は第六十二条の二（保税展示場）」に、「又は保税工場」を「、保税工場又は保税展示場」に改める。

第百一条第一項中「輸出の振興」の下に「若しくは国際的な文化の交流」を加え、「若しくは第五十六条

（保税工場）」を「、第五十六条（保税工場）若しくは第六十二条の二（保税展示場）」に改め、同条第二項中「又は第五十六条（保税工場）」を「、第五十六条（保税工場）又は第六十二条の二（保税展示場）」に、「及び第六十二条（保税工場）」を「、第六十二条（保税工場）及び第六十二条の七（保税展示場）」に改める。

第百二条の見出しを「（証明書類の交付及び統計の閲覧等）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

税関は、政令で定めるところにより、税関の事務についての証明書類の交付を請求する者があるときは、これを交付するとともに、次に掲げる事項についての統計を作成し、その閲覧を希望する者があるときは、これをその者の閲覧に供しなければならない。

第百二条第二項中「又は計表」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条に次の二項を加える。

4　大蔵大臣は、政令で定めるところにより、前項の集計した統計につき、その閲覧を希望する者があるときは、これをその者の閲覧に供するとともに、電子計算機用磁気テープを提供してこれに当該統計を記録することを求める者があるときは、当該テープに当該統計を記録し、これをその者に交付しなければならない。

5　第二項の規定は、前項のテープへの記録を請求する者について準用する。この場合において、第二項中「証明書類の枚数」とあるのは、「標準的なテープの巻数」と読み替えるものとする。

第百五条第一項第三号中「外国貨物の検査）」の下に「、第六十二条の三第二項（保税展示場に入れる外国貨物に係る検査）」を加える。

第百十四条第二号中「検査」の下に「その他郵便物に係る税関の審査」を加え、同条第三号中「又は第二十五条」を「若しくは第二十五条」に、「違反した船長」を「違反し、又は第十五条第三項（入港手続）の規定による求めに応じなかつた船長」に改める。

第百十五条第一号中「第十五条第三項」を「第十五条第四項」に改め、同条第三号中「違反し」の下に「、又は外国貨物につき第六十二条の二第三項の規定により保税展示場内において認められる行為以外の行為をし」を加え、同条第四号中「第六十二条（保税工場）」の下に「及び第六十二条の七（保税展示場）」を加え、同条に次の二号を加える。

五　第六十二条の三第一項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）の規定による申告をせず、若しくは偽つた申告をし、若しくは同項の税関長の承認を受けないで第六十二条の二第三項（保税展示場内での行為）の行為（蔵置にあつては、第六十二条の三第三項の税関長の定めた期間を経過して蔵置した場合に限る。）をした者又は第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）の許可を受けないで外国貨物を保税展示場以外の場所で使用するため保税展示場から出した者

六　第六十二条の四第一項（販売用貨物等の蔵置場所の制限等）の規定により制限された場所以外の場所に同項の貨物を蔵置し、又は同項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは偽つた報告をした者

第百十七条中「第二号から第四号」を「第二号から第六号」に改める。

第百十八条第一項中「許可を受けないで輸出入する罪）の犯罪に係る貨物」の下に「（第百十条又は第百十一条の犯罪に係る貨物にあつては、輸入制限貨物等に限る。）」を、「（密輸貨物の運搬等をする罪）の犯罪に係る貨物」の下に「（第百九条の犯罪に係る貨物及び輸入制限貨物等に限る。）」を加え、「という」を「と総称する」に改め、同条第二項中「没収すべき犯罪貨物等」の下に「（同項の船舶又は航空機を除く。以下この項において同じ。）」を、「犯罪貨物等を没収しない場合」の下に「（これらの場合のうち第百十二条（密輸貨物の運搬等をする罪）の犯罪に係る場合にあつては、同条第一項又は第三項の貨物の取得に係る犯罪の場合に限る。）」を加え、同条第五項中「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

6　関税を納付すべき貨物につき、第百十二条（密輸貨物の運搬等をする罪）の犯罪が行なわれた場合（当該犯罪に係る貨物の領置又は差押えがされない場合に限る。）において、当該犯罪に係る貨物につき第二項の場合に該当せず、かつ、当該貨物を輸入した者が判明しないときは、その関税は、直ちに当該犯罪に係る犯人から徴収する。

第百十八条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3　第一項において「輸入制限貨物等」とは、輸入に係る貨物で、当該貨物に係る同項の犯罪が行なわれた時において、次の各号の一に該当するものとする。

一　次に掲げる貨物

イ　大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）第一条（定義）に規定する大麻

ロ　銃砲刀剣類所持等取締法第三条の二（けん銃等の輸入の禁止）に規定するけん銃等及びその銃砲弾

ハ　外国為替及び外国貿易管理法第六条第一項第十号（定義）に規定する貴金属

ニ　酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項（定義）に規定する酒類

ホ　国の専売品

二　前号に該当する貨物を除き、非自由化品目（外国為替及び外国貿易管理法及び同法に基づく命令の規定により、輸入割当てを受けることを要するものとされている品目のうち、当該輸入割当てが申請に基づき自動的にされるものとされている品目以外のものをいう。）に該当する貨物（同法第五十二条（輸入の承認）の輸入の承認を受けた貨物、当該承認を受けることなく輸入することが認められている貨物、本邦に入国する者がその入国に際して携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する貨物及び郵便物を除く。）

別表第一中「岩手‖釜石」を「岩手‖釜石　岩手‖大船渡　宮城‖石巻」に、「福島‖小名浜」を「福島‖小名浜　茨城‖日立」に、「大阪‖大阪」を「大阪‖阪南　大阪‖大阪」に、「佐賀‖唐津」を「佐賀‖伊万里　佐賀‖唐津」に改め、「長崎‖口ノ津」を削る。

（関税暫定措置法の一部改正）

第三条　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条から第六条までの規定中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改める。

第七条第一項中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改め、同条第三項中「場合においては」の下に「、当該各号に該当することとなつた者から」を加え、同条第四項中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改める。

第七条の二第一項及び第二項中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和四十二年五月三十一日までに」を「昭和四十三年三月三十一日までに」に、「同年四月一日から同年五月三十一日まで（以下「指定期間」という。）」を「昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで（以下「昭和四十二年度」という。）」に改める。

第七条の三中「政令で定める化学製品」の下に「又は政令で定める石油製品」を加え、「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改める。

第七条の四第一項中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改める。

第七条の五及び第七条の六を削る。

第七条の七第一項中「指定期間において税関長」を「昭和四十二年度において税関長」に、「関税納付済みの原油」を「関税納付済みの原油等」に、「指定期間においてその事業」を「同年度においてその事業」に改め、同条を第七条の五とする。

第七条の八第一項中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改め、第四号を第五号とし、同項第三号中「継手の製造」の下に「又は炭化カルシウムの製造」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　アルコールの製造に使用するための関税定率法別表第一七・〇三号の一の(二)に掲げる糖みつ（関税定率法別表第一七・〇二号の八の(二)に掲げるその他のもののうちハイ・テスト・モラセスを含む。）

第七条の八第三項中「該当する場合においては」の下に「、当該各号に該当することとなつた者から」を加え、同条を第七条の六とする。

第七条の九中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改め、同条を第七条の七とする。

第九条及び第十条中「第七条の八」を「第七条の六」に改める。

第十一条第一項中「、第七条の四若しくは第七条の五」を「若しくは第七条の四」に、「第七条の八」を「第七条の六」に、「、第七条の四及び第七条の五」を「及び第七条の四」に改め、同条第二項中「、第七条の六又は第七条の七」を「又は第七条の五」に改め、「、特別事業者」を削る。

第十二条第一項中「、第七条の五第一項、第七条の六第一項若しくは第五項」を削り、「第七条の七」を「第七条の五」に改める。

別表第〇四・〇二号から第〇四・〇四号まで、第〇五・一五号及び第〇七・〇五号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改める。

同表第〇八・〇一号、第〇八・一一号及び第〇九・〇一号を次のように改める。

〇八・〇一	なつめやしの実、バナナ、ココやしの実、ブラジルナット、カシューナット、パイナップル、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン（生鮮又は乾燥のものに限るものとし、殼を除いてあるかどうかを問わない。）		
	一　バナナ		
	(一)　生鮮のもの		
	(1)　昭和四三年三月三一日までにおいて政令で定める日までに輸入されるもの	七〇%	
	(2)　(1)に規定する政令で定める日の翌日から、昭和四三年四月一日から昭和四四年三月三一日までにおいて政令で定める日（(3)において「指定日」という。）までに輸入されるもの	六五%	
	(3)　指定日の翌日から昭和四四年三月三一日までに輸入されるもの	六〇%	
	三　なつめやしの実のうち乾燥のもの		
	(1)　課税価格が一キログラムにつき三五円をこえるもの	無税	昭和四三年三月三一日
	(2)　その他のもの	五%	昭和四三年三月三一日
〇八・一一	一時的に貯蔵した果実（たとえば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液によるもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）		
	一　バナナ		
	(1)　昭和四三年三月三一日までにおいて政令で定める日までに輸入されるもの	七〇%	
	(2)　(1)に規定する政令で定める日の翌日から、昭和四四年三月三一日までにおいて政令で定める日（(3)において「指定日」という。）までに輸入されるもの	六五%	
	(3)　指定日の翌日から昭和四四年三月三一日までに輸入されるもの	六〇%	
〇九・〇一	コーヒー（いつてあるか、又はカフェインを除いてあるかどうかを問わない。）、コーヒー豆の殼及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物		
	一　コーヒー		
	(一)　コーヒー豆（いつてないものに限る。）	無税	昭和四三年三月三一日

同表第一〇・〇一号及び第一〇・〇三号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改め、同表第一〇・〇五号の品名の欄中「指定期間」を「当該年度」に改め、同号及び同表第一〇・〇六号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改める。

同表第一二・〇一号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日までにおいて政令

で定める日」を「昭和四三年三月三一日」に改め、同号の次に次のように加える。

「一四・〇二	穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、オージア、あし、いぐさ、とう、竹、ラフィア、ライム樹皮その他主として組物に用いる植物性材料 四　その他のもののうち葛苧	無税	昭和四三年三月三一日

同表第一四・〇五号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改める。

同表第一五・〇七号の一から三までの適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日までにおいて政令で定める日」を「昭和四三年三月三一日（同日前の日を政令で定めたときは、その日）」に改め、同号の五及び同表第一五・一六号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改め、同表第一八・〇一号を次のように改める。

「一八・〇一	カカオ豆（全形のもの又は割つたもので、生のものであるか、又はいつたものであるかどうかを問わない。）	無税	昭和四三年三月三一日

同表第二〇・〇六号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改め、同表第二五・〇四号及び第二五・〇五号を次のように改める。

「二五・〇四	天然黒鉛 二　その他のもののうち粉状のもので昭和四三年三月三一日までに輸入されるもの（政令で定める期間内に輸入されるものを除く。）		
	(1)　課税価格が一キログラムにつき四五円以下のもの	一〇%	
	(2)　課税価格が一キログラムにつき四五円をこえ、四九円五〇銭以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と四九円五〇銭との差額	
二五・〇五	天然の砂（着色してあるかどうかを問わないものとし、第二六・〇一号に該当する砂状の金属鉱を除く。） 一　けい砂のうち政令で定める日（(1)において「指定日」という。）から昭和四三年三月三一日までに輸入されるもの		
	(1)　指定日から昭和四三年三月三一日までにおける国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税	
	(2)　その他のもの	一〇%	

同表第二五・一三号及び第二五・一九号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改める。

同表第二六・〇一号の品名の欄中「指定期間」を「当該年度」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改める。

同表第二七・〇九号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四六年三

月三一日」に改める。

同表第二七・一〇号中

「

	㈠　揮発油 B　その他のもの (b)　その他のもの (1)　政令で定める石油化学製品製造用のもの	一キロリットルにつき二五〇円	昭和四二年五月三一日
	(2)　アンモニア製造用のもの又はガス事業法第七条第一項に規定するガス事業者がガスの製造に使用するもの	一キロリットルにつき五〇〇円	昭和四二年五月三一日

」

を

「

	㈠　揮発油 B　その他のもの (b)　その他のもの (1)　政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの又はアンモニアの製造に使用するもの	一キロリットルにつき二五〇円	昭和四三年三月三一日
	(2)　ガス事業法第七条第一項に規定するガス事業者がガスの製造に使用するもの	一キロリットルにつき五〇〇円	昭和四三年三月三一日
	(3)　ヘプタン系溶剤（政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留出温度が九三度以上で、減失量加算九五%留出温度が一〇〇度以下のものに限る。）	無税	昭和四三年三月三一日

」

に

改め、同号の一の㈣の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四六年三月三一日」に改め、同号の一の㈤の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改める。

同表第二七・一一号の税率の欄中「八〇〇円」を「三五〇円」に改め、同号及び同表第二七・一四号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改め、同表第二八・〇五号を次のように改める。

「二八・〇五	アルカリ金属、アルカリ土類金属、希土類金属、イットリウム、スカンジウム及び水銀 三　水銀	無税	昭和四三年三月三一日（同日前の日を政令で定めたときは、その日）

同表第二八・一八号、第二八・二〇号及び第二八・二八号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改め、同表第二八・二八号の次に次のように加える。

二八・二九	ふつ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロほう酸塩その他のふつ素錯塩 二　フルオロタンタル酸カリウム	無税	昭和四三年三月三一日

同表第二八・四〇号の品名の欄中「指定期間」を「当該年度」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改め、同表第二八・四二号を次のように改める。

二八・四二	炭酸塩及び過炭酸塩並びに商慣行上炭酸アンモニウムとして取引される物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの 一　ソーダ灰 ㈠　ふつ化ナトリウムとして計算したふつ素分が乾燥状態において全重量の〇・二%以上のもの	一キログラムにつき三円	昭和四三年三月三一日

同表第二八・四二号の次に次のように加える。

二八・五二	トリウム、ウラン二三五を減少させたウラン(劣化ウラン)、希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物（これらを相互に混合してあるかどうかを問わない。） 四　その他のもののうち硝酸ランタン	無税	昭和四三年三月三一日

同表第二九・〇一号を次のように改める。

二九・〇一	炭化水素 三　芳香族炭化水素		
	㈢　キシレンのうちオルトーキシレン	無税	昭和四三年三月三一日
	㈨　その他のもののうちジイソプロピルベンゼン	無税	昭和四三年三月三一日
	四　その他のもの ㈠　シクロヘキサン	五%	昭和四三年三月三一日

同表第二九・一一号、第二九・一五号、第二九・二五号、第二九・三五号及び第二九・四二号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改める。

同表第三一・〇三号を削り、同表第三一・〇五号の品名の欄中「指定期間」を「当該年度」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改める。

同表第三三・〇三号及び第三三・〇五号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改める。

同表第三七・〇二号を削る。

同表第三八・〇五号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改め、同号の次に次のように加える。

三八・〇七	ガムテレビン油、ウッドテレビン油及び硫酸テレビン油、その他のテルペン系溶剤（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレビン並びにパイン油（テルピネオールの含有量が少ないパイン油を除く。）		
	一　テレビン油	無税	昭和四三年三月三一日

同表第三八・一四号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改め、同号の次に次のように加える。

三八・一九	化学品及び化学工業（類似の工業を含む。）による調製品（天然物のみの混合物を含む。）並びに当該工業において生ずる残留物（他の号に該当するものを除く。） 一　低重合度の混合アルキレンのうちトリプロピレン	無税	昭和四三年三月三一日
三九・〇二	ポリエチレン、ポリテトラハロエチレン、ポリイソブチレン、ポリスチレン、ポリ塩化ビニル、ポリ酢酸ビニル、ポリクロル酢酸ビニルその他のポリビニル誘導体、ポリアクリル酸誘導体、ポリメタクリル酸誘導体、クマロンインデン樹脂その他の重合物及び共重合物 一　液状又はペースト状のもの（乳化し、分散し又は溶解しているものを含む。） ㈡　その他のもののうちポリテルペン樹脂のもの（ピネンを重合したものに限る。）	一五%	昭和四三年三月三一日
	二　塊、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの ㈦　その他のもののうちポリテルペン樹脂のもの（ピネンを重合したものに限る。）	一五%	昭和四三年三月三一日

同表第四四・〇三号から第四四・〇五号まで及び第四四・一三号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改める。

同表第四八・〇九号の税率の欄中「二五%」を「二三%」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改め、同号の次に次のように加える。

五六・〇三	人造繊維の長繊維又は短繊維のくず（ぼろを反毛したもの及び糸くずを含むものとし、カードし、コームし又はその他の紡績準備の処理をしたものを除く。） 一　合成繊維のくず	無税	昭和四三年三月三一日

同表第五八・〇九号、第五八・一〇号及び第六七・〇二号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改め、同表第七三・〇二号及び第七四・〇一号を次のように改める。

七三・〇二	フェロアロイ 二　フェロマンガン	一五%	昭和四三年三月三一日
	四　フェロニッケル	一五%	昭和四三年三月三一日
	五　その他のもののうちフェロモリブデン（政令で定める日から昭和四三年三月三一日までに輸入されるものに限る。）	一五%	

七四・〇一	銅のマット、塊（精製してあるかどうかを問わない。）及びくず		
	二　塊（一に掲げるものを除く。）及びくず		
	（一）　製錬用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八%以下のものに限る。）	無税	昭和四三年三月三一日（同日前の日を政令で定めたときは、その日）
	（二）　その他のもの		
	（1）　昭和四三年三月三一日（同日前の日を政令で定めたときは、その日（2）において「指定日」という。））までに輸入されるもの	無税	
	（2）　指定日の翌日から昭和四三年三月三一日までに輸入されるもの		
	（i）　課税価格が一キログラムにつき三二〇円から三六〇円までの間で政令で定める金額（（ii）において「指定額」という。）をこえるもの	無税	
	（ii）　課税価格が指定額以下で、指定額から一キログラムにつき二七円を控除した金額をこえるもの	指定額と課税価格との差額	
	三　くず	無税	昭和四三年三月三一日（同日前の日を政令で定めたときは、その日）

同表第七五・〇一号を次のように改める。

七五・〇一	ニッケルのマット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物、塊（電気めつき用の陽極を除く。）及びくず		
	一　マット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物		
	（一）　粗製の酸化ニッケル（銅の含有量が全重量の一・五%以下のものに限る。）	二〇%	昭和四三年三月三一日
	二　塊		
	（一）　ニッケル（合金を除く。）のもの		
	A　当該年度におけるニッケル（合金を除く。）の塊（関税定率法別表の番号第七五・〇五号に掲げる電気めつき用のニッケル陽極を含む。）の国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下「ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量」という。）以内のもの	無税	昭和四三年三月三一日
	B　その他のもの	一キログラムにつき二四〇円	昭和四三年三月三一日
	（二）　ニッケル合金のもの		
	（1）　当該年度におけるニッケル合金の塊及び次に掲げる物品の国内需要見込数量の総量から国内供給見込数量の総量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下「ニッケル合金の塊等について政令で定める数量」という。）以内のもの		
	（i）　関税定率法別表の番号第七五・〇一号の三の（一）に掲げるニッケル（合金を除く。）のくず		
	（ii）　関税定率法別表の番号第七五・〇一号の三の（二）に掲げるニッケル合金のくず		
	（iii）　関税定率法別表の番号第七五・〇三号の一の（一）に掲げるニッケル（合金を除く。）の粉及びフレーク（真空管用ゲッター又はアルカリ蓄電池の製造に使用されるものを除く。）		
	（iv）　関税定率法別表の番号第七五・〇三号の一の（二）に掲げるニッケル合金の粉及びフレーク	無税	昭和四三年三月三一日
	（2）　その他のもの	三六%	昭和四三年三月三一日
	三　くず		
	（一）　ニッケル（合金を除く。）のもの		
	（1）　ニッケル（合金を除く。）の塊等について政令で定める数量以内のもの	無税	昭和四三年三月三一日
	（2）　その他のもの	三六%	昭和四三年三月三一日
	（二）　ニッケル合金のもの		
	（1）　ニッケル合金の塊等について政令で定める数量以内のもの	無税	昭和四三年三月三一日
	（2）　その他のもの	三六%	昭和四三年三月三一日

同表第七五・〇二号の税率の欄中「三〇%」を「二七%」に、「二五%」を「二三%」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改める。

同表第七五・〇三号を次のように改める。

七五・〇三	ニッケルの板、帯、はく、粉及びフレーク		
	一　はく（浮出し模様をつけたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたも		

	のを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限る。）、粉及びフレーク		
	㈠ ニッケル（合金を除く。）のもの		
	(1) 真空管用ゲッター又はアルカリ蓄電池の製造に使用されるもの	無税	昭和四三年三月三一日
	(2) その他のもののうち粉及びフレークで、ニッケル合金の塊等について政令で定める数量以内のもの	無税	昭和四三年三月三一日
	㈡ ニッケル合金のもの		
	(1) はく	三六%	昭和四三年三月三一日
	(2) 粉及びフレーク		
	(i) ニッケル合金の塊等について政令で定める数量以内のもの	無税	昭和四三年三月三一日
	(ii) その他のもの	三六%	昭和四三年三月三一日
	二 その他のもの		
	㈠ ニッケル（合金を除く。）のもの	二七%	昭和四三年三月三一日
	㈡ ニッケル合金のもの	二三%	昭和四三年三月三一日

同表第七五・〇四号の税率の欄中「三〇%」を「二七%」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改める。

同表第七五・〇五号を次のように改める。

七五・〇五	電気めつき用のニッケル陽極（電気分解により製造したものを含む。）		
	(1) ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税	昭和四三年三月三一日
	(2) その他のもの	一キログラムにつき二四〇円	昭和四三年三月三一日

同表第七六・〇一号から第七六・〇四号まで、第七六・〇六号及び第七六・一二号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改め、同表第七八・〇一号を次のように改める。

七八・〇一	鉛の塊（銀を含有するものを含む。）及びくず		
	一 塊		
	㈠ 鉛（合金を除く。）のもの		
	B その他のもの		
	(1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの	一キログラムにつき、五八円から課税価格を控除した額の半額及び一〇円	昭和四三年三月三一日
	(2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの	一キログラムにつき一〇円	昭和四三年三月三一日
	(3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九八円以下のもの	一キログラムにつき、九八円から課税価格を控除した額の半額	昭和四三年三月三一日
	(4) 課税価格が一キログラムにつき九八円をこえるもの	無税	昭和四三年三月三一日

同表第七九・〇一号を次のように改める。

七九・〇一	亜鉛の塊及びくず		
	一 塊		
	㈠ 亜鉛（合金を除く。）のもの		
	A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの		
	(1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの	一キログラムにつき、七〇円から課税価格を控除した額の半額及び一〇円	昭和四三年三月三一日
	(2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のもの	一キログラムにつき一〇円	昭和四三年三月三一日
	(3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇八円以下のもの	一キログラムにつき、一〇八円から課税価格を控除した額の半額	昭和四三年三月三一日
	(4) 課税価格が一キログラムにつき一〇八円をこえるもの	無税	昭和四三年三月三一日

同表第八〇・〇一号、第八一・〇三号及び第八一・〇四号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改め、同表第八四・四五号を次のように改める。

八四・四五	金属又は金属炭化物の加工機械（第八四・四九号又は第八四・五〇号に該当するものを除く。）		
	一 工作機械		
	㈡ ボール盤及び中ぐり盤		
	A 横中ぐり盤（中ぐり主軸の直径が二〇〇ミリメートルに満たないものに限る。）のうちテーブルの位置決めを正逆転減衰運動により行なうもの	一五%	昭和四三年三月三一日
	B 治具中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち直径が一〇〇ミリメートル以上の水平中ぐり軸を有するもの	一五%	昭和四三年三月三一日
	㈤ 研削盤		
	A 内面研削盤（研削することができる内径が二〇〇ミリメー		

		トルに満たないものに限るものとし、センターレス式のものを除く。）のうち、砥石軸を二本有するもので、被加工物のあなの内面とその孔軸に直角な端面又は底面とを同時に、かつ、自動的に研削することができるもの及び砥石軸を二本有するもので、被加工物のあなの両端部の内面を同時に、かつ、自動的に研削することができるもの	一五%	昭和四三年三月三一日
		(七)　その他のもの		
		A　ブローチ盤（引張力が三〇重量トンに満たないものに限る。）のうち連続して送入される被加工物を連続的に加工することができるもので引張力が一〇重量トンをこえるもの	一五%	昭和四三年三月三一日

同表第八四・五二号の品名の欄中「、ラインプリンター（四八種類以上の活字を有し、印刷速度が毎分一、一〇〇行以上のものに限る。以下同じ。）」及び「磁気テープ式で六ビット以上で構成される字の記録速度が毎秒一一〇、〇〇〇字をこえるもの、」を削り、「磁気カード式記憶機並びにこれらに附属する制御機」を「磁気カード式記憶機並びにこれらに使用する制御機」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改める。

同表第八四・五三号の品名の欄中「、ラインプリンター」を削り、「磁気カード式記憶機並びにこれらに附属する制御機」を「磁気カード式記憶機並びにこれらに使用する制御機」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改める。

同表第八四・五四号の品名の欄中「、ラインプリンター」を削り、同号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改める。

同表第八五・二二号中「、ラインプリンター」を削り、「附属する」を「使用する」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三一日」を「昭和四三年三月三一日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

（関税定率法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　改正後の関税定率法第十九条の二第一項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同項の外国貨物でない原料品の数量に係る税関長の確認を受けた場合の関税の免除について適用し、施行日前に当該確認を受けた場合の関税の免除については、なお従前の例による。

（関税法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　改正後の関税法第十二条第一項の規定は、施行日以後に同項ただし書に規定する納期限（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十八条第二項の規定の例による繰上請求がされる場合には、繰上げに係る期限）が到来する関税に係る延滞税について適用し、施行日前に当該納期限が到来している関税に係る延滞税については、なお従前の例による。

2　改正後の関税法第十二条第四項、第十三条第四項及び第五項並びに第十三条の四の規定は、施行日以後に計算する関税に係る端数計算について適用し、施行日前に計算した関税に係る端数計算については、なお従前の例による。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　改正前の関税暫定措置法第七条の五第一項に規定する事業者又は同法第七条の六第一項に規定する特別事業者が昭和四十二年三月三十一日までにこれらの規定に規定する重油をその事業の用に供した場合における関税の還付については、なお従前の例による。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第五条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「関税法第十五条」を「関税法第十五条第一項、第二項及び第四項、第十六条」に、「及び第二十五条」を「並びに第二十五条」に、「、積荷目録及び旅客氏名表」を「及び積荷目録」に改め、「（積荷目録及び旅客氏名表を総括したもので足る。）」を削り、同条第二項中「品物又は旅客」を「物品」に改め、「又は旅客氏名表」を削り、同条第三項中「及び関税法」を「、関税法第十五条第三項及び」に改める。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第六条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　「保税展示場」とは、保税地域のうち関税法第六十二条の二第一項（保税展示場の許可）に規定する保税展示場をいう。

第二条の次に次の一条を加える。

（関税の簡易税率適用物品に対する内国消費税の非課税）

第二条の二　保税地域から引き取られる課税物品のうち、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第三条の二第一項（入国者の携帯貨物に対する簡易税率）の規定の適用を受けるものについては、当該引取りに係る内国消費税は、課さない。

第三条中「（明治四十三年法律第五十四号）」を削り、「の規定の適用を受けて」を「又は同法第六十二条の三第一項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）の承認を受けて加工され、又は」に改める。

第五条中「輸入する場合」の下に「又は関税法第六十二条の四第二項（輸入とみなされる販売）の規定により保税展示場内における外国貨物の販売が輸入とみなされる場合」を、「その輸入」の下に「又は販売」を加える。

第六条第四項中「修正申告について」の下に「、関税法第七条の四第四項ただし書（輸入の許可前にする減額更正）の規定は、酒税法等の規定による引取りに係る課税標準及び税額の申告書に係る課税物品の輸入の許可前にする課税標準又は税額を減額する前項の更正（課税物品に係る内国消費税の納付前にするものに限る。）について」を加える。

第八条第一項中第四号を第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五　関税法第百十八条第六項（犯罪貨物の没収等）の規定に該当する場合　同項に規定する犯人

第八条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　関税法第六十二条の六第一項（許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての関税の徴収）の規定により関税が徴収される場合　保税展示場の許可を受けた者

第八条第二項中「第百十八条第五項」を「第百十八条第七項」に改める。

第十三条第一項第一号中「第四号」を「第三号の二」に、「第七号」を「第六号の三」に改め、同項第二号中「第三号」を「第三号の二」に、「第五号の二」を「第五号の二のロ若しくはハ」に改める。

第十四条中「又は前条第二項」を「、前条第二項又は第十六条の二第四項」に改める。

第十五条第一項中「（課税標準の計算において、貨物の変質又は損傷による減価に相当する金額が控除される場合を除く。）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、第三条による課税物品の確定の時（同法第四条第一号（課税物件の確定の時期）に掲げる貨物に該当する課税物品については、輸入申告の時）までに変質し、又は損傷した場合には、価格の低下率を基準とする内国消費税の軽減については、この限りでない。

第十六条第二項中「課税済内貨原材料の数量」の下に「（当該製品の製造工程において他の物品が同時に製造される場合には、当該課税済内貨原材料の数量のうち当該製品に対応するものとして政令で定める数量）」を加え、「（当該製品の製造工程において他の物品が同時に製造される場合には、当該内国消費税のうち当該製品に対応するものとして政令で定める金額に相当する内国消費税）」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（保税展示場における使用等の特例）

第十六条の二　保税展示場において、関税法第六十二条の三第一項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）の承認を受けて、物品税法別表に掲げる第二種の物品で政令で定めるものを使用する場合には、同法第六条第二項（引取りとみなす場合）の規定は、適用しない。

2　保税展示場に入れられた前項の物品が、関税法第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）の規定による許可を受けて保税展示場外で使用される場合には、同条の規定により指定された場所に出されている当該物品は、同条の規定により指定された期間が満了するまでは、なお当該保税展示場にあるものとみなして、物品税法及びこの法律の規定を適用する。

3　第十条第三項の規定は、前項の指定された期間が経過した場合について準用する。

4　税関長は、関税法第六十二条の四第二項（販売物品についての担保の提供）の規定により保税展示場に入れられた外国貨物である課税物品につき担保の提供を求めるときは、当該物品についてその内国消費税の額に相当する金額の範囲内で、担保の提供をあわせて求めなければならない。

第二十条中「又は第十二条第一項」を「又は第九条第一項」に、「同法第百十八条第三項」を「同法第百十八条第四項」に改める。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条　改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十六条第二項の規定は、施行日以後に同項の課税済内貨原材料の数量に係る同項の税関長の確認を受けた場合の内国消費税の免除について適用し、施行日前に当該確認を受けた場合の当該免除については、なお従前の例による。

（罰則に対する経過措置）

第八条　施行日前にした行為に対する罰則の適用及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる当該関税の還付に係る違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第十二号（昭四二・五・二七）

◎石炭対策特別会計法

（設置）

第一条　石炭対策に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

2　この法律において「石炭対策」とは、石炭鉱業の現状及びその動向がもたらす国民経済的影響にかんがみ、石炭鉱業の合理化及び安定、これに関連する雇用の安定、産炭地域の振興並びに石炭鉱害の復旧のためにとられる総合的な施策に関する財政上の措置であつて、次に掲げるものをいう。

一　石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）、石炭鉱業再建整備臨時措置法（昭和四十二年法律第四十九号）その他の法令に基づき、又は予算の範囲内において行なう補助（交付金の交付を含む。以下この項において同じ。）又は出資で、次に掲げる事業に係るもの

イ　石炭鉱業合理化臨時措置法第三条に規定する石炭鉱業合理化基本計画に従い、石炭鉱業の生産の合理化を図るために行なう事業

ロ　石炭鉱業の経営経理の改善又は安定を図るために行なう事業

ハ　石炭の需要の確保又はその流通の合理化を図るために行なう事業

二　炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）その他の法令に基づき、又は予算の範囲内において行なう炭鉱離職者のための緊急就労対策事業、職業訓練の実施若しくは再就職援護業務に係る補助又は炭鉱離職者に対する就職促進手当の支給

三　産炭地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百十九号）に基づき産炭地域における鉱工業等の振興を図るために行なう事業に係る補助で政令で定めるもの又は産炭地域振興事業団に対する出資

四　臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）に基づく鉱害復旧工事に係る補助又は鉱害基金に対する出資

五　前各号に掲げる措置に附帯し、又は密接に関連する財政上の措置で政令で定めるもの（以下「附帯事務等に関する措置」という。）

（管理）

第二条　この会計は、大蔵大臣、通商産業大臣及び労働大臣（以下「所管大臣」という。）が、法令で定めるところに従い、管理する。

2　この会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、会計全体の計算整理に関するものについては通商産業大臣が、その他のものについては、所掌事務の区分に応じ、所管大臣の全部又は一部が行なうものとする。

（歳入及び歳出）

第三条　この会計においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。

一　次条の規定により石炭対策に要する費用の財源に充てられる関税収入

二　石炭鉱業再建整備臨時措置法第六条又は第十一条第二項の規定による納付金

三　附帯事務等に関する措置に基づく収入金

四　第十二条第三項ただし書の規定による一時借入金の借換えによる収入金

2　この会計においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつてその歳出とする。

一　石炭鉱業合理化事業団の業務の運営に要する資金に充てるための補助金及び出資金

二　坑道展開の効率化、保安の確保、鉱業技術の開発その他石炭鉱業の生産の合理化を図るための補助金

三　石炭鉱業再建整備臨時措置法第四条第一項に規定する元利補給契約に基づく元利補給金、同法第十条第一項の規定による補償金その他石炭鉱業の経営経理の改善又は安定を図るための補助金

四　電力業又は鉄鋼製造業の用に供する石炭の需要を確保するための交付金及び電源開発株式会社の事業施設で石炭の需要の増加に資するものの整備に要する資金に充てるための出資金

五　第一条第二項第二号の補助金及び就職促進手当

六　第一条第二項第三号又は第四号の補助金及び出資金

七　附帯事務等に関する措置に要する費用

八　第十二条第一項の規定による一時借入金の利子並びに同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び利子

九　事務取扱費

（石油に係る関税収入の帰属）

第四条　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二七・〇九号に掲げる石油及び歴青油の原油（以下この条において「原油」という。）並びに同表第二七・一〇号の一の㈣に掲げる重油及び粗油（以下この条において「重油等」という。）に係る関税収入のうち、次に掲げる金額に相当するものは、石炭対策に要する費用の財源に充てるため、この会計の歳入に組み入れるものとする。

一　原油及び関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第二七・一〇号の一の㈣に掲げる製油の原料として使用される重油等に係る関税収入にあつては、その関税の毎年度の収納済額から、当該年度におけるその関税についての還付すべき金額（同法第七条の五第一項の規定により還付すべき金額を除く。）と払い戻すべき金額として政令で定めるところにより算定した額との合計額を控除した金額の六百四十分の五百三十に相当する額

二　重油等（前号に規定するものを除く。）に係る関税収入のうち、関税暫定措置法別表第二七・一〇号の一の㈣のAの⑵に掲げる重油等に係るものにあつてはその全額、同号の一の㈣のBの⑵に掲げる重油等に係るものにあつてはその七百三十分の三百二十に相当する額、同号の一の㈣のCの⑵に

掲げる重油等に係るものにあつてはその六百六十分の二百九十に相当する額

（歳入歳出予定計算書の作成及び送付）

第五条　所管大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

（歳入歳出予算の区分）

第六条　この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第七条　内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の予算には、第五条に規定する歳入歳出予定計算書を添附しなければならない。

（剰余金の繰入れ）

第八条　この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

（歳入歳出決定計算書の作成及び送付）

第九条　所管大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第十条　内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳入歳出決定計算書を添附しなければならない。

（余裕金の預託）

第十一条　この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

（一時借入金等）

第十二条　この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

2　前項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3　第一項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。ただし、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時借入金の借換えをすることができる。

4　前項ただし書の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

（一時借入金の借入れ及び償還の事務）

第十三条　前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。

（国債整理基金特別会計への繰入れ）

第十四条　第十二条第一項の規定による一時借入金の利子並びに同条第三項ただし書の規定により借換えた一時借入金の償還金及び利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

（支出残額の繰越し）

第十五条　この会計において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2　所管大臣は、前項の規定による繰越しをしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3　第一項の規定による繰越しをしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

（実施規定）

第十六条　この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和四十二年度の予算から適用する。

2　この法律は、昭和四十六年三月三十一日までに廃止するものとする。

3　財政法第三十条第二項の規定により昭和四十二年度の一般会計の暫定予算が失効することとなつた場合には、当該予算に基づいてした支出又は債務の負担で石炭対策に要する費用に係るものは、同年度のこの会計の予算に基づいてしたものとみなす。

4　この法律の施行の日の前日までに収入した昭和四十二年度分の第四条の関税収入は、この会計の歳入とみなす。

5　関税定率法等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第十一号）附則第四条又は同法による改正前の関税暫定措置法第七条の五第一項、第七条の六第一項若しくは第七条の七第一項の規定により還付すべき金額がある年度における第四条第一号の規定の適用については、同号中「同法第七条の五第一項」とあるのは「同法第七条の五第一項若しくは関税定率法等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第十一号）附則第四条又は同法による改正前の関税暫定措置法（以下この号において「改正前の法」という。）第七条の五第一項、第七条の六第一項若しくは第七条の七第一項」と、「相当する額」とあるのは「相当する額から改正前の法第七条の五第一項若しくは第七条の六第一項の規定又はその例により還付すべき金額を控除した額」とする。

6　政府は、当分の間、この会計の歳入不足をうめるため、必要な金額を、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れることができる。

7　前項の規定による繰入金については、後日、この会計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

8　石炭鉱山保安臨時措置法（昭和三十六年法律第百九十四号）第八条の規定による石炭鉱山整理交付金又は同法第十六条の規定による支払金は、この会計の歳出とする。

9　国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「交付税及び譲与税配付金特別会計」の下に「若しくは石炭対策特別会計」を加える。

第十二条中「内閣総理大臣」を「各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）」に改める。

10　治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「（以下「災害復旧事業」という。）」を「又は同項第三号に規定する復旧工事に関する事業（以下「災害復旧事業等」という。）」に、「（災害復旧事業を除く。）」を「（災害復旧事業等を除く。）」に改める。

11　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条に次の一号を加える。

六　石炭対策特別会計の経理を行なうこと。

12　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の

一部を次のように改正する。

第十条第一項第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三　石炭対策特別会計の経理を行なうこと。

第十条第二項中「第四号及び第四号の二」を「第四号から第四号の三まで」に改め、「緊急失業対策法」の下に「及び炭鉱離職者臨時措置法」を加える。

（大蔵・通商産業・労働・建設・内閣総理大臣署名）

法律第十三号（昭四二・五・二七）

◎炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律

炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「五百七十円以上である者については、五百七十円、当該賃金日額に百分の六十を乗じて得た額が五百七十円」を「政令で定める額以上である者については、当該政令で定める額、当該賃金日額に百分の六十を乗じて得た額が当該政令で定める額」に改める。

第十七条第二項中「扶養親族一人につき二十円（子のうち一人を除いた子については、十円）」を「政令で定める額」に改める。

第二十三条第一項第七号を次のように改める。

七　炭鉱離職者が事業を開始する場合において、自営支度金を支給し、並びに必要な資金の借入れのあつせん及び借入れに係る債務の保証を行なうこと。

第二十四条に次の一項を加える。

3　前条第一項第七号に規定する債務の保証に関する業務は、雇用促進事業団法第十九条の二及び第三十七条第一項の規定の適用については、同法第十九条第三項に規定する業務とみなし、当該業務の委託を受けた金融機関は、同法第三十三条及び第三十九条の規定の適用については、同法第十九条の二第三項に規定する業務の委託を受けた受託金融機関とみなす。

第二十五条第二項中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五　自営支度金の支給基準及び支給方法

六　第二十三条第一項第七号に規定する債務の保証の方法

第三十五条中「同条第二項第五号」を「同条第二項第七号」に改める。

第三十六条第一項中「雇用促進事業団法」の下に「第十九条の二第一項及び第二項、」を加え、「、第十九条の二第一項」を削る。

第四十四条中「移住資金若しくは第二十三条第一項第二号の手当の支給を受けることとなつた炭鉱離職者」を「援護業務として行なわれる給付金の支給を受けることとなつた者」に、「移住資金又は第二十三条第一

項第二号の手当」を「次条に規定する給付金以外の給付金」に改める。

第四十四条の二中「就職促進手当」の下に「又は移住資金、第二十三条第一項第二号の手当若しくは自営支度金（同項第十号の規定に基づいて再就職する炭鉱離職者に対して支給する給付金であつて、自営支度金に相当するものを含む。）」を加える。

附則第十六条本文中「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行の日前の日に係る就職促進手当の日額については、この法律による改正後の炭鉱離職者臨時措置法第十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（法務・大蔵・通商産業・労働・自治・内閣総理大臣署名）

法律第十四号（昭四二・五・三〇）

◎税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律

（国税通則法の一部改正）

第一条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条・第三十五条」を「第三十四条―第三十五条」に改める。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（口座振替納付に係る納付書の送付等）

第三十四条の二　税務署長は、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による国税の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行なおうとする納税者から、その納付に必要な納付書の当該金融機関への送付の依頼があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その依頼を受けることが国税の徴収上有利と認められるときに限り、その依頼を受けることができる。

2　期限内申告書の提出により納付すべき税額の確定した国税でその提出期限と同時に納期限の到来するものが、前項の依頼により送付された納付書に基づき、政令で定める日までに納付された場合には、その納付の日が納期限後である場合においても、その納付は納期限においてされたものとみなして、延納及び延滞税に関する規定を適用する。

第五十二条第六項中「並びに前節」を「、前節並びに第五十五条（納付委託）」に改める。

第六十条第二項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「納期限（延納の許可の取消しがあつた場合には、その取消しに係る書面が発せられた日。以下この項及び第六十三条第一項（納税の猶予等の場合の延滞税の免除）において同じ。）までの期間又は納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第六十三条第一項中「第四号に該当する事実に類する事実に係る部分に限る。）」の下に「若しくは第三項」を加え、「に係る督促状を発した日から起算して十日を経過した日」を「の納期限の翌日から一月を経過する日」に改め、同条第四項第一号中「（納付委託）」の下に「（第五十二条第六項（保証人からの徴収）

又は国税徴収法第三十二条第三項（第二次納税義務者からの徴収）において準用する場合を含む。）」を加え、「納税者」を「当該有価証券の取立てを委託した者」に改める。

第九十条第一項中「百円」を「千円」に改め、同条第二項中「課税標準に一円」の下に「（政令で定める物品に係る消費税については、百円。以下この項において同じ。）」を加える。

第九十一条第一項中「十円未満」を「百円未満」に改め、「（国税の滞納処分費については、十円）」を削り、同条第三項及び第四項中「十円」を「百円」に改める。

第九十二条第三項中「十円」を「百円」に、「三百円」を「五百円」に改め、同条第四項中「全額が千円」を「全額が二千円」に改める。

（国税徴収法の一部改正）

第二条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第三項中「並びに同法第四章第一節（納税の猶予）」を「、同法第四章第一節（納税の猶予）並びに同法第五十五条（納付委託）」に改める。

第九十二条中「自己の財産」の下に「（第二十四条第三項（譲渡担保財産に対する執行）の規定の適用を受ける譲渡担保財産を除く。）」を加える。

第百条第一項中「五万円」を「政令で定める金額」に改める。

（酒税法の一部改正）

第三条　酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「同項各号」を「前項各号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一　酒類製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。　当該予定日

二　酒類製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき。　当該税務署長が指定した日

第三十条第二項中「月分の」を「月の翌月以後に提出期限の到来する」に改め、同条第五項中「当該酒類のもどし入れ又は移入に関する明細書並びに当該もどし入れ又は移入の事実を証する」を「当該控除又は還付を受けようとする酒税額に相当する金額の計算に関する」に改める。

第三十条の二第三項中「のもどし入れをし又は同条」を「若しくは」に改め、「もどし入れをした者」の下に「又は同条第二項の移入をした者」を、「第二項」の下に「、第二項」を、「当該もどし入れ」の下に「又は移入」を加える。

第五十条第一項本文中「第四号」を「第三号」に、「第六号」を「第五号」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「前各号」を「前三号の一」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同条の次に次の一条を加える。

（届出義務）

第五十条の二　前条第一項各号の一に該当する場合を除き、酒類製造者は、その製造免許を受けた種

類又は品目の酒類（政令で定める種類又は品目の酒類に限る。）に糖類その他の政令で定める物品を混和しようとする場合その他酒類に関し政令で定めるところにより、その旨をその製造場の所在地の所轄税務署長に届け出なければならない。

第五十六条第一項第七号中「、第三号又は第四号」を「又は第三号」に改める。

第五十九条第一項第五号中「第五号、第六号又は第七号」を「第四号、第五号又は第六号」に改める。

第六十条に次の一号を加える。

五　第五十条の二の規定による届出を怠り、又は偽つた者

（砂糖消費税法の一部改正）

第四条　砂糖消費税法（昭和三十年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「もどし入れをした者」の下に「又は同条第二項の移入をした者」を加え、「同項」を「これら」に改め、「同条第一項」の下に「又は第二項」を、「当該もどし入れ」の下に「又は移入」を加える。

第十五条第三項を次のように改める。

3　前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一　砂糖類の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。　当該予定日

二　砂糖類の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき。　当該税務署長が指定した日

第十八条第五項中「承認に係るものを当該承認に係る期限前」を「届出又は承認に係るものを同項各号に掲げる日以前」に、「当該期限の末日」を「当該各号に掲げる日」に改める。

第二十一条第二項中「移出するとき」を「移出したとき」に、「月分の」を「月の翌月以後に提出期限の到来する」に改め、同条第五項中「当該砂糖類のもどし入れ又は移入及び移出に関する明細書並びに当該もどし入れ又は移入の事実を証する」を「当該控除若しくは還付を受けようとする砂糖消費税額に相当する金額又は当該免除に係る砂糖類の重量の計算に関する」に改める。

第二十九条の見出し中「砂糖類の販売業等」を「兼業」に改め、同条第一項中「砂糖類の販売業（当該製造場で製造された砂糖類の販売業を除く。）又は」を削り、同条第二項中「砂糖類の販売場又は」を削る。

第三十七条第三号中「砂糖類の販売業又は」を削る。

（物品税法の一部改正）

第五条　物品税法（昭和三十七年泆律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項を次のように改める。

3　前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一　第二種又は第三種の物品の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。　当該予定日

二　第二種又は第三種の物品の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき。　当該税務署長が指定した日

第二十条第六項中「を相当量販売するのに適するものであることにつき」を「で同項に規定する方法により購入されるものを販売することができる販売場として」に、「承認」を「許可」に改め、同条に次の一項を加える。

7　税務署長は、前項の許可を受けた輸出物品販売場の営業者が物品税に関する法令の規定に違反した場合その他取締り上特に不適当と認められる場合には、その許可を取り消すことができる。

第二十二条第六項ただし書、第二十三条第四項後段及び第二十六条第四項ただし書中「承認」を「届出又は承認」に、「同項に規定する期限内」を「同項各号に掲げる日まで」に改める。

第二十八条第一項中「構成していた課税物品」の下に「で第十六条第一項の規定の適用を受けたもの以外のもの」を加え、同条第四項中「当該物品の返還又はもどし入れに関する明細書及び当該返還又はもどし入れの事実を証する」を「当該控除又は還付を受けようとする物品税額に相当する金額の計算に関する。」に改める。

（揮発油税法の一部改正）

第六条　揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第七号中「第一項若しくは第二項」を削り、同条第二項中「第十七条第一項又は」を「第十七条第一項若しくは」に改め、「もどし入れをした者」の下に「又は同条第二項の移入をした者」を、「同条第一項」の下に「、第二項」を、「当該もどし入れ」の下に「又は移入」を加える。

第十四条第三項を次のように改める。

3　前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一　揮発油の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。　当該予定日

二　揮発油の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき。　当該税務署長が指定した日

第十七条第二項中「移出するとき」を「移出したとき」に、「月分の」を「月の翌月以後に提出期限の到来する」に改め、同条第五項中「当該揮発油のもどし入れ又は移入及び移出に関する明細書及び当該もどし入れ又は移入の事実を証する」を「当該控除又は還付を受けようとする揮発油税額に相当する金額の計算に関する」に改める。

（石油ガス税法の一部改正）

第七条　石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項を次のように改める。

3　前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一　石油ガスの充てん者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。　当該予定日

二　石油ガスの充てん者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき。　当該税務署長が指定した日

第十二条第七項ただし書中「承認」を「届出又は承認」に、「同項に規定する期限」を「同項各号に掲げる日」に改める。

第十五条第二項中「移出するとき」を「移出したとき」に、「月分の」を「月の翌月以後に提出期限の到来する」に改め、同条第六項中「当該課税石油ガスの戻入れ又は移入及び移出に関する明細書並びに当該戻入れ又は移入の事実を証する」を「当該控除又は還付を受けようとする石油ガス税額に相当する金額の計算に関する」に改める。

第十六条第二項中「戻入れをした者」の下に「、同条第二項の移入をした者」を、「同条第一項」の下に「、第二項」を、「当該戻入れ」の下に「若しくは移入」を加える。

（トランプ類税法の一部改正）

第八条　トランプ類税法（昭和三十二年法律第百七十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項を次のように改める。

3　前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一　トランプ類の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。　当該予定日

二　トランプ類の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき。　当該税務署長が指定した日

第十八条第二項中「移出するとき」を「移出したとき」に、「月分の」を「月の翌月以後に提出期限の到来する」に改め、同条第五項中「当該トランプ類のもどし入れ又は移入及び移出に関する明細書及び当該もどし入れ又は移入の事実を証する」を「当該控除又は還付を受けようとするトランプ類税額に相当する金額の計算に関する」に改める。

第十八条の二第二項中「前条第一項又は」を「前条第一項若しくは」に改め、「もどし入れをした者」の下に「又は同条第二項の移入をした者」を、「同条第一項」の下に「、第二項」を、「当該もどし入れ」の下に「又は移入」を加える。

（租税特別措置法の一部改正）

第九条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の十第七項を次のように改める。

7　第一項の規定による延納は、国税通則法及び国税徴収法中延納に関する規定の適用については、所得税法の規定による延納とみなす。

第八十八条の二第三項を次のように改める。

3　前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一　第二種の物品の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。　当該予定日

二　第二種の物品の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき。　当該税務署長が指定した日

附則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

（国税通則法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　改正後の国税通則法（以下この条において「新法」という。）第六十条第二項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同項に規定する納期限（同法第三十八条第二項に規定する繰上げに係る期限を含む。）が到来する国税に係る延滞税について適用し、同日前に当該納期限が到来している国税に係る延滞税については、なお従前の例による。

2　新法第九十条から第九十二条までの規定は、施行日以後に計算する国税の課税標準若しくは確定金額又は還付加算金について適用し、同日前に計算した国税の課税標準若しくは確定金額又は還付加算金については、なお従前の例による。

（酒税法等の一部改正に伴う一般的経過措置）

第三条　改正前の酒税法第二十八条第三項（同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。）、砂糖消費税法第十五条第三項（同法第十六条第三項若しくは第十八条第三項又は租税特別措置法第九十一条第三項において準用する場合を含む。）、物品税法第十七条第三項（同法第十九条第三項、第二十二条第三項又は第二十六条第三項において準用する場合を含む。）、揮発油税法第十四条第三項（同法第十五条第三項又は租税特別措置法第九十条第三項において準用する場合を含む。）、石油ガス税法第十一条第三項（同法第十二条第三項において準用する場合を含む。）、トランプ類税法第十五条第三項（同法第十六条第三項において準用する場合を含む。）又は租税特別措置法第八十八条の二第三項に規定する期限が、施行日以後に到来する場合におけるこれらの規定に規定する書類の提出については、なお従前の例による。

2　改正後の酒税法第三十条第二項、砂糖消費税法第二十一条第二項、揮発油税法第十七条第二項、石油ガス税法第十五条第二項又はトランプ類税法第十八条第二項の規定は、他の製造場（石油ガス税については、石油ガスの充てん場。以下この項において同じ。）から移出され、又は保税地域から引き取られた

酒類、砂糖類、揮発油、課税石油ガス又はトランプ類（以下この項において「酒類等」という。）を当該酒類等の製造場に移入し、施行日以後にその移入した製造場からさらに移出した場合について適用し、同日前に当該移出があつた場合における酒税額、砂糖消費税額、揮発油税額、地方道路税額、石油ガス税額又はトランプ類税額に相当する金額の控除又は還付については、なお従前の例による。

（物品税法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この法律の施行の際、改正前の物品税法第二十条第六項の承認を受けている輸出物品販売場は、施行日から二月を経過する日までの間は、改正後の物品税法第二十条第六項の規定により許可を受けた輸出物品販売場とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる酒税、砂糖消費税、物品税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税又はトランプ類税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（所得税法の一部改正）

第六条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第百十九条中「算入しない」を「算入しないものとし、同項中「納期限（延納の許可の取消しがあつた場合には、その取消しに係る書面が発せられた日。以下この項及び第六十三条第一項（納税の猶予等の場合の延滞税の免除）において同じ。）までの期間又は納期限」とあるのは、「所得税法第百十九条各号に掲げる期間の末日」とする」に改める

（所得税法の一部改正に伴う経過措置）

第七条　改正後の所得税法第百十九条の規定は、施行日以後に同条各号に掲げる期間の末日が到来する所得税の延滞税について適用し、施行日前に当該末日が到来している所得税の延滞税については、なお従前の例による。

（法人税法の一部改正）

第八条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第七十八条第一項中「これらの申告書の提出期限」及び「その提出期限」を「その納期限」に改め、同条第二項中「その提出期限」を「その納期限」に改める。

第八十条第三項中「同項の中間申告書の 提出期限前に納付された場合には、その提出期限」を「その納期限前に納付された場合には、その納期限」に改める。

第百三十四条第四項中「第一項又は第二項の中間申告書の提出期限前に納付された場合には、その提出期限」を「その納期限前に納付された場合には、その納期限」に改める。

第百四十五条第二項の表中「当該提出期限」を「当該納期限」に改める。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第十五号（昭四二・五・三〇）

◎住宅融資保険法の一部を改正する法律

住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「無尽会社」の下に「、農林中央金庫、商工組合中央金庫」を、「信用金庫」の下に「、信用金庫連合会」を加え、「及び信用協同組合」を「、信用協同組合、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合並びに同法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合連合会」に改める。

第五条及び第八条中「八十」を「九十」に改める。

第九条第一項中「三月」を「二月」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行前に始まつた保険料期間に係る保険料の額及び当該保険料期間中に発生した保険事故に係る保険金の額については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

3　この法律の施行前に保険事故が発生した場合における住宅融資保険法第九条第一項の期間については、この法律の施行後も、なお従前の例による。ただし、その期間の末日が昭和四十二年七月三十一日後であるときは、同日の経過と同時にその期間が満了するものとする。

（大蔵・建設・内閣総理大臣署名）

法律第十六号（昭四二・五・三一）

◎外務省設置法の一部を改正する法律

外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「一人」を「二人」に改める。

第七条第一項中「左の」を「次の」に改め、第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、第二十二号を第二十六号とし、第十九号から第二十一号までを四号ずつ繰り下げ、第十八号を第二十二号とし、同号の前に次の五号を加える。

十七　海外における邦人の生命、身体及び財産の保護（他局の所掌に属するものを除く。）に関すること。

十八　海外における邦人の身分関係事項に関すること。

十九　日本と外国にわたる身分関係事項その他の事実について日本及び外国の官公署が発給した文書を証明すること。

二十　旅券の発給その他海外渡航に関し必要な措置をとること。

二十一　査証に関すること。

第七条第二項中「第十二号、第十四号及び第十九号から第二十一号まで」を「第十一号、第十三号及び第二十三号から第二十五号まで」に改める。

第八条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「政務」の下に「（邦人の生命、身体及び財産の保護に関するものを含む。以下同じ。）」を加え、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第九条第三号を削る。

第九条の二中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、第八号及び第九号を削る。

第九条の三第三号を削る。

第九条の四第三号を削る。

第三十条の表中「八八人」を「九二人」に、「二、六〇六人」を「二、六五四人」に、「二、六九四人」を「二、七四六人」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

2　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項の表中「一六、三五七人」を「一六、三五五人」に、「六七、五〇八人」を「六七、五〇六人」に改める。

3　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「七千七百九十三人」を「七千七百九十二人」に改める。

（内閣総理・外務・大蔵大臣署名）

◆

法律第十七号（昭四二・五・三一）

◎文部省設置法の一部を改正する法律

文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項を次のように改める。

2　国立近代美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
東京国立近代美術館	東京都
京都国立近代美術館	京都市

第二十条第三項を削り、同条第四項中「並びに分館の名称、位置及び内部組織」を削り、同項を同条第三項とする。

第二十七条第一項の表中学術奨励審議会の項を次のように改める。

学術審議会	文部大臣の諮問に応じて学術に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関する事項について文部大臣に建議すること。

第三十一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
本省	一〇三、九五一人	うち一〇一、五六三人は、国立学校の職員とする。
文化財保護委員会	五四六人	
合計	一〇四、四九七人	

附　則

この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

（文部・内閣総理大臣署名）

◆

法律第十八号（昭四二・五・三一）

◎国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律

（国立学校設置法の一部改正）

第一条　国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表北海道大学の項中「医学部を」を「医学部 歯学部」に改め、同表秋田大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表山形大学の項及び茨城大学の項中「文理学部 教育学部」を「人文学部 教育学部 理学部」に改め、同表東京工業大学の項中「理工学部」を「理学部 工学部」に改め、同表横浜国立大学の項中「経済学部」を「経済学部 経営学部」に改め、同表大阪学芸大学の項中「大阪学芸大学」を「大阪教育大学」に、「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表九州大学の項中「医学部」を「医学部 歯学部」に改め、同表中

「

九州工業大学	工学部

」を

「

九州学術工科大学	芸術工学部
九州工業大学	工学部

」に改める。

第三条の二第一項中「室蘭工業大学」を「室蘭工業大学 帯広畜産大学」に、「徳島大学」を「徳島 愛媛

大学 大学」に、「熊本大学」を「熊本大学 宮崎大学」に改める。

第三条の三第一項の表中北見工業短期大学の項を削り、同条第二項の表中大阪外国語大学短期大学部の項を次のように改める。

大阪大学医療技術短期大学部	大阪府	大阪大学

第三条の三第二項の表中岡山大学法経短期大学部の項を削る。

第四条第一項の表東京大学の項中「

伝染病研究所	伝染病その他の病源の検索並びに予防治療に関する学理及びその応用の研究

」を「

医科学研究所	感染症、がんその他の特定疾患に関する学理及びその応用の研究

」に改め、同表中一橋大学の項の次に次のように加える。

新潟大学	脳研究所	新潟県	脳及び脳疾患に関する学理及びその応用の研究

第四条第一項の表金沢大学の項中「

結核研究所	石川県	結核の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究

」を「

がん研究所	石川県	がんに関する学理及びその応用の研究

」に改め、同表京都大学の項中「

結核研究所	結核の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究

」を「

結核胸部疾患研究所	結核及び胸部疾患に関する学理及びその応用の研究

」に改め、同表長崎大学の項中「

風土病研究所	長崎県	風土病に関する学理及びその応用の研究

」を「

熱帯医学研究所	長崎県	熱帯医学に関する学理及びその応用の研究

」に改める。

第四条第二項の表京都大学の項中「

原子炉実験所	大阪府	原子炉による実験及びこれに関連する研究

」を「

原子炉実験所	大阪府	原子炉による実験及びこれに関連する研究
霊長類研究所	愛知県	霊長類に関する総合研究

」に改める。

第七条の二の表中「平工業高等専門学校」を「福島工業高等専門学校」に改め、同表中群馬工業高等専門学校の項の次に次のように加える。

木更津工業高等専門学校	千葉県

第七条の二の表中「

富山工業高等専門学校	富山県

」を「

富山工業高等専門学校	富山県
富山商船高等専門学校	

」に、「

鈴鹿工業高等専門学校	三重県

」を「

鳥羽商船高等専門学校	三重県
鈴鹿工業高等専門学校	

」に、「

呉工業高等専門学校	広島県
宇部工業高等専門学校	山口県

」を「

広島商船高等専門学校	広島県
呉工業高等専門学校	
宇部工業高等専門学校	山口県
大島商船高等専門学校	

」に、「

新居浜工業高等専門学校	愛媛県

」を「

新居浜工業高等専門学校	愛媛県
弓削商船高等専門学校	

」に改める。

（国立養護教諭養成所設置法の一部改正）

第二条　国立養護教諭養成所設置法（昭和四十年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中弘前大学養護教諭養成所の項の次に次のように加える。

茨城大学養護教諭養成所	茨城県	茨城大学
愛知教育大学養護教諭養成所	愛知県	愛知教育大学

第二条第二項の表中「大阪学芸大学養護教諭養成所」を「大阪教育大学養護教諭養成所」に、「大阪学芸大学」を「大阪教育大学」に改め、同表中岡山大学養護教諭養成所の項の次に次のように加える。

徳島大学養護教諭養成所	徳島県	徳島大学

附　則

1　この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。ただし、第一条中国立学校設置法第三条第一項の表九州工業大学の項の改正規定は、昭和四十三年四月一日から施行する。

2　昭和四十二年度に北海道大学若しくは九州大学の歯学部、帯広畜産大学、愛媛大学若しくは宮崎大学の大学院、大阪大学医療技術短期大学部、木更津工業高等専門学校、富山商船高等専門学校、鳥羽商船高等専門学校、広島商船高等専門学校、大島商船高等専門学校若しくは弓削商船高等専門学校又は茨城大学養護教諭養成所、愛知教育大学養護教諭養成所若しくは徳島大学養護教諭養成所に入学した者は、在学年数の計算に関しては、昭和四十二年四月一日から当該学部、大学院、短期大学部、高等専門学校又は養護教諭養成所にそれぞれ在学していたものとみなす。

3　山形大学及び茨城大学の各文理学部、東京工業大学の理工学部並びに大阪外国語大学短期大学部及び岡山大学法経短期大学部は、この法律による改正後の国立学校設置法第三条第一項及び第三条の三第二項の規定にかかわらず、昭和四十二年三月三十一日に当該学部又は短期大学部に在学する者が当該学部又は短期大学部に在学しなくなる日までの間、在続するものとする。

4　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十条の三第一項中「学科」の下に「又は商船に関する学科」を加える。

第七十条の四中「五年」を「工業に関する学科については、五年とし、商船に関する学科については、五年六月」に改める。

（文部・内閣総理大臣署名）

◆

法律第十九号（昭四二・五・三一）

◎通商産業省設置法の一部を改正する法律

通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項及び第九条第二項中「産業立地部」を「立地公害部」に改める。

第二十五条第一項の表中重油ボイラー規制審議会の項を削る。

第三十九条中「六部」を「七部」に、「審査第四部」を「審査第四部審査第五部」に改める。

第四十二条第一号中「運輸、建設並びに機械器具」を「建設、原子力、測定、事務用品並びに日用品」に改め、「（他部の所掌に係ることを除く。）」を削り、同条第二号中「審査第三部及び審査第四部」を「他部」に改める。

第四十三条中「鉱物の採取及び加工並びに無機材料、有機材料及び繊維」を「機械」に改め、「事務」の下に「（他部の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第四十三条の二中「電気、通信、測定及び日用品」を「化学」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（審査第五部の事務）

第四十三条の三　審査第五部においては、電気及び通信に関する発明及び実用新案の審査に関する事務をつかさどる。

第五十条第一項の表中「一一、一一五人」を「一一、一三一人」に、「一、五五八人」を「一、六二五人」に、「一二、八五〇人」を「一二、九三三人」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

2　通商産業省本省の定員は、改正後の第五十条第一項の規定にかかわらず、昭和四十二年九月三十日までの間は、一万千百三十三人とする。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第二十号（昭四二・五・三一）

◎所得税法の一部を改正する法律

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十七条」を「第六十七条の二」に、「第八十二条」を「第八十八条」に、「第八十三条―第八十五条」を「第八十九条―第九十一条」に、「第八十六条」を「第九十二条」に、「第百八十九条」を「第百八十九条の二」に改める。

第二条第一項第二十八号及び第二十九号を削り、同項第三十号を同項第二十八号とし、同項第三十一号中「以上の者」の下に「で、第七十条（純損失の繰越控除）及び第七十一条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合における第二十二条に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（以下この条において「合計所得金額」という。）が五百万円以下であるもの」を加え、同号を同項第二十九号とし、同項第三十二号を同項第三十号とし、同項第三十三号中「雑所得」の下に「（以下この条において「給与所得等」という。）」を加え、「これらの所得以外の各種所得の金額が十万円以下であり、かつ、合計所得金額が二十五万円以下」を「合計所得金額が二十五万円以下であり、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額が十万円以下」に改め、同号を同項第三十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十二　控除対象配偶者　居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもののうち、次に掲げる者をいう。

イ　合計所得金額のない者

ロ　その所得の全部が給与所得等である者で、その合計所得金額が十万円以下であるもの

ハ　給与所得等以外の所得を有する者で、その合計所得金額が五万円以下（その者が給与所得等を有する場合には、五万円から合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額を控除した金額を五万円に加算した金額以下）であるもの

三十三　扶養親族　居住者の親族（その居住者の配偶者を除く。）及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号（都道府県知事のとるべき措置）の規定により同号に規定する里親に委託された児童でその居住者と生計を一にするもののうち、前号イからハまでに掲げる者をいう。

第二条第一項第四十六号中「充当又は」を削る。

第五条第三項中「又は報酬若しくは料金」を「、報酬若しくは料金又は賞金」に改める。

第七条第一項第四号中「並びに報酬及び料金」を「、報酬及び料金並びに賞金」に改める。

第九条第一項第十四号中「資本等の金額」の下に「（以下この条において「資本等の金額」という。）」を加え、同項第十五号及び第十六号中「合計額がその交付の基因となつたその内国法人の株式」を「合計額とその内国法人の資本等の金額のうちその交付の基因となつた株式に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が当該株式」に改め、同条第二項第五号中「同号に規定する」を削り、同項第六号及び第七号中「合計額がその交付の基因となつたその内国法人の株式」を「合計額とその内国法人の資本等の金額のうちその交付の基因となつた株式に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が当該株式」に改める。

第十条第一項第一号中「その預貯金の元本と」の下に「その金融機関の営業所等において」を加え、「合計額が」を「合計額が、」に、「百万円」を「、その個人がその金融機関の営業所等を経由して提出した第三項に規定する非課税貯蓄申告書に記載された同項第四号に掲げる最高限度額（第四項の申告書の提出があつた場合には、その提出の日以後においては、変更等の最高限度額。以下この項において同じ。）」に改め、同項第二号中「その合同運用信託の元本と」の下に「その金融機関の営業所等において」を加え、「合計額が」を「合計額が、」に、「百万円」を「、その個人がその金融機関の営業所等を経由して提出した第三項に規定する非課税貯蓄申告書に記載された同項第四号に掲げる最高限度額」に改め、同項第三号中「という。）と」の下に「その金融機関の営業所等において」を加え、「合計額が」を「合計額が、」に、「百万円」を「、その個人がその金融機関の営業所等を経由して提出した第三項に規定する非課税貯蓄申告書に記載された同項第四号に掲げる最高限度額」に改め、同条第二項中「預貯金、合同運用信託又は有価証券のうち」を削り、「に記載されたものについて、当該申告書に記載された」を「の提出の際に経由した」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第一項の規定は、個人が、次に掲げる事項を記載した申告書（以下この条において「非課税貯蓄申告書」という。）を、同項の規定の適用を受けようとす

る預貯金、合同運用信託又は有価証券の預入等をしようとする金融機関の営業所等を経由し、最初にその預入等をする日までに、その個人の住所地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

一　提出者の住所及び氏名

二　当該金融機関の営業所等の名称及び所在地

三　第一項の規定の適用を受けようとする預貯金、合同運用信託又は有価証券の別

四　当該金融機関の営業所等において預入等をする預貯金、合同運用信託又は有価証券で第一項の規定の適用を受けようとするものの現在高（有価証券については、額面金額等により計算した現在高）に係る最高限度額

五　既に他の金融機関の営業所等を経由して非課税貯蓄申告書を提出している場合には、当該他の金融機関の営業所等ごとの名称及び当該申告書に記載した前号の最高限度額（次項の規定による申告書を提出した場合には、変更後の最高限度額）

第十条第五項を削り、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、「非課税貯蓄申告書」の下に「又は前項の申告書」を加え、「同項の」を「これらの規定に規定する」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4　非課税貯蓄申告書を提出した個人が、当該申告書に記載した前項第四号に掲げる最高限度額（既にこの項の規定による申告書を提出している場合には、当該申告書に記載した変更後の最高限度額）を変更しようとする場合には、その個人は、政令で定めるところにより、その旨及び変更後の最高限度額その他必要な事項を記載した申告書を、当該非課税貯蓄申告書の提出の際に経由した金融機関の営業所等を経由して納税地の所轄税務署長に提出するものとする。

第十条中第六項を第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

6　非課税貯蓄申告書は、政令で定める場合を除き、既に提出した当該申告書の提出の際に経由した金融機関の営業所等を経由して提出することができないものとし、第三項第四号及び第五号に掲げる最高限度額の合計額が百万円をこえることとなる場合には、提出することができない。

第二十一条第一項第三号中「第八十三条第二項」を「第八十九条第二項」に改め、同項第五号中「障害者控除その他の控除」を「配当控除及び外国税額控除」に改める。

第二十五条第一項に次の二号を加える。

三　当該法人の解散により残余財産の分配として交付される金銭その他の資産

四　当該法人の合併により交付される金銭その他の資産

第二十五条第三項中「第一項各号」を「第一項第一号から第三号まで」に改める。

第二十八条第三項中「六十四万円」を「六十八万円」に、「四万円」を「八万円」に、「八十四万円」を「八十八万円」に、「十六万円」を「二十万円」に、「十八万円」を「二十二円」に改める。

第三十条第三項を次のように改める。

3　前項に規定する退職所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

一　政令で定める勤続年数（以下この項において「勤続年数」という。）が十年以下である場合　五万円に当該勤続年数を乗じて計算した金額

二　勤続年数が十年をこえ二十年以下である場合　五十万円と十万円に当該勤続年数から十年を控除した年数を乗じて計算した金額との合計額

三　勤続年数が二十年をこえ三十年以下である場合　百五十万円と二十万円に当該勤続年数から二十年を控除した年数を乗じて計算した金額との合計額

四　勤続年数が三十年をこえる場合　三百五十万円と三十万円に当該勤続年数から三十年を控除した年数を乗じて計算した金額との合計額

第三十条第四項第二号中「計算した金額」の下に「（当該金額が二十万円に満たない場合には、二十万円）」を加える。

第三十二条第四項を次のように改める。

4　前項に規定する山林所得の特別控除額は、三十万円（同項に規定する残額が三十万円に満たない場合には、当該残額）とする。

第三十三条第四項を次のように改める。

4　前項に規定する譲渡所得の特別控除額は、三十万円（譲渡益が三十万円に満たない場合には、当該譲渡益）とする。

第三十四条第三項を次のように改める。

3　前項に規定する一時所得の特別控除額は、三十万円（同項に規定する残額が三十万円に満たない場合には、当該残額）とする。

第四十条第二項中「事業所得の金額」の下に「、山林所得の金額」を加える。

第五十七条第一項中「年齢十五歳未満である者」の下に「及びいずれかの居住者の控除対象配偶者又は扶養親族とされる者」を加え、「給与の支給を受ける」を「次項の書類に記載されている方法に従いその記載されている金額の範囲内において給与の支払を受けた」に、「その他の状況に応じて通常支給されるべき給与」を「、その事業と同種の事業でその規模が類似するものが支給する給与の状況その他の政令で定める状況に照らしその労務の対価」に改め、ただし書及び各号を削り、同条第七項中「細目」の下に「、第二項の書類に記載した事項を変更する場合の手続」を加え、「又は第二項」を「又は第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2　その年分以後の各年分の所得税につき前項の規定の適用を受けようとする居住者は、その年三月十五日まで（その年二月十六日以後新たに同項の事業を開始した場合には、その事業を開始した日から一月以内）に、青色事業専従者の氏名、その職務の内容及び給与の金額並びにその給与の支給期その他大蔵省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

第六十条中「場合における」の下に「事業所得の金額、」を加える。

第六十五条第一項ただし書中「ことその他政令で定める事由が生じた場合は、その事由が生じた」を「場合は、その経理しなかつた」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項に規定する割賦販売とは、月賦、年賦その他の賦払の方法により対価の支払を受けることを定型的に定めた約款に基づき行なわれる販売をいう。

第六十五条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前三項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第三項とする。

第六十六条第一項中「次項まで」を「この項」に改め、「をした資産」の下に「（前条の規定の適用を受けるものを除く。）」を加え、同条第二項及び第三項を削り、同

条第四項中「第一項及び第二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「前三項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第三項とする。

第六十七条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前二項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第三項とし、第二編第二章第二節第七款中同条の次に次の一条を加える。

（小規模事業者の収入及び費用の帰属時期）

第六十七条の二　青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている居住者で不動産所得又は事業所得を生ずべき業務を行なうもののうち小規模事業者として政令で定める要件に該当するもののその年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額（山林の伐採又は譲渡に係るものを除く。）の計算上総収入金額及び必要経費に算入すべき金額は、政令で定めるところにより、その業務につきその年において収入した金額及び支出した費用の額とすることができる。

第八十六条から第九十一条までを削る。

第八十五条中「第八十三条第一項」を「第八十九条第一項」に改め、第二編第三章第一節中同条を第九十一条とする。

第八十四条を第九十条とし、第八十三条第一項の表中「百分の八・五」を「百分の九」に改め、同条を第八十九条とする。

第八十二条第二項中「生命保険料控除及び損害保険料控除」を「小規模企業共済掛金控除、生命保険料控除、損害保険料控除及び寄付金控除」に改め、同項第三号中「第七十六条第一項」を「第七十七条第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第七十五条第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二　小規模企業共済掛金控除にあつては、当該申告書に記載した第七十五条第二項（小規模企業共済掛金控除）に規定する小規模企業共済掛金の額その他大蔵省令で定める事項を証する書類

第八十二条第二項に次の一号を加える。

五　寄付金控除にあつては、当該申告書に記載したその控除を受ける金額の計算の基礎となる第七十八条第二項（寄付金控除）に規定する特定寄付金の明細書その他大蔵省令で定める書類

第八十二条第五項中「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に、「第二項の場合」を「第二項又は第三項ただし書の場合」に、「前二項」を「前三項」に、「第二項の書類」を「第二項又は第三項ただし書の書類」に改め、同項を同条第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

6　第百九十条第二号の規定により同号に規定する給与所得控除後の給与等の金額から勤労学生控除の額に相当する金額が控除された勤労学生については、第三項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書の書類の添附及び提示がない場合においても、勤労学生控除に関する規定を適用する。

第八十二条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第七十五条第二項」を「第七十六条第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加え、第二編第二章第四節中同条を第八十八条とする。

3　勤労学生控除に関する規定は、確定申告書にその控除に関する事項の記載がある場合に限り、適用する。ただし、第二条第一項第三十一号ロ（定義）に掲げる生徒に係る勤労学生控除に関する規定は、確定申告書にその控除に関する事項の記載があるほか、当該生徒に該当する旨を証する書類として大蔵省令で定めるものを当該申告書に添附し又は当該申告書の提出の際提示した場合に限り、適用する。

第八十一条第一項中「社会保険料控除」の下に「、小規模企業共済掛金控除」を、「損害保険料控除」の下に「、寄付金控除、障害者控除、老年者控除、寡婦控除、勤労学生控除」を加え、同条を第八十七条とする。

第八十条第一項中「十四万円」を「十五万円」に改め、同条を第八十六条とする。

第七十九条の見出しを「（扶養親族等の判定の時期等）」に改め、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項中「（その居住者がその年の中途において死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時）」を削り、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加え、同条を第八十五条とする。

第七十九条第一項（障害者控除）又は第八十条から第八十二条まで（老年者控除等）の場合において、居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当するかどうかの判定は、その年十二月三十一日（その者がその年の中途において死亡し又は出国をする場合には、その死亡又は出国の時。以下この条において同じ。）の現況による。ただし、その居住者の親族（扶養親族を除く。以下この項において同じ。）がその当時既に死亡している場合におけるその親族がその居住者の第二条第一項第三十号（定義）に規定する政令で定める親族に該当するかどうかの判定は、当該死亡の時の現況による。

2　第七十九条第二項の場合において、居住者の控除対象配偶者又は扶養親族が障害者に該当するかどうかの判定は、その年十二月三十一日の現況による。ただし、その控除対象配偶者又は扶養親族がその当時既に死亡している場合は、当該死亡の時の現況による。

第七十八条第一項中「六万円」を「七万円」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「及び第四項」を削り、同項を同条第五項とし、同条を第八十四条とする。

第七十七条第一項中「十三万円」を「十五万円」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条を第八十三条とする。

第七十六条を第七十七条とし、同条の次に次の五条を加える。

（寄付金控除）

第七十八条　居住者が、各年において、特定寄付金を支出した場合において、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額をこえるときは、そのこえる金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一　その年中に支出した特定寄付金の額の合計額（当該合計額がその者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の十五に相当する金額をこえる場合には、当該百分の十五に相当する金額）

二　その者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三に相当する金額（当該金額が二十万円をこえる場合には、二十万円）

2　前項に規定する特定寄付金とは、次に掲げる寄付金（学校の入学に関してするものを除く。）をいう。

一　国又は地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による港務局を含む。）に対する寄付金（その寄付をした者がその寄付によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄付をした者に及ぶと認められるものを除く。）

二　民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人その他公益を目的とする事業を行なう法人又は団体に対する寄付金（当該法人の設立のためにされる寄付金その他の当該法人の設立前においてされる

寄付金その他の当該法人の設立前においてされる寄付金で政令で定めるものを含む。）のうち、次に掲げる要件を満たすと認められるものとして政令で定めるところにより大蔵大臣が指定したもの

イ　広く一般に募集されること。

ロ　教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること。

三　科学技術若しくは教育の振興に寄与する法人又は赤十字に関する諸条約に基づく業務を行なう法人として政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄付金（前号に規定する寄付金に該当するものを除く。）

3　第一項の規定による控除は、寄付金控除という。

（障害者控除）

第七十九条　居住者が障害者である場合には、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から七万円を控除する。

2　居住者に障害者である控除対象配偶者又は扶養親族のがある場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その障害者一人につき七万円を控除する。

3　前二項の規定による控除は、障害者控除という。

（老年者控除）

第八十条　居住者が老年者である場合には、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から七万円を控除する。

2　前項の規定による控除は、老年者控除という。

（寡婦控除）

第八十一条　居住者が寡婦である場合には、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から七万円を控除する。

2　前項の規定による控除は、寡婦控除という。

（勤労学生控除）

第八十二条　居住者が勤労学生である場合には、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から七万円を控除する。

2　前項の規定による控除は、勤労学生控除という。

第七十五条を第七十六条とし、同条の前に次の一条を加える。

（小規模企業共済掛金控除）

第七十五条　居住者が、各年において、小規模企業共済掛金を支払つた場合には、その支払つた金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

2　前項に規定する小規模企業共済掛金とは、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第二条の三（第一種共済契約）に規定する第一種共済契約に基づく掛金をいう。

3　第一項の規定による控除は、小規模企業共済掛金控除という。

第九十二条第一項中「所得税額」の下に「（前節（税率）の規定による所得税の額をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2　前項の規定による控除をすべき金額は、課税総所得金額に係る所得税額、課税山林所得金額に係る所得税額又は課税退職所得金額に係る所得税額から順次控除する。この場合において、当該控除をすべき金額がその年分の所得税額をこえるときは、当該控除をすべき金額は、当該所得税額に相当する金額とする。

第九十三条及び第九十四条を次のように改める。

第九十三条及び第九十四条　削除

第九十五条第一項中「第八十三条から前条まで」を「第八十九条から第九十二条まで（税率及び配当控除）」に改め、同条第七項中「第九十三条前段（税額控除の順序）」を「第九十二条第二項前段（配当控除）」に改める。

第九十八条第一項第一号中「という。）に、主たる所得者の総所得金額が主たる所得者の総所得金額とすべての合算対象世帯員の資産所得の金額との合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額」を「という。）から、すべての合算対象世帯員に係る次項第一号に掲げる金額の合計額を控除した金額」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項の場合」を「前二項の場合」に、「第八十三条から前条まで」を「第八十九条から第九十二条まで（税率及び配当控除）」に、「並びに同条第三項の規定により読み替えられた第八十六条並びに第八十七条から第九十一条まで（配当控除以外の税額控除）及び前二条」を「（合算対象世帯員がある場合の税額の計算）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第一項若しくは第二項又は第三項の規定により読み替えられた第八十六条若しくは第八十八条から第九十一条まで」を「第一項又は第二項」に改め、「社会保険料控除」の下に「、小規模企業共済掛金控除」を加え、「第七十六条」を「第七十八条」に改め、「及び第九十一条（寄付金控除）」を削り、「生命保険料、」を「小規模企業共済掛金、生命保険料、」に、「勤労学生」を「老年者又は勤労学生」に改め、同項を同条第四項とする。

第九十九条中「二百万円」を「三百万円」に改める。

第百四条第一項、第百七条第一項及び第百十四条第四項中「一万二千円」を「一万五千円」に改める。

第百二十条第一項中「基礎控除の額、配偶者控除の額及び扶養控除の額」を「障害者控除の額、老年者控除の額、寡婦控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額、扶養控除の額及び基礎控除の額」に、「第八十一条第二項」を「第八十七条第二項」に、「第八十三条（税率）及び第八十五条」を「第八十九条（税率）及び第九十一条」に、「第八十四条第一項」を「第九十条第一項」に改める。

第百二十一条第一項中「居住者」の下に「で、その年中に支払を受けるべき第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等（以下この項において「給与等」という。）の金額が五百万円以下であるもの」を加え、「第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等（以上この項において「給与等」という。）」を「給与等」に改め、「損害保険料控除の額」の下に「、障害者控除の額、老年者控除の額、寡婦控除の額、勤労学生控除の額を加え、同条第二項第二号中「第八十三条（税率）及び第八十五条」を「第八十九条（税率）及び第九十一条」に改める。

第百二十二条第二項中「その年分の所得税について第六十五条第一項（割賦販売に係る収入及び費用の帰属時期）の規定の適用を受け、又は」を削り、「若しくは第三項」を「又は第三項」に改める。

第百三十一条を次のように改める。

（確定申告税額の延納）

第百三十一条　第百二十条第一項（確定所得申告）の規定による申告書を提出した居住者が第百二十八条（確定申告による納付）の規定により納付すべき所得税の額（第百三十三条第一項（延払条件付譲渡に係る延納の手続）の申請書を提出する場合には、当該所得税の額からその申請書に記載した同項の延納を求めようとする所得税の額を控除した額）の二分の一に相当する金額以上の所得税を第百二十八条の規定による納付の期限までに国に納付したときは、その者は、その残額についてその納付した年の五月三十一日までの期間、その納付を延期することができる。

2　前項の規定は、同項に規定する申告書を提出した居住者が、同項に規定する納付の期限までに納税地の所轄税務署長に対し、第百二十八条の規定により

納付すべき税額、当該税額のうち当該期限までに納付する金額その他大蔵省令で定める事項を記載した延納届出書を提出した場合に限り、適用する。

3　第一項の規定の適用を受ける居住者は、同項の規定による延納に係る所得税について、その延納の期間に応じ、税額百円につき一日二銭の割合で計算した金額に相当する利子税をその延納に係る所得税にあわせて納付しなければならない。

第百四十条第三項中「第八十四条」を「第九十条」に改める。

第百五十条第一項第二号中「第百四十八条第二項」を「その年における前号に規定する帳簿書類について第百四十八条第二項」に改め、「事実の生じた日の属する」を削る。

第百六十五条中「第七十三条から第七十九条まで（雑損控除及び基礎控除以外の所得控除）、第八十六条から第九十条まで及び第九十五条（寄付金控除及び配当控除以外の税額控除）」を「第七十三条から第七十七条まで（医療費控除等）、第七十九条から第八十五条まで（障害者控除等）及び第九十五条（外国税額控除）」に改める。

第百六十九条第三号中「十五万円」を「三十万円」に改める。

第百七十一条中「第八十三条（税率）及び第八十五条」を「第八十九条（税率）及び第九十一条」に改める。

第百七十四条中「掲げるものの額」の下に「（第五号に掲げる賞金については、その額から政令で定める金額を控除して残額）」を加え、同条に次の一号を加える。

五　馬主が受ける競馬の賞金で政令で定めるもの

第百七十五条を次のように改める。

（内国法人に係る所得税の税率）

第百七十五条　内国法人に対して課する所得税の額は、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

一　前条第一号から第三号までに掲げる利子等、配当等又は利益の分配　その金額に百分の二十の税率を乗じて計算した金額

二　前条第四号に掲げる報酬又は料金　その金額に百分の十の税率を乗じて計算した金額

三　前条第五号に掲げる賞金　その金額から政令で定める金額を控除した残額に百分の十の税率を乗じて計算した金額

第百八十五条第一項第一号中「第百九十四条第一項第三号」を「第百九十四条第一項第五号」に、「並びに障害者の有無及びその数並びに当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるかどうか（当該勤労学生が第二条第一項第三十三号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるかどうかのほか、第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたかどうか）」を「の有無及びその数」に、「第七十八条第二項」を「第八十四条第二項」に改める。

第百八十六条第一項第一号ロ及び第二項第一号中「第七十八条第二項」を「第八十四条第二項」に改める。

第百八十七条を次のように改める。

（障害者控除等の適用を受ける者に係る徴収税額）

第百八十七条　給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者で、当該申告書にその者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるもの（当該勤労学生が第二条第一項第三十一号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたもの）である場合には、これらの一に該当するごとに扶養親族が一人あるものとし、当該申告書に控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるものである場合には、その障害者一人につき他に一人の扶養親族があるものとして、第百八十五条第一項第一号（賞与以外の給与等に係る徴収税額）並びに前条第一項第一号及び第二項第一号の規定を適用する。

2　前項の場合において、同項の居住者が第百九十四条第一項第四号に掲げる事項の記載のない給与所得者の扶養控除等申告書を提出した者であるときは、その者を第八十四条第三項（扶養控除額の特例の適用を受けない者）の規定に該当する者とみなして、次条の規定を適用する。

第百八十八条中「第七十八条第三項」を「第八十四条第三項」に、「第百九十四条第一項第三号」を「第百九十四条第一項第五号」に、「六千円」を「七千五百円」に、「二百円」を「二百五十円」に改める。

第四編第二章第一節中第百八十九条の次に次の一条を加える。

（主たる給与等に係る徴収税額の特例）

第百八十九条の二　給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に経由した給与等の支払者がその支払う給与等について第百八十五条第一項第一号イからニまで（賞与以外の給与等に係る徴収税額）並びに第百八十六条第一項第一号ロ及び第二項第一号（賞与に係る徴収税額）の規定を適用する場合において、その給与等の支払額に関する計算を事務機械によつて処理しているときは、これらの規定に規定する別表第四の甲表の甲欄又は乙表に掲げる税額は、当該税額が算定された方法に準ずるものとして大蔵大臣が定める方法によつて計算した金額をもつて代えることができる。

2　大蔵大臣は、前項の定めをしたときは、これを告示する。

第百九十条中「提出した居住者」の下に「で、第一号に規定するその年中に支払うべきことが確定した給与等の金額が五百万円以下であるもの」を加え、「並びに当該給与所得者の扶養控除等申告書に記載された障害者の有無及びその数並びに当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるかどうか（当該勤労学生が第二条第一項第三十三号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるかどうかのほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたかどうか）」を削り、「第七十五条第一項」を「第七十六条第一項」に、「第七十六条第一項」を「第七十七条第一項」に、「第七十四条から第七十六条まで」を「第七十四条、第七十六条及び第七十七条」に、「主たる給与等に係る控除対象配偶者」を「障害者の有無及びその数並びに当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるかどうか（当該勤労学生が第二条第一項第三十一号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるかどうかのほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたかどうか）並びに当該申告書に記載された主たる給与等に係る控除対象配偶者」に、「第七十七条第一項（配偶者控除）及び第七十八条第一項から第三項まで（扶養控除）」を「第七十九条から第八十四条まで（障害者控除等）」に改め、「準じて計算した」の下に「障害者控除の額、老年者控除の額、寡婦控除の額、勤労学生控除の額、」を加える。

第百九十一条の見出し中「充当又は」を削り、同条中「以下この条」を「当該超過額のうちにまだ徴収されていないものがあるときは、その徴収されていない部分の金額に相当する金額を控除した金額。以下この条」に、「その過納額については、次に定めるところによる」

を「前条の給与等の支払者は、その過納額を還付する」に改め、各号を削る。

第百九十三条中「充当又は」を削る。

第百九十四条第一項第五号及び第六号を削り、同項第四号中「第七十八条第二項」を「第八十四条第二項」に改め、同項中同号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、同号の前に次の二号を加える。

二　その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する場合には、その旨及びその該当する事実

三　控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者がある場合には、その旨、その数、氏名及びその該当する事実

第百九十四条第三項中「第二条第一項第三十三号ロ」を「第二条第一項第三十一号ロ」に改める。

第百九十五条第一項中「基礎控除の額、配偶者控除の額及び扶養控除の額」を「障害者控除の額、老年者控除の額、寡婦控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額、扶養控除の額及び基礎控除の額」に改め、同条第三項中「前条第一項第三号」を「前条第一項第五号」に改める。

第百九十六条第一項第三号中「第七十五条第一項」を「第七十六条第一項」に、「第七十六条第一項」を「第七十七条第一項」に改める。

第二百一条第二項中「状況により、第三十条第三項及び第四項（退職所得控除額）の規定に準じて計算したところによる」を「状況における第三十条第三項第一号（退職所得控除額）に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第二号に掲げる場合に該当するかどうかに応ずる別表第八の附表に掲げる退職所得控除額による」に改める。

第二百四条第一項第四号中「職業野球の選手」の下に「、職業拳闘家」を加え、同項第七号中「賞金」の下に「又は馬主が受ける競馬の賞金」を加え、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六　キャバレー、ナイトクラブ、バーその他これらに類する施設でフロアにおいて客にダンスをさせ又は客に接待をして遊興若しくは飲食をさせるものにおいて客に侍してその接待をすることを業務とするホステスその他の者（以下この条において「ホステス等」という。）のその業務に関する報酬又は料金

第二百四条第二項を次のように改める。

2　前項の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。

一　前項に規定する報酬若しくは料金、契約金又は賞金のうち、第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等（次号において「給与等」という。）又は第三十条第一項（退職所得）に規定する退職手当等に該当するもの

二　前項第一号から第五号まで並びに第七号及び第八号に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金のうち、第百八十三条第一項（給与所得に係る源泉徴収義務）の規定により給与等につき所得税を徴収して納付すべき個人以外の個人から支払われるもの

三　前項第六号に掲げる報酬又は料金のうち、同号に規定する施設の経営者（以下この条において「バー等の経営者」という。）以外の者から支払われるもの（バー等の経営者を通じて支払われるものを除く。）

第二百四条に次の一項を加える。

3　第一項第六号に掲げる報酬又は料金のうちに、客からバー等の経営者を通じてホステス等に支払われるものがある場合には、当該報酬又は料金については、当該バー等の経営者を当該報酬又は料金に係る同項に規定する支払をする者とみなし、当該報酬又は料金をホステス等に交付した時にその支払があつたものとみなして、同項の規定を適用する。

第二百五条第一号中「前条第一項第一号から第六号まで」を「前条第一項第一号、第二号、第四号若しくは第五号又は第七号」に、「契約金」を「契約金（次号に掲げる報酬及び料金を除く。）」に改め、「百分の十」の下に「（同一人に対し一回に支払われる金額が五十万円をこえる場合には、そのこえる部分の金額については、百分の二十）」を加え、同条第二号を次のように改める。

二　前条第一項第二号に掲げる司法書士、土地家屋調査士若しくは海事代理士の業務に関する報酬若しくは料金、同項第三号に掲げる診療報酬、同項第四号に掲げる職業拳闘家、外交員若しくは集金人の業務に関する報酬若しくは料金、同項第六号に掲げる報酬若しくは料金又は同項第八号に掲げる賞金　その金額（当該賞金が金銭以外のもので支払われる場合には、その支払の時における価額として政令で定めるところにより計算した金額）から政令で定める金額を控除した残額に百分の十の税率を乗じて計算した金額

第二百六条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とする。

第二百七条中「第七十五条第二項」を「第七十六条第二項」に改める。

第二百十二条第三項中「又は報酬若しくは料金」を「、報酬若しくは料金又は賞金」に改める。

第二百十三条第一項第一号中「十五万円」を「三十万円」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前条第三項の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

一　前条第三項に規定する利子等、配当等又は利益の分配　その金額に百分の二十の税率を乗じて計算した金額

二　前条第三項に規定する報酬又は料金　その金額に百分の十の税率を乗じて計算した金額

三　前条第三項に規定する賞金　その金額（金銭以外のもので支払われる場合には、その支払の時における価額として政令で定めるところにより計算した金額）から政令で定める金額を控除した残額に百分の十の税率を乗じて計算した金額

第二百十六条中「一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月まで」を「一月から六月まで及び七月から十二月まで」に改める。

第二百二十二条中「場合には、その者」を「場合又はこれらの規定により所得税を徴収して納付すべき者がその徴収をしないでその所得税をその納付の期限後に納付した場合には、これらの者」に改め、「以後」の下に「若しくは当該納付をした時以後」を加える。

第二百二十五条第一項第五号中「第七十六条第二項」を「第七十七条第二項」に改める。

第二百四十二条第二号中「第二百六条第二項」を「第二百六条第一項」に、「第二百六条第三項」を「第二百六条第二項」に改める。

別表第一第一号の表中小規模企業共済事業団の項を削り、商工会の項の前に次のように加える。

小規模企業共済事業団	小規模企業共済法

別表第二から別表第八までを次のように改める。

別表第二　所得税の簡易税額表

（一）

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額　(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額　(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額　(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
2,000	円未満	0	0	41,000	42,000	3,600	9	97,000	99,000	8,700	9
2,000	3,000	100	9	42,000	43,000	3,700	9	99,000	101,000	8,900	9
3,000	4,000	200	9	43,000	44,000	3,800	9	101,000	103,000	9,100	9
4,000	5,000	300	9	44,000	45,000	3,900	9	103,000	105,000	9,300	9
5,000	6,000	400	9	45,000	46,000	4,000	9	105,000	107,000	9,500	9
6,000	7,000	500	9	46,000	47,000	4,100	9	107,000	109,000	9,700	9
7,000	8,000	600	9	47,000	48,000	4,200	9	109,000	111,000	9,900	9
8,000	9,000	700	9	48,000	49,000	4,300	9	111,000	113,000	10,100	9
9,000	10,000	800	9	49,000	50,000	4,400	9	113,000	115,000	10,300	9
10,000	11,000	900	9	50,000	51,000	4,500	9	115,000	117,000	10,500	9
11,000	12,000	900	9	51,000	52,000	4,500	9	117,000	119,000	10,700	9
12,000	13,000	1,000	9	52,000	53,000	4,600	9	119,000	121,000	10,900	9
13,000	14,000	1,100	9	53,000	54,000	4,700	9	121,000	123,000	11,100	9
14,000	15,000	1,200	9	54,000	55,000	4,800	9	123,000	125,000	11,300	9
15,000	16,000	1,300	9	55,000	56,000	4,900	9	125,000	127,000	11,500	9
16,000	17,000	1,400	9	56,000	57,000	5,000	9	127,000	129,000	11,700	9
17,000	18,000	1,500	9	57,000	58,000	5,100	9	129,000	131,000	11,900	9
18,000	19,000	1,600	9	58,000	59,000	5,200	9	131,000	133,000	12,100	9
19,000	20,000	1,700	9	59,000	60,000	5,300	9	133,000	135,000	12,300	9
20,000	21,000	1,800	9	60,000	61,000	5,400	9	135,000	137,000	12,500	9
21,000	22,000	1,800	9	61,000	62,000	5,400	9	137,000	139,000	12,700	9
22,000	23,000	1,900	9	62,000	63,000	5,500	9	139,000	141,000	12,900	9
23,000	24,000	2,000	9	63,000	64,000	5,600	9	141,000	143,000	13,100	9
24,000	25,000	2,100	9	64,000	65,000	5,700	9	143,000	145,000	13,300	9
25,000	26,000	2,200	9	65,000	67,000	5,800	9	145,000	147,000	13,500	9
26,000	27,000	2,300	9	67,000	69,000	6,000	9	147,000	149,000	13,700	9
27,000	28,000	2,400	9	69,000	71,000	6,200	9	149,000	151,000	13,900	9
28,000	29,000	2,500	9	71,000	73,000	6,300	9	151,000	153,000	14,100	9
29,000	30,000	2,600	9	73,000	75,000	6,500	9	153,000	155,000	14,300	9
30,000	31,000	2,700	9	75,000	77,000	6,700	9	155,000	157,000	14,500	9
31,000	32,000	2,700	9	77,000	79,000	6,900	9	157,000	159,000	14,700	9
32,000	33,000	2,800	9	79,000	81,000	7,100	9	159,000	161,000	14,900	9
33,000	34,000	2,900	9	81,000	83,000	7,200	9	161,000	163,000	15,100	9
34,000	35,000	3,000	9	83,000	85,000	7,400	9	163,000	165,000	15,300	9
35,000	36,000	3,100	9	85,000	87,000	7,600	9	165,000	167,000	15,500	9
36,000	37,000	3,200	9	87,000	89,000	7,800	9	167,000	169,000	15,700	9
37,000	38,000	3,300	9	89,000	91,000	8,000	9	169,000	171,000	15,900	9
38,000	39,000	3,400	9	91,000	93,000	8,100	9	171,000	173,000	16,100	9
39,000	40,000	3,500	9	93,000	95,000	8,300	9	173,000	175,000	16,300	9
40,000	41,000	3,600	9	95,000	97,000	8,500	9	175,000	177,000	16,500	9

（二）

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額　(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額　(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額　(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
177,000	179,000	16,700	9	288,000	291,000	27,800	9	414,000	418,000	46,100	11
179,000	181,000	16,900	9	291,000	294,000	28,100	9	418,000	422,000	46,700	11
181,000	183,000	17,100	9	294,000	297,000	28,400	9	422,000	426,000	47,300	11
183,000	185,000	17,300	9	297,000	300,000	28,700	9	426,000	430,000	47,900	11
185,000	187,000	17,500	9	300,000	303,000	29,000	9	430,000	434,000	48,500	11
187,000	189,000	17,700	9	303,000	306,000	29,400	9	434,000	438,000	49,100	11
189,000	191,000	17,900	9	306,000	309,000	29,900	9	438,000	442,000	49,700	11
191,000	193,000	18,100	9	309,000	312,000	30,300	9	442,000	446,000	50,300	11
193,000	195,000	18,300	9	312,000	315,000	30,800	9	446,000	450,000	50,900	11
195,000	198,000	18,500	9	315,000	318,000	31,200	9	450,000	454,000	51,500	11
198,000	201,000	18,800	9	318,000	321,000	31,700	9	454,000	458,000	52,100	11
201,000	204,000	19,100	9	321,000	324,000	32,100	10	458,000	462,000	52,700	11
204,000	207,000	19,400	9	324,000	327,000	32,600	10	462,000	466,000	53,300	11
207,000	210,000	19,700	9	327,000	330,000	33,000	10	466,000	470,000	53,900	11
210,000	213,000	20,000	9	330,000	333,000	33,500	10	470,000	474,000	54,500	11
213,000	216,000	20,300	9	333,000	336,000	33,900	10	474,000	478,000	55,100	11
216,000	219,000	20,600	9	336,000	339,000	34,400	10	478,000	482,000	55,700	11
219,000	222,000	20,900	9	339,000	342,000	34,800	10	482,000	486,000	56,300	11
222,000	225,000	21,200	9	342,000	345,000	35,300	10	486,000	490,000	56,900	11
225,000	228,000	21,500	9	345,000	348,000	35,700	10	490,000	494,000	57,500	11
228,000	231,000	21,800	9	348,000	351,000	36,200	10	494,000	498,000	58,100	11
231,000	234,000	22,100	9	351,000	354,000	36,600	10	498,000	502,000	58,700	11
234,000	237,000	22,400	9	354,000	357,000	37,100	10	502,000	506,000	59,300	11
237,000	240,000	22,700	9	357,000	360,000	37,500	10	506,000	510,000	59,900	11
240,000	243,000	23,000	9	360,000	363,000	38,000	10	510,000	514,000	60,500	11
243,000	246,000	23,300	9	363,000	366,000	38,400	10	514,000	518,000	61,100	11
246,000	249,000	23,600	9	366,000	369,000	38,900	10	518,000	522,000	61,700	11
249,000	252,000	23,900	9	369,000	372,000	39,300	10	522,000	526,000	62,300	11
252,000	255,000	24,200	9	372,000	375,000	39,800	10	526,000	530,000	62,900	11
255,000	258,000	24,500	9	375,000	378,000	40,200	10	530,000	534,000	63,500	11
258,000	261,000	24,800	9	378,000	381,000	40,700	10	534,000	538,000	64,100	12
261,000	264,000	25,100	9	381,000	384,000	41,100	10	538,000	542,000	64,700	12
264,000	267,000	25,400	9	384,000	387,000	41,600	10	542,000	546,000	65,300	12
267,000	270,000	25,700	9	387,000	390,000	42,000	10	546,000	550,000	65,900	12
270,000	273,000	26,000	9	390,000	394,000	42,500	10	550,000	554,000	66,500	12
273,000	276,000	26,300	9	394,000	398,000	43,100	10	554,000	558,000	67,100	12
276,000	279,000	26,600	9	398,000	402,000	43,700	10	558,000	562,000	67,700	12
279,000	282,000	26,900	9	402,000	406,000	44,300	11	562,000	566,000	68,300	12
282,000	285,000	27,200	9	406,000	410,000	44,900	11	566,000	570,000	68,900	12
285,000	288,000	27,500	9	410,000	414,000	45,500	11	570,000	574,000	69,500	12

（三）

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
574,000	578,000	70,100	12	705,000	710,000	95,000	13	855,000	860,000	125,000	14
578,000	582,000	70,700	12	710,000	715,000	96,000	13	860,000	865,000	126,000	14
582,000	586,000	71,300	12	715,000	720,000	97,000	13	865,000	870,000	127,000	14
586,000	590,000	71,900	12	720,000	725,000	98,000	13	870,000	875,000	128,000	14
590,000	594,000	72,500	12	725,000	730,000	99,000	13	875,000	880,000	129,000	14
594,000	598,000	73,100	12	730,000	735,000	100,000	13	880,000	885,000	130,000	14
598,000	602,000	73,700	12	735,000	740,000	101,000	13	885,000	890,000	131,000	14
602,000	606,000	74,400	12	740,000	745,000	102,000	13	890,000	895,000	132,000	14
606,000	610,000	75,200	12	745,000	750,000	103,000	13	895,000	900,000	133,000	14
610,000	614,000	76,000	12	750,000	755,000	104,000	13	900,000	905,000	134,000	14
614,000	618,000	76,800	12	755,000	760,000	105,000	13	905,000	910,000	135,000	14
618,000	622,000	77,600	12	760,000	765,000	106,000	13	910,000	915,000	136,000	14
622,000	626,000	78,400	12	765,000	770,000	107,000	13	915,000	920,000	137,000	14
626,000	630,000	79,200	12	770,000	775,000	108,000	14	920,000	925,000	138,000	15
630,000	634,000	80,000	12	775,000	780,000	109,000	14	925,000	930,000	139,000	15
634,000	638,000	80,800	12	780,000	785,000	110,000	14	930,000	935,000	140,000	15
638,000	642,000	81,600	12	785,000	790,000	111,000	14	935,000	940,000	141,000	15
642,000	646,000	82,400	12	790,000	795,000	112,000	14	940,000	945,000	142,000	15
646,000	650,000	83,200	12	795,000	800,000	113,000	14	945,000	950,000	143,000	15
650,000	655,000	84,000	12	800,000	805,000	114,000	14	950,000	955,000	144,000	15
655,000	660,000	85,000	12	805,000	810,000	115,000	14	955,000	960,000	145,000	15
660,000	665,000	86,000	13	810,000	815,000	116,000	14	960,000	965,000	146,000	15
665,000	670,000	87,000	13	815,000	820,000	117,000	14	965,000	970,000	147,000	15
670,000	675,000	88,000	13	820,000	825,000	118,000	14	970,000	975,000	148,000	15
675,000	680,000	89,000	13	825,000	830,000	119,000	14	975,000	980,000	149,000	15
680,000	685,000	90,000	13	830,000	835,000	120,000	14	980,000	985,000	150,000	15
685,000	690,000	91,000	13	835,000	840,000	121,000	14	985,000	990,000	151,000	15
690,000	695,000	92,000	13	840,000	845,000	122,000	14	990,000	995,000	152,000	15
695,000	700,000	93,000	13	845,000	850,000	123,000	14	995,000	1,000,000	153,000	15
700,000	705,000	94,000	13	850,000	855,000	124,000	14	1,000,000円		154,000	15

（注） この表において「調整所得金額」とは、第九十条第一項第一号（変動所得及び臨時所得の平均課税）に規定する調整所得金額をいう。

（備考）

⑴ 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(ロ)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

⑵ 第九十条第一項第二号に規定する割合を求めるには、調整所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(ロ)の(イ)に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

別表第三　山林所得に係る所得税の簡易税額表

（一）

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,000円未満		0	41,000	42,000	3,600	97,000	99,000	8,700
2,000	3,000	100	42,000	43,000	3,700	99,000	101,000	8,900
3,000	4,000	200	43,000	44,000	3,800	101,000	103,000	9,000
4,000	5,000	300	44,000	45,000	3,900	103,000	105,000	9,200
5,000	6,000	400	45,000	46,000	4,000	105,000	107,000	9,400
6,000	7,000	500	46,000	47,000	4,100	107,000	109,000	9,600
7,000	8,000	600	47,000	48,000	4,200	109,000	111,000	9,800
8,000	9,000	700	48,000	49,000	4,300	111,000	113,000	9,900
9,000	10,000	800	49,000	50,000	4,400	113,000	115,000	10,100
10,000	11,000	900	50,000	51,000	4,500	115,000	117,000	10,300
11,000	12,000	900	51,000	52,000	4,500	117,000	119,000	10,500
12,000	13,000	1,000	52,000	53,000	4,600	119,000	121,000	10,700
13,000	14,000	1,100	53,000	54,000	4,700	121,000	123,000	10,800
14,000	15,000	1,200	54,000	55,000	4,800	123,000	125,000	11,000
15,000	16,000	1,300	55,000	56,000	4,900	125,000	127,000	11,200
16,000	17,000	1,400	56,000	57,000	5,000	127,000	129,000	11,400
17,000	18,000	1,500	57,000	58,000	5,100	129,000	131,000	11,600
18,000	19,000	1,600	58,000	59,000	5,200	131,000	133,000	11,700
19,000	20,000	1,700	59,000	60,000	5,300	133,000	135,000	11,900
20,000	21,000	1,800	60,000	61,000	5,400	135,000	137,000	12,100
21,000	22,000	1,800	61,000	62,000	5,400	137,000	139,000	12,300
22,000	23,000	1,900	62,000	63,000	5,500	139,000	141,000	12,500
23,000	24,000	2,000	63,000	64,000	5,600	141,000	143,000	12,600
24,000	25,000	2,100	64,000	65,000	5,700	143,000	145,000	12,800
25,000	26,000	2,200	65,000	67,000	5,800	145,000	147,000	13,000
26,000	27,000	2,300	67,000	69,000	6,000	147,000	149,000	13,200
27,000	28,000	2,400	69,000	71,000	6,200	149,000	151,000	13,400
28,000	29,000	2,500	71,000	73,000	6,300	151,000	153,000	13,500
29,000	30,000	2,600	73,000	75,000	6,500	153,000	155,000	13,700
30,000	31,000	2,700	75,000	77,000	6,700	155,000	157,000	13,900
31,000	32,000	2,700	77,000	79,000	6,900	157,000	159,000	14,100
32,000	33,000	2,800	79,000	81,000	7,100	159,000	161,000	14,300
33,000	34,000	2,900	81,000	83,000	7,200	161,000	163,000	14,400
34,000	35,000	3,000	83,000	85,000	7,400	163,000	165,000	14,600
35,000	36,000	3,100	85,000	87,000	7,600	165,000	167,000	14,800
36,000	37,000	3,200	87,000	89,000	7,800	167,000	169,000	15,000
37,000	38,000	3,300	89,000	91,000	8,000	169,000	171,000	15,200
38,000	39,000	3,400	91,000	93,000	8,100	171,000	173,000	15,300
39,000	40,000	3,500	93,000	95,000	8,300	173,000	175,000	15,500
40,000	41,000	3,600	95,000	97,000	8,500	175,000	177,000	15,700

(二)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 177,000	円 179,000	円 15,900	円 288,000	円 291,000	円 25,900	円 414,000	円 418,000	円 37,200
179,000	181,000	16,100	291,000	294,000	26,100	418,000	422,000	37,600
181,000	183,000	16,200	294,000	297,000	26,400	422,000	426,000	37,900
183,000	185,000	16,400	297,000	300,000	26,700	426,000	430,000	38,300
185,000	187,000	16,600	300,000	303,000	27,000	430,000	434,000	38,700
187,000	189,000	16,800	303,000	306,000	27,200	434,000	438,000	39,000
189,000	191,000	17,000	306,000	309,000	27,500	438,000	442,000	39,400
191,000	193,000	17,100	309,000	312,000	27,800	442,000	446,000	39,700
193,000	195,000	17,300	312,000	315,000	28,000	446,000	450,000	40,100
195,000	198,000	17,500	315,000	318,000	28,300	450,000	454,000	40,500
198,000	201,000	17,800	318,000	321,000	28,600	454,000	458,000	40,800
201,000	204,000	18,000	321,000	324,000	28,800	458,000	462,000	41,200
204,000	207,000	18,300	324,000	327,000	29,100	462,000	466,000	41,500
207,000	210,000	18,600	327,000	330,000	29,400	466,000	470,000	41,900
210,000	213,000	18,900	330,000	333,000	29,700	470,000	474,000	42,300
213,000	216,000	19,100	333,000	336,000	29,900	474,000	478,000	42,600
216,000	219,000	19,400	336,000	339,000	30,200	478,000	482,000	43,000
219,000	222,000	19,700	339,000	342,000	30,500	482,000	486,000	43,300
222,000	225,000	19,900	342,000	345,000	30,700	486,000	490,000	43,700
225,000	228,000	20,200	345,000	348,000	31,000	490,000	494,000	44,100
228,000	231,000	20,500	348,000	351,000	31,300	494,000	498,000	44,400
231,000	234,000	20,700	351,000	354,000	31,500	498,000	502,000	44,800
234,000	237,000	21,000	354,000	357,000	31,800	502,000	506,000	45,200
237,000	240,000	21,300	357,000	360,000	32,100	506,000	510,000	45,600
240,000	243,000	21,600	360,000	363,000	32,400	510,000	514,000	46,000
243,000	246,000	21,800	363,000	366,000	32,600	514,000	518,000	46,400
246,000	249,000	22,100	366,000	369,000	32,900	518,000	522,000	46,800
249,000	252,000	22,400	369,000	372,000	33,200	522,000	526,000	47,200
252,000	255,000	22,600	372,000	375,000	33,400	526,000	530,000	47,600
255,000	258,000	22,900	375,000	378,000	33,700	530,000	534,000	48,000
258,000	261,000	23,200	378,000	381,000	34,000	534,000	538,000	48,400
261,000	264,000	23,400	381,000	384,000	34,200	538,000	542,000	48,800
264,000	267,000	23,700	384,000	387,000	34,500	542,000	546,000	49,200
267,000	270,000	24,000	387,000	390,000	34,800	546,000	550,000	49,600
270,000	273,000	24,300	390,000	394,000	35,100	550,000	554,000	50,000
273,000	276,000	24,500	394,000	398,000	35,400	554,000	558,000	50,400
276,000	279,000	24,800	398,000	402,000	35,800	558,000	562,000	50,800
279,000	282,000	25,100	402,000	406,000	36,100	562,000	566,000	51,200
282,000	285,000	25,300	406,000	410,000	36,500	566,000	570,000	51,600
285,000	288,000	25,600	410,000	414,000	36,900	570,000	574,000	52,000

(三)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 574,000	円 578,000	円 52,400	円 705,000	円 710,000	円 65,500	円 855,000	円 860,000	円 80,500
578,000	582,000	52,800	710,000	715,000	66,000	860,000	865,000	81,000
582,000	586,000	53,200	715,000	720,000	66,500	865,000	870,000	81,500
586,000	590,000	53,600	720,000	725,000	67,000	870,000	875,000	82,000
590,000	594,000	54,000	725,000	730,000	67,500	875,000	880,000	82,500
594,000	598,000	54,400	730,000	735,000	68,000	880,000	885,000	83,000
598,000	602,000	54,800	735,000	740,000	68,500	885,000	890,000	83,500
602,000	606,000	55,200	740,000	745,000	69,000	890,000	895,000	84,000
606,000	610,000	55,600	745,000	750,000	69,500	895,000	900,000	84,500
610,000	614,000	56,000	750,000	755,000	70,000	900,000	905,000	85,000
614,000	618,000	56,400	755,000	760,000	70,500	905,000	910,000	85,500
618,000	622,000	56,800	760,000	765,000	71,000	910,000	915,000	86,000
622,000	626,000	57,200	765,000	770,000	71,500	915,000	920,000	86,500
626,000	630,000	57,600	770,000	775,000	72,000	920,000	925,000	87,000
630,000	634,000	58,000	775,000	780,000	72,500	925,000	930,000	87,500
634,000	638,000	58,400	780,000	785,000	73,000	930,000	935,000	88,000
638,000	642,000	58,800	785,000	790,000	73,500	935,000	940,000	88,500
642,000	646,000	59,200	790,000	795,000	74,000	940,000	945,000	89,000
646,000	650,000	59,600	795,000	800,000	74,500	945,000	950,000	89,500
650,000	655,000	60,000	800,000	805,000	75,000	950,000	955,000	90,000
655,000	660,000	60,500	805,000	810,000	75,500	955,000	960,000	90,500
660,000	665,000	61,000	810,000	815,000	76,000	960,000	965,000	91,000
665,000	670,000	61,500	815,000	820,000	76,500	965,000	970,000	91,500
670,000	675,000	62,000	820,000	825,000	77,000	970,000	975,000	92,000
675,000	680,000	62,500	825,000	830,000	77,500	975,000	980,000	92,500
680,000	685,000	63,000	830,000	835,000	78,000	980,000	985,000	93,000
685,000	690,000	63,500	835,000	840,000	78,500	985,000	990,000	93,500
690,000	695,000	64,000	840,000	845,000	79,000	990,000	995,000	94,000
695,000	700,000	64,500	845,000	850,000	79,500	995,000	1,000,000	94,500
700,000	705,000	65,000	850,000	855,000	80,000	1,000,000円		95,000

（備考） 課税山林所得金額に係る税額を求めるには、課税山林所得金額に応じ、「課税山林所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

別表第四　給与所得の源泉徴収税額表（月額表）

イ　甲　　表

（一）

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲									乙
		扶養親族等の数									
		0　人	1　人	2　人	3　人	4　人	5　人	6　人	7　人	8　人	
以　上	未　満	税								額	税　額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
22,500	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料控除後の給与等の金額の6%に相当する金額
22,500	23,000	30	0	0	0	0	0	0	0	0	1,700
23,000	23,500	70	0	0	0	0	0	0	0	0	1,800
23,500	24,000	110	0	0	0	0	0	0	0	0	1,800
24,000	24,500	140	0	0	0	0	0	0	0	0	1,900
24,500	25,000	180	0	0	0	0	0	0	0	0	1,900
25,000	25,500	210	0	0	0	0	0	0	0	0	2,000
25,500	26,000	250	0	0	0	0	0	0	0	0	2,000
26,000	26,500	290	0	0	0	0	0	0	0	0	2,100
26,500	27,000	320	0	0	0	0	0	0	0	0	2,200
27,000	27,500	360	0	0	0	0	0	0	0	0	2,300
27,500	28,000	390	0	0	0	0	0	0	0	0	2,400
28,000	28,500	430	0	0	0	0	0	0	0	0	2,500
28,500	29,000	470	0	0	0	0	0	0	0	0	2,600
29,000	29,500	500	0	0	0	0	0	0	0	0	2,700
29,500	30,000	540	0	0	0	0	0	0	0	0	2,800
30,000	30,500	570	0	0	0	0	0	0	0	0	2,900
30,500	31,000	610	0	0	0	0	0	0	0	0	3,000
31,000	31,500	650	0	0	0	0	0	0	0	0	3,100
31,500	32,000	680	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200
32,000	32,500	720	0	0	0	0	0	0	0	0	3,300
32,500	33,000	750	0	0	0	0	0	0	0	0	3,400
33,000	33,500	790	0	0	0	0	0	0	0	0	3,500
33,500	34,000	830	0	0	0	0	0	0	0	0	3,600
34,000	34,500	870	0	0	0	0	0	0	0	0	3,700
34,500	35,000	910	0	0	0	0	0	0	0	0	3,800
35,000	35,500	950	0	0	0	0	0	0	0	0	3,900
35,500	36,000	990	0	0	0	0	0	0	0	0	4,000
36,000	36,500	1,030	0	0	0	0	0	0	0	0	4,100
36,500	37,000	1,070	0	0	0	0	0	0	0	0	4,200
37,000	37,500	1,110	0	0	0	0	0	0	0	0	4,300
37,500	38,000	1,150	0	0	0	0	0	0	0	0	4,400
38,000	38,500	1,190	20	0	0	0	0	0	0	0	4,500
38,500	39,000	1,230	60	0	0	0	0	0	0	0	4,600
39,000	39,500	1,270	100	0	0	0	0	0	0	0	4,800
39,500	40,000	1,310	130	0	0	0	0	0	0	0	5,000
40,000	40,500	1,350	170	0	0	0	0	0	0	0	5,100
40,500	41,000	1,390	200	0	0	0	0	0	0	0	5,300
41,000	41,500	1,430	240	0	0	0	0	0	0	0	5,500
41,500	42,000	1,470	280	0	0	0	0	0	0	0	5,600
42,000	42,500	1,510	310	0	0	0	0	0	0	0	5,800
42,500	43,000	1,550	350	0	0	0	0	0	0	0	6,000
43,000	43,500	1,590	380	0	0	0	0	0	0	0	6,100
43,500	44,000	1,630	420	0	0	0	0	0	0	0	6,300
44,000	44,500	1,670	460	0	0	0	0	0	0	0	6,500
44,500	45,000	1,710	490	0	0	0	0	0	0	0	6,600

イ　甲　　表

（二）

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲									乙
		扶養親族等の数									
		0　人	1　人	2　人	3　人	4　人	5　人	6　人	7　人	8　人	
以　上	未　満	税								額	税　額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
45,000	45,500	1,750	530	0	0	0	0	0	0	0	6,800
45,500	46,000	1,790	560	40	0	0	0	0	0	0	7,000
46,000	46,500	1,830	600	70	0	0	0	0	0	0	7,100
46,500	47,000	1,870	640	110	0	0	0	0	0	0	7,300
47,000	47,500	1,910	670	150	0	0	0	0	0	0	7,500
47,500	48,000	1,950	710	180	0	0	0	0	0	0	7,600
48,000	49,000	2,010	760	240	0	0	0	0	0	0	7,800
49,000	50,000	2,090	840	310	0	0	0	0	0	0	8,100
50,000	51,000	2,170	920	380	0	0	0	0	0	0	8,800
51,000	52,000	2,250	1,000	450	0	0	0	0	0	0	8,800円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち50,000円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額
52,000	53,000	2,330	1,080	520	0	0	0	0	0	0	
53,000	54,000	2,410	1,160	600	70	0	0	0	0	0	
54,000	55,000	2,530	1,240	670	140	0	0	0	0	0	
55,000	56,000	2,650	1,320	740	220	0	0	0	0	0	
56,000	57,000	2,770	1,400	820	290	0	0	0	0	0	
57,000	58,000	2,900	1,490	910	370	0	0	0	0	0	
58,000	59,000	3,040	1,580	1,000	450	0	0	0	0	0	
59,000	60,000	3,170	1,670	1,090	530	0	0	0	0	0	
60,000	61,000	3,310	1,760	1,180	610	90	0	0	0	0	
61,000	62,000	3,440	1,850	1,270	690	170	0	0	0	0	
62,000	63,000	3,580	1,940	1,360	780	250	0	0	0	0	
63,000	64,000	3,710	2,030	1,450	870	330	0	0	0	0	
64,000	65,000	3,850	2,120	1,540	960	410	0	0	0	0	
65,000	66,000	3,980	2,210	1,630	1,050	490	0	0	0	0	
66,000	67,000	4,120	2,300	1,720	1,140	570	50	0	0	0	
67,000	68,000	4,250	2,390	1,810	1,230	650	130	0	0	0	
68,000	69,000	4,390	2,510	1,900	1,320	730	210	0	0	0	
69,000	70,000	4,520	2,650	1,990	1,410	820	290	0	0	0	
70,000	71,000	4,660	2,780	2,080	1,500	910	370	0	0	0	
71,000	72,000	4,790	2,920	2,170	1,590	1,000	450	0	0	0	
72,000	73,000	4,930	3,050	2,260	1,680	1,090	530	10	0	0	
73,000	74,000	5,070	3,190	2,350	1,770	1,180	610	90	0	0	
74,000	75,000	5,220	3,340	2,470	1,870	1,280	700	180	0	0	
75,000	76,000	5,370	3,490	2,620	1,970	1,380	800	270	0	0	
76,000	77,000	5,520	3,640	2,770	2,070	1,480	900	360	0	0	
77,000	78,000	5,670	3,790	2,920	2,170	1,580	1,000	450	0	0	
78,000	79,000	5,820	3,940	3,070	2,270	1,680	1,100	540	10	0	
79,000	80,000	5,970	4,090	3,220	2,370	1,780	1,200	630	100	0	
80,000	81,000	6,120	4,240	3,370	2,490	1,880	1,300	720	190	0	
81,000	82,000	6,300	4,390	3,520	2,640	1,980	1,400	820	280	0	
82,000	83,000	6,500	4,540	3,670	2,790	2,080	1,500	920	370	0	
83,000	84,000	6,700	4,690	3,820	2,940	2,180	1,600	1,020	460	0	
84,000	85,000	6,900	4,840	3,970	3,090	2,280	1,700	1,120	550	30	
85,000	86,000	7,100	4,990	4,120	3,240	2,380	1,800	1,220	640	120	
86,000	87,000	7,300	5,140	4,270	3,390	2,520	1,900	1,320	730	210	
87,000	88,000	7,500	5,290	4,420	3,540	2,670	2,000	1,420	830	300	
88,000	89,000	7,700	5,440	4,570	3,690	2,820	2,100	1,520	930	390	
89,000	90,000	7,900	5,590	4,720	3,840	2,970	2,200	1,620	1,030	480	
90,000	91,000	8,100	5,740	4,870	3,990	3,120	2,300	1,720	1,130	570	
91,000	92,000	8,300	5,890	5,020	4,140	3,270	2,400	1,820	1,230	660	

イ 甲表
（三）

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲									乙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	
以上	未満	税額									税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
92,000	93,000	8,500	6,040	5,170	4,290	3,420	2,540	1,920	1,330	750	8,800円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち50,000円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額
93,000	94,000	8,700	6,200	5,320	4,440	3,570	2,690	2,020	1,430	850	
94,000	95,000	8,900	6,400	5,470	4,590	3,720	2,840	2,120	1,530	950	
95,000	96,000	9,100	6,600	5,620	4,740	3,870	2,990	2,220	1,630	1,050	
96,000	97,000	9,300	6,800	5,770	4,890	4,020	3,140	2,320	1,730	1,150	
97,000	98,000	9,500	7,000	5,920	5,040	4,170	3,290	2,420	1,830	1,250	
98,000	100,000	9,800	7,300	6,140	5,270	4,390	3,520	2,640	1,980	1,400	
100,000	102,000	10,200	7,700	6,530	5,570	4,690	3,820	2,940	2,180	1,600	31,500円
102,000	104,000	10,600	8,100	6,930	5,870	4,990	4,120	3,240	2,380	1,800	
104,000	106,000	11,000	8,500	7,330	6,170	5,290	4,420	3,540	2,670	2,000	31,500円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち100,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額
106,000	108,000	11,400	8,900	7,730	6,570	5,590	4,720	3,840	2,970	2,200	
108,000	110,000	11,800	9,300	8,130	6,970	5,890	5,020	4,140	3,270	2,400	
110,000	112,000	12,200	9,700	8,530	7,370	6,200	5,320	4,440	3,570	2,690	
112,000	114,000	12,600	10,100	8,930	7,770	6,600	5,620	4,740	3,870	2,990	
114,000	116,000	13,040	10,500	9,330	8,170	7,000	5,920	5,040	4,170	3,290	
116,000	118,000	13,540	10,900	9,730	8,570	7,400	6,230	5,340	4,470	3,590	
118,000	120,000	14,040	11,300	10,130	8,970	7,800	6,630	5,640	4,770	3,890	
120,000	122,000	14,540	11,700	10,530	9,370	8,200	7,030	5,940	5,070	4,190	
122,000	124,000	15,040	12,100	10,930	9,770	8,600	7,430	6,270	5,370	4,490	
124,000	126,000	15,540	12,500	11,330	10,170	9,000	7,830	6,670	5,670	4,790	
126,000	128,000	16,040	12,920	11,730	10,570	9,400	8,230	7,070	5,970	5,090	
128,000	130,000	16,540	13,420	12,130	10,970	9,800	8,630	7,470	6,300	5,390	
130,000	132,000	17,040	13,920	12,530	11,370	10,200	9,030	7,870	6,700	5,690	
132,000	134,000	17,540	14,420	12,960	11,770	10,600	9,430	8,270	7,100	5,990	
134,000	136,000	18,040	14,920	13,460	12,170	11,000	9,830	8,670	7,500	6,330	
136,000	138,000	18,540	15,420	13,960	12,570	11,400	10,230	9,070	7,900	6,730	
138,000	140,000	19,040	15,920	14,460	13,000	11,800	10,630	9,470	8,300	7,130	
140,000	142,000	19,540	16,420	14,960	13,500	12,200	11,030	9,870	8,700	7,530	
142,000	144,000	20,040	16,920	15,460	14,000	12,600	11,430	10,270	9,100	7,930	
144,000	146,000	20,540	17,420	15,960	14,500	13,040	11,830	10,670	9,500	8,330	
146,000	148,000	21,040	17,920	16,460	15,000	13,540	12,230	11,070	9,900	8,730	
148,000	150,000	21,540	18,420	16,960	15,500	14,040	12,630	11,470	10,300	9,130	
150,000	152,000	22,040	18,920	17,460	16,000	14,540	13,080	11,870	10,700	9,530	59,000円
152,000	154,000	22,540	19,420	17,960	16,500	15,040	13,580	12,270	11,100	9,930	59,000円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち150,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額
154,000	156,000	23,040	19,920	18,460	17,000	15,540	14,080	12,670	11,500	10,330	
156,000	158,000	23,600	20,420	18,960	17,500	16,040	14,580	13,120	11,900	10,730	
158,000	160,000	24,200	20,920	19,460	18,000	16,540	15,080	13,620	12,300	11,130	
160,000	162,000	24,800	21,420	19,960	18,500	17,040	15,580	14,120	12,700	11,530	
162,000	164,000	25,400	21,920	20,460	19,000	17,540	16,080	14,620	13,170	11,930	
164,000	166,000	26,000	22,420	20,960	19,500	18,040	16,580	15,120	13,670	12,330	
166,000	168,000	26,600	22,920	21,460	20,000	18,540	17,080	15,620	14,170	12,730	
168,000	170,000	27,200	23,450	21,960	20,500	19,040	17,580	16,120	14,670	13,210	
170,000	172,000	27,800	24,050	22,460	21,000	19,540	18,080	16,620	15,170	13,710	
172,000	174,000	28,400	24,650	22,960	21,500	20,040	18,580	17,120	15,670	14,210	
174,000	176,000	29,000	25,250	23,500	22,000	20,540	19,080	17,620	16,170	14,710	
176,000	178,000	29,600	25,850	24,100	22,500	21,040	19,580	18,120	16,670	15,210	
178,000	180,000	30,200	26,450	24,700	23,000	21,540	20,080	18,620	17,170	15,710	
180,000	182,000	30,800	27,050	25,300	23,550	22,040	20,580	19,120	17,670	16,210	
182,000	184,000	31,400	27,650	25,900	24,150	22,540	21,080	19,620	18,170	16,710	
184,000	186,000	32,000	28,250	26,500	24,750	23,040	21,580	20,120	18,670	17,210	

イ 甲表
（四）

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲									乙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	
以上	未満	税額									税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
186,000	188,000	32,600	28,850	27,100	25,350	23,600	22,080	20,620	19,170	17,710	59,000円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち150,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額
188,000	190,000	33,200	29,450	27,700	25,950	24,200	22,580	21,120	19,670	18,210	
190,000	192,000	33,800	30,050	28,300	26,550	24,800	23,080	21,620	20,170	18,710	
192,000	194,000	34,400	30,650	28,900	27,150	25,400	23,650	22,120	20,670	19,210	
194,000	196,000	35,000	31,250	29,500	27,750	26,000	24,250	22,620	21,170	19,710	
196,000	198,000	35,600	31,850	30,100	28,350	26,600	24,850	23,120	21,670	20,210	
198,000	200,000	36,200	32,450	30,700	28,950	27,200	25,450	23,700	22,170	20,710	
200,000円		36,500	32,750	31,000	29,250	27,500	25,750	24,000	22,420	20,960	
200,000円をこえ210,000円に満たない金額		200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち200,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
210,000円		39,500	35,750	34,000	32,250	30,500	28,750	27,000	25,420	23,960	
210,000円をこえ280,000円に満たない金額		210,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち210,000円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
280,000円		64,000	60,250	58,500	56,750	55,000	53,250	51,500	49,920	48,460	
280,000円をこえ360,000円に満たない金額		280,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち280,000円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
360,000円		96,000	92,250	90,500	88,750	87,000	85,250	83,500	81,920	80,460	
360,000円をこえ530,000円に満たない金額		360,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち360,000円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
530,000円		172,500	168,750	167,000	165,250	163,500	161,750	160,000	158,420	156,960	287,000
530,000円をこえ860,000円に満たない金額		530,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち530,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額									287,000円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち530,000円をこえる金額の65%に相当する金額を加算した金額

イ　甲　表
（五）

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲									乙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	
以上	未満	税								額	税額
860,000円		円 337,500	円 333,750	円 332,000	円 330,250	円 328,500	円 326,750	円 325,000	円 323,420	円 321,960	287,000円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち530,000円をこえる金額の65%に相当する金額を加算した金額
860,000円をこえ1,700,000円に満たない金額		860,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち860,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額									
1,700,000円		円 799,500	円 795,750	円 794,000	円 792,250	円 790,500	円 788,750	円 787,000	円 785,420	円 783,960	
1,700,000円をこえる金額		1,700,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,700,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額									
扶養親族等の数が8人をこえる場合には、扶養親族等の数が8人の場合の税額から、その8人をこえる1人ごとに900円を控除した金額											従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに900円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

（注）　この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者（第八十四条第三項（扶養控除額の特例の適用を受けない者）の規定に該当するもの及び乙表の適用を受けるものを除く。）については、

⑴　まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料（第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。以下同じ。）の金額を控除した金額を求める。

⑵　当該申告書により申告された扶養親族等の数が8人以下である場合には、⑴により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

⑶　当該申告書により申告された扶養親族等の数が8人をこえる場合には、⑴により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が8人であるものとして⑵により求めた税額から、扶養親族等の数が8人をこえる1人ごとに900円を控除した金額が、その求める税額である。

⑷　⑵及び⑶の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十一号ロ（定義）に掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき。⑸において同じ。）は、⑸に該当する場合を除き、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ⑵及び⑶の扶養親族等の数とする。

⑸　⑵の場合において、扶養親族等がない居住者に係る当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、⑴により求めた金額からこれらの一に該当するごとに7,500円を控除した金額をその月の社会保険料控除後の給与等の金額とする。

㈡　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた第八十四条第三項の規定に該当する居住者については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、当該申告書により申告された扶養親族の数（㈠の⑷に該当する場合には、㈠の⑷による扶養親族の数）に応じ、その扶養親族1人につき7,500円を控除した金額に応じ、扶養親族がないものとして㈠の⑵により求めた金額が、その求める税額である。

㈢　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに900円を控除した金額）が、その求める税額である。

ロ　乙　表
（一）

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数							
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上	未満	税							額
円 30,500	円 円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
30,500	31,000	10	0	0	0	0	0	0	0
31,000	31,500	50	0	0	0	0	0	0	0
31,500	32,000	80	0	0	0	0	0	0	0
32,000	32,500	120	0	0	0	0	0	0	0
32,500	33,000	150	0	0	0	0	0	0	0
33,000	33,500	190	0	0	0	0	0	0	0
33,500	34,000	230	0	0	0	0	0	0	0
34,000	34,500	260	0	0	0	0	0	0	0
34,500	35,000	300	0	0	0	0	0	0	0
35,000	35,500	330	0	0	0	0	0	0	0
35,500	36,000	370	0	0	0	0	0	0	0
36,000	36,500	410	0	0	0	0	0	0	0
36,500	37,000	440	0	0	0	0	0	0	0
37,000	37,500	480	0	0	0	0	0	0	0
37,500	38,000	510	0	0	0	0	0	0	0
38,000	38,500	550	20	0	0	0	0	0	0
38,500	39,000	590	60	0	0	0	0	0	0
39,000	39,500	620	100	0	0	0	0	0	0
39,500	40,000	660	130	0	0	0	0	0	0
40,000	40,500	690	170	0	0	0	0	0	0
40,500	41,000	730	200	0	0	0	0	0	0
41,000	41,500	770	240	0	0	0	0	0	0
41,500	42,000	810	280	0	0	0	0	0	0
42,000	42,500	850	310	0	0	0	0	0	0
42,500	43,000	890	350	0	0	0	0	0	0
43,000	43,500	930	380	0	0	0	0	0	0
43,500	44,000	970	420	0	0	0	0	0	0
44,000	44,500	1,010	460	0	0	0	0	0	0
44,500	45,000	1,050	490	0	0	0	0	0	0
45,000	45,500	1,090	530	0	0	0	0	0	0
45,500	46,000	1,130	560	40	0	0	0	0	0
46,000	46,500	1,170	600	70	0	0	0	0	0
46,500	47,000	1,210	640	110	0	0	0	0	0
47,000	47,500	1,250	670	150	0	0	0	0	0
47,500	48,000	1,290	710	180	0	0	0	0	0
48,000	49,000	1,350	760	240	0	0	0	0	0
49,000	50,000	1,430	840	310	0	0	0	0	0
50,000	51,000	1,510	920	380	0	0	0	0	0
51,000	52,000	1,590	1,000	450	0	0	0	0	0
52,000	53,000	1,670	1,080	520	0	0	0	0	0
53,000	54,000	1,750	1,160	600	70	0	0	0	0
54,000	55,000	1,830	1,240	670	140	0	0	0	0
55,000	56,000	1,910	1,320	740	220	0	0	0	0
56,000	57,000	1,990	1,400	820	290	0	0	0	0
57,000	58,000	2,080	1,490	910	370	0	0	0	0
58,000	59,000	2,170	1,580	1,000	450	0	0	0	0
59,000	60,000	2,260	1,670	1,090	530	0	0	0	0
60,000	61,000	2,350	1,760	1,180	610	90	0	0	0
61,000	62,000	2,440	1,850	1,270	690	170	0	0	0
62,000	63,000	2,580	1,940	1,360	780	250	0	0	0

ロ 乙 表
(二)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数							
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以上	未満	税額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
63,000	64,000	2,710	2,030	1,450	870	330	0	0	0
64,000	65,000	2,850	2,120	1,540	960	410	0	0	0
65,000	66,000	2,980	2,210	1,630	1,050	490	0	0	0
66,000	67,000	3,120	2,300	1,720	1,140	570	50	0	0
67,000	68,000	3,250	2,390	1,810	1,230	650	130	0	0
68,000	69,000	3,390	2,510	1,900	1,320	730	210	0	0
69,000	70,000	3,520	2,650	1,990	1,410	820	290	0	0
70,000	71,000	3,660	2,780	2,080	1,500	910	370	0	0
71,000	72,000	3,790	2,920	2,170	1,590	1,000	450	0	0
72,000	73,000	3,930	3,050	2,260	1,680	1,090	530	10	0
73,000	74,000	4,070	3,190	2,350	1,770	1,180	610	90	0
74,000	75,000	4,220	3,340	2,470	1,870	1,280	700	180	0
75,000	76,000	4,370	3,490	2,620	1,970	1,380	800	270	0
76,000	77,000	4,520	3,640	2,770	2,070	1,480	900	360	0
77,000	78,000	4,670	3,790	2,920	2,170	1,580	1,000	450	0
78,000	79,000	4,820	3,940	3,070	2,270	1,680	1,100	540	10
79,000	80,000	4,970	4,090	3,220	2,370	1,780	1,200	630	100
80,000	81,000	5,120	4,240	3,370	2,490	1,880	1,300	720	190
81,000	82,000	5,270	4,390	3,520	2,640	1,980	1,400	820	280
82,000	83,000	5,420	4,540	3,670	2,790	2,080	1,500	920	370
83,000	84,000	5,570	4,690	3,820	2,940	2,180	1,600	1,020	460
84,000	85,000	5,720	4,840	3,970	3,090	2,280	1,700	1,120	550
85,000	86,000	5,870	4,990	4,120	3,240	2,380	1,800	1,220	640
86,000	87,000	6,020	5,140	4,270	3,390	2,520	1,900	1,320	730
87,000	88,000	6,170	5,290	4,420	3,540	2,670	2,000	1,420	830
88,000	89,000	6,370	5,440	4,570	3,690	2,820	2,100	1,520	930
89,000	90,000	6,570	5,590	4,720	3,840	2,970	2,200	1,620	1,030
90,000	91,000	6,770	5,740	4,870	3,990	3,120	2,300	1,720	1,130
91,000	92,000	6,970	5,890	5,020	4,140	3,270	2,400	1,820	1,230
92,000	93,000	7,170	6,040	5,170	4,290	3,420	2,540	1,920	1,330
93,000	94,000	7,370	6,200	5,320	4,440	3,570	2,690	2,020	1,430
94,000	95,000	7,570	6,400	5,470	4,590	3,720	2,840	2,120	1,530
95,000	96,000	7,770	6,600	5,620	4,740	3,870	2,990	2,220	1,630
96,000	97,000	7,970	6,800	5,770	4,890	4,020	3,140	2,320	1,730
97,000	98,000	8,170	7,000	5,920	5,040	4,170	3,290	2,420	1,830
98,000	100,000	8,470	7,300	6,140	5,270	4,390	3,520	2,640	1,980
100,000	102,000	8,870	7,700	6,530	5,570	4,690	3,820	2,940	2,180
102,000	104,000	9,270	8,100	6,930	5,870	4,990	4,120	3,240	2,380
104,000	106,000	9,670	8,500	7,330	6,170	5,290	4,420	3,540	2,670
106,000	108,000	10,070	8,900	7,730	6,570	5,590	4,720	3,840	2,970
108,000	110,000	10,470	9,300	8,130	6,970	5,890	5,020	4,140	3,270
110,000	112,000	10,870	9,700	8,530	7,370	6,200	5,320	4,440	3,570
112,000	114,000	11,270	10,100	8,930	7,770	6,600	5,620	4,740	3,870
114,000	116,000	11,670	10,500	9,330	8,170	7,000	5,920	5,040	4,170
116,000	118,000	12,070	10,900	9,730	8,570	7,400	6,230	5,340	4,470
118,000	120,000	12,470	11,300	10,130	8,970	7,800	6,630	5,640	4,770
120,000	122,000	12,870	11,700	10,530	9,370	8,200	7,030	5,940	5,070
122,000	124,000	13,370	12,100	10,930	9,770	8,600	7,430	6,270	5,370
124,000	126,000	13,870	12,500	11,330	10,170	9,000	7,830	6,670	5,670
126,000	128,000	14,370	12,920	11,730	10,570	9,400	8,230	7,070	5,970

ロ 乙 表
(三)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数							
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以上	未満	税額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
128,000	130,000	14,870	13,420	12,130	10,970	9,800	8,630	7,470	6,300
130,000	132,000	15,370	13,920	12,530	11,370	10,200	9,030	7,870	6,700
132,000	134,000	15,870	14,420	12,960	11,770	10,600	9,430	8,270	7,100
134,000	136,000	16,370	14,920	13,460	12,170	11,000	9,830	8,670	7,500
136,000	138,000	16,870	15,420	13,960	12,570	11,400	10,230	9,070	7,900
138,000	140,000	17,370	15,920	14,460	13,000	11,800	10,630	9,470	8,300
140,000	142,000	17,870	16,420	14,960	13,500	12,200	11,030	9,870	8,700
142,000	144,000	18,370	16,920	15,460	14,000	12,600	11,430	10,270	9,100
144,000	146,000	18,870	17,420	15,960	14,500	13,040	11,830	10,670	9,500
146,000	148,000	19,370	17,920	16,460	15,000	13,540	12,230	11,070	9,900
148,000	150,000	19,870	18,420	16,960	15,500	14,040	12,630	11,470	10,300
150,000	152,000	20,370	18,920	17,460	16,000	14,540	13,080	11,870	10,700
152,000	154,000	20,870	19,420	17,960	16,500	15,040	13,580	12,270	11,100
154,000	156,000	21,370	19,920	18,460	17,000	15,540	14,080	12,670	11,500
156,000	158,000	21,870	20,420	18,960	17,500	16,040	14,580	13,120	11,900
158,000	160,000	22,370	20,920	19,460	18,000	16,540	15,080	13,620	12,300
160,000	162,000	22,870	21,420	19,960	18,500	17,040	15,580	14,120	12,700
162,000	164,000	23,400	21,920	20,460	19,000	17,540	16,080	14,620	13,170
164,000	166,000	24,000	22,420	20,960	19,500	18,040	16,580	15,120	13,670
166,000	168,000	24,600	22,920	21,460	20,000	18,540	17,080	15,620	14,170
168,000	170,000	25,200	23,450	21,960	20,500	19,040	17,580	16,120	14,670
170,000	172,000	25,800	24,050	22,460	21,000	19,540	18,080	16,620	15,170
172,000	174,000	26,400	24,650	22,960	21,500	20,040	18,580	17,120	15,670
174,000	176,000	27,000	25,250	23,500	22,000	20,540	19,080	17,620	16,170
176,000	178,000	27,600	25,850	24,100	22,500	21,040	19,580	18,120	16,670
178,000	180,000	28,200	26,450	24,700	23,000	21,540	20,080	18,620	17,170
180,000	182,000	28,800	27,050	25,300	23,550	22,040	20,580	19,120	17,670
182,000	184,000	29,400	27,650	25,900	24,150	22,540	21,080	19,620	18,170
184,000	186,000	30,000	28,250	26,500	24,750	23,040	21,580	20,120	18,670
186,000	188,000	30,600	28,850	27,100	25,350	23,600	22,080	20,620	19,170
188,000	190,000	31,200	29,450	27,700	25,950	24,200	22,580	21,120	19,670
190,000	192,000	31,800	30,050	28,300	26,550	24,800	23,080	21,620	20,170
192,000	194,000	32,400	30,650	28,900	27,150	25,400	23,650	22,120	20,670
194,000	196,000	33,000	31,250	29,500	27,750	26,000	24,250	22,620	21,170
196,000	198,000	33,600	31,850	30,100	28,350	26,600	24,850	23,120	21,670
198,000	200,000	34,200	32,450	30,700	28,950	27,200	25,450	23,700	22,170
200,000円		34,500	32,750	31,000	29,250	27,500	25,750	24,000	22,420
200,000円をこえ210,000円に満たない金額		200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち200,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額							
210,000円		円 37,500	円 35,750	円 34,000	円 32,250	円 30,500	円 28,750	円 27,000	円 25,420
210,000円をこえ280,000円に満たない金額		210,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち210,000円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額							

ロ　乙　表

（四）

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数							
		1　人	2　人	3　人	4　人	5　人	6　人	7　人	8　人
以上	未満	税							額
280,000円		円 62,000	円 60,250	円 58,500	円 56,750	円 55,000	円 53,250	円 51,500	円 49,920
280,000円をこえ360,000円に満たない金額		280,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち280,000円をこえる金額の40％に相当する金額を加算した金額							
360,000円		円 94,000	円 92,250	円 90,500	円 88,750	円 87,000	円 85,250	円 83,500	円 81,920
360,000円をこえ530,000円に満たない金額		360,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち360,000円をこえる金額の45％に相当する金額を加算した金額							
530,000円		円 170,500	円 168,750	円 167,000	円 165,250	円 163,500	円 161,750	円 160,000	円 158,420
530,000円をこえ860,000円に満たない金額		530,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち530,000円をこえる金額の50％に相当する金額を加算した金額							
860,000円		円 335,500	円 333,750	円 332,000	円 330,250	円 328,500	円 326,750	円 325,000	円 323,420
860,000円をこえ1,700,000円に満たない金額		860,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち860,000円をこえる金額の55％に相当する金額を加算した金額							
1,700,000円		円 797,500	円 795,750	円 794,000	円 792,250	円 790,500	円 788,750	円 787,000	円 785,420
1,700,000円をこえる金額		1,700,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,700,000円をこえる金額の60％に相当する金額を加算した金額							
扶養親族の数が8人をこえる場合には、扶養親族の数が8人の場合の税額から、その8人をこえる1人ごとに900円を控除した金額									

（注）　この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち第八十四条第二項（扶養控除額の特例）の規定に該当するものについて、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

⑴　まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。

⑵　当該申告書により申告された扶養親族の数が8人以下である場合には、⑴により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

⑶　当該申告書により申告された扶養親族の数が8人をこえる場合には、⑴により求めた金額に応じて、扶養親族の数が8人であるものとして⑵により求めた税額から、扶養親族の数が8人をこえる1人ごとに900円を控除した金額が、その求める税額である。

⑷　⑵及び⑶の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十一号ロ（定義）に掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ⑵及び⑶の扶養親族の数とする。

別表第五　給与所得の源泉徴収税額表（日額表）

イ　甲　　表

（一）

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲									乙	丙
		扶養親族等の数										
		0　人	1　人	2　人	3　人	4　人	5　人	6　人	7　人	8　人		
以上	未満	税								額	税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
780	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その日の社会保険料控除後の給与等の金額の6％に相当する金額	0
780	800	5	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0
800	820	5	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0
820	840	5	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0
840	860	5	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0
860	880	10	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0
880	900	10	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0
900	920	10	0	0	0	0	0	0	0	0	80	0
920	940	15	0	0	0	0	0	0	0	0	80	0
940	960	15	0	0	0	0	0	0	0	0	80	0
960	980	15	0	0	0	0	0	0	0	0	90	0
980	1,000	15	0	0	0	0	0	0	0	0	90	0
1,000	1,020	20	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
1,020	1,040	20	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
1,040	1,060	20	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
1,060	1,080	25	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0
1,080	1,100	25	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0
1,100	1,120	25	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0
1,120	1,140	25	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0
1,140	1,160	30	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0
1,160	1,180	30	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
1,180	1,200	30	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
1,200	1,220	35	0	0	0	0	0	0	0	0	140	0
1,220	1,240	35	0	0	0	0	0	0	0	0	140	0
1,240	1,260	35	0	0	0	0	0	0	0	0	150	0
1,260	1,280	40	0	0	0	0	0	0	0	0	150	0
1,280	1,300	40	0	0	0	0	0	0	0	0	150	0
1,300	1,320	40	5	0	0	0	0	0	0	0	160	0
1,320	1,340	45	5	0	0	0	0	0	0	0	170	0
1,340	1,360	45	5	0	0	0	0	0	0	0	170	0
1,360	1,380	45	5	0	0	0	0	0	0	0	180	0
1,380	1,400	50	10	0	0	0	0	0	0	0	190	0
1,400	1,450	50	10	0	0	0	0	0	0	0	190	0
1,450	1,500	55	15	0	0	0	0	0	0	0	210	0
1,500	1,550	60	20	0	0	0	0	0	0	0	230	0
1,550	1,600	65	20	5	0	0	0	0	0	0	240	0
1,600	1,650	65	25	10	0	0	0	0	0	0	260	0
1,650	1,700	70	30	10	0	0	0	0	0	0	280	0
1,700	1,750	75	35	15	0	0	0	0	0	0	300	0
1,750	1,800	80	35	20	0	0	0	0	0	0	300円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,700円をこえる金額の40％に相当する金額を加算した金額	0
1,800	1,850	85	40	20	5	0	0	0	0	0		0
1,850	1,900	90	45	25	10	0	0	0	0	0		0
1,900	1,950	100	50	30	10	0	0	0	0	0		0
1,950	2,000	105	55	35	15	0	0	0	0	0		0
2,000	2,050	110	60	40	20	5	0	0	0	0		0
2,050	2,100	120	65	45	25	5	0	0	0	0		0

イ 甲 表
（二）

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲									乙	丙
		扶養親族等の数										
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人		
以上	未満	税額									税額	税額
2,100	2,150	125	70	50	30	10	0	0	0	0	300円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,700円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額	0
2,150	2,200	130	70	55	35	15	0	0	0	0		0
2,200	2,250	140	75	55	40	20	0	0	0	0		0
2,250	2,300	145	85	60	40	25	5	0	0	0		0
2,300	2,350	150	90	65	45	25	10	0	0	0		0
2,350	2,400	160	95	70	50	30	15	0	0	0		0
2,400	2,450	165	105	75	55	35	20	0	0	0		0
2,450	2,500	170	110	80	60	40	20	5	0	0		4
2,500	2,550	180	115	90	65	45	25	10	0	0		7
2,550	2,600	185	125	95	70	50	30	15	0	0		11
2,600	2,650	195	130	105	75	55	35	20	0	0		15
2,650	2,700	200	140	110	80	60	40	20	5	0		19
2,700	2,750	210	145	120	90	65	45	25	10	0		23
2,750	2,800	220	155	125	95	70	50	30	15	0		27
2,800	2,850	230	160	135	105	75	55	35	20	0		31
2,850	2,900	240	170	140	110	80	60	40	25	5		35
2,900	2,950	250	175	150	120	90	65	45	25	10		40
2,950	3,000	260	185	155	125	95	70	50	30	15		44
3,000	3,050	270	190	165	135	105	75	55	35	20		49
3,050	3,100	280	200	170	140	110	85	60	40	25		53
3,100	3,200	295	210	180	155	125	95	70	50	30		58
3,200	3,300	315	230	195	170	140	110	80	60	40		67
3,300	3,400	335	250	215	185	155	125	95	70	50		76
3,400	3,500	355	270	235	200	170	140	110	80	60	1,080円	85
3,500	3,600	375	290	255	215	185	155	125	95	70	1,080円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち3,400円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額	95
3,600	3,700	395	310	275	235	200	170	140	110	80		105
3,700	3,800	415	330	295	255	215	185	155	125	95		118
3,800	3,900	440	350	315	275	235	200	170	140	110		133
3,900	4,000	465	370	335	295	255	215	185	155	125		148
4,000	4,100	490	390	355	315	275	235	200	170	140		163
4,100	4,200	515	410	375	335	295	255	215	185	155		178
4,200	4,300	540	435	395	355	315	275	235	200	170		193
4,300	4,400	565	460	415	375	335	295	255	220	185		208
4,400	4,500	590	485	435	395	355	315	275	240	200		223
4,500	4,600	615	510	460	415	375	335	295	260	220		238
4,600	4,700	640	535	485	435	395	355	315	280	240		253
4,700	4,800	665	560	510	460	415	375	335	300	260		268
4,800	4,900	690	585	535	485	435	395	355	320	280		285
4,900	5,000	715	610	560	510	460	415	375	340	300		305
5,000	5,100	740	625	585	535	485	440	395	360	320	1,960円	325
5,100	5,200	765	660	610	560	510	465	415	380	340	1,960円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち5,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額	345
5,200	5,300	790	685	635	585	535	490	440	400	360		365
5,300	5,400	820	710	660	610	560	515	465	420	380		385
5,400	5,500	850	735	685	635	585	540	490	440	400		405
5,500	5,600	880	760	710	660	610	565	515	465	420		425
5,600	5,700	910	785	735	685	635	590	540	490	440		445
5,700	5,800	940	815	760	710	660	615	565	515	465		465
5,800	5,900	970	845	785	735	685	640	590	540	490		485
5,900	6,000	1,000	875	815	760	710	665	615	565	515		505
6,000	6,100	1,030	905	845	790	735	690	640	590	540		525

イ 甲 表
（三）

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲									乙	丙
		扶養親族等の数										
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人		
以上	未満	税額									税額	税額
6,100	6,200	1,060	935	875	820	760	715	665	615	565	1,960円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち5,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額	545
6,200	6,300	1,090	965	905	850	790	740	690	640	590		565
6,300	6,400	1,120	995	935	880	820	765	715	665	615		585
6,400	6,500	1,150	1,025	965	910	850	790	740	690	640		610
6,500円		1,165	1,040	980	925	865	805	750	705	655		635
6,500円をこえ7,000円に満たない金額		6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち6,500円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額										635円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち6,500円をこえる金額の25%に相当する金額を加算した金額
7,000円		1,315	1,190	1,130	1,075	1,015	955	900	855	805		
7,000円をこえ9,000円に満たない金額		7,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち7,000円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額										
9,000円		2,015	1,890	1,830	1,775	1,715	1,655	1,600	1,555	1,505		
9,000円をこえ12,000円に満たない金額		9,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち9,000円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額										
12,000円		3,215	3,090	3,030	2,975	2,915	2,855	2,800	2,755	2,705		
12,000円をこえ17,500円に満たない金額		12,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち12,000円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額										
17,500円		5,690	5,565	5,505	5,450	5,390	5,330	5,275	5,230	5,180	9,460	
17,500円をこえ28,500円に満たない金額		17,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち17,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額									9,460円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち17,500円をこえる金額の65%に相当する金額を加算した金額	

イ　甲　　表
（四）

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲									乙	丙
		扶養親族等の数										
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人		
以上	未満	税額									税額	税額
28,500円		円 11,190	円 11,065	円 11,005	円 10,950	円 10,890	円 10,830	円 10,775	円 10,730	円 10,680	9,460円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち17,500円をこえる金額の65%に相当する金額を加算した金額	635円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち6,500円をこえる金額の25%に相当する金額を加算した金額
28,500円をこえ56,500円に満たない金額		28,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち28,500円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額										
56,500円		円 26,590	円 26,465	円 26,405	円 26,350	円 26,290	円 26,230	円 26,175	円 26,130	円 26,080		
56,500円をこえる金額		56,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち56,500円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額										
扶養親族等の数が8人をこえる場合には、扶養親族等の数が8人の場合の税額から、その8人をこえる1人ごとに30円を控除した金額											従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに30円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額	—

（注）　この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者（第八十四条第三項（扶養控除額の特例の適用を受けない者）の規定に該当するもの及び乙表の適用を受けるものを除く。）については、

⑴　まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。

⑵　当該申告書により申告された扶養親族等の数が8人以下である場合には、⑴により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

⑶　当該申告書により申告された扶養親族等の数が8人をこえる場合には、⑴により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が8人であるものとして⑵により求めた税額から、扶養親族等の数が8人をこえる1人ごとに30円を控除した金額が、その求める税額である。

⑷　⑵及び⑶の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十一号ロ（定義）に掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき。⑸において同じ。）は、⑸に該当する場合を除き、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ⑵及び⑶の扶養親族等の数とする。

⑸　⑵の場合において、扶養親族等がない居住者に係る当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、⑴により求めた金額からこれらの一に該当するごとに250円を控除した金額をその日の社会保険料控除後の給与等の金額とする。

㈡　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた第八十四条第三項の規定に該当する居住者については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、当該申告書により申告された扶養親族の数（㈠の⑷に該当する場合には、㈠の⑷による扶養親族の数）に応じ、その扶養親族1人につき250円を控除した金額に応じ、扶養親族がないものとして㈠の⑵により求めた金額が、その求める税額である。

㈢　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、

⑴　⑵に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに30円を控除した金額）が、その求める税額である。

⑵　日雇労務者の受ける給与等（第百八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等をいう。）については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

ロ　乙　　表

（一）

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数							
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上	未満	税額							
円 1,060円未満	円	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
1,060	1,080	5	0	0	0	0	0	0	0
1,080	1,100	5	0	0	0	0	0	0	0
1,100	1,120	5	0	0	0	0	0	0	0
1,120	1,140	5	0	0	0	0	0	0	0
1,140	1,160	10	0	0	0	0	0	0	0
1,160	1,180	10	0	0	0	0	0	0	0
1,180	1,200	10	0	0	0	0	0	0	0
1,200	1,220	15	0	0	0	0	0	0	0
1,220	1,240	15	0	0	0	0	0	0	0
1,240	1,260	15	0	0	0	0	0	0	0
1,260	1,280	15	0	0	0	0	0	0	0
1,280	1,300	20	0	0	0	0	0	0	0
1,300	1,320	20	5	0	0	0	0	0	0
1,320	1,340	20	5	0	0	0	0	0	0
1,340	1,360	25	5	0	0	0	0	0	0
1,360	1,380	25	5	0	0	0	0	0	0
1,380	1,400	25	10	0	0	0	0	0	0
1,400	1,450	30	10	0	0	0	0	0	0
1,450	1,500	35	15	0	0	0	0	0	0
1,500	1,550	35	20	0	0	0	0	0	0
1,550	1,600	40	20	5	0	0	0	0	0
1,600	1,650	45	25	10	0	0	0	0	0
1,650	1,700	50	30	10	0	0	0	0	0
1,700	1,750	55	35	15	0	0	0	0	0
1,750	1,800	55	35	20	0	0	0	0	0
1,800	1,850	60	40	20	5	0	0	0	0
1,850	1,900	65	45	25	10	0	0	0	0
1,900	1,950	70	50	30	10	0	0	0	0
1,950	2,000	75	55	35	15	0	0	0	0
2,000	2,050	80	60	40	20	5	0	0	0
2,050	2,100	85	65	45	25	5	0	0	0
2,100	2,150	90	70	50	30	10	0	0	0
2,150	2,200	100	70	55	35	15	0	0	0
2,200	2,250	105	75	55	40	20	0	0	0
2,250	2,300	110	80	60	40	25	5	0	0
2,300	2,350	120	90	65	45	25	10	0	0
2,350	2,400	125	95	70	50	30	15	0	0
2,400	2,450	130	105	75	55	35	20	0	0
2,450	2,500	140	110	80	60	40	20	5	0
2,500	2,550	145	115	90	65	45	25	10	0
2,550	2,600	155	125	95	70	50	30	15	0
2,600	2,650	160	130	105	75	55	35	20	0
2,650	2,700	170	140	110	80	60	40	20	5
2,700	2,750	175	145	120	90	65	45	25	10
2,750	2,800	185	155	125	95	70	50	30	15
2,800	2,850	190	160	135	105	75	55	35	20
2,850	2,900	200	170	140	110	80	60	40	25
2,900	2,950	205	175	150	120	90	65	45	25
2,950	3,000	215	185	155	125	95	70	50	30
3,000	3,050	225	190	165	135	105	75	55	35

ロ　乙　　表

（二）

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数							
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上	未満	税額							
円 3,050	円 3,100	円 235	円 200	円 170	円 140	円 110	円 85	円 60	円 40
3,100	3,200	250	210	180	150	125	95	70	50
3,200	3,300	270	230	195	165	140	110	80	60
3,300	3,400	290	250	215	180	155	125	95	70
3,400	3,500	310	270	235	195	170	140	110	80
3,500	3,600	330	290	255	215	185	155	125	95
3,600	3,700	350	310	275	235	200	170	140	110
3,700	3,800	370	330	295	255	215	185	155	125
3,800	3,900	390	350	315	275	235	200	170	140
3,900	4,000	410	370	335	295	255	215	185	155
4,000	4,100	430	390	355	315	275	235	200	170
4,100	4,200	455	410	375	335	295	255	215	185
4,200	4,300	480	435	395	355	315	275	235	200
4,300	4,400	505	460	415	375	335	295	255	220
4,400	4,500	530	485	435	395	355	315	275	240
4,500	4,600	555	510	460	415	375	335	295	260
4,600	4,700	580	535	485	435	395	355	315	280
4,700	4,800	605	560	510	460	415	375	335	300
4,800	4,900	630	585	535	485	435	395	355	320
4,900	5,000	655	610	560	510	460	415	375	340
5,000	5,100	680	635	585	535	485	440	395	360
5,100	5,200	705	660	610	560	510	465	415	380
5,200	5,300	730	685	635	585	535	490	440	400
5,300	5,400	755	710	660	610	560	515	465	420
5,400	5,500	785	735	685	635	585	540	490	440
5,500	5,600	815	760	710	660	610	565	515	465
5,600	5,700	845	785	735	685	635	590	540	490
5,700	5,800	875	815	760	710	660	615	565	515
5,800	5,900	905	845	785	735	685	640	590	540
5,900	6,000	935	875	815	760	710	665	615	565
6,000	6,100	965	905	845	790	735	690	640	590
6,100	6,200	995	935	875	820	760	715	665	615
6,200	6,300	1,025	965	905	850	790	740	690	640
6,300	6,400	1,055	995	935	880	820	765	715	665
6,400	6,500	1,085	1,025	965	910	850	790	740	690
6,500円		1,100	1,040	980	925	865	805	750	705
6,500円をこえ7,000円に満たない金額		6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち6,500円をこえる金額の30％に相当する金額を加算した金額							
7,000円		円 1,250	円 1,190	円 1,130	円 1,075	円 1,015	円 955	円 900	円 855
7,000円をこえ9,000円に満たない金額		7,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち7,000円をこえる金額の35％に相当する金額を加算した金額							

ロ　乙　　表
（三）

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数							
	1　　人	2　　人	3　　人	4　　人	5　　人	6　　人	7　　人	8　　人
以　上　未　満	税							額
9,000円	円 1,950	円 1,890	円 1,830	円 1,775	円 1,715	円 1,655	円 1,600	円 1,555
9,000円をこえ12,000円に満たない金額	9,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち9,000円をこえる金額の40％に相当する金額を加算した金額							
12,000円	円 3,150	円 3,090	円 3,030	円 2,975	円 2,915	円 2,855	円 2,800	円 2,755
12,000円をこえ17,500円に満たない金額	12,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち12,000円をこえる金額の45％に相当する金額を加算した金額							
17,500円	円 5,625	円 5,565	円 5,505	円 5,450	円 5,390	円 5,330	円 5,275	円 5,230
17,500円をこえ28,500円に満たない金額	17,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち17,500円をこえる金額の50％に相当する金額を加算した金額							
28,500円	円 11,125	円 11,065	円 11,005	円 10,950	円 10,890	円 10,830	円 10,775	円 10,730
28,500円をこえ56,500円に満たない金額	28,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち28,500円をこえる金額の55％に相当する金額を加算した金額							
56,500円	円 26,525	円 26,465	円 26,405	円 26,350	円 26,290	円 26,230	円 26,175	円 26,130
56,500円をこえる金額	56,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち56,500円をこえる金額の60％に相当する金額を加算した金額							
扶養親族の数が８人をこえる場合には、扶養親族の数が８人の場合の税額から、その８人をこえる１人ごとに30円を控除した金額								

（注）　この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち第八十四条第二項（扶養控除額の特例）の規定に該当するものについて、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

⑴　まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。

⑵　当該申告書により申告された扶養親族の数が８人以下である場合には、⑴により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

⑶　当該申告書により申告された扶養親族の数が８人をこえる場合には、⑴により求めた金額に応じて、扶養親族の数が８人であるものとして⑵により求めた税額から、扶養親族の数が８人をこえる１人ごとに30円を控除した金額が、その求める税額である。

⑷　⑵及び⑶の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十一号ロ（定義）に掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者１人につき１人を加算した数を、それぞれ⑵及び⑶の扶養親族の数とする。

別表第六　賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

賞与の金額に乗ずべき率	甲																		乙	
	扶養親族等の数																			
	0人		1人		2人		3人		4人		5人		6人		7人		8人以上		前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
	前月の社会保険料控除後の給与等の金額																			
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
%	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
0	18,000円未満		30,600円未満		36,400円未満		42,300円未満		47,500円未満		52,700円未満		57,600円未満		62,200円未満		66,800円未満			
2	18,000	19,400	30,600	33,000	36,400	39,400	42,300	45,300	47,500	50,900	52,700	56,300	57,600	61,100	62,200	66,000	66,800	70,800		
4	19,400	21,100	33,000	35,900	39,400	42,700	45,300	48,500	50,900	54,300	56,300	59,600	61,100	64,700	66,000	69,900	70,800	75,000		
6	21,100	32,700	35,900	44,700	42,700	47,400	48,500	52,000	54,300	57,800	59,600	63,300	64,700	68,800	69,900	74,200	75,000	79,700		
8	32,700	44,900	44,700	54,300	47,400	57,900	52,000	61,800	57,800	65,900	63,300	70,000	68,800	74,100	74,200	78,700	79,700	83,800		
10	44,900	49,900	54,300	59,300	57,900	63,500	61,800	67,600	65,900	71,800	70,000	76,400	74,100	81,300	78,700	86,200	83,800	91,200	30,000円未満	
12	49,900	60,000	59,300	65,500	63,500	70,100	67,600	75,000	71,800	80,500	76,400	85,900	81,300	91,400	86,200	96,500	91,200	101,400		
14	60,000	65,600	65,500	73,700	70,100	78,300	75,000	82,900	80,500	87,500	85,900	92,100	91,400	97,100	96,500	102,200	101,400	107,400		
16	65,600	71,700	73,700	82,400	78,300	87,500	82,900	92,600	87,500	97,800	92,100	102,900	97,100	108,100	102,200	113,200	107,400	118,400		
18	71,700	85,600	82,400	95,000	87,500	99,200	92,600	104,300	97,800	109,300	102,900	114,300	108,100	119,300	113,200	124,300	118,400	129,300		
20	85,600	95,100	95,000	105,600	99,200	110,400	104,300	115,300	109,300	120,100	114,300	125,000	119,300	129,900	124,300	134,700	129,300	139,600	30,000	60,000
22	95,100	107,000	105,600	118,800	110,400	124,200	115,300	129,700	120,100	135,200	125,000	140,600	129,900	146,100	134,700	151,600	139,600	156,900		
24	107,000	123,000	118,800	132,900	124,200	137,500	129,700	142,100	135,200	146,700	140,600	151,300	146,100	155,900	151,600	161,000	156,900	166,200		
26	123,000	137,500	132,900	148,500	137,500	153,700	142,100	158,800	146,700	164,000	151,300	169,100	155,900	174,300	161,000	179,400	166,200	184,600		
28	137,500	160,600	148,500	170,000	153,700	174,400	158,800	179,300	164,000	184,300	169,100	189,300	174,300	194,300	179,400	199,300	184,600	204,300		
30	160,600	178,500	170,000	188,900	174,400	193,800	179,300	198,600	184,300	203,500	189,300	208,300	194,300	213,200	199,300	218,100	204,300	222,900	60,000	100,000
32	178,500	212,100	188,900	222,900	193,800	227,900	198,600	232,900	203,500	237,900	208,300	242,900	213,200	247,900	218,100	252,900	222,900	257,900		
35	212,100	247,800	222,900	258,800	227,900	264,000	232,900	269,100	237,900	274,300	242,900	279,400	247,900	284,600	252,900	289,700	257,900	294,900		
38	247,800	287,500	258,800	297,400	264,000	302,000	269,100	306,600	274,300	311,200	279,400	316,200	284,600	321,300	289,700	326,500	294,900	331,600	100,000	120,000
41	287,500	341,400	297,400	353,100	302,000	358,600	306,600	364,100	311,200	369,500	316,200	375,000	321,300	380,500	326,500	385,900	331,600	391,400		
44	341,400	442,400	353,100	452,800	358,600	457,600	364,100	462,500	369,500	467,400	375,000	472,200	380,500	477,100	385,900	481,900	391,400	486,800	120,000	180,000
47	442,400	530,800	452,800	543,300	457,600	549,200	462,500	555,000	467,400	560,800	472,200	566,700	477,100	572,500	481,900	578,300	486,800	584,200		
50	530,800	864,200	543,300	876,700	549,200	882,500	555,000	888,300	560,800	894,200	566,700	900,000	572,500	905,800	578,300	911,700	584,200	917,500	180,000	300,000
55	864,200	1,697,500	876,700	1,710,000	882,500	1,715,800	888,300	1,721,700	894,200	1,727,500	900,000	1,733,300	905,800	1,739,200	911,700	1,745,000	917,500	1,750,800	300,000	570,000
60	1,697,500	2,530,800	1,710,000	2,543,300	1,715,800	2,549,200	1,721,700	2,555,000	1,727,500	2,560,800	1,733,300	2,566,700	1,739,200	2,572,500	1,745,000	2,578,300	1,750,800	2,584,200	570,000	850,000
65	2,530,800円以上		2,543,300円以上		2,549,200円以上		2,555,000円以上		2,560,800円以上		2,566,700円以上		2,572,500円以上		2,578,300円以上		2,584,200円以上		850,000円以上	

（注）　この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

（備考）　賞与の金額に乗ずべき率の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者（第八十四条第三項（扶養控除額の特例の適用を受けない者）の規定に該当するものを除く。）については、㈤に該当する場合を除き、

⑴　まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金額を求める。

⑵　次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と⑴により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

⑶　⑵により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

㈡　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた第八十四条第三項の規定に該当する居住者については、㈤に該当する場合を除き、前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、当該申告書により申告された扶養親族の数に応じてその扶養親族1人につき7,500円を控除した金額に応じ、扶養親族がないものとして甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

㈢　㈠及び㈡の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十一号ロ（定義）に掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

㈣　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつたものを含む。）については、㈤に該当する場合を除き、

⑴　その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

⑵　⑴により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

⑶　⑵により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

㈤　前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額をこえる場合には、この表によらず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定により税額を計算する。

㈥　㈠から㈤までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められているときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第七　年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表

（一）

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,000円未満		0	51,000	52,000	4,500	137,000	139,000	12,700
2,000	3,000	100	52,000	53,000	4,600	139,000	141,000	12,900
3,000	4,000	200	53,000	54,000	4,700	141,000	143,000	13,100
4,000	5,000	300	54,000	55,000	4,800	143,000	145,000	13,300
5,000	6,000	400	55,000	56,000	4,900	145,000	147,000	13,500
6,000	7,000	500	56,000	57,000	5,000	147,000	149,000	13,700
7,000	8,000	600	57,000	58,000	5,100	149,000	151,000	13,900
8,000	9,000	700	58,000	59,000	5,200	151,000	153,000	14,100
9,000	10,000	800	59,000	60,000	5,300	153,000	155,000	14,300
10,000	11,000	900	60,000	61,000	5,400	155,000	157,000	14,500
11,000	12,000	900	61,000	62,000	5,400	157,000	159,000	14,700
12,000	13,000	1,000	62,000	63,000	5,500	159,000	161,000	14,900
13,000	14,000	1,100	63,000	64,000	5,600	161,000	163,000	15,100
14,000	15,000	1,200	64,000	65,000	5,700	163,000	165,000	15,300
15,000	16,000	1,300	65,000	67,000	5,800	165,000	167,000	15,500
16,000	17,000	1,400	67,000	69,000	6,000	167,000	169,000	15,700
17,000	18,000	1,500	69,000	71,000	6,200	169,000	171,000	15,900
18,000	19,000	1,600	71,000	73,000	6,300	171,000	173,000	16,100
19,000	20,000	1,700	73,000	75,000	6,500	173,000	175,000	16,300
20,000	21,000	1,800	75,000	77,000	6,700	175,000	177,000	16,500
21,000	22,000	1,800	77,000	79,000	6,900	177,000	179,000	16,700
22,000	23,000	1,900	79,000	81,000	7,100	179,000	181,000	16,900
23,000	24,000	2,000	81,000	83,000	7,200	181,000	183,000	17,100
24,000	25,000	2,100	83,000	85,000	7,400	183,000	185,000	17,300
25,000	26,000	2,200	85,000	87,000	7,600	185,000	187,000	17,500
26,000	27,000	2,300	87,000	89,000	7,800	187,000	189,000	17,700
27,000	28,000	2,400	89,000	91,000	8,000	189,000	191,000	17,900
28,000	29,000	2,500	91,000	93,000	8,100	191,000	193,000	18,100
29,000	30,000	2,600	93,000	95,000	8,300	193,000	195,000	18,300
30,000	31,000	2,700	95,000	97,000	8,500	195,000	198,000	18,500
31,000	32,000	2,700	97,000	99,000	8,700	198,000	201,000	18,800
32,000	33,000	2,800	99,000	101,000	8,900	201,000	204,000	19,100
33,000	34,000	2,900	101,000	103,000	9,100	204,000	207,000	19,400
34,000	35,000	3,000	103,000	105,000	9,300	207,000	210,000	19,700
35,000	36,000	3,100	105,000	107,000	9,500	210,000	213,000	20,000
36,000	37,000	3,200	107,000	109,000	9,700	213,000	216,000	20,300
37,000	38,000	3,300	109,000	111,000	9,900	216,000	219,000	20,600
38,000	39,000	3,400	111,000	113,000	10,100	219,000	222,000	20,900
39,000	40,000	3,500	113,000	115,000	10,300	222,000	225,000	21,200
40,000	41,000	3,600	115,000	117,000	10,500	225,000	228,000	21,500
41,000	42,000	3,600	117,000	119,000	10,700	228,000	231,000	21,800
42,000	43,000	3,700	119,000	121,000	10,900	231,000	234,000	22,100
43,000	44,000	3,800	121,000	123,000	11,100	234,000	237,000	22,400
44,000	45,000	3,900	123,000	125,000	11,300	237,000	240,000	22,700
45,000	46,000	4,000	125,000	127,000	11,500	240,000	243,000	23,000
46,000	47,000	4,100	127,000	129,000	11,700	243,000	246,000	23,300
47,000	48,000	4,200	129,000	131,000	11,900	246,000	249,000	23,600
48,000	49,000	4,300	131,000	133,000	12,100	249,000	252,000	23,900
49,000	50,000	4,400	133,000	135,000	12,300	252,000	255,000	24,200
50,000	51,000	4,500	135,000	137,000	12,500	255,000	258,000	24,500

（二）

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
258,000	261,000	24,800	414,000	418,000	46,100	614,000	618,000	76,800
261,000	264,000	25,100	418,000	422,000	46,700	618,000	622,000	77,600
264,000	267,000	25,400	422,000	426,000	47,300	622,000	626,000	78,400
267,000	270,000	25,700	426,000	430,000	47,900	626,000	630,000	79,200
270,000	273,000	26,000	430,000	434,000	48,500	630,000	634,000	80,000
273,000	276,000	26,300	434,000	438,000	49,100	634,000	638,000	80,800
276,000	279,000	26,600	438,000	442,000	49,700	638,000	642,000	81,600
279,000	282,000	26,900	442,000	446,000	50,300	642,000	646,000	82,400
282,000	285,000	27,200	446,000	450,000	50,900	646,000	650,000	83,200
285,000	288,000	27,500	450,000	454,000	51,500	650,000	655,000	84,000
288,000	291,000	27,800	454,000	458,000	52,100	655,000	660,000	85,000
291,000	294,000	28,100	458,000	462,000	52,700	660,000	665,000	86,000
294,000	297,000	28,400	462,000	466,000	53,300	665,000	670,000	87,000
297,000	300,000	28,700	466,000	470,000	53,900	670,000	675,000	88,000
300,000	303,000	29,000	470,000	474,000	54,500	675,000	680,000	89,000
303,000	306,000	29,400	474,000	478,000	55,100	680,000	685,000	90,000
306,000	309,000	29,900	478,000	482,000	55,700	685,000	690,000	91,000
309,000	312,000	30,300	482,000	486,000	56,300	690,000	695,000	92,000
312,000	315,000	30,800	486,000	490,000	56,900	695,000	700,000	93,000
315,000	318,000	31,200	490,000	494,000	57,500	700,000	705,000	94,000
318,000	321,000	31,700	494,000	498,000	58,100	705,000	710,000	95,000
321,000	324,000	32,100	498,000	502,000	58,700	710,000	715,000	96,000
324,000	327,000	32,600	502,000	506,000	59,300	715,000	720,000	97,000
327,000	330,000	33,000	506,000	510,000	59,900	720,000	725,000	98,000
330,000	333,000	33,500	510,000	514,000	60,500	725,000	730,000	99,000
333,000	336,000	33,900	514,000	518,000	61,100	730,000	735,000	100,000
336,000	339,000	34,400	518,000	522,000	61,700	735,000	740,000	101,000
339,000	342,000	34,800	522,000	526,000	62,300	740,000	745,000	102,000
342,000	345,000	35,300	526,000	530,000	62,900	745,000	750,000	103,000
345,000	348,000	35,700	530,000	534,000	63,500	750,000	755,000	104,000
348,000	351,000	36,200	534,000	538,000	64,100	755,000	760,000	105,000
351,000	354,000	36,600	538,000	542,000	64,700	760,000	765,000	106,000
354,000	357,000	37,100	542,000	546,000	65,300	765,000	770,000	107,000
357,000	360,000	37,500	546,000	550,000	65,900	770,000	775,000	108,000
360,000	363,000	38,000	550,000	554,000	66,500	775,000	780,000	109,000
363,000	366,000	38,400	554,000	558,000	67,100	780,000	785,000	110,000
366,000	369,000	38,900	558,000	562,000	67,700	785,000	790,000	111,000
369,000	372,000	39,300	562,000	566,000	68,300	790,000	795,000	112,000
372,000	375,000	39,800	566,000	570,000	68,900	795,000	800,000	113,000
375,000	378,000	40,200	570,000	574,000	69,500	800,000	805,000	114,000
378,000	381,000	40,700	574,000	578,000	70,100	805,000	810,000	115,000
381,000	384,000	41,100	578,000	582,000	70,700	810,000	815,000	116,000
384,000	387,000	41,600	582,000	586,000	71,300	815,000	820,000	117,000
387,000	390,000	42,000	586,000	590,000	71,900	820,000	825,000	118,000
390,000	394,000	42,500	590,000	594,000	72,500	825,000	830,000	119,000
394,000	398,000	43,100	594,000	598,000	73,100	830,000	835,000	120,000
398,000	402,000	43,700	598,000	602,000	73,700	835,000	840,000	121,000
402,000	406,000	44,300	602,000	606,000	74,400	840,000	845,000	122,000
406,000	410,000	44,900	606,000	610,000	75,200	845,000	850,000	123,000
410,000	414,000	45,500	610,000	614,000	76,000	850,000	855,000	124,000

（三）

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	
855,000	860,000	125,000	955,000	960,000	145,000	2,200,000	3,000,000	課税給与所得金額に35%を乗じて算出した金額から281,000円を控除した金額
860,000	865,000	126,000	960,000	965,000	146,000			
865,000	870,000	127,000	965,000	970,000	147,000			
870,000	875,000	128,000	970,000	975,000	148,000			
875,000	880,000	129,000	975,000	980,000	149,000			
880,000	885,000	130,000	980,000	985,000	150,000	3,000,000	4,000,000	課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から431,000円を控除した金額
885,000	890,000	131,000	985,000	990,000	151,000			
890,000	895,000	132,000	990,000	995,000	152,000			
895,000	900,000	133,000	995,000	1,000,000	153,000			
900,000	905,000	134,000						
905,000	910,000	135,000	1,000,000	1,500,000	課税給与所得金額に25%を乗じて算出した金額から96,000円を控除した金額	4,000,000	4,630,000	課税給与所得金額に45%を乗じて算出した金額から631,000円を控除した金額
910,000	915,000	136,000						
915,000	920,000	137,000						
920,000	925,000	138,000						
925,000	930,000	139,000						
930,000	935,000	140,000	1,500,000	2,200,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から171,000円を控除した金額	4,630,000円		1,452,500円
935,000	940,000	141,000						
940,000	945,000	142,000						
945,000	950,000	143,000						
950,000	955,000	144,000						

（注）　この表において「課税給与所得金額」とは、第百九十条第二号（年末調整）に規定する給与所得控除後の給与等の金額から同号イからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

㈠　まず、この表の附表によりその年中の給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から、次に掲げる金額を控除した金額を求める。

⑴　その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額

⑵　給与所得者の保険料控除申告書により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額

⑶　給与所得者の保険料控除申告書により申告された生命保険料（第七十六条第一項（生命保険料控除）に規定する生命保険料をいう。以下同じ。）の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

(イ)　その生命保険料の金額の合計額が25,000円までの場合　当該合計額

(ロ)　その生命保険料の金額の合計額が25,000円をこえ50,000円までの場合　当該合計額の2分の1に相当する金額と12,500円との合計額

(ハ)　その生命保険料の金額の合計額が50,000円をこえる場合　37,500円

⑷　給与所得者の保険料控除申告書により申告された損害保険料（第七十七条第一項（損害保険料控除）に規定する損害保険料をいう。以下同じ。）の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

(イ)　その損害保険料の金額のすべてが第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものである場合　当該金額の合計額（その合計額が2,000円をこえる場合には、2,000円）

(ロ)　その損害保険料の金額のすべてが第七十七条第一項第二号に規定する契約に係るものである場合　当該金額の合計額（その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円）

(ハ)　その損害保険料の金額のうちに第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものと同項第二号に規定する契約に係るものとがある場合　当該金額の合計額（その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円）。ただし、同項第一号に規定する契約に係る金額が2,000円をこえ、かつ、同項第二号に規定する契約に係る金額が8,000円未満である場合には、2,000円と同項第二号に規定する契約に係る金額との合計額とする。

㈡　給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合（当該勤労学生が第二条第一項第三十一号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた場合）には、これらの一に該当するごとに70,000円を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき70,000円を、㈠により求めた金額から控除した金額を求める。

㈢　次に、㈠及び㈡により求めた金額から、

⑴　給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がある場合において、

(イ)　当該申告書により申告された扶養親族があるときは、配偶者控除の額、第八十四条第一項（扶養控除）の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、

(ロ)　当該申告書により申告された扶養親族がないときは、配偶者控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、

⑵　給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がない場合において、

(イ)　当該申告書により申告された扶養親族があるときは、

(a)　(b)に該当するときを除くほか、第八十四条第一項及び第二項の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、

(b)　当該申告書に第八十四条第二項の規定に該当する旨の記載がないときは、同条第一項の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、

(ロ)　当該申告書により申告された扶養親族がないときは、基礎控除の額を控除し、

それぞれその残額を求める。

㈣　㈢により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

㈤　㈠から㈣までにより税額を求める場合において、㈢により求めた残額が1,000,000円以上の居住者のその残額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額をその残額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第七の附表

（一）

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
270,000円未満		152,000円未満	314,000	315,000	187,200	359,000	360,000	223,200
270,000	271,000	152,000	315,000	316,000	188,000	360,000	361,000	224,000
271,000	272,000	152,800	316,000	317,000	188,800	361,000	362,000	224,800
272,000	273,000	153,600	317,000	318,000	189,600	362,000	363,000	225,600
273,000	274,000	154,400	318,000	319,000	190,400	363,000	364,000	226,400
274,000	275,000	155,200	319,000	320,000	191,200	364,000	365,000	227,200
275,000	276,000	156,000	320,000	321,000	192,000	365,000	366,000	228,000
276,000	277,000	156,800	321,000	322,000	192,800	366,000	367,000	228,800
277,000	278,000	157,600	322,000	323,000	193,600	367,000	368,000	229,600
278,000	279,000	158,400	323,000	324,000	194,400	368,000	369,000	230,400
279,000	280,000	159,200	324,000	325,000	195,200	369,000	370,000	231,200
280,000	281,000	160,000	325,000	326,000	196,000	370,000	371,000	232,000
281,000	282,000	160,800	326,000	327,000	196,800	371,000	372,000	232,800
282,000	283,000	161,600	327,000	328,000	197,600	372,000	373,000	233,600
283,000	284,000	162,400	328,000	329,000	198,400	373,000	374,000	234,400
284,000	285,000	163,200	329,000	330,000	199,200	374,000	375,000	235,200
285,000	286,000	164,000	330,000	331,000	200,000	375,000	376,000	236,000
286,000	287,000	164,800	331,000	332,000	200,800	376,000	377,000	236,800
287,000	288,000	165,600	332,000	333,000	201,600	377,000	378,000	237,600
288,000	289,000	166,400	333,000	334,000	202,400	378,000	379,000	238,400
289,000	290,000	167,200	334,000	335,000	203,200	379,000	380,000	239,200
290,000	291,000	168,000	335,000	336,000	204,000	380,000	381,000	240,000
291,000	292,000	168,800	336,000	337,000	204,800	381,000	382,000	240,800
292,000	293,000	169,600	337,000	338,000	205,600	382,000	383,000	241,600
293,000	294,000	170,400	338,000	339,000	206,400	383,000	384,000	242,400
294,000	295,000	171,200	339,000	340,000	207,200	384,000	385,000	243,200
295,000	296,000	172,000	340,000	341,000	208,000	385,000	386,000	244,000
296,000	297,000	172,800	341,000	342,000	208,800	386,000	387,000	244,800
297,000	298,000	173,600	342,000	343,000	209,600	387,000	388,000	245,600
298,000	299,000	174,400	343,000	344,000	210,400	388,000	389,000	246,400
299,000	300,000	175,200	344,000	345,000	211,200	389,000	390,000	247,200
300,000	301,000	176,000	345,000	346,000	212,000	390,000	391,000	248,000
301,000	302,000	176,800	346,000	347,000	212,800	391,000	392,000	248,800
302,000	303,000	177,600	347,000	348,000	213,600	392,000	393,000	249,600
303,000	304,000	178,400	348,000	349,000	214,400	393,000	394,000	250,400
304,000	305,000	179,200	349,000	350,000	215,200	394,000	395,000	251,200
305,000	306,000	180,000	350,000	351,000	216,000	395,000	396,000	252,000
306,000	307,000	180,800	351,000	352,000	216,800	396,000	397,000	252,800
307,000	308,000	181,600	352,000	353,000	217,600	397,000	398,000	253,600
308,000	309,000	182,400	353,000	354,000	218,400	398,000	399,000	254,400
309,000	310,000	183,200	354,000	355,000	219,200	399,000	400,000	255,200
310,000	311,000	184,000	355,000	356,000	220,000	400,000	401,000	256,000
311,000	312,000	184,800	356,000	357,000	220,800	401,000	402,000	256,800
312,000	313,000	185,600	357,000	358,000	221,600	402,000	403,000	257,600
313,000	314,000	186,400	358,000	359,000	222,400	403,000	404,000	258,400

（二）

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
404,000	405,000	259,200	449,000	450,000	295,200	530,000	532,000	360,000
405,000	406,000	260,000	450,000	451,000	296,000	532,000	534,000	361,600
406,000	407,000	260,800	451,000	452,000	296,800	534,000	536,000	363,200
407,000	408,000	261,600	452,000	453,000	297,600	536,000	538,000	364,800
408,000	409,000	262,400	453,000	454,000	298,400	538,000	540,000	366,400
409,000	410,000	263,200	454,000	455,000	299,200	540,000	542,000	368,000
410,000	411,000	264,000	455,000	456,000	300,000	542,000	544,000	369,600
411,000	412,000	264,800	456,000	457,000	300,800	544,000	546,000	371,200
412,000	413,000	265,600	457,000	458,000	301,600	546,000	548,000	372,800
413,000	414,000	266,400	458,000	460,000	302,400	548,000	550,000	374,400
414,000	415,000	267,200	460,000	462,000	304,000	550,000	552,000	376,000
415,000	416,000	268,000	462,000	464,000	305,600	552,000	554,000	377,600
416,000	417,000	268,800	464,000	466,000	307,200	554,000	556,000	379,200
417,000	418,000	269,600	466,000	468,000	308,800	556,000	558,000	380,800
418,000	419,000	270,400	468,000	470,000	310,400	558,000	560,000	382,400
419,000	420,000	271,200	470,000	472,000	312,000	560,000	562,000	384,000
420,000	421,000	272,000	472,000	474,000	313,600	562,000	564,000	385,600
421,000	422,000	272,800	474,000	476,000	315,200	564,000	566,000	387,200
422,000	423,000	273,600	476,000	478,000	316,800	566,000	568,000	388,800
423,000	424,000	274,400	478,000	480,000	318,400	568,000	570,000	390,400
424,000	425,000	275,200	480,000	482,000	320,000	570,000	572,000	392,000
425,000	426,000	276,000	482,000	484,000	321,600	572,000	574,000	393,600
426,000	427,000	276,800	484,000	486,000	323,200	574,000	576,000	395,200
427,000	428,000	277,600	486,000	488,000	324,800	576,000	578,000	396,800
428,000	429,000	278,400	488,000	490,000	326,400	578,000	580,000	398,400
429,000	430,000	279,200	490,000	492,000	328,000	580,000	582,000	400,000
430,000	431,000	280,000	492,000	494,000	329,600	582,000	584,000	401,600
431,000	432,000	280,800	494,000	496,000	331,200	584,000	586,000	403,200
432,000	433,000	281,600	496,000	498,000	332,800	586,000	588,000	404,800
433,000	434,000	282,400	498,000	500,000	334,400	588,000	590,000	406,400
434,000	435,000	283,200	500,000	502,000	336,000	590,000	592,000	408,000
435,000	436,000	284,000	502,000	504,000	337,600	592,000	594,000	409,600
436,000	437,000	284,800	504,000	506,000	339,200	594,000	596,000	411,200
437,000	438,000	285,600	506,000	508,000	340,800	596,000	598,000	412,800
438,000	439,000	286,400	508,000	510,000	342,400	598,000	600,000	414,400
439,000	440,000	287,200	510,000	512,000	344,000	600,000	602,000	416,000
440,000	441,000	288,000	512,000	514,000	345,600	602,000	604,000	417,600
441,000	442,000	288,800	514,000	516,000	347,200	604,000	606,000	419,200
442,000	443,000	289,600	516,000	518,000	348,800	606,000	608,000	420,800
443,000	444,000	290,400	518,000	520,000	350,400	608,000	610,000	422,400
444,000	445,000	291,200	520,000	522,000	352,000	610,000	612,000	424,000
445,000	446,000	292,000	522,000	524,000	353,600	612,000	614,000	425,600
446,000	447,000	292,800	524,000	526,000	355,200	614,000	616,000	427,200
447,000	448,000	293,600	526,000	528,000	356,800	616,000	618,000	428,800
448,000	449,000	294,400	528,000	530,000	358,400	618,000	620,000	430,400

(三)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
620,000	622,000	432,000	710,000	712,000	507,000	800,000	802,000	588,000
622,000	624,000	433,600	712,000	714,000	508,800	802,000	804,000	589,800
624,000	626,000	435,200	714,000	716,000	510,600	804,000	806,000	591,600
626,000	628,000	436,800	716,000	718,000	512,400	806,000	808,000	593,400
628,000	630,000	438,400	718,000	720,000	514,200	808,000	810,000	595,200
630,000	632,000	440,000	720,000	722,000	516,000	810,000	812,000	597,000
632,000	634,000	441,600	722,000	724,000	517,800	812,000	814,000	598,800
634,000	636,000	443,200	724,000	726,000	519,600	814,000	816,000	600,600
636,000	638,000	444,800	726,000	728,000	521,400	816,000	818,000	602,400
638,000	640,000	446,400	728,000	730,000	523,200	818,000	820,000	604,200
640,000	642,000	448,000	730,000	732,000	525,000	820,000	822,000	606,000
642,000	644,000	449,600	732,000	734,000	526,800	822,000	824,000	607,800
644,000	646,000	451,200	734,000	736,000	528,600	824,000	826,000	609,600
646,000	648,000	452,800	736,000	738,000	530,400	826,000	828,000	611,400
648,000	650,000	454,400	738,000	740,000	532,200	828,000	830,000	613,200
650,000	652,000	456,000	740,000	742,000	534,000	830,000	832,000	615,000
652,000	654,000	457,600	742,000	744,000	535,800	832,000	834,000	616,800
654,000	656,000	459,200	744,000	746,000	537,600	834,000	836,000	618,600
656,000	658,000	460,800	746,000	748,000	539,400	836,000	838,000	620,400
658,000	660,000	462,400	748,000	750,000	541,200	838,000	840,000	622,200
660,000	662,000	464,000	750,000	752,000	543,000	840,000	842,000	624,000
662,000	664,000	465,600	752,000	754,000	544,800	842,000	844,000	625,800
664,000	666,000	467,200	754,000	756,000	546,600	844,000	846,000	627,600
666,000	668,000	468,800	756,000	758,000	548,400	846,000	848,000	629,400
668,000	670,000	470,400	758,000	760,000	550,200	848,000	850,000	631,200
670,000	672,000	472,000	760,000	762,000	552,000	850,000	852,000	633,000
672,000	674,000	473,600	762,000	764,000	553,800	852,000	854,000	634,800
674,000	676,000	475,200	764,000	766,000	555,600	854,000	856,000	636,600
676,000	678,000	476,800	766,000	768,000	557,400	856,000	858,000	638,400
678,000	680,000	478,400	768,000	770,000	559,200	858,000	860,000	640,200
680,000	682,000	480,000	770,000	772,000	561,000	860,000	862,000	642,000
682,000	684,000	481,800	772,000	774,000	562,800	862,000	864,000	643,800
684,000	686,000	483,600	774,000	776,000	564,600	864,000	866,000	645,600
686,000	688,000	485,400	776,000	778,000	566,400	866,000	868,000	647,400
688,000	690,000	487,200	778,000	780,000	568,200	868,000	870,000	649,200
690,000	692,000	489,000	780,000	782,000	570,000	870,000	872,000	651,000
692,000	694,000	490,800	782,000	784,000	571,800	872,000	874,000	652,800
694,000	696,000	492,600	784,000	786,000	573,600	874,000	876,000	654,600
696,000	698,000	494,400	786,000	788,000	575,400	876,000	878,000	656,400
698,000	700,000	496,200	788,000	790,000	577,200	878,000	880,000	658,200
700,000	702,000	498,000	790,000	792,000	579,000	880,000円以上		給与等の金額から 220,000円を控除した金額
702,000	704,000	499,800	792,000	794,000	580,800			
704,000	706,000	501,600	794,000	796,000	582,600			
706,000	708,000	503,400	796,000	798,000	584,400			
708,000	710,000	505,200	798,000	800,000	586,200			

（備考） 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。

別表第八　退職所得の源泉徴収税額表

(一)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,000円未満		0	102,000	104,000	4,500	274,000	278,000	12,700
4,000	6,000	100	104,000	106,000	4,600	278,000	282,000	12,900
6,000	8,000	200	106,000	108,000	4,700	282,000	286,000	13,100
8,000	10,000	300	108,000	110,000	4,800	286,000	290,000	13,300
10,000	12,000	400	110,000	112,000	4,900	290,000	294,000	13,500
12,000	14,000	500	112,000	114,000	5,000	294,000	298,000	13,700
14,000	16,000	600	114,000	116,000	5,100	298,000	302,000	13,900
16,000	18,000	700	116,000	118,000	5,200	302,000	306,000	14,100
18,000	20,000	800	118,000	120,000	5,300	306,000	310,000	14,300
20,000	22,000	900	120,000	122,000	5,400	310,000	314,000	14,500
22,000	24,000	900	122,000	124,000	5,400	314,000	318,000	14,700
24,000	26,000	1,000	124,000	126,000	5,500	318,000	322,000	14,900
26,000	28,000	1,100	126,000	128,000	5,600	322,000	326,000	15,100
28,000	30,000	1,200	128,000	130,000	5,700	326,000	330,000	15,300
30,000	32,000	1,300	130,000	134,000	5,800	330,000	334,000	15,500
32,000	34,000	1,400	134,000	138,000	6,000	334,000	338,000	15,700
34,000	36,000	1,500	138,000	142,000	6,200	338,000	342,000	15,900
36,000	38,000	1,600	142,000	146,000	6,300	342,000	346,000	16,100
38,000	40,000	1,700	146,000	150,000	6,500	346,000	350,000	16,300
40,000	42,000	1,800	150,000	154,000	6,700	350,000	354,000	16,500
42,000	44,000	1,800	154,000	158,000	6,900	354,000	358,000	16,700
44,000	46,000	1,900	158,000	162,000	7,100	358,000	362,000	16,900
46,000	48,000	2,000	162,000	166,000	7,200	362,000	366,000	17,100
48,000	50,000	2,100	166,000	170,000	7,400	366,000	370,000	17,300
50,000	52,000	2,200	170,000	174,000	7,600	370,000	374,000	17,500
52,000	54,000	2,300	174,000	178,000	7,800	374,000	378,000	17,700
54,000	56,000	2,400	178,000	182,000	8,000	378,000	382,000	17,900
56,000	58,000	2,500	182,000	186,000	8,100	382,000	386,000	18,100
58,000	60,000	2,600	186,000	190,000	8,300	386,000	390,000	18,300
60,000	62,000	2,700	190,000	194,000	8,500	390,000	396,000	18,500
62,000	64,000	2,700	194,000	198,000	8,700	396,000	402,000	18,800
64,000	66,000	2,800	198,000	202,000	8,900	402,000	408,000	19,100
66,000	68,000	2,900	202,000	206,000	9,100	408,000	414,000	19,400
68,000	70,000	3,000	206,000	210,000	9,300	414,000	420,000	19,700
70,000	72,000	3,100	210,000	214,000	9,500	420,000	426,000	20,000
72,000	74,000	3,200	214,000	218,000	9,700	426,000	432,000	20,300
74,000	76,000	3,300	218,000	222,000	9,900	432,000	438,000	20,600
76,000	78,000	3,400	222,000	226,000	10,100	438,000	444,000	20,900
78,000	80,000	3,500	226,000	230,000	10,300	444,000	450,000	21,200
80,000	82,000	3,600	230,000	234,000	10,500	450,000	456,000	21,500
82,000	84,000	3,600	234,000	238,000	10,700	456,000	462,000	21,800
84,000	86,000	3,700	238,000	242,000	10,900	462,000	468,000	22,100
86,000	88,000	3,800	242,000	246,000	11,100	468,000	474,000	22,400
88,000	90,000	3,900	246,000	250,000	11,300	474,000	480,000	22,700
90,000	92,000	4,000	250,000	254,000	11,500	480,000	486,000	23,000
92,000	94,000	4,100	254,000	258,000	11,700	486,000	492,000	23,300
94,000	96,000	4,200	258,000	262,000	11,900	492,000	498,000	23,600
96,000	98,000	4,300	262,000	266,000	12,100	498,000	504,000	23,900
98,000	100,000	4,400	266,000	270,000	12,300	504,000	510,000	24,200
100,000	102,000	4,500	270,000	274,000	12,500	510,000	516,000	24,500

（二）

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税　額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税　額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税　額
以　上	未　満		以　上	未　満		以　上	未　満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
516,000	522,000	24,800	828,000	836,000	46,100	1,228,000	1,236,000	76,800
522,000	528,000	25,100	836,000	844,000	46,700	1,236,000	1,244,000	77,600
528,000	534,000	25,400	844,000	852,000	47,300	1,244,000	1,252,000	78,400
534,000	540,000	25,700	852,000	860,000	47,900	1,252,000	1,260,000	79,200
540,000	546,000	26,000	860,000	868,000	48,500	1,260,000	1,268,000	80,000
546,000	552,000	26,300	868,000	876,000	49,100	1,268,000	1,276,000	80,800
552,000	558,000	26,600	876,000	884,000	49,700	1,276,000	1,284,000	81,600
558,000	564,000	26,900	884,000	892,000	50,300	1,284,000	1,292,000	82,400
564,000	570,000	27,200	892,000	900,000	50,900	1,292,000	1,300,000	83,200
570,000	576,000	27,500	900,000	908,000	51,500	1,300,000	1,310,000	84,000
576,000	582,000	27,800	908,000	916,000	52,100	1,310,000	1,320,000	85,000
582,000	588,000	28,100	916,000	924,000	52,700	1,320,000	1,330,000	86,000
588,000	594,000	28,400	924,000	932,000	53,300	1,330,000	1,340,000	87,000
594,000	600,000	28,700	932,000	940,000	53,900	1,340,000	1,350,000	88,000
600,000	606,000	29,000	940,000	948,000	54,500	1,350,000	1,360,000	89,000
606,000	612,000	29,400	948,000	956,000	55,100	1,360,000	1,370,000	90,000
612,000	618,000	29,900	956,000	964,000	55,700	1,370,000	1,380,000	91,000
618,000	624,000	30,300	964,000	972,000	56,300	1,380,000	1,390,000	92,000
624,000	630,000	30,800	972,000	980,000	56,900	1,390,000	1,400,000	93,000
630,000	636,000	31,200	980,000	988,000	57,500	1,400,000	1,410,000	94,000
636,000	642,000	31,700	988,000	996,000	58,100	1,410,000	1,420,000	95,000
642,000	648,000	32,100	996,000	1,004,000	58,700	1,420,000	1,430,000	96,000
648,000	654,000	32,600	1,004,000	1,012,000	59,300	1,430,000	1,440,000	97,000
654,000	660,000	33,000	1,012,000	1,020,000	59,900	1,440,000	1,450,000	98,000
660,000	666,000	33,500	1,020,000	1,028,000	60,500	1,450,000	1,460,000	99,000
666,000	672,000	33,900	1,028,000	1,036,000	61,100	1,460,000	1,470,000	100,000
672,000	678,000	34,400	1,036,000	1,044,000	61,700	1,470,000	1,480,000	101,000
678,000	684,000	34,800	1,044,000	1,052,000	62,300	1,480,000	1,490,000	102,000
684,000	690,000	35,300	1,052,000	1,060,000	62,900	1,490,000	1,500,000	103,000
690,000	696,000	35,700	1,060,000	1,068,000	63,500	1,500,000	1,510,000	104,000
696,000	702,000	36,200	1,068,000	1,076,000	64,100	1,510,000	1,520,000	105,000
702,000	708,000	36,600	1,076,000	1,084,000	64,700	1,520,000	1,530,000	106,000
708,000	714,000	37,100	1,084,000	1,092,000	65,300	1,530,000	1,540,000	107,000
714,000	720,000	37,500	1,092,000	1,100,000	65,900	1,540,000	1,550,000	108,000
720,000	726,000	38,000	1,100,000	1,108,000	66,500	1,550,000	1,560,000	109,000
726,000	732,000	38,400	1,108,000	1,116,000	67,100	1,560,000	1,570,000	110,000
732,000	738,000	38,900	1,116,000	1,124,000	67,700	1,570,000	1,580,000	111,000
738,000	744,000	39,300	1,124,000	1,132,000	68,300	1,580,000	1,590,000	112,000
744,000	750,000	39,800	1,132,000	1,140,000	68,900	1,590,000	1,600,000	113,000
750,000	756,000	40,200	1,140,000	1,148,000	69,500	1,600,000	1,610,000	114,000
756,000	762,000	40,700	1,148,000	1,156,000	70,100	1,610,000	1,620,000	115,000
762,000	768,000	41,100	1,156,000	1,164,000	70,700	1,620,000	1,630,000	116,000
768,000	774,000	41,600	1,164,000	1,172,000	71,300	1,630,000	1,640,000	117,000
774,000	780,000	42,000	1,172,000	1,180,000	71,900	1,640,000	1,650,000	118,000
780,000	788,000	42,500	1,180,000	1,188,000	72,500	1,650,000	1,660,000	119,000
788,000	796,000	43,100	1,188,000	1,196,000	73,100	1,660,000	1,670,000	120,000
796,000	804,000	43,700	1,196,000	1,204,000	73,700	1,670,000	1,680,000	121,000
804,000	812,000	44,300	1,204,000	1,212,000	74,400	1,680,000	1,690,000	122,000
812,000	820,000	44,900	1,212,000	1,220,000	75,200	1,690,000	1,700,000	123,000
820,000	828,000	45,500	1,220,000	1,228,000	76,000	1,700,000	1,710,000	124,000

（三）

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税　額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税　額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税　額
以　上	未　満		以　上	未　満		以　上	未　満	
円	円	円	円	円		円	円	
1,710,000	1,720,000	125,000	2,000,000	3,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に12.5%を乗じて算出した金額から96,000円を控除した金額	20,000,000	40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から1,431,000円を控除した金額
1,720,000	1,730,000	126,000						
1,730,000	1,740,000	127,000						
1,740,000	1,750,000	128,000						
1,750,000	1,760,000	129,000						
1,760,000	1,770,000	130,000	3,000,000	4,400,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に15%を乗じて算出した金額から171,000円を控除した金額	40,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から2,431,000円を控除した金額
1,770,000	1,780,000	131,000						
1,780,000	1,790,000	132,000						
1,790,000	1,800,000	133,000						
1,800,000	1,810,000	134,000						
1,810,000	1,820,000	135,000	4,400,000	6,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に17.5%を乗じて算出した金額から281,000円を控除した金額	60,000,000	90,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から3,931,000円を控除した金額
1,820,000	1,830,000	136,000						
1,830,000	1,840,000	137,000						
1,840,000	1,850,000	138,000						
1,850,000	1,860,000	139,000						
1,860,000	1,870,000	140,000	6,000,000	8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に20%を乗じて算出した金額から431,000円を控除した金額	90,000,000	120,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から6,181,000円を控除した金額
1,870,000	1,880,000	141,000						
1,880,000	1,890,000	142,000						
1,890,000	1,900,000	143,000						
1,900,000	1,910,000	144,000						
1,910,000	1,920,000	145,000	8,000,000	12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に22.5%を乗じて算出した金額から631,000円を控除した金額	120,000,000円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から9,181,000円を控除した金額
1,920,000	1,930,000	146,000						
1,930,000	1,940,000	147,000						
1,940,000	1,950,000	148,000						
1,950,000	1,960,000	149,000						
1,960,000	1,970,000	150,000	12,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から931,000円を控除した金額			
1,970,000	1,980,000	151,000						
1,980,000	1,990,000	152,000						
1,990,000	2,000,000	153,000						

（注）　この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から第二百一条第二項（退職所得に係る徴収税額）に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

（備考）　税額を求めるには、まず、退職手当等の金額からこの表の附表により第三十条第三項第一号（退職所得控除額）に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第二号に掲げる場合に該当するかどうかに応じて求めた同表の退職所得控除額を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が2,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第八の附表

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
	円	円		円	円
4年以下	200,000	700,000	23　年	2,100,000	2,600,000
			24　年	2,300,000	2,800,000
			25　年	2,500,000	3,000,000
5　年	250,000	750,000	26　年	2,700,000	3,200,000
6　年	300,000	800,000	27　年	2,900,000	3,400,000
7　年	350,000	850,000	28　年	3,100,000	3,600,000
8　年	400,000	900,000	29　年	3,300,000	3,800,000
9　年	450,000	950,000	30　年	3,500,000	4,000,000
10　年	500,000	1,000,000	31　年	3,800,000	4,300,000
11　年	600,000	1,100,000	32　年	4,100,000	4,600,000
12　年	700,000	1,200,000	33　年	4,400,000	4,900,000
13　年	800,000	1,300,000	34　年	4,700,000	5,200,000
14　年	900,000	1,400,000	35　年	5,000,000	5,500,000
15　年	1,000,000	1,500,000	36　年	5,300,000	5,800,000
16　年	1,100,000	1,600,000	37　年	5,600,000	6,100,000
17　年	1,200,000	1,700,000	38　年	5,900,000	6,400,000
18　年	1,300,000	1,800,000	39　年	6,200,000	6,700,000
19　年	1,400,000	1,900,000	40　年	6,500,000	7,000,000
20　年	1,500,000	2,000,000	41年以上	6,500,000円に、勤続年数が40年をこえる1年ごとに300,000円を加算した金額	7,000,000円に、勤続年数が40年をこえる1年ごとに300,000円を加算した金額
21　年	1,700,000	2,200,000			
22　年	1,900,000	2,400,000			

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

（一）　「勤続年数」とは、第二百一条第二項（退職所得に係る徴収税額）に規定する勤続年数に準ずる勤続年数をいう。

（二）　「障害退職の場合」とは、第三十条第四項第二号（障害退職の控除額）に掲げる場合に該当する場合をいう。

（三）　「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいう。

（備考）　退職所得控除額を求めるには、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行を求めるものとし、一般退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、障害退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額である。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。ただし、所得税法第十条（少額預金等の利子所得の非課税）の改正規定は、同年七月一日から施行する。

（経過規定の原則）

第二条　この附則において別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和四十二年分以後の所得税について適用し、昭和四十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（昭和四十二年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例）

第三条　昭和四十二年分の所得税については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二十八条第三項第一号（給与所得控除額）	六十八万円	六十七万円
	八万円	七万円
第二十八条第三項第二号	六十八万万	六十七万円
	八十八万円	八十七万円
	二十万円	十九万円
第二十八条第三項第三号	八十八万円	八十七万円
	二十二万円	二十一万円
第八十三条第一項（配偶者控除）	十五万円	十四万五千円
第八十四条第一項（扶養控除）	七万円	六万七千五百円
第八十六条第一項（基礎控除）	十五万円	十四万七千五百円
第九十条第二項（変動所得及び臨時所得の平均課税）	百万円以下	百万円未満
	別表第二	所得税法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第二十号。以下「改正法」という。）附則別表第一
第百九十条第二号（年末調整）	別表第七の附表	改正法附則別表第五の附表
	別表第七	改正法附則別表第五
第二百一条第一項（退職所得に係る源泉徴収税額）	別表第八	改正法附則別表第六

2　昭和四十二年分の課税総所得金額、課税退職所得金額若しくは課税山林所得金額に係る所得税の額又は新法第九十条第一項第一号に掲げる税額は、次の各号に掲げる税額の区分に応じ当該各号に掲げる税額によるものとする。

一　課税総所得金額又は課税退職所得金額に係る所得税の額　当該課税総所得金額又は課税退職所得金額に応じ附則別表第一に定める税額

二　課税山林所得金額に係る所得税の額　当該課税山林所得金額に応じ附則別表第二に定める税額

三　新法第九十条第一項第一号に掲げる税額　同号に規定する調整所得金額に応じ附則別表第一に定める税額

（内国法人が支払を受ける賞金に対する所得税の課税に関する経過規定）

第四条　新法第五条第三項（内国法人の納税義務）、第七条第一項第四号（内国法人に係る課税所得の範囲）、第百七十四条（内国法人に係る所得税の課税標準）、第百七十五条（内国法人に係る所得税の税率）、第二百十二条第三項（内国法人の所得に係る源泉徴収義務）及び第二百十三条第二項（内国法人の所得に係る源泉徴収税額）（新法第百七十四条第五号に掲げる賞金に係る部分に限る。）の規定は、昭和四十三年一月一日以後に支払を受ける当該賞金について適用する。

（法人の解散等の場合に交付される金銭等に関する経過規定）

第五条　新法第九条第一項第十五号及び第十六号並びに同条第二項第六号及び第七号（非課税所得）並びに第二十五条第一項第三号及び第四号（配当等の額とみなす金額）の規定は、法人税法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第二十一号）の施行の日以後に解散し又は合併した法人から交付を受ける金銭その他の資産について適用し、同日前に解散し又は合併した法人から交付を受ける金銭その他の資産については、なお従前の例による。

（少額預金等の利子所得の非課税に関する経過規定）

第六条　新法第十条第一項（少額預金等の利子所得の非課税）の規定は、昭和四十二年七月一日以後に支払を受けるべき同項各号に掲げる利子又は収益の分配について適用し、同日前に支払を受けるべき当該利子又は収益の分配については、なお従前の例による。

2　昭和四十二年七月一日前に改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第十条第三項（少額預金等の利子所得の非課税）の規定により提出された同項に規定する非課税貯蓄申告書は、同日以後においては、新法第十条第三項第四号に規定する最高限度額が百万円と記載された同項に規定する非課税貯蓄申告書とみなす。

（青色事業専従者給与に関する経過規定）

第七条　新法第五十七条第一項（同項の親族の範囲に関する部分を除く。）及び第二項（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）の規定は、昭和四十三年分以後の所得税について適用し、昭和四十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（小規模事業者の収入及び費用の帰属時期に関する経過規定）

第八条　新法第六十七条の二（小規模事業者の収入及び費用の帰属時期）の規定は、昭和四十三年分以後の所得税について適用する。

（昭和四十二年分の予定納税基準額の計算の特例）

第九条　居住者の昭和四十二年分の所得税については、新法第百四条第一項（予定納税額の納付）に規定する予定納税基準額（以下「予定納税基準額」という。）は、次項の規定の適用がある場合を除き、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる率を乗じて計算した金額によるものとする。

一　その者の昭和四十一年分の課税総所得金額に係る所得税の額（当該課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、旧法第百四条第一項第一号（予定納税額の納付）の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算したところにより、同年分の所得税について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第二条（所得税の軽減又は免除）の規定の適用があつた場合には、同条の規定の適

用がなかつたものとして計算したところによる。）から、当該各種所得につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額（一時所得の金額、雑所得の金額及び雑所得に該当しない臨時所得の金額に係るものを除く。）を控除した金額

二　前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課税総所得金額（昭和四十一年分の所得税について旧法第八十四条第一項（変動所得及び臨時所得の平均課税）の選択がされている場合には、同項第一号に規定する調整所得金額とし、同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、旧法第百四条第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した金額とする。以下この条において「課税総所得金額等」という。）と当該課税総所得金額等の計算の基礎となつた控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びにこれらの者の数に応じ附則別表第三により求めた率

2　昭和四十一年分の課税総所得金額等が二千万円以上である居住者の昭和四十二年分の所得税に係る予定納税基準額は、その者の前項第一号に掲げる金額から三万五千円を控除した金額によるものとする。

3　昭和四十一年分の所得税につき旧法第九十七条第一項（合算対象世帯員がある場合の税額）の規定の適用があつた場合における昭和四十二年分の予定納税基準額の計算については、政令で定める。

4　非居住者の昭和四十二年分の所得税に係る予定納税基準額は、前三項の規定に準じて計算したところによる。

（昭和四十三年分の予定納税基準額の計算の特例）

第十条　居住者の昭和四十三年分の所得税に係る予定納税基準額は、次項の規定の適用がある場合を除き、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる率を乗じて計算した金額によるものとする。

一　その者の昭和四十二年分の課税総所得金額に係る所得税の額（当該課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、新法第百四条第一項第一号（予定納税額の納付）の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算したところにより、同年分の所得税について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条（所得税の軽減又は免除）の規定の適用があつた場合には、同条の規定の適用がなかつたものとして計算したところによる。）から、当該各種所得につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額（一時所得の金額、雑所得の金額及び雑所得に該当しない臨時所得の金額に係るものを除く。）を控除した金額

二　前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課税総所得金額（昭和四十二年分の所得税について新法第九十条第一項（変動所得及び臨時所得の平均課税）の選択がされている場合には、同項第一号に規定する調整所得金額とし、同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、新法第百四条第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した金額とする。以下この条において「課税総所得金額等」という。）と当該課税総所得金額等の計算の基礎となつた控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びにこれらの者の数に

応じ附則別表第四により求めた率

2　昭和四十二年分の課税総所得金額等が五百万円以上である居住者の昭和四十三年分の所得税に係る予定納税基準額は、その者の前項第一号に掲げる金額から三千五百円を控除した金額によるものとする。

3　昭和四十二年分の所得税につき新法第九十七条第一項（合算対象世帯員がある場合の税額）の規定の適用があつた場合における昭和四十三年分の予定納税基準額の計算については、政令で定める。

4　非居住者の昭和四十三年分の所得税に係る予定納税基準額は、前三項の規定に準じて計算したところによる。

（昭和四十二年分及び昭和四十三年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例）

第十一条　昭和四十二年において純損失の金額がある場合における新法第百四十条第一項（純損失の繰戻しによる還付の請求）又は第百四十一条第一項（相続人等の純損失の繰戻しによる還付の請求）（これらの規定を新法第百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、所得税法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第三十一号）附則第三条第二項（昭和四十一年分の所得税の所得控除及び税額の計算の特例）の規定（同条第一項の規定により読み替えられた同法による改正後の所得税法第八十四条第二項（変動所得及び臨時所得の平均課税）の規定を含む。）を適用して計算した所得税の額による。

2　昭和四十三年において純損失の金額がある場合における新法第百四十条第一項又は第百四十一条第一項の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、附則第三条第二項（昭和四十二年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例）の規定（同条第一項の規定により読み替えられた新法第九十条第二項（変動所得及び臨時所得の平均課税）の規定を含む。）を適用して計算した所得税の額による。

（青色申告の承認の取消しに関する経過規定）

第十二条　新法第百五十条第一項第二号（青色申告の承認の取消し）（新法第百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号の規定に該当する事実が生じた場合について適用し、同日前に当該事実が生じた場合については、なお従前の例による。

（非居住者に対する所得税の課税標準等に関する経過規定）

第十三条　新法第百六十九条第三号（分離課税に係る所得税の課税標準）及び第二百十三条第一項第一号（非居住者の所得に係る源泉徴収税額）の規定は、昭和四十二年八月一日以後に支払うべきこれらの規定に規定する賞金について適用し、同日前に支払うべき当該賞金については、なお従前の例による。

（給与所得に係る源泉徴収に関する経過規定）

第十四条　新法第四編第二章第一節（給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額）の規定及び新法別表第四から別表第六までは、施行日以後に支払うべき新法第百八十三条第一項（源泉徴収義務）に規定する給与等（以下この条において「給与等」という。）について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

2　附則第三条第一項（昭和四十二年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例）の規定により読み替えられた新法第百九十条（年末調整）及び新法第百九十一条（過納額の還付）の規定並びに附則別表第五及び同表の附表は、昭和四十二年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が施行日以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

（退職所得に係る源泉徴収に関する経過規定）

第十五条　附則第三条第一項（昭和四十二年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例）の規定により読み替えられた新法第二百一条（退職所得に係る源泉徴収税額）の規定並びに附則別表第六及び新法別表第八の附表は、昭和四十二年中に支払うべき新法第百九十九条（退職所得に係る源泉徴収義務）に規定する退職手当等（以下「退職手当等」という。）で施行日以後に支払われるものについて適用し、同年中に支払うべき退職手当等で同日前に支払われたものについては、なお従前の例による。

（報酬、料金等に係る源泉徴収に関する経過規定）

第十六条　新法第四編第四章第一節（報酬、料金、契約金又は賞金に係る源泉徴収）（新法第二百四条第一項第四号（源泉徴収義務）に掲げる職業拳闘家の報酬、同項第六号に掲げる報酬及び料金並びに同項第八号に掲げる馬主が受ける競馬の賞金に係る部分を除く。）の規定は、昭和四十二年八月一日以後に支払うべき同項の報酬若しくは料金、契約金又は賞金について適用し、同日前に支払うべきこれらの報酬若しくは料金、契約金又は賞金については、なお従前の例による。

2　新法第二百四条第一項第四号に掲げる職業拳闘家の報酬、同項第六号に掲げる報酬若しくは料金又は同項第八号に掲げる馬主が受ける競馬の賞金に係る新法第四編第四章第一節の規定は、昭和四十三年一月一日以後に支払うべきこれらの報酬若しくは料金又は賞金について適用する。

（源泉徴収に係る所得税の納期の特例に関する経過規定）

第十七条　新法第二百十六条（源泉徴収に係る所得税の納期の特例）の規定は、昭和四十二年七月一日以後に徴収した同条に規定する所得税の額を納付する場合について適用し、同日前に徴収した当該所得税の額については、なお従前の例による。

2　昭和四十二年七月一日前にした旧法第二百十六条（源泉徴収に係る所得税の納期の特例）の承認で同日において効力を有するもの及び同日前に提出した旧法第二百十七条第一項（納期の特例に関する承認の申請等）の申請書は、それぞれ新法第二百十六条の承認及び新法第二百十七条第一項（納期の特例に関する承認の申請等）の申請書とみなす。

（不徴収税額の支払金額からの控除及び支払請求等に関する経過規定）

第十八条　新法第二百二十二条（不徴収税額の支払金額からの控除及び支払請求等）の規定は、施行日以後に新法第二百二十一条（源泉徴収に係る所得税の徴収）の規定による徴収をされ又は新法第二百二十二条に規定する納付をした場合について適用し、同日前に当該徴収をされ又は当該納付をした場合については、なお従前の例による。

（施行日前に出国をした者に係る更正の請求）

第十九条　施行日前に昭和四十二年分の所得税につき旧法第百二十七条（年の中途で出国をする場合の確定申告）（旧法第百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十五条（決定）の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に同法第二十四条（更正）又は第

二十六条（再更正）の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項）につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、昭和四十二年八月三十一日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をすることができる。

2　前項の更正の請求に基づく国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合において、新法第百五十九条第二項（更正又は決定による源泉徴収税額等の還付）（新法第百六十八条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）に規定する還付加算金を計算するときは、その計算の基礎となる同項の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき同法第五十七条第一項（充当）の規定による充当（以下「充当」という。）をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

（昭和四十二年三月三十一日までに支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付）

第二十条　昭和四十二年中に支払うべき退職手当等で同年三月三十一日までに支払われたものにつき旧法第百九十九条から第二百二条まで（退職所得に係る源泉徴収）の規定により徴収された所得税の額が、当該退職手当等につき附則第三条第一項（昭和四十二年分の所得税の所得控除及び税額の計算の特例）の規定により読み替えられた新法第二百一条（退職所得に係る源泉徴収税額）及び新法第二百二条（退職所得とみなされる退職一時金に係る源泉徴収）の規定を適用した場合における所得税の額をこえるときは、当該退職手当等の支払を受けた居住者は、政令で定めるところにより、同年八月三十一日までに、納税地の所轄税務署長に対し、そのこえる金額の還付を請求することができる。

2　前項に規定する退職手当等につき同項の規定による還付の請求があつた場合には、その居住者の昭和四十二年分の所得税についての申告、更正又は決定、納付、徴収（退職手当等に係る源泉徴収を除く。）及び還付（当該請求に係る還付を除く。）に関する規定の適用並びに同年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに対する附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第二百一条第一項第二号の規定の適用については、当該請求に係る退職手当等について旧法第百九十九条から第二百二条までの規定により徴収された所得税の額から当該請求により還付すべき金額を控除した金額の所得税の徴収が行なわれたものとみなす。

3　第一項の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）に規定する還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる同項の期間は、第一項の規定による還付の請求があつた日から一月を経過する日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

（罰則に関する経過規定）

第二十一条　施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる所得税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正）

第二十二条　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第五号」を「第六号」に改める。

（所得税法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十三条　所得税法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第六条を次のように改める。

第六条　削除

附則第七条の見出し中「及び昭和四十二年分」を削り、同条第二項を削る。

附則別表第四を次のように改める。

附則別表第四　削除

附則別表第一　昭和42年度分の所得税の簡易税額表

（一）

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
2,000	円未満	0	0	51,000	52,000	4,400	8.8	137,000	139,000	12,500	9
2,000	3,000	100	8.8	52,000	53,000	4,500	8.8	139,000	141,000	12,700	9
3,000	4,000	200	8.8	53,000	54,000	4,600	8.8	141,000	143,000	12,900	9
4,000	5,000	300	8.8	54,000	55,000	4,700	8.8	143,000	145,000	13,100	9
5,000	6,000	400	8.8	55,000	56,000	4,800	8.8	145,000	147,000	13,300	9
6,000	7,000	500	8.8	56,000	57,000	4,900	8.8	147,000	149,000	13,500	9
7,000	8,000	600	8.8	57,000	58,000	5,000	8.8	149,000	151,000	13,700	9
8,000	9,000	700	8.8	58,000	59,000	5,100	8.8	151,000	153,000	13,900	9
9,000	10,000	700	8.8	59,000	60,000	5,100	8.8	153,000	155,000	14,100	9
10,000	11,000	800	8.8	60,000	61,000	5,200	8.8	155,000	157,000	14,300	9
11,000	12,000	900	8.8	61,000	62,000	5,300	8.8	157,000	159,000	14,500	9
12,000	13,000	1,000	8.8	62,000	63,000	5,400	8.8	159,000	161,000	14,700	9
13,000	14,000	1,100	8.8	63,000	64,000	5,500	8.8	161,000	163,000	14,900	9
14,000	15,000	1,200	8.8	64,000	65,000	5,600	8.8	163,000	165,000	15,100	9
15,000	16,000	1,300	8.8	65,000	67,000	5,700	8.8	165,000	167,000	15,300	9
16,000	17,000	1,400	8.8	67,000	69,000	5,800	8.8	167,000	169,000	15,500	9
17,000	18,000	1,400	8.8	69,000	71,000	6,000	8.8	169,000	171,000	15,700	9
18,000	19,000	1,500	8.8	71,000	73,000	6,200	8.8	171,000	173,000	15,900	9
19,000	20,000	1,600	8.8	73,000	75,000	6,400	8.8	173,000	175,000	16,100	9
20,000	21,000	1,700	8.8	75,000	77,000	6,600	8.8	175,000	177,000	16,300	9
21,000	22,000	1,800	8.8	77,000	79,000	6,700	8.8	177,000	179,000	16,500	9
22,000	23,000	1,900	8.8	79,000	81,000	6,900	8.8	179,000	181,000	16,700	9
23,000	24,000	2,000	8.8	81,000	83,000	7,100	8.8	181,000	183,000	16,900	9
24,000	25,000	2,100	8.8	83,000	85,000	7,300	8.8	183,000	185,000	17,100	9
25,000	26,000	2,200	8.8	85,000	87,000	7,400	8.8	185,000	187,000	17,300	9
26,000	27,000	2,200	8.8	87,000	89,000	7,600	8.8	187,000	189,000	17,500	9
27,000	28,000	2,300	8.8	89,000	91,000	7,800	8.8	189,000	191,000	17,700	9
28,000	29,000	2,400	8.8	91,000	93,000	8,000	8.8	191,000	193,000	17,900	9
29,000	30,000	2,500	8.8	93,000	95,000	8,100	8.8	193,000	195,000	18,100	9
30,000	31,000	2,600	8.8	95,000	97,000	8,300	8.8	195,000	198,000	18,300	9
31,000	32,000	2,700	8.8	97,000	99,000	8,500	8.8	198,000	201,000	18,600	9
32,000	33,000	2,800	8.8	99,000	101,000	8,700	8.8	201,000	204,000	18,900	9
33,000	34,000	2,900	8.8	101,000	103,000	8,900	8.8	204,000	207,000	19,200	9
34,000	35,000	2,900	8.8	103,000	105,000	9,100	8.8	207,000	210,000	19,500	9
35,000	36,000	3,000	8.8	105,000	107,000	9,300	8.8	210,000	213,000	19,800	9
36,000	37,000	3,100	8.8	107,000	109,000	9,500	8.8	213,000	216,000	20,100	9
37,000	38,000	3,200	8.8	109,000	111,000	9,700	8.8	216,000	219,000	20,400	9
38,000	39,000	3,300	8.8	111,000	113,000	9,900	8.8	219,000	222,000	20,700	9
39,000	40,000	3,400	8.8	113,000	115,000	10,100	8.8	222,000	225,000	21,000	9
40,000	41,000	3,500	8.8	115,000	117,000	10,300	8.8	225,000	228,000	21,300	9
41,000	42,000	3,600	8.8	117,000	119,000	10,500	8.8	228,000	231,000	21,600	9
42,000	43,000	3,600	8.8	119,000	121,000	10,700	8.8	231,000	234,000	21,900	9
43,000	44,000	3,700	8.8	121,000	123,000	10,900	9	234,000	237,000	22,200	9
44,000	45,000	3,800	8.8	123,000	125,000	11,100	9	237,000	240,000	22,500	9
45,000	46,000	3,900	8.8	125,000	127,000	11,300	9	240,000	243,000	22,800	9
46,000	47,000	4,000	8.8	127,000	129,000	11,500	9	243,000	246,000	23,100	9
47,000	48,000	4,100	8.8	129,000	131,000	11,700	9	246,000	249,000	23,400	9
48,000	49,000	4,200	8.8	131,000	133,000	11,900	9	249,000	252,000	23,700	9
49,000	50,000	4,300	8.8	133,000	135,000	12,100	9	252,000	255,000	24,000	9
50,000	51,000	4,400	8.8	135,000	137,000	12,300	9	255,000	258,000	24,300	9

（二）

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
258,000	261,000	24,600	9	414,000	418,000	45,900	11	614,000	618,000	76,600	12
261,000	264,000	24,900	9	418,000	422,000	46,500	11	618,000	622,000	77,400	12
264,000	267,000	25,200	9	422,000	426,000	47,100	11	622,000	626,000	78,200	12
267,000	270,000	25,500	9	426,000	430,000	47,700	11	626,000	630,000	79,000	12
270,000	273,000	25,800	9	430,000	434,000	48,300	11	630,000	634,000	79,800	12
273,000	276,000	26,100	9	434,000	438,000	48,900	11	634,000	638,000	80,600	12
276,000	279,000	26,400	9	438,000	442,000	49,500	11	638,000	642,000	81,400	12
279,000	282,000	26,700	9	442,000	446,000	50,100	11	642,000	646,000	82,200	12
282,000	285,000	27,000	9	446,000	450,000	50,700	11	646,000	650,000	83,000	12
285,000	288,000	27,300	9	450,000	454,000	51,300	11	650,000	655,000	83,800	12
288,000	291,000	27,600	9	454,000	458,000	51,900	11	655,000	660,000	84,800	12
291,000	294,000	27,900	9	458,000	462,000	52,500	11	660,000	665,000	85,800	13
294,000	297,000	28,200	9	462,000	466,000	53,100	11	665,000	670,000	86,800	13
297,000	300,000	28,500	9	466,000	470,000	53,700	11	670,000	675,000	87,800	13
300,000	303,000	28,800	9	470,000	474,000	54,300	11	675,000	680,000	88,800	13
303,000	306,000	29,200	9	474,000	478,000	54,900	11	680,000	685,000	89,800	13
306,000	309,000	29,700	9	478,000	482,000	55,500	11	685,000	690,000	90,800	13
309,000	312,000	30,100	9	482,000	486,000	56,100	11	690,000	695,000	91,800	13
312,000	315,000	30,600	9	486,000	490,000	56,700	11	695,000	700,000	92,800	13
315,000	318,000	31,000	9	490,000	494,000	57,300	11	700,000	705,000	93,800	13
318,000	321,000	31,500	9	494,000	498,000	57,900	11	705,000	710,000	94,800	13
321,000	324,000	31,900	9	498,000	502,000	58,500	11	710,000	715,000	95,800	13
324,000	327,000	32,400	10	502,000	506,000	59,100	11	715,000	720,000	96,800	13
327,000	330,000	32,800	10	506,000	510,000	59,700	11	720,000	725,000	97,800	13
330,000	333,000	33,300	10	510,000	514,000	60,300	11	725,000	730,000	98,800	13
333,000	336,000	33,700	10	514,000	518,000	60,900	11	730,000	735,000	99,800	13
336,000	339,000	34,200	10	518,000	522,000	61,500	11	735,000	740,000	100,800	13
339,000	342,000	34,600	10	522,000	526,000	62,100	11	740,000	745,000	101,800	13
342,000	345,000	35,100	10	526,000	530,000	62,700	11	745,000	750,000	102,800	13
345,000	348,000	35,500	10	530,000	534,000	63,300	11	750,000	755,000	103,800	13
348,000	351,000	36,000	10	534,000	538,000	63,900	11	755,000	760,000	104,800	13
351,000	354,000	36,400	10	538,000	542,000	64,500	11	760,000	765,000	105,800	13
354,000	357,000	36,900	10	542,000	546,000	65,100	12	765,000	770,000	106,800	13
357,000	360,000	37,300	10	546,000	550,000	65,700	12	770,000	775,000	107,800	14
360,000	363,000	37,800	10	550,000	554,000	66,300	12	775,000	780,000	108,800	14
363,000	366,000	38,200	10	554,000	558,000	66,900	12	780,000	785,000	109,800	14
366,000	369,000	38,700	10	558,000	562,000	67,500	12	785,000	790,000	110,800	14
369,000	372,000	39,100	10	562,000	566,000	68,100	12	790,000	795,000	111,800	14
372,000	375,000	39,600	10	566,000	570,000	68,700	12	795,000	800,000	112,800	14
375,000	378,000	40,000	10	570.000	574,000	69,300	12	800,000	805,000	113,800	14
378,000	381,000	40,500	10	574,000	578,000	69,900	12	805,000	810,000	114,800	14
381,000	384,000	40,900	10	578,000	582,000	70,500	12	810,000	815,000	115,800	14
384,000	387,000	41,400	10	582,000	586,000	71,100	12	815,000	820,000	116,800	14
387,000	390,000	41,800	10	586,000	590,000	71,700	12	820,000	825,000	117,800	14
390,000	394,000	42,300	10	590,000	594,000	72,300	12	825,000	830,000	118,800	14
394,000	398,000	42,900	10	594,000	598,000	72,900	12	830,000	835,000	119,800	14
398,000	402,000	43,500	10	598,000	602,000	73,500	12	835,000	840,000	120,800	14
402,000	406,000	44,100	10	602,000	606,000	74,200	12	840,000	845,000	121,800	14
406,000	410,000	44,700	11	606,000	610,000	75,000	12	845,000	850,000	122,800	14
410,000	414,000	45,300	11	610,000	614,000	75,800	12	850,000	855,000	123,800	14

（三）

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額　(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額　(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額　(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
円	円	円	%	円	円		%	円	円		%
855,000	860,000	124,800	14	1,000,000	1,500,000	(イ)の金額に25%を乗じて算出した金額から96,200円を控除した金額		10,000,000	20,000,000	(イ)の金額に55%を乗じて算出した金額から1,431,200円を控除した金額	
860,000	865,000	125,800	14								
865,000	870,000	126,800	14								
870,000	875,000	127,800	14								
875,000	880,000	128,800	14								
880,000	885,000	129,800	14	1,500,000	2,200,000	(イ)の金額に30%を乗じて算出した金額から171,200円を控除した金額		20,000,000	30,000,000	(イ)の金額に60%を乗じて算出した金額から2,431,200円を控除した金額	
885,000	890,000	130,800	14								
890,000	895,000	131,800	14								
895,000	900,000	132,800	14								
900,000	905,000	133,800	14								
905,000	910,000	134,800	14	2,200,000	3,000,000	(イ)の金額に35%を乗じて算出した金額から281,200円を控除した金額		30,000,000	45,000,000	(イ)の金額に65%を乗じて算出した金額から3,931,200円を控除した金額	
910,000	915,000	135,800	14								
915,000	920,000	136,800	14								
920,000	925,000	137,800	14								
925,000	930,000	138,800	15								
930,000	935,000	139,800	15	3,000,000	4,000,000	(イ)の金額に40%を乗じて算出した金額から431,200円を控除した金額		45,000,000	60,000,000	(イ)の金額に70%を乗じて算出した金額から6,181,200円を控除した金額	
935,000	940,000	140,800	15								
940,000	945,000	141,800	15								
945,000	950,000	142,800	15								
950,000	955,000	143,800	15								
955,000	960,000	144,800	15	4,000,000	6,000,000	(イ)の金額に45%を乗じて算出した金額から631,200円を控除した金額		60,000,000円以上		(イ)の金額に75%を乗じて算出した金額から9,181,200円を控除した金額	
960,000	965,000	145,800	15								
965,000	970,000	146,800	15								
970,000	975,000	147,800	15								
975,000	980,000	148,800	15								
980,000	985,000	149,800	15	6,000,000	10,000,000	(イ)の金額に50%を乗じて算出した金額から931,200円を控除した金額					
985,000	990,000	150,800	15								
990,000	995,000	151,800	15								
995,000	1,000,000	152,800	15								

（注）　この表において「調整所得金額」とは、新法第九十条第一項第一号（変動所得及び臨時所得の平均課税）に規定する調整所得金額をいう。

（備考）

⑴　課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(ロ)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

⑵　附則第三条第一項（昭和四十二年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例）の規定により読み替えられた新法第九十条第一項第二号に規定する割合を求めるには、調整所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(ロ)の(イ)に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

附則別表第二　昭和42年分の山林所得に係る所得税の簡易税額表

（一）

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,000円未満		0	51,000	52,000	4,400	137,000	139,000	12,000
2,000	3,000	100	52,000	53,000	4,500	139,000	141,000	12,200
3,000	4,000	200	53,000	54,000	4,600	141,000	143,000	12,400
4,000	5,000	300	54,000	55,000	4,700	143,000	145,000	12,500
5,000	6,000	400	55,000	56,000	4,800	145,000	147,000	12,700
6,000	7,000	500	56,000	57,000	4,900	147,000	149,000	12,900
7,000	8,000	600	57,000	58,000	5,000	149,000	151,000	13,100
8,000	9,000	700	58,000	59,000	5,100	151,000	153,000	13,200
9,000	10,000	700	59,000	60,000	5,100	153,000	155,000	13,400
10,000	11,000	800	60,000	61,000	5,200	155,000	157,000	13,600
11,000	12,000	900	61,000	62,000	5,300	157,000	159,000	13,800
12,000	13,000	1,000	62,000	63,000	5,400	159,000	161,000	13,900
13,000	14,000	1,100	63,000	64,000	5,500	161,000	163,000	14,100
14,000	15,000	1,200	64,000	65,000	5,600	163,000	165,000	14,300
15,000	16,000	1,300	65,000	67,000	5,700	165,000	167,000	14,500
16,000	17,000	1,400	67,000	69,000	5,800	167,000	169,000	14,600
17,000	18,000	1,400	69,000	71,000	6,000	169,000	171,000	14,800
18,000	19,000	1,500	71,000	73,000	6,200	171,000	173,000	15,000
19,000	20,000	1,600	73,000	75,000	6,400	173,000	175,000	15,200
20,000	21,000	1,700	75,000	77,000	6,600	175,000	177,000	15,400
21,000	22,000	1,800	77,000	79,000	6,700	177,000	179,000	15,500
22,000	23,000	1,900	79,000	81,000	6,900	179,000	181,000	15,700
23,000	24,000	2,000	81,000	83,000	7,100	181,000	183,000	15,900
24,000	25,000	2,100	83,000	85,000	7,300	183,000	185,000	16,100
25,000	26,000	2,200	85,000	87,000	7,400	185,000	187,000	16,200
26,000	27,000	2,200	87,000	89,000	7,600	187,000	189,000	16,400
27,000	28,000	2,300	89,000	91,000	7,800	189,000	191,000	16,600
28,000	29,000	2,400	91,000	93,000	8,000	191,000	193,000	16,800
29,000	30,000	2,500	93,000	95,000	8,100	193,000	195,000	16,900
30,000	31,000	2,600	95,000	97,000	8,300	195,000	198,000	17,100
31,000	32,000	2,700	97,000	99,000	8,500	198,000	201,000	17,400
32,000	33,000	2,800	99,000	101,000	8,700	201,000	204,000	17,600
33,000	34,000	2,900	101,000	103,000	8,800	204,000	207,000	17,900
34,000	35,000	2,900	103,000	105,000	9,000	207,000	210,000	18,200
35,000	36,000	3,000	105,000	107,000	9,200	210,000	213,000	18,400
36,000	37,000	3,100	107,000	109,000	9,400	213,000	216,000	18,700
37,000	38,000	3,200	109,000	111,000	9,500	216,000	219,000	19,000
38,000	39,000	3,300	111,000	113,000	9,700	219,000	222,000	19,200
39,000	40,000	3,400	113,000	115,000	9,900	222,000	225,000	19,500
40,000	41,000	3,500	115,000	117,000	10,100	225,000	228,000	19,800
41,000	42,000	3,600	117,000	119,000	10,200	228,000	231,000	20,000
42,000	43,000	3,600	119,000	121,000	10,400	231,000	234,000	20,300
43,000	44,000	3,700	121,000	123,000	10,600	234,000	237,000	20,500
44,000	45,000	3,800	123,000	125,000	10,800	237,000	240,000	20,800
45,000	46,000	3,900	125,000	127,000	11,000	240,000	243,000	21,100
46,000	47,000	4,000	127,000	129,000	11,100	243,000	246,000	21,300
47,000	48,000	4,100	129,000	131,000	11,300	246,000	249,000	21,600
48,000	49,000	4,200	131,000	133,000	11,500	249,000	252,000	21,900
49,000	50,000	4,300	133,000	135,000	11,700	252,000	255,000	22,100
50,000	51,000	4,400	135,000	137,000	11,800	255,000	258,000	22,400

（二）

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
258,000	261,000	22,700	414,000	418,000	36,400	614,000	618,000	55,400
261,000	264,000	22,900	418,000	422,000	36,700	618,000	622,000	55,800
264,000	267,000	23,200	422,000	426,000	37,100	622,000	626,000	56,200
267,000	270,000	23,400	426,000	430,000	37,400	626,000	630,000	56,600
270,000	273,000	23,700	430,000	434,000	37,800	630,000	634,000	57,000
273,000	276,000	24,000	434,000	438,000	38,100	634,000	638,000	57,400
276,000	279,000	24,200	438,000	442,000	38,500	638,000	642,000	57,800
279,000	282,000	24,500	442,000	446,000	38,800	642,000	646,000	58,200
282,000	285,000	24,800	446,000	450,000	39,200	646,000	650,000	58,600
285,000	288,000	25,000	450,000	454,000	39,600	650,000	655,000	59,000
288,000	291,000	25,300	454,000	458,000	39,900	655,000	660,000	59,500
291,000	294,000	25,600	458,000	462,000	40,300	660,000	665,000	60,000
294,000	297,000	25,800	462,000	466,000	40,600	665,000	670,000	60,500
297,000	300,000	26,100	466,000	470,000	41,000	670,000	675,000	61,000
300,000	303,000	26,400	470,000	474,000	41,300	675,000	680,000	61,500
303,000	306,000	26,600	474,000	478,000	41,700	680,000	685,000	62,000
306,000	309,000	26,900	478,000	482,000	42,000	685,000	690,000	62,500
309,000	312,000	27,100	482,000	486,000	42,400	690,000	695,000	63,000
312,000	315,000	27,400	486,000	490,000	42,700	695,000	700,000	63,500
315,000	318,000	27,700	490,000	494,000	43,100	700,000	705,000	64,000
318,000	321,000	27,900	494,000	498,000	43,400	705,000	710,000	64,500
321,000	324,000	28,200	498,000	502,000	43,800	710,000	715,000	65,000
324,000	327,000	28,500	502,000	506,000	44,200	715,000	720,000	65,500
327,000	330,000	28,700	506,000	510,000	44,600	720,000	725,000	66,000
330,000	333,000	29,000	510,000	514,000	45,000	725,000	730,000	66,500
333,000	336,000	29,300	514,000	518,000	45,400	730,000	735,000	67,000
336,000	339,000	29,500	518,000	522,000	45,800	735,000	740,000	67,500
339,000	342,000	29,800	522,000	526,000	46,200	740,000	745,000	68,000
342,000	345,000	30,000	526,000	530,000	46,600	745,000	750,000	68,500
345,000	348,000	30,300	530,000	534,000	47,000	750,000	755,000	69,000
348,000	351,000	30,600	534,000	538,000	47,400	755,000	760,000	69,500
351,000	354,000	30,800	538,000	542,000	47,800	760,000	765,000	70,000
354,000	357,000	31,100	542,000	546,000	48,200	765,000	770,000	70,500
357,000	360,000	31,400	546,000	550,000	48,600	770,000	775,000	71,000
360,000	363,000	31,600	550,000	554,000	49,000	775,000	780,000	71,500
363,000	366,000	31,900	554,000	558,000	49,400	780,000	785,000	72,000
366,000	369,000	32,200	558,000	562,000	49,800	785,000	790,000	72,500
369,000	372,000	32,400	562,000	566,000	50,200	790,000	795,000	73,000
372,000	375,000	32,700	566,000	570,000	50,600	795,000	800,000	73,500
375,000	378,000	33,000	570,000	574,000	51,000	800,000	805,000	74,000
378,000	381,000	33,200	574,000	578,000	51,400	805,000	810,000	74,500
381,000	384,000	33,500	578,000	582,000	51,800	810,000	815,000	75,000
384,000	387,000	33,700	582,000	586,000	52,200	815,000	820,000	75,500
387,000	390,000	34,000	586,000	590,000	52,600	820,000	825,000	76,000
390,000	394,000	34,300	590,000	594,000	53,000	825,000	830,000	76,500
394,000	398,000	34,600	594,000	598,000	53,400	830,000	835,000	77,000
398,000	402,000	35,000	598,000	602,000	53,800	835,000	840,000	77,500
402,000	406,000	35,300	602,000	606,000	54,200	840,000	845,000	78,000
406,000	410,000	35,700	606,000	610,000	54,600	845,000	850,000	78,500
410,000	414,000	36,000	610,000	614,000	55,000	850,000	855,000	79,000

（三）

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円		円	円	
855,000	860,000	79,500	1,500,000	3,000,000	課税山林所得金額に15%を乗じて算出した金額から81,000円を控除した金額	30,000,000	50,000,000	課税山林所得金額に50%を乗じて算出した金額から4,656,000円を控除した金額
860,000	865,000	80,000						
865,000	870,000	80,500						
870,000	875,000	81,000						
875,000	880,000	81,500						
880,000	885,000	82,000	3,000,000	5,000,000	課税山林所得金額に20%を乗じて算出した金額から231,000円を控除した金額	50,000,000	100,000,000	課税山林所得金額に55%を乗じて算出した金額から7,156,000円を控除した金額
885,000	890,000	82,500						
890,000	895,000	83,000						
895,000	900,000	83,500						
900,000	905,000	84,000						
905,000	910,000	84,500	5,000,000	7,500,000	課税山林所得金額に25%を乗じて算出した金額から481,000円を控除した金額	100,000,000	150,000,000	課税山林所得金額に60%を乗じて算出した金額から12,156,000円を控除した金額
910,000	915,000	85,000						
915,000	920,000	85,500						
920,000	925,000	86,000						
925,000	930,000	86,500						
930,000	935,000	87,000	7,500,000	11,000,000	課税山林所得金額に30%を乗じて算出した金額から856,000円を控除した金額	150,000,000	225,000,000	課税山林所得金額に65%を乗じて算出した金額から19,656,000円を控除した金額
935,000	940,000	87,500						
940,000	945,000	88,000						
945,000	950,000	88,500						
950,000	955,000	89,000						
955,000	960,000	89,500	11,000,000	15,000,000	課税山林所得金額に35%を乗じて算出した金額から1,406,000円を控除した金額	225,000,000	300,000,000	課税山林所得金額に70%を乗じて算出した金額から30,906,000円を控除した金額
960,000	965,000	90,000						
965,000	970,000	90,500						
970,000	975,000	91,000						
975,000	980,000	91,500						
980,000	985,000	92,000	15,000,000	20,000,000	課税山林所得金額に40%を乗じて算出した金額から2,156,000円を控除した金額	300,000,000円以上		課税山林所得金額に75%を乗じて算出した金額から45,906,000円を控除した金額
985,000	990,000	92,500						
990,000	995,000	93,000						
995,000	1,000,000	93,500						
1,000,000	1,500,000	課税山林所得金額に10%を乗じて算出した金額から6,000円を控除した金額	20,000,000	30,000,000	課税山林所得金額に45%を乗じて算出した金額から3,156,000円を控除した金額			

（備考）　課税山林所得金額に係る税額を求めるには、課税山林所得金額に応じ、「課税山林所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

附則別表第三　昭和42年分の所得税の予定納税基準額の算出率の表

昭和41年分の課税総所得金額等に係る所得税の額に乗ずべき率	扶養親族等の数																	
	0人		1人		2人		3人		4人		5人		6人		7人		8人以上	
	昭和41年分の課税総所得金額等																	
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
0%	172,000円未満		189,500円未満		199,500円未満		209,500円未満		219,500円未満		229,500円未満		239,500円未満		249,500円未満		259,500円未満	
60															249,500	270,000	259,500	370,000
65													239,500	380,000	270,000	420,000	370,000	450,000
70									219,500	250,000	229,500	400,000	380,000	440,000	420,000	480,000	450,000	520,000
75							209,500	370,000	250,000	420,000	400,000	470,000	440,000	530,000	480,000	710,000	520,000	760,000
80					199,500	390,000	370,000	460,000	420,000	670,000	470,000	740,000	530,000	810,000	710,000	910,000	760,000	1,140,000
85			189,500	430,000	390,000	700,000	460,000	800,000	670,000	1,120,000	740,000	1,230,000	810,000	1,410,000	910,000	1,690,000	1,140,000	1,790,000
90			430,000	1,630,000	700,000	2,250,000	800,000	2,450,000	1,120,000	3,120,000	1,230,000	3,320,000	1,410,000	3,520,000	1,690,000	3,720,000	1,790,000	4,150,000
95	172,000	6,580,000	1,630,000	8,330,000	2,250,000	9,330,000	2,450,000	10,730,000	3,120,000	11,730,000	3,320,000	12,730,000	3,520,000	13,730,000	3,720,000	14,730,000	4,150,000	15,730,000
99	6,580,000	20,000,000	8,330,000	20,000,000	9,330,000	20,000,000	10,730,000	20,000,000	11,730,000	20,000,000	12,730,000	20,000,000	13,730,000	20,000,000	14,730,000	20,000,000	15,730,000	20,000,000

（注）

㈠　この表は、昭和41年分の課税総所得金額等が20,000,000円未満である者について適用する表である。

㈡　この表における用語については、次に定めるところによる。

⑴　「昭和41年分の課税総所得金額等」とは、附則第九条第一項第二号（昭和四十二年分の予定納税基準額の計算の特例）に規定する課税総所得金額等をいう。

⑵　「扶養親族等の数」とは、昭和41年分の所得税につき旧法第七十七条（配偶者控除）の規定の適用を受けた控除対象配偶者及び旧法第七十八条（扶養控除）の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をいう。

㈢　昭和41年分の課税総所得金額等が20,000,000円以上である者については、この表によらず、附則第九条第一項第一号に掲げる金額から35,000円を控除した金額が昭和42年分の所得税の予定納税基準額である。

附則別表第四　昭和43年分の所得税の予定納税基準額の算出率の表

昭和42年分の課税総所得金額等に係る所得税の額に乗ずべき率	扶養親族等の数																	
	0人		1人		2人		3人		4人		5人		6人		7人		8人以上	
	昭和42年分の課税総所得金額等																	
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
%	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
0	163,000円未満		168,000円未満		170,000円未満		173,000円未満		175,000円未満		178,000円未満		180,000円未満		183,000円未満		185,000円未満	
85															183,000	220,000	185,000	350,000
90							173,000	340,000	175,000	390,000	178,000	440,000	180,000	490,000	220,000	670,000	350,000	720,000
95			168,000	1,060,000	170,000	1,310,000	340,000	1,760,000	390,000	2,250,000	440,000	2,500,000	490,000	2,750,000	670,000	3,280,000	720,000	3,530,000
99	163,000	5,000,000	1,060,000	5,000,000	1,310,000	5,000,000	1,760,000	5,000,000	2,250,000	5,000,000	2,500,000	5,000,000	2,750,000	5,000,000	3,280,000	5,000,000	3,530,000	5,000,000

（注）

㈠　この表は、昭和42年分の課税総所得金額等が5,000,000円未満である者について適用する表である。

㈡　この表における用語については、次に定めるところによる。

⑴　「昭和42年分の課税総所得金額等」とは、附則第十条第一項第二号（昭和四十三年分の予定納税基準額の計算の特例）に規定する課税総所得金額等をいう。

⑵　「扶養親族等の数」とは、昭和42年分の所得税につき附則第三条第一項（昭和四十二年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例）の規定により読み替えられた新法第八十三条（配偶者控除）の規定の適用を受けた控除対象配偶者及び附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条（扶養控除）の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をいう。

㈢　昭和42年分の課税総所得金額等が5,000,000円以上である者については、この表によらず、附則第十条第一項第一号に掲げる金額から3,500円を控除した金額が昭和43年分の所得税の予定納税基準額である。

附則別表第五　昭和42年分の年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表

（一）

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,000円未満		0	51,000	52,000	4,400	137,000	139,000	12,500
2,000	3,000	100	52,000	53,000	4,500	139,000	141,000	12,700
3,000	4,000	200	53,000	54,000	4,600	141,000	143,000	12,900
4,000	5,000	300	54,000	55,000	4,700	143,000	145,000	13,100
5,000	6,000	400	55,000	56,000	4,800	145,000	147,000	13,300
6,000	7,000	500	56,000	57,000	4,900	147,000	149,000	13,500
7,000	8,000	600	57,000	58,000	5,000	149,000	151,000	13,700
8,000	9,000	700	58,000	59,000	5,100	151,000	153,000	13,900
9,000	10,000	700	59,000	60,000	5,100	153,000	155,000	14,100
10,000	11,000	800	60,000	61,000	5,200	155,000	157,000	14,300
11,000	12,000	900	61,000	62,000	5,300	157,000	159,000	14,500
12,000	13,000	1,000	62,000	63,000	5,400	159,000	161,000	14,700
13,000	14,000	1,100	63,000	64,000	5,500	161,000	163,000	14,900
14,000	15,000	1,200	64,000	65,000	5,600	163,000	165,000	15,100
15,000	16,000	1,300	65,000	67,000	5,700	165,000	167,000	15,300
16,000	17,000	1,400	67,000	69,000	5,800	167,000	169,000	15,500
17,000	18,000	1,400	69,000	71,000	6,000	169,000	171,000	15,700
18,000	19,000	1,500	71,000	73,000	6,200	171,000	173,000	15,900
19,000	20,000	1,600	73,000	75,000	6,400	173,000	175,000	16,100
20,000	21,000	1,700	75,000	77,000	6,600	175,000	177,000	16,300
21,000	22,000	1,800	77,000	79,000	6,700	177,000	179,000	16,500
22,000	23,000	1,900	79,000	81,000	6,900	179,000	181,000	16,700
23,000	24,000	2,000	81,000	83,000	7,100	181,000	183,000	16,900
24,000	25,000	2,100	83,000	85,000	7,300	183,000	185,000	17,100
25,000	26,000	2,200	85,000	87,000	7,400	185,000	187,000	17,300
26,000	27,000	2,200	87,000	89,000	7,600	187,000	189,000	17,500
27,000	28,000	2,300	89,000	91,000	7,800	189,000	191,000	17,700
28,000	29,000	2,400	91,000	93,000	8,000	191,000	193,000	17,900
29,000	30,000	2,500	93,000	95,000	8,100	193,000	195,000	18,100
30,000	31,000	2,600	95,000	97,000	8,300	195,000	198,000	18,300
31,000	32,000	2,700	97,000	99,000	8,500	198,000	201,000	18,600
32,000	33,000	2,800	99,000	101,000	8,700	201,000	204,000	18,900
33,000	34,000	2,900	101,000	103,000	8,900	204,000	207,000	19,200
34,000	35,000	2,900	103,000	105,000	9,100	207,000	210,000	19,500
35,000	36,000	3,000	105,000	107,000	9,300	210,000	213,000	19,800
36,000	37,000	3,100	107,000	109,000	9,500	213,000	216,000	20,100
37,000	38,000	3,200	109,000	111,000	9,700	216,000	219,000	20,400
38,000	39,000	3,300	111,000	113,000	9,900	219,000	222,000	20,700
39,000	40,000	3,400	113,000	115,000	10,100	222,000	225,000	21,000
40,000	41,000	3,500	115,000	117,000	10,300	225,000	228,000	21,300
41,000	42,000	3,600	117,000	119,000	10,500	228,000	231,000	21,600
42,000	43,000	3,600	119,000	121,000	10,700	231,000	234,000	21,900
43,000	44,000	3,700	121,000	123,000	10,900	234,000	237,000	22,200
44,000	45,000	3,800	123,000	125,000	11,100	237,000	240,000	22,500
45,000	46,000	3,900	125,000	127,000	11,300	240,000	243,000	22,800
46,000	47,000	4,000	127,000	129,000	11,500	243,000	246,000	23,100
47,000	48,000	4,100	129,000	131,000	11,700	246,000	249,000	23,400
48,000	49,000	4,200	131,000	133,000	11,900	249,000	252,000	23,700
49,000	50,000	4,300	133,000	135,000	12,100	252,000	255,000	24,000
50,000	51,000	4,400	135,000	137,000	12,300	255,000	258,000	24,300

（二）

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
258,000	261,000	24,600	414,000	418,000	45,900	614,000	618,000	76,600
261,000	264,000	24,900	418,000	422,000	46,500	618,000	622,000	77,400
264,000	267,000	25,200	422,000	426,000	47,100	622,000	626,000	78,200
267,000	270,000	25,500	426,000	430,000	47,700	626,000	630,000	79,000
270,000	273,000	25,800	430,000	434,000	48,300	630,000	634,000	79,800
273,000	276,000	26,100	434,000	438,000	48,900	634,000	638,000	80,600
276,000	279,000	26,400	438,000	442,000	49,500	638,000	642,000	81,400
279,000	282,000	26,700	442,000	446,000	50,100	642,000	646,000	82,200
282,000	285,000	27,000	446,000	450,000	50,700	646,000	650,000	83,000
285,000	288,000	27,300	450,000	454,000	51,300	650,000	655,000	83,800
288,000	291,000	27,600	454,000	458,000	51,900	655,000	660,000	84,800
291,000	294,000	27,900	458,000	462,000	52,500	660,000	665,000	85,800
294,000	297,000	28,200	462,000	466,000	53,100	665,000	670,000	86,800
297,000	300,000	28,500	466,000	470,000	53,700	670,000	675,000	87,800
300,000	303,000	28,800	470,000	474,000	54,300	675,000	680,000	88,800
303,000	306,000	29,200	474,000	478,000	54,900	680,000	685,000	89,800
306,000	309,000	29,700	478,000	482,000	55,500	685,000	690,000	90,800
309,000	312,000	30,100	482,000	486,000	56,100	690,000	695,000	91,800
312,000	315,000	30,600	486,000	490,000	56,700	695,000	700,000	92,800
315,000	318,000	31,000	490,000	494,000	57,300	700,000	705,000	93,800
318,000	321,000	31,500	494,000	498,000	57,900	705,000	710,000	94,800
321,000	324,000	31,900	498,000	502,000	58,500	710,000	715,000	95,800
324,000	327,000	32,400	502,000	506,000	59,100	715,000	720,000	96,800
327,000	330,000	32,800	506,000	510,000	59,700	720,000	725,000	97,800
330,000	333,000	33,300	510,000	514,000	60,300	725,000	730,000	98,800
333,000	336,000	33,700	514,000	518,000	60,900	730,000	735,000	99,800
336,000	339,000	34,200	518,000	522,000	61,500	735,000	740,000	100,800
339,000	342,000	34,600	522,000	526,000	62,100	740,000	745,000	101,800
342,000	345,000	35,100	526,000	530,000	62,700	745,000	750,000	102,800
345,000	348,000	35,500	530,000	534,000	63,300	750,000	755,000	103,800
348,000	351,000	36,000	534,000	538,000	63,900	755,000	760,000	104,800
351,000	354,000	36,400	538,000	542,000	64,500	760,000	765,000	105,800
354,000	357,000	36,900	542,000	546,000	65,100	765,000	770,000	106,800
357,000	360,000	37,300	546,000	550,000	65,700	770,000	775,000	107,800
360,000	363,000	37,800	550,000	554,000	66,300	775,000	780,000	108,800
363,000	366,000	38,200	554,000	558,000	66,900	780,000	785,000	109,800
366,000	369,000	38,700	558,000	562,000	67,500	785,000	790,000	110,800
369,000	372,000	39,100	562,000	566,000	68,100	790,000	795,000	111,800
372,000	375,000	39,600	566,000	570,000	68,700	795,000	800,000	112,800
375,000	378,000	40,000	570,000	574,000	69,300	800,000	805,000	113,800
378,000	381,000	40,500	574,000	578,000	69,900	805,000	810,000	114,800
381,000	384,000	40,900	578,000	582,000	70,500	810,000	815,000	115,800
384,000	387,000	41,400	582,000	586,000	71,100	815,000	820,000	116,800
387,000	390,000	41,800	586,000	590,000	71,700	820,000	825,000	117,800
390,000	394,000	42,300	590,000	594,000	72,300	825,000	830,000	118,800
394,000	398,000	42,900	594,000	598,000	72,900	830,000	835,000	119,800
398,000	402,000	43,500	598,000	602,000	73,500	835,000	840,000	120,800
402,000	406,000	44,100	602,000	606,000	74,200	840,000	845,000	121,800
406,000	410,000	44,700	606,000	610,000	75,000	845,000	850,000	122,800
410,000	414,000	45,300	610,000	614,000	75,800	850,000	855,000	123,800